

下松市地域防災計画

本 編
(案)

令和3年3月

下松市防災会議

〔目 次〕

本 編

第1編 総 則	1-1-1
第1章 計画の方針	1-1-1
第1節 目的	1-1-1
第2節 計画の性格	1-1-1
第3節 計画の前提となる災害	1-1-2
第4節 防災に関する組織及び実施責任	1-1-2
第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所の とるべき措置	1-1-4
第2章 市の概況と自然災害	1-2-1
第1節 市の概況	1-2-1
第2節 社会的条件	1-2-2
第3節 気象と災害	1-2-3
第4節 事故災害	1-2-5
第2編 災害予防計画	2-1-1
第1章 防災意識・知識の普及啓発	2-1-1
第1節 自主防災思想の普及啓発	2-1-1
第2節 防災知識の普及啓発	2-1-2
第3節 災害教訓の伝承	2-1-4
第2章 防災活動の促進	2-2-1
第1節 消防団の育成強化	2-2-1
第2節 自主防災組織の育成	2-2-2
第3節 自主防犯組織の育成	2-2-4
第4節 企業防災活動の促進	2-2-4
第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	2-2-4
第3章 防災訓練の実施	2-3-1
第1節 訓練の内容	2-3-2
第4章 自然災害に強い市域の形成	2-4-1
第1節 市域の現況と保全対策	2-4-1
第2節 災害危険区域の設定	2-4-3
第3節 防災パトロールの実施	2-4-7
第5章 災害情報体制の整備	2-5-1
第1節 災害情報の収集、連絡体制	2-5-1
第6章 災害応急体制の整備	2-6-1
第1節 職員の体制	2-6-1
第2節 防災関係機関相互の連携体制	2-6-3
第3節 自衛隊との連携体制	2-6-5
第4節 徳山海上保安部との連携体制	2-6-5
第5節 防災中枢機能の確保、充実	2-6-6
第6節 水防資機材の整備	2-6-6

第7章 避難予防対策	2-7-1
第1節 市の避難計画	2-7-2
第2節 県の措置	2-7-10
第3節 学校その他防災上重要な施設の避難計画	2-7-10
第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	2-7-11
第8章 救助・救急、医療活動	2-8-1
第1節 救助・救急活動	2-8-1
第2節 医療活動	2-8-3
第9章 要配慮者対策	2-9-1
第1節 社会福祉施設、病院等の対策	2-9-2
第2節 在宅要配慮者対策	2-9-3
第3節 避難行動要支援者名簿	2-9-4
第4節 防災知識の普及啓発・訓練	2-9-4
第5節 避難所対策	2-9-5
第10章 緊急輸送活動	2-10-1
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	2-10-1
第2節 道路交通管理体制の整備	2-10-2
第3節 道路啓開	2-10-2
第4節 緊急輸送車両等の確保	2-10-2
第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画	2-11-1
第1節 災害救助物資確保計画	2-11-1
第2節 災害対策基金計画	2-11-3
第12章 ボランティア活動の環境整備	2-12-1
第1節 ボランティアの位置付け	2-12-1
第2節 ボランティアの育成	2-12-2
第3節 ボランティアの登録	2-12-3
第4節 ボランティア支援体制の整備・強化	2-12-3
第13章 施設、設備等の応急復旧体制	2-13-1
第1節 公共施設等の応急復旧体制	2-13-1
第2節 ライフライン施設の応急復旧体制	2-13-2
第14章 危険家屋移転促進対策	2-14-1
第1節 防災のための集団移転促進計画	2-14-1
第2節 がけ地近接危険住宅の移転促進計画	2-14-2
第15章 火災予防対策	2-15-1
第1節 一般火災予防計画	2-15-1
第2節 林野火災予防計画	2-15-9
第16章 交通災害予防対策	2-16-1
第1節 海上災害予防計画	2-16-1
第2節 航空災害予防計画	2-16-6
第3節 陸上交通災害予防計画	2-16-9
第17章 産業災害予防対策	2-17-1
第1節 化学工場等災害予防計画	2-17-2
第2節 危険物等災害予防計画	2-17-9
第3節 営農災害予防計画	2-17-27

第4節	地下埋設物災害予防計画	2-17-28
第3編	災害応急対策計画	3-1-1
第1章	応急活動計画	3-1-1
第1節	市の活動体制	3-1-2
第2節	指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制	3-1-18
第3節	支援活動体制	3-1-18
第4節	災害対策総合連絡本部	3-1-19
第2章	災害情報の収集・伝達計画	3-2-1
第1節	災害情報計画	3-2-1
第2節	災害情報収集・伝達計画	3-2-14
第3節	通信運用計画	3-2-19
第4節	災害時の放送	3-2-24
第5節	広報計画	3-2-26
第3章	事前措置及び応急公用負担計画	3-3-1
第1節	事前措置計画	3-3-2
第2節	応急公用負担計画	3-3-3
第4章	救助・救急、医療等活動計画	3-4-1
第1節	救助・救急計画	3-4-1
第2節	医療等活動計画	3-4-5
第3節	集団発生傷病者救急医療計画	3-4-15
第5章	避難計画	3-5-1
第1節	避難勧告等	3-5-1
第2節	避難所の設置運営	3-5-8
第6章	消防防災ヘリコプターによる災害応急対策	3-6-1
第1節	活動体制	3-6-1
第2節	活動拠点	3-6-1
第3節	活動内容	3-6-2
第4節	応援要請	3-6-2
第7章	応援要請計画	3-7-1
第1節	相互応援協力計画	3-7-2
第2節	自衛隊災害派遣要請計画	3-7-8
第8章	緊急輸送計画	3-8-1
第1節	緊急輸送ネットワークの整備	3-8-2
第2節	緊急道路啓開	3-8-3
第3節	輸送車両等の確保	3-8-5
第4節	災害救助法による輸送基準	3-8-7
第5節	交通規制	3-8-8
第6節	臨時ヘリポート設定計画	3-8-13
第9章	災害救助法の適用計画	3-9-1
第1節	救助法の適用	3-9-1
第2節	賃金職員等の雇い上げ計画	3-9-7
第10章	食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	3-10-1
第1節	食料供給計画	3-10-1

第2節	飲料水供給計画	3-10-5
第3節	生活必需品等の供給計画	3-10-10
第11章	保健衛生・動物愛護管理計画	3-11-1
第1節	防疫及び食品衛生監視	3-11-1
第2節	遺体の処理計画	3-11-4
第3節	災害廃棄物等処理計画	3-11-9
第4節	動物愛護管理計画	3-11-21
第12章	応急住宅計画	3-12-1
第1節	応急仮設住宅の供与	3-12-1
第2節	被災住宅の応急修理	3-12-4
第3節	建設資材等の調達	3-12-5
第4節	公営住宅の応急修理	3-12-5
第13章	水防計画	3-13-1
第1節	計画の目的及び性格	3-13-1
第2節	水防実施機関の業務及び責任	3-13-2
第3節	市の水防体制	3-13-4
第4節	気象状況等の連絡系統	3-13-5
第5節	水位、雨量等の連絡系統	3-13-5
第6節	水防用備蓄器具、資材の整備、確保	3-13-7
第7節	水位の通報及び避難判断水位(特別警戒水位)の通知	3-13-8
第8節	水防警報	3-13-10
第9節	水防活動	3-13-12
第10節	公用負担	3-13-17
第11節	水防標識・水防信号・身分証票	3-13-18
第12節	水防訓練	3-13-20
第13節	水防協力団体	3-13-20
第14章	災害警備計画	3-14-1
第1節	陸上警備対策	3-14-1
第2節	海上警備対策	3-14-4
第15章	要配慮者支援計画	3-15-1
第1節	避難誘導・避難所の管理等	3-15-1
第2節	保健・福祉対策	3-15-3
第16章	ボランティア活動支援計画	3-16-1
第1節	一般ボランティアの支援体制	3-16-1
第2節	専門ボランティアの支援体制	3-16-3
第17章	応急教育計画	3-17-1
第1節	文教対策	3-17-1
第2節	災害応急活動	3-17-10
第18章	ライフライン施設の応急復旧計画	3-18-1
第1節	電力施設	3-18-2
第2節	ガス施設	3-18-4
第3節	水道施設	3-18-6
第4節	下水道施設	3-18-8
第5節	電気通信設備	3-18-10
第6節	工業用水道施設	3-18-14

第 1 9 章	公共施設等の応急復旧計画	3-19-1
第 1 節	公共土木施設	3-19-1
第 2 節	公共施設	3-19-7
第 3 節	鉄道施設	3-19-8
第 2 0 章	雪害対策計画	3-20-1
第 1 節	道路鉄道除雪計画	3-20-2
第 2 節	家屋の除雪計画	3-20-4
第 3 節	なだれ対策計画	3-20-5
第 4 節	孤立対策計画	3-20-6
第 2 1 章	火災対策計画	3-21-1
第 1 節	火災防ぎょ計画	3-21-2
第 2 節	林野火災対策計画	3-21-8
第 2 2 章	交通災害対策計画	3-22-1
第 1 節	海上災害対策計画	3-22-1
第 2 節	航空災害対策計画	3-22-10
第 3 節	陸上交通災害対策計画	3-22-15
第 2 3 章	産業災害対策計画	3-23-1
第 1 節	化学工場等災害対策計画	3-23-2
第 2 節	ガス災害対策計画	3-23-8
第 3 節	農産物対策計画	3-23-11
第 4 節	家畜管理計画	3-23-14
第 2 4 章	広域消防応援・受援に係る計画	3-24-1
第 1 節	山口県内広域消防応援計画	3-24-1
第 2 節	山口県緊急消防援助隊受援計画	3-24-7
第 3 節	広域航空消防応援の受援実施	3-24-16
第 4 節	緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画	3-24-18
第 4 編	復旧・復興計画	4-1-1
第 1 章	復旧・復興活動計画	4-1-1
第 1 節	市の活動体制	4-1-2
第 2 章	被災者の生活再建計画	4-2-1
第 1 節	被災者の生活確保	4-2-2
第 2 節	義援金及び見舞品の受入れ・配分	4-2-13
第 3 章	公共施設の災害復旧・復興計画	4-3-1
第 1 節	公共施設災害復旧の基本方針	4-3-1
第 2 節	災害復旧事業の推進	4-3-2
第 3 節	計画的な復興	4-3-6
第 4 章	被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画	4-4-1
第 1 節	被災中小企業者の援助措置	4-4-1
第 2 節	被災農林業関係者の援助措置	4-4-1
第 5 章	金融計画	4-5-1

第1編 総則

第1編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、下松市防災会議が作成する計画であって、市域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民等が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民等がその有する全機能を有効に発揮して市の地域並びに市民等の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び県地域防災計画との整合性を図り、市地域防災計画を策定するものである。
なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく山口県内の石油コンビナート等特別防災区域については、山口県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、市防災会議に計画の修正案を提出するものとする。
- 3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民等に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。
なお、計画の効果的な運用に向けては、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立すること、避難所の運営など具体的な取り組みにおいて男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。
- 5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------------------------------------------|
| (1) 災 対 法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| (2) 救 助 法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| (3) 激 甚 法 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号） |

- (4) 県 山口県
- (5) 市 下松市
- (6) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関
災対法第2条第3号～第6号までの規定によるそれぞれの機関
- (7) 県防災計画 山口県地域防災計画
- (8) 市防災計画 下松市地域防災計画
- (9) 防災業務計画 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が、防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画
- (10) 消 防 本 部 下松市消防本部

第3節 計画の前提となる災害

1 自然災害

暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、豪雪、その他異常な自然現象（地震、津波を除く）

2 事故災害

大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の大規模な人為的事故

第4節 防災に関する組織及び実施責任

第1項 下松市防災会議

下松市防災会議は、市長を会長として災対法第16条及び下松市防災会議条例（昭和38年3月16日条例第6号）に規定する機関の長等を委員として組織するもので、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じて当該市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し意見を述べる。

- (1) 会 長 下松市長
- (2) 委 員
 - ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - イ 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - ウ 山口県の機関の職員のうちから市長が任命する者
 - エ 山口県下松警察署の警察官のうちから市長が任命する者
 - オ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - カ 教育長
 - キ 消防長、消防署長及び消防団長
 - ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - ケ 自主防災組織の代表者及び学識経験者(市長任命)
 - コ その他市長が特に必要と認めて任命する者

第2項 実施責任

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに市民等の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び市民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

市民等は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

資料編 〔防災組織〕・下松市防災会議条例
・下松市防災会議委員

第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び市民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

1 市

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 下松市防災会議に関すること。 2 市民等に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関すること。 3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること。 4 防災に関する施設又は設備の整備に関すること。 5 市が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること。 6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること。 7 市民等への気象情報、災害情報の伝達に関すること。 8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること。 9 消防、水防その他の応急措置に関すること。 10 避難の勧告又は指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。 11 被災者の救助及び救護措置に関すること。 12 保健衛生、文教、治安対策に関すること。 13 施設設備の応急復旧に関すること。 14 緊急輸送道路の確保に関すること。 15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関すること。 16 地域内の公共的団体及び住民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関すること。 17 その他災害発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。 18 災害広報に関すること。 19 ボランティアの活動支援に関すること。 20 義援金品の受入れ・配分に関すること。

2 県・出先機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 2 市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること。 3 防災に関する調査、研究に関すること。 4 県土保全事業等に関すること。 5 防災に関する組織の整備に関すること。 6 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 7 防災に関する物資等の備蓄に関すること。 8 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること。 9 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること。 10 災害時の広報に関すること。 11 災害の防ぎよと被害拡大の防止のための応急措置に関すること。 12 被災者の救助、医療救護等（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む）の措置及び支援に関すること。 13 防疫その他保健衛生に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	14 被災県有施設及び設備の応急措置に関する事。 15 災害時の交通及び輸送の確保に関する事。 16 要配慮者対策に関する事。 17 ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関する事。 18 自衛隊の災害派遣に関する事。 19 他の都道府県との相互応援に関する事。 20 救助法に関する事。 21 災害時の文教対策に関する事。 22 災害時の公安警備対策に関する事。 23 災害復旧・復興の実施に関する事。 24 その他県の所掌事務についての防災対策に関する事。
周南県民局	1 周南災害対策地方本部の設置・運営に関する事。
周南健康福祉センター	1 災害時の医療、助産、防疫など被災者救護に関する事。
周南農林水産事務所	1 農林業関係の被害状況の調査及び取りまとめ並びに応急対策実施に関する事。 2 災害用主食の調達及び副食の確保に関する事。 3 農業用施設の水防、応急復旧に関する事。 4 農地・農業用施設の整備及び災害防止対策に関する事。 5 家畜の管理、防疫に関する事。 6 金融対策に関する事。 7 応急仮設住宅用木材の確保に関する事。 8 治山施設の整備及び災害防止対策に関する事。
周南土木建築事務所 (未武川ダム管理所)	1 国道、県道、河川などの防災管理及び水防のための警報などの発表伝達に関する事。 (ダムの防災管理及び水防のための警報等の伝達に関する事。)
周南港湾管理事務所	1 港湾施設、海岸保全施設の整備に関する事。 2 港湾施設、海岸保全施設等に係わる災害情報の収集及び応急対策に関する事。 3 高潮、津波災害等に関する港湾海岸計画に関する事。
下松警察署	1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関する事。 2 被災者の救出救護に関する事。 3 避難の指示及び誘導に関する事。 4 緊急交通路の確保に関する事。 5 信号機等交通安全施設の保全に関する事。 6 遺体の検視に関する事。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序等に関する事。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関する事。 9 危険物等の大量流出時における防除活動に関する事。

3 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中国四国管区警察 局	1 管区内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する事。 2 他管区警察局との連携に関する事。 3 関係機関との協力に関する事。 4 情報の収集及び連絡に関する事。 5 警察通信の運用に関する事。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中国財務局 (山口財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。 2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立合に関すること。 3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。 4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。
中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における食料の供給実施準備について関係団体等に協力を求める措置に関すること。 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。 4 農林業関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 6 営農資材及び生鮮食料品の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策に関すること。 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。 8 被災農林業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年8月5日法律第136号）に基づく経営資金等、農林漁業金融公庫の資金等の融資に関すること。 9 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。 10 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
中国四国厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 独立行政法人国立病院機構等関係機関と連絡調整(災害時における医療の提供)
近畿中国森林 管理局 (山口森林管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有保安林、治山施設、保安施設等の整備及び管理に関すること。 2 国有林における予防治山施設による災害予防に関すること。 3 国有林における荒廢地の復旧に関すること。 4 災害対策用復旧用資材の供給に関すること。 5 森林火災防止対策に関すること。
中国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電気・ガスの供給の確保に必要な指導に関すること。 3 被災地域において必要とされる災害対策物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導に関すること。 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関すること。
中国四国産業 保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 火薬類・高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設・電気施設等の保安の確保に必要な監督指導に関すること。 3 鉱山における危害及び鉱害の防止の監督指導に関すること。 4 鉱山施設の保全の監督指導に関すること。
中国運輸局 (山口運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること。 3 震災時における輸送用船舶・車両のあっせん、確保に関すること。 4 鉄道及び索道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関すること。 5 船舶・港湾荷役施設等の安全確保に関すること。 6 船舶の安全性及び安全な運航の確保に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
第六管区海上保安本部 (徳山海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関すること。 2 航路標識の施設の保全に関すること。 3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること。 4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること。 5 警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関すること。 6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること。 7 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関すること。
大阪航空局 広島空港事務所 北九州空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 2 航空機事故の応急対策に関すること。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知に関すること。
福岡管区气象台 (下関地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 2 気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警備等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること。 3 災害時における非常用通信の運用監督に関すること。 4 非常通信協議会の指導育成に関すること。 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。
山口労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場等、事業場における安全衛生管理に関すること。 2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関すること。 3 労働者災害補償保険の給付に関すること。 4 失業者の雇用確保、雇用保険の給付に関すること。 5 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。
中国地方整備局 九州地方整備局 (九州地方整備局 所管の一部港湾・海 域のみ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への助言に関すること。 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。 6 災害時における交通の確保に関すること。 7 海洋汚染の防除に関すること。 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣。 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関すること。
中国四国地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 家庭動物の保護等に係る支援に関すること。 3 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。
中国四国防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整に関すること。 2 災害時における米軍部隊との連絡調整に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中国地方測量部	1 地理空間情報の活用に関すること 2 防災関連情報の活用に関すること 3 地理情報システムの活用に関すること 4 復旧測量等の実施に関すること

4 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自 衛 隊 (陸上自衛隊) (海上自衛隊) (航空自衛隊)	1 災害派遣の準備に関すること。 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 防災に関する教育訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

5 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本銀行 (下関支店)	1 災害発生時において、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。
日本赤十字社 山口県支部	1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。 2 輸血用血液の確保、供給に関すること。 3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。 4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。 5 義援金の受入れ・配分に関すること。
日本放送協会 (山口放送局)	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係わる災害広報の実施に関すること。 2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。 3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。
西日本高速道路 株式会社 (中国支社)	1 中国自動車道、山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関すること。 2 緊急輸送路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関すること。
日本貨物鉄道 株式会社	1 貨物列車の運行状況の広報に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
西日本電信 電話株式会社 (山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
株式会社 NTTドコモ (中国支社山口支店) KDDI株式会社 (中国総支社) ソフトバンク株式会社 (中国ネットワーク技術部)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本通運株式会社 (周南支店) 福山通運株式会社 (徳山支店) 佐川急便株式会社 (徳山営業所) ヤマト運輸株式会社 (山口主管支店) 西濃運輸株式会社 (下松支店)	1 災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
中国電力ネットワーク株式会社 (周南ネットワークセンター)	1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。 2 被災施設、設備の応急復旧に関すること。
西日本旅客鉄道株式会社 (徳山駅・下松駅)	1 列車の運転規制に関すること。 2 旅客の避難、救護に関すること。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 4 災害時における鉄道車両による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
独立行政法人 国立病院機構 (中国四国グループ)	1 災害時における国立病院機構の医療班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の派遣又は派遣準備に関すること。 2 広域災害における国立病院機構からの医療班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の派遣に関すること。 3 災害時における国立病院機構の災害情報収集、通報に関すること。
日本郵便株式会社 (下松郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除被災地あての救助用郵便物の料金免除に関すること。 3 かんぽ生命保険業務の非常取扱に関すること。 4 利用者の誘導避難に関すること。

6 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人 山口県医師会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容並びに看護に関すること。
公益社団法人 山口県歯科医師会	1 災害時における救急歯科医療に関すること。 2 災害時における歯科保険活動に関すること。 3 身元確認活動に関すること。
一般社団法人 山口県薬剤師会	1 災害時における調剤、医薬品等の提供に関すること。 2 防疫・保健衛生活動に関すること。
公益社団法人 山口県看護協会 周南支部	1 医療救護活動 (1) 救急医療及び助産活動に関すること。 (2) 負傷者の収容及び看護に関すること。 2 健康管理活動 避難所地域等における保健指導その他健康管理に関する必要な業務
山口合同ガス株式会社 (徳山支店下松センター)	1 ガス設備の防災対策の実施及び管理に関すること。 2 災害時におけるガスの供給確保に関すること。 3 被災設備の応急対策及び復旧に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人 山口県トラック協会 周南支部	1 災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
公益社団法人 山口県バス協会 サンデン交通株式会社 防長交通株式会社	1 旅客の安全確保に関すること。 2 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること。 3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること。
山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 山口朝日放送株式会社 株式会社エフエム山口	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係わる災害広報の実施に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。
一般社団法人 山口県建設業協会	1 災害時における被害情報の収集・伝達への協力に関すること。 2 災害時における公共施設等からの障害物の除去及び応急復旧への協力に関すること。

7 管内の公共的団体

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
山口県農業協同組合 (下松支所)	1 被災者への融資あつせん、資金の導入並びに生産資材生活用物資の確保、協力に関すること。
下松商工会議所	1 生活必需品、復旧資材等、防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
下松建設業協同組合	1 災害応急工事实施の際の機械、作業員等の調達協力に関すること。
山口県漁業協同組合 (下松支店)	1 被災者への融資のあつせん、資金の導入、海難の際の救助協力に関すること。 2 災害対策用船舶(漁船)の確保に関すること。
下松市社会福祉協議会 下松市連合婦人会	1 市が行う災害救助活動及び保健衛生活動への協力に関すること。
下松医師会 公益社団法人 下松市歯科医師会 一般社団法人 下松薬剤師会	1 災害時における救急医療に関すること。
Kビジョン株式会社 エフエム周南株式会社	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係わる災害広報の実施に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。

8 一部事務組合

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
周南東部環境施設組合	1 不燃系ごみの処理に関すること。
周南地区衛生施設組合	1 可燃系ごみの処理に関すること。 2 斎場に関すること。

9 市民・事業所

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市 民	1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること。 2 市が行う防災事業に協力するよう努めること。
防災上重要な施設の管理者	1 病院、スーパー、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策に関すること。 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること。 3 社会福祉施設、学校等の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。 4 指定避難所施設の指定管理者 (1) 災害時における避難所運営の協力に関すること。
その他の企業	市が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るためおおむね次の事項を実施するものとする。 1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施 2 従業員に対する防災教育訓練の実施 3 防災組織体制の整備 4 施設の防災対策及び応急対策の実施 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄

第2章 市の概況と自然災害

第1節 市の概況

第1項 地 勢

本市は、山口県南東部に位置し、瀬戸内海に面し、県庁所在地の山口市から東南東へ約40kmの位置にあり、東は光市と周南市、北と西は周南市に境を接し、瀬戸内海に臨んでいる東西12.7km、南北20.6km、総面積89.36k㎡の都市である。

市内を流れる末武川、切戸川などの河川の下流に形成された平野部には、海岸線から臨海工業地域、商業業務地域、住宅地域の順で土地利用がなされ、また、丘陵地や山間部は農林業の用途に供されている。

市の北部地域は、豊かな水資源を有する山間部につながり、天恵の自然環境を提供しており、この地域に設置された末武川ダムや温見ダムは、上水、工業用水、農業用水等を提供する貴重な水資源となっている。


臨海工業地域に接する下松港は、笠戸島と周南市の大島半島に囲まれ、波静かな天然の良港をなしており、国際拠点港湾として機能している。

また、笠戸大橋によって本土と結ばれている笠戸島は、周囲36kmの風光明媚な景勝の地であることから、瀬戸内海国立公園に指定されており、観光やレクリエーションなど、リゾート基地となっている。

第2項 位 置

本市の位置は以下のとおりである。

【 下松市の位置 】

方 位	経 緯 度	
東 端	東経 131' 56"	
西 端	東経 131' 48"	
南 端	北緯 33' 55"	
北 端	北緯 34' 06"	
市役所位置	東経 131' 52" 北緯 34' 00"	

第3項 河 川

本市の河川は、末武川水系、平田川水系、切戸川水系に大きく分けられ、このうち末武川では、平成3年に末武川ダムが完成している。

第4項 海 岸

市内の海岸部には、国際拠点港湾徳山下松港の一部として公共埠頭がある。

第2節 社会的条件

第1項 人 口

1 人口の推移

昭和50年ごろまで増加基調にあった本市の人口は、その後横ばい傾向に転じたが、周南地域、山口県全体の減少傾向にかかわらず、一定の水準を維持してきた。

国勢調査による平成27年の人口は、55,812人で、前回に比べ増加しているが、65歳以上の高齢者の割合は、平成22年国勢調査では25.1%であったが、平成27年には28.4%となっているほか、高齢者の単独世帯は2,924世帯(12.3%)、高齢者夫婦世帯3,112世帯(10.6%)となっている。

第2項 交 通

1 道 路

市内の道路網は、国道2路線、県道11路線と、それらを補完する市道によって構成されている。

都市計画道路は、良好な市街地形成の骨格として31路線が計画決定され、順次供用区間をさせているが、相互にネットワーク機能を発揮できるようにするほか、延焼遮断帯や緊急輸送路の確保という面からも、今後一層整備推進を行っていく。

資料編 [市の概況]・道路の状況

2 公共交通

市内の鉄道は、西日本旅客鉄道株式会社の山陽本線と岩徳線があり、下松（山陽本線）、周防花岡、生野屋、周防久保の4駅がある。

バス輸送は、防長交通株式会社と中国ジェイアールバス株式会社によって行われており、周南市を中心とした路線網が形成されている。

第3項 工 業

本市の工業は、従来から基礎素材型の業種を中心に鉄鋼、一般機械、輸送用機械、金属製品で出荷額の大半を占めている。主に県道徳山下松線沿いに工場が立ち並んでおり、特に臨海部は、日立製作所笠戸事業所・東洋鋼板下松事業所・中国電力下松発電所が、笠戸島には新笠戸ドックが立地している。

なお臨海部の工業地域は、「石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）」による特別防災区域に指定されており、各事業所での自主防災体制の強化を促進するとともに、事業所間で下松地区石油コンビナート等特別防災区域協議会が組織され、定期合同訓練や県総合防災訓練等により、事業所間相互の応援体制の確立に努めている。

第4項 土地利用

本市の総面積は、89.36km²であり、その約6割は森林であり、里山、環境保全林から林業生産活動の場となる人工林帯と広葉樹による天然林帯まで幅広く分布している。特に北部の山間地域や笠戸島では、森林に囲まれた中に集落や農用地が点在する状況にある。

そのため、砂防対策、地すべり危険箇所の対策、急傾斜地崩壊防止対策等について、国・県と一体となって危険度の高い部分から長期的視野に立って災害防止の整備を進めるほか、土砂災害の危険に対する認識の啓発にも努めている。

また、避難路及び避難場所の整備は、防災の観点から非常に重要な要素となっていることから、地域特性に応じた効率的、効果的な防災拠点・避難地の配置として、下松スポーツ公園を地域防災拠点となる防災公園として、国民宿舎大城を笠戸島地域、花岡公民館を花岡地域における防災拠点としてそれぞれ位置づけている。

(1) 下松スポーツ公園

当該公園は、本市のほぼ中央に位置し、「山陽自動車道徳山東 IC」「国道2号」「県道63号下松田布施線」「JR岩徳線」といった陸路におけるアクセス、災害発生時の救援活動拠点並びに物資輸送拠点としての機能を確保する市の防災拠点として整備を進めている。

(2) 国民宿舎大城

笠戸大橋は、台風接近時等に強風により通行止めになることがあり、その際は、笠戸島全体が孤立することとなる。当該施設は高台に立地し、高潮及び津波による浸水害が想定されていないこと、また、「県道173号」からのアクセスも良いことから、災害発生時の笠戸島における地域防災拠点として整備を進めることとする。

(3) 花岡公民館

当該施設は、花岡地区のほぼ中央に位置しており、地域コミュニティ活動の拠点施設となっている。

また、洪水、高潮及び津波による浸水害が想定されておらず、「国道2号」「県道41号下松鹿野線」からのアクセスも良く、災害発生時の救援活動や物資輸送ルートも確保されていることから、花岡地域における地域防災拠点として整備を進めることとする。

第3節 気象と災害

第1項 気象の概況

本市の気候は、年間の日照時間も比較的多く、瀬戸内式気候のため、降水量も少なく温暖である。ただし、平成5年には、年間降水量2,953mmを記録しており、近年では最も多い降水量を記録している。また、平成9年、16年、18年、25年、27年、28年、30年に2,000mmを上回る年間降水量を記録している。

資料編 【市の概況】・気象概況

第2項 台 風

台風は、海水温が低い場所や陸地などでは衰弱する。このため、台風が市に影響する場合には、九州や四国に上陸した後に弱まって接近することが多く、九州各県などに比べれば台風による被害は少ないと言える。しかし、台風は一般の低気圧と比べれば、猛烈な風と雨を伴っているので警戒を怠ることはできない。特に、勢力の強い台風が、九州の西海上を衰弱することなく北上して、本市西側を通過する進路を取る場合には、大きな災害が予想される。

近年の台風等による被害としては、平成16年の台風により、深浦公民館の屋根の破損、末武川、平田川、切戸川の氾濫による床上浸水、笠戸島沖に停泊していた貨物船が座礁し乗員22名が死亡、行方不明となるなどの被害が生じている。

1 台風による風

台風の風は、海上では進行方向の右側で風が強い非対称な分布となる。しかし陸上では、地形により風向や風速が変わる。風向により地域に特有の強風域や弱風域が現れることが多いため、風が弱いからといって警戒を緩めないことである。

2 台風による雨

台風は多量の降水をもたらす。特に、強風を伴っているため、山岳によって強制上昇がおこるような地形では雨量が著しく増加する。時には、日雨量が300mmを越えるような雨を降らせることもある。熱帯低気圧又は温帯低気圧に衰えた後でも大雨を降らせることがあるので警戒を怠ることはできない。

3 台風による高潮

台風による高潮は、強風による海水の吹き寄せと、気圧低下による海水の吸い上げによって海水面が異常に高くなる現象をいう。高潮が満潮時に重なると潮位は著しく高くなり、さらに高波がこれに加わる。河川の下流部では、降雨による水位の上昇が加わり被害を大きくすることがある。また、台風の勢力、経路、及び移動の速さ、接近・通過の時間などの悪条件が重なると、大災害を引き起こすことがある。

第3項 大 雨

大雨による災害は、集中豪雨で起きることが多い。豪雨は、組織的な積乱雲の塊が一ヶ所に留まり、持続したときに起きる。積乱雲の一つの寿命はせいぜい30分から1時間程度であるが、先に述べた豪雨の場合には、衰弱した端から新しい積乱雲が発生する雲組織が出来ている。このような雲システムは梅雨前線付近や低気圧、台風、太平洋高気圧の周辺部などで発生しやすい。特に梅雨前線が停滞したり、南北に小刻みに振動したりすると大雨になりやすい。

大雨による災害は、災害の発生形態によって洪水害・浸水害・湛水害・山崖崩れ害・土石流害・地すべり害・強雨害等に分類されている。

第4項 大 雪

冬の季節風による影響は、日本海側と、瀬戸内海側では異なる。一般には、日本海側では曇天となったりしぐれたりする事が多いが、瀬戸内海側では山口県の脊梁の山岳の影響によ

り晴れることが多い。しかし、寒気の吹き出しが強い場合には、日本海で発生した雲が山岳を越えて瀬戸内海側に流れてくることがしばしばある。また、冬に九州南岸を低気圧が通過するような場合には、瀬戸内側でもまとまった積雪になることがある。

本市では山間部を除けば積雪はそれほど多くない。しかし逆に、わずかの積雪でも道路や鉄道で交通障害が発生し、経済活動や市民生活に支障が出るため、その社会的影響は大きい。

雪による害はこの他、電線等に降雪が付着し雪の重みによる電線の切断・短絡や電柱・支柱等の傾斜・折損などを起こすことによる停電や電話の不通、なだれによる被害、ビニールハウスなどの倒壊や道路脇の樹木の折損による交通障害などがある。

第5項 市の災害履歴

本市は、過去に末武川、平田川、切戸川等の氾濫による水害に悩まされてきた。現在においては大きな水害はないが、平成3年の台風19号では塩害による長期停電や断水が発生したほか、家屋の半壊も16棟を数えた。また、近年では平成16年の台風16号により、18戸が床上浸水したほか、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）では、全壊2戸、半壊2戸、一部損壊6戸、床上浸水6戸の住家被害が発生した。

なお地震では、平成13年3月の芸予地震において震度5弱を観測したほか、平成26年3月にも伊予灘沖を震源とする地震が発生し、震度5弱を観測している。

資料編 【市の概況】・近年の災害による被害

第4節 事故災害

近年の社会・産業の高度化、複雑化、多様化を背景として、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁などの道路構造の大規模化に伴い危険物等災害、大規模な火災、林野火災、航空機災害等、大規模な事故による被害（事故災害）についても一層の充実強化が求められている。

また、市街地の密集地帯は、火災の危険度が高いほか、特に本市においては、臨海部において「石油コンビナート等災害防止法」による特別防災区域に指定されており、事業所間相互の応援体制の確立に努める必要がある。

第2編 災害予防計画

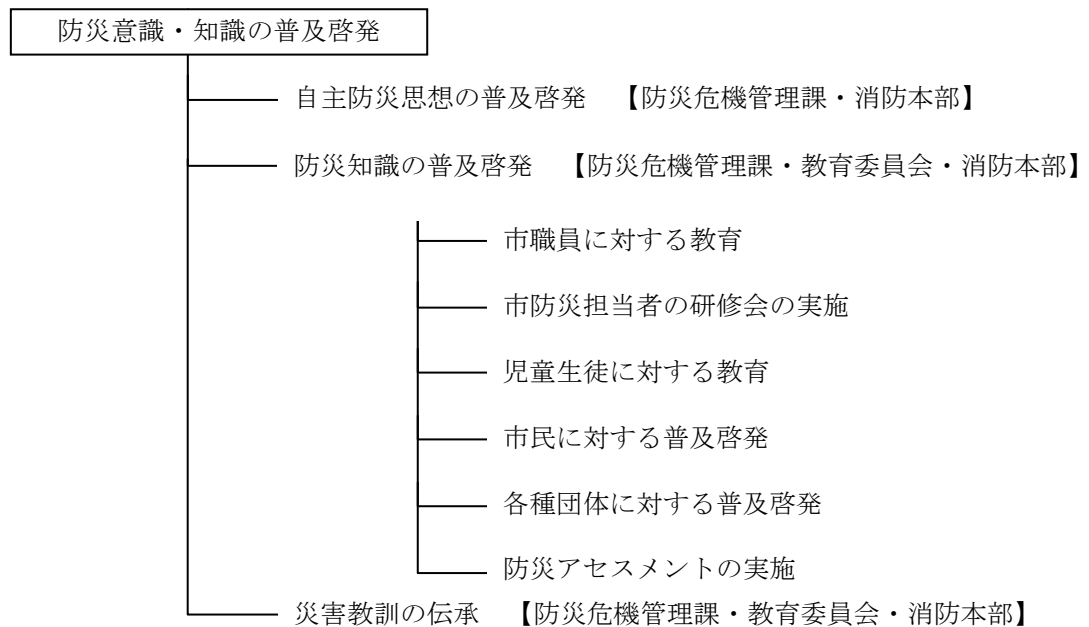
第2編 災害予防計画

第1章 防災意識・知識の普及啓発

基本的な考え方

災害による被害を最小限にとどめるためには、市、県及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と、同時に、市民一人ひとりが、家庭や地域社会において、自らの生命と財産は自分で守る「自助」、あるいは、「共助」の心構え、行動が求められる。

このため、市は、職員及び市民等に対し、災害に関する防災知識を啓発指導するものとする。



第1節 自主防災思想の普及啓発

【関係機関：防災危機管理課・消防本部】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民等はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは市、国、県及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。

このため、市は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

第2節 防災知識の普及啓発

【 関係機関：防災危機管理課・教育委員会・消防本部 】

第1項 市

防災対策を円滑に実施するため、市職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般市民に対しては、災害に対する正しい知識の普及啓発を図る。

1 市職員に対する教育

市職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。

- (1) 災害に対する基礎知識
- (2) 市防災計画に示す災害対策
- (3) 特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- (5) 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 災害対策の課題その他必要な事項

上記のうち、(3)及び(4)については、年度当初に各所属において、十分周知しておくものとする。また、各対策部は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

2 市防災担当者の研修会の実施

災害対策の推進に当たり、中心となる市の防災担当職員を対象に必要な知識や心構えについて研修を行うとともに、県や防災機関との連携について確認する。

実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。

- (1) 災害に対する基礎知識
- (2) 市防災計画と県防災計画との関係
- (3) 特別警報・警報・注意報発表時及び地震発生時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（県への情報伝達等）
- (5) 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 災害対策の課題その他必要な事項

3 児童生徒に対する教育

市教育委員会は、各学校に対し児童生徒に対する防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。

- (1) 児童生徒に対する指導

ア ホームルーム、学校行事等教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導を行う。

イ 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階や立地条件等地域の特性に応じた指導を行う。

ウ 中・高等学校の生徒を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。

4 市民等に対する普及啓発

特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、市民等が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、市広報紙、パンフレット、ポスター、防災メール、インターネット及び報道媒体を活用し、県と協力して次のようなことを普及啓発する。

なお、普及啓発に当たっては、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を活用した啓発に努めるとともに、防災の日を設定し重点的な取り組みを行う。また、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。

(1) 家庭での予防・安全対策

ア 最低3日分の食料、飲料水等の備蓄

イ 非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

ウ 消火器の普及

エ 保険・共済等への加入

(2) 防災気象情報、避難に関する情報、5段階の警戒レベルに対応した取るべき行動

(3) 避難場所での行動

(4) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(5) その他

ア 災害の基礎的知識、市の災害発生状況及び防災対策

イ 浸水、土砂災害危険予想地域の情報

ウ 浸水、災害危険区域の情報

エ 避難地、避難路その他避難対策

オ 応急手当等看護の知識

カ 要配慮者対応

キ 「逃げ遅れゼロ」に向けたマイタイムラインの作成に関する情報

5 各種団体等に対する普及啓発

(1) 市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。

なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮する等、内容に配慮して行う。

(2) 各種団体が開催する研修会、講習会において、防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

6 防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ（各種ハザードマップ）、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアルを活用するなど、市民等の安全確保に努めるものとする。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第2項 防災関係機関

防災関係機関においては、市に準じて職員に対する防災教育を実施する。

第3節 災害教訓の伝承

【 関係機関：防災危機管理課・教育委員会・消防本部 】

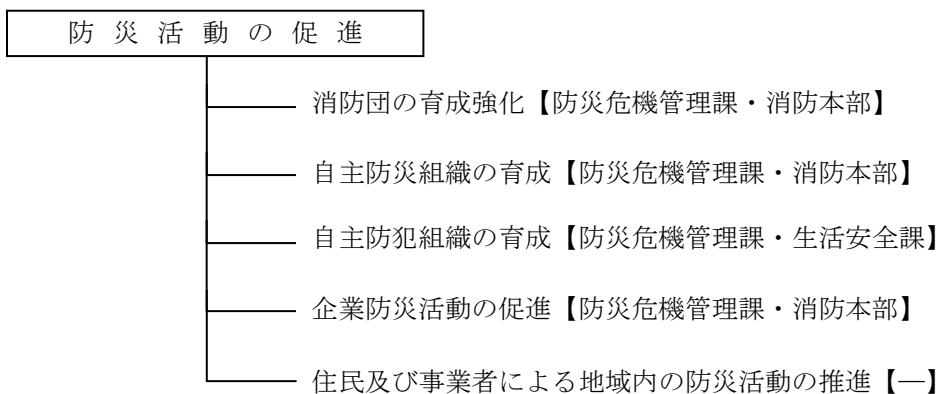
市及び県は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民等が閲覧できるよう公開に努めるものとする。市民等は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市及び県はその取組を支援するものとする。

第2章 防災活動の促進

基本的な考え方

地域社会の安全確保は、市、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や市民等による防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。

特に、大規模災害発生時においては、これらの消防組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、また避難者の誘導、避難者への各種救援活動等に大きな成果が期待できる。このため、消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。



第1節 消防団の育成強化

【 関係機関：防災危機管理課・消防本部 】

第1項 市

消防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。

- (1) 消防団の活性化等その育成強化については市が行う。
- (2) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
- (3) 消防団の施設、装備の充実を推進する。

第2項 県

市が行う消防団の活性化等その育成強化について指導・支援に努める。
また、消防防災活動の技術習得について、教育訓練を実施する。

第2節 自主防災組織の育成

【 関係機関：防災危機管理課・消防本部 】

災害に対処するためには、防災関係機関と市民等による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、市民等の相互助け合いの精神に基づき、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 市

- 1 自主防災組織の設置育成は、災対法の規定に基づき、市が推進する。
- 2 自主防災組織の設置推進を図るため、おおむね次の事項について定めるものとする。
 - (1) 自主防災組織の意義
 - (2) 自主防災組織の規模
 - (3) 自主防災組織の育成
 - (4) 自主防災組織の編成
 - (5) 自主防災組織の防災計画
 - (6) 関係団体との協調
- 3 自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行う。
 - (1) 自主防災組織の設置推進
 - ア 市民等を対象とする自主防災組織の育成
 - a 市民等を対象とする自主防災組織については、自治会単位、学校区単位等が考えられるが、市民等が無理なく活動できる規模とすることが望ましい。
 - a) 市民等が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模で組織する。
 - b) 地理的状况、生活環境等からみて、市民等の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模で組織する。
 - b 市民等が自主的、積極的にその組織に参加し、実効ある活動を行うために、市民等が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織を自主防災組織として育成する。
 - c 消防団員の積極的な協力を得て、自主防災組織を育成する。
 - イ 大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している事業所等における自主防災体制の強化
 - a 学校、病院及びスーパー等多数の者が利用する施設を対象とした防火管理体制の強化を図る。
 - b 危険物施設及び高圧ガス施設等を対象として、自衛消防組織の育成を図る。
 - c 多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とした、自衛消防隊の育成を図る。
 - (2) 防災資機材等の整備促進
自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。

(3) 防災資機材の操作方法の講習等

防災資機材の操作方法の講習会、応急手当の講習会等を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。

(4) 防災知識の普及啓発

防災講演会等を実施し、市民等の防災に対する関心を維持していく。

(5) 自主防災リーダーの育成

自主防災活動を活発にするためには、地域の要となる自主防災リーダーが必要であり、研修会等を実施し、この育成に努める。

第2項 県

1 市が行う自主防災組織の設置推進活動等について、指導・支援に努める。

2 消防学校の教育訓練機能を活用して、自主防災リーダーの育成の支援に努める。

3 県民に対する県域レベルでの研修会や情報交換の場を設けるなど自主防災リーダーの育成支援に努める。

4 市職員に対する自主防災組織についての研修会等の実施に努める。

第3項 自主防災組織

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的な防災活動を行うよう努める。また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

1 平常時の活動

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 火気使用設備器具等の点検
- (4) 防災用資機材等の整備

2 災害時の活動

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 率先避難や避難の呼びかけの実施
- (3) 初期消火等の実施
- (4) 救出・救護の実施及び協力
- (5) 避難誘導の実施
- (6) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

第3節 自主防犯組織の育成

【 関係機関：防災危機管理課・生活安全課 】

市民等による地域安全活動の中核となる自主防犯組織の育成を図るとともに、訓練の実施、資機材等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

第4節 企業防災活動の促進

【 関係機関：防災危機管理課・消防本部 】

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を充分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

- 1 市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。また、災害時においては、市及び県、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要がある。
- 2 優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

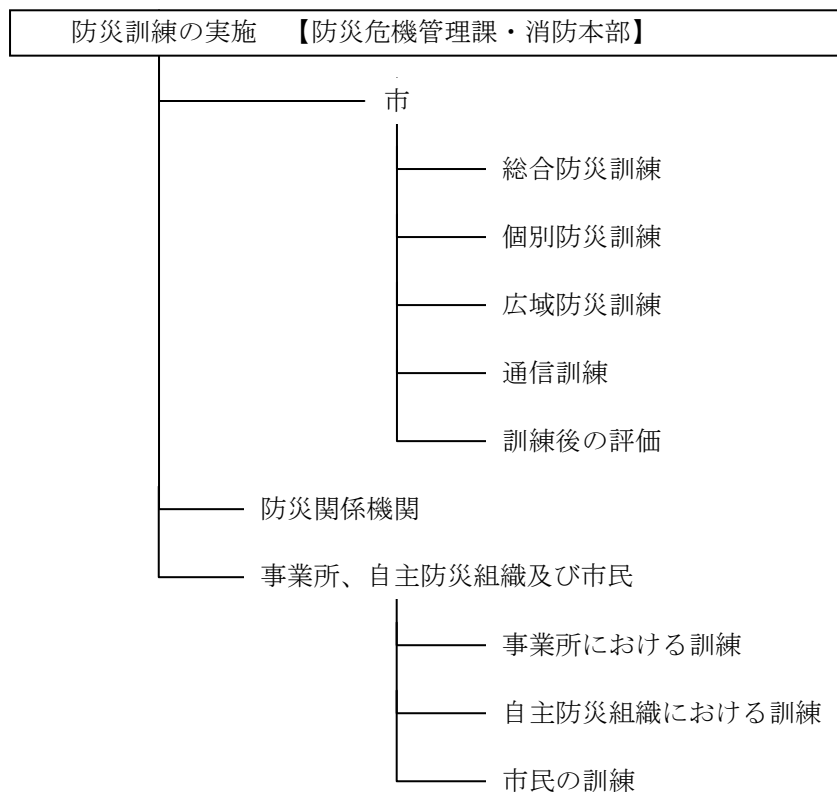
市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3章 防災訓練の実施

基本的な考え方

災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、市民等それぞれが、発災時にとるべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と市民等との間の協力体制の確立、市民等に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、防災関係機関のほか、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。



第1節 訓練の内容

【 関係機関：防災危機管理課・消防本部 】

第1項 市

市は、国、県及び防災関係機関と共同して又は単独で、次の訓練を実施する。

1 総合防災訓練

- (1) 大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市、県及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。
- (2) 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努めるものとする。

市及び県	防災関係機関	自主防災組織・市民等
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置運営 ・情報の収集伝達・広報 ・避難誘導 ・要配慮者安全確保等（避難支援） ・避難所・救護所設置運営 ・応接受入 ・緊急交通路の確保（道路啓開、交通規制） ・自主防災組織等の活動支援 ・広域応援協定に基づく広域合同訓練等 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達・広報等 ・消火活動 ・救助・救急 ・医療救護 ・ライフライン施設応急復旧 ・救援物資輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・応急救護 ・炊き出し ・避難・避難誘導 ・要配慮者安全確保等（避難支援）

- (3) 訓練を行うに当たっては、災害及び被害想定等を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

2 個別防災訓練

- (1) 情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、県及び防災関係機関等と協力して実施する。

- (2) 職員及び自主防災組織の参集訓練

大規模災害を想定した参集訓練を定期的実施する。

同時に、自主防災組織及び市民等の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とする。

訓練の内容（事例）

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の広報 ・避難誘導、避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域の設定 ・要配慮者の安全確保（避難支援） ・消防、水防活動 ・救助・救急活動 ・ボランティアの活動体制の確立 ・食料・飲料水、医療その他の救援活動 ・被災者に対する生活情報の提供 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) その他個別防災訓練

大規模災害を想定した個別防災訓練（物資輸送訓練など）について県、防災関係機関及び民間団体等と協力し実施する。

3 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施に努める。

4 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線（地上系・衛星系）等を使用して気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

5 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

第2項 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

第3項 事業所、自主防災組織及び市民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民等の協力が必要不可欠である。

このため、市民等に対し災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、興行場、スーパー及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防本部及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

2 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、市民等の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、要配慮者の安全確保、避難所運営等について実施する。

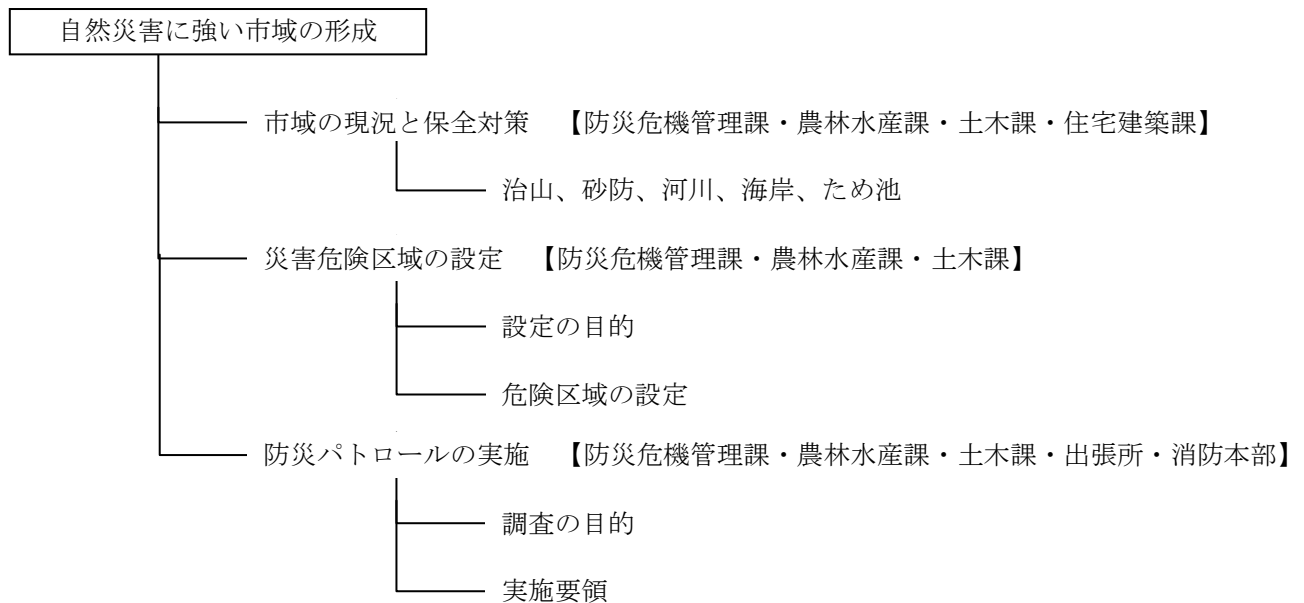
3 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市、県及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

第4章 自然災害に強い市域の形成

基本的な考え方

大雨、洪水等の自然災害から市域を保全し、市民等の生命、身体、財産を保護するため、様々な保全対策を実施するとともに、各種法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な予防対策事業の執行を図る。



第1節 市域の現況と保全対策

【関係機関：防災危機管理課・農林水産課・土木課・住宅建築課】

第1項 治山

1 現況

本市においては、総面積の約6割が森林を占め、たびたび風水害による被害が発生している。

2 対策

林業は経営意欲の減退により労働力の不足と高齢化の問題が一層厳しさを増しているが、森林は防災、水源かん養といった保安機能の面でも重要であり、引き続き森林総合事業や間伐促進強化事業等を通じて整備に努める。

また、防災機能に優れた災害に強い森林を整備する防災の視点からの森林づくりを進めるため、間伐等森林整備の推進や、地域住民自らが森林整備に参加する仕組みづくりなどの取り組みを、県・市町・地域住民等の連携を図りながら、それぞれの役割に応じて推進する。

第2項 砂 防

1 現 況

本市は、急峻な地形が多くみられ、地質的にも花崗岩に広くおおわれており、土石流発生、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性も高いため、市内各所で砂防事業が実施されている。

2 対 策

砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業については、危険度の高い地区から順次実施していくよう、県に要請していくものとする。

市は、国・県と一体となって危険度の高い部分から長期的視野に立って災害防止事業を進めるほか、土砂災害の危険に対する認識の啓発にも努める。

- | | | |
|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資料編 | 〔災害危険区域〕 | <ul style="list-style-type: none">・急傾斜地崩壊区域一覧・土石流災害危険区域一覧・砂防指定地関係災害危険区域一覧・地すべり防止区域一覧 |
|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第3項 河 川

1 現 況

市内の河川は、2級河川の末武川水系、平田川水系、切戸川水系に大きく分けられ、この河川に多くの準用河川等の支流が集中している。

これらの河川は、比較的流域面積の小さい急流河川が大部分で増減水の差が著しく、災害発生の原因となっている。

2 対 策

2級河川については、災害の原因を除去し、洪水の安全な流下を図るために水系の一貫を基調とし、河川の安全と開発を一本化した計画に基づいて推進するよう県へ要請する。

特に末武川、切戸川、坂本川等については、河川改修事業の早期完成や適切な管理の要請・協力を行うほか、改修整備が急がれる玉鶴川については、工事の早期着手の要請、平田川については、具体的な整備計画策定を求めている。

また、準用河川等の中小河川については、急速な市街化の進展にともない水害による危険性が残されることから、引き続き改修整備等を計画的に進める。

- | | | |
|-----|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 資料編 | 〔災害危険区域〕 | <ul style="list-style-type: none">・水防警報区域一覧・重要水防箇所及び予定避難場所 |
|-----|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|

第4項 海岸

1 現況

下松市の海岸には、国際拠点港湾徳山下松港の一部として2つの公共埠頭があり、第2公共埠頭は埠頭拡張事業が完了し、第1公共埠頭は引き続き整備が進められている。

また、隣接する工業地域は、「石油コンビナート等災害防止法」による特別防災区域に指定されている。

人家等がある海岸部は海岸保全区域に指定されており、堤防等の海岸保全施設の整備が進められているが、近年の大型化する台風では、堤防を越えた高潮被害も生じている。

2 対策

海岸保全施設の整備は、市域保全と市民生活の安定上極めて重要である。このため、県等関係機関と連携し、既存設備の維持並びに改良及び緊急時における円滑な操作体制の整備を計るとともに、高潮対策等について、なお一層の実施促進に努める。

資料編 【災害危険区域】 ・災害による孤立危険区域（暴風・高潮）

第5項 ため池

1 現況

農業用ため池は、今日も重要な農業用水源として、また、洪水調節や自然環境保全に寄与しているが、老朽化のみられるものもある。

2 対策

ため池の決壊は、農地の流出はもとより、人命・財産に重大な被害をもたらすことから、ため池災害を未然に防止することは、民生の安定と国土保全の上から極めて重要である。

このため、農業用ため池の実態把握に努め、下流への影響度や老朽度に応じて計画的に整備を推進する。また、ため池管理者の適切な維持管理とあいまって、水防管理関係機関との連携による適確な防災体制の確立を図り、ため池災害の未然防止に努める。

第2節 災害危険区域の設定

【 関係機関：防災危機管理課・農林水産課・土木課 】

第1項 設定の目的

河川、その他土地の状況により、洪水、地すべり、山崩れ、火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握する。

第2項 危険区域の設定

<p>孤立危険区域 (資料編 [災害危険区域]・災害による孤立危険区域(暴風・高潮))</p>
<p>設定の基準 災害を受けた場合次に該当する地区を想定 (1) 道路、橋梁が決壊すると迂回路がない地区 (2) 長時間通信連絡、交通が途絶することが予想される地区 災害危険箇所編……災害による孤立危険区域</p>
<p>防災重点ため池 (資料編 [災害危険区域]・防災重点ため池一覧)</p>
<p>(1) 設定の基準 ア 農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域に、住宅又は学校、病院その他の公共施設があり、浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれのあるもの イ 上記以外で、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるもの ※農業用ため池の管理及び保全に関する法律で定める特定農業用ため池は、防災重点ため池から行政所有のため池を除いたもの</p>
<p>危険ため池 (資料編 [災害危険区域]・危険ため池一覧)</p>
<p>(1) 設定の基準 老朽化したため池であって、次のいずれか1つ以上に該当し、早期に補強等を必要とするものでため池が決壊した場合人家1戸以上又は重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれがあるもの ア 堤体の老朽化及び断面不足(堤体等からの漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面浸食) イ 取水施設の老朽化(斜樋及び底樋の破損又は漏水) ウ 余水吐の老朽化及び断面不足(破損又は断面不足) (2) 設定の状況 ため池の実態調査により、危険ため池と判定されたもの及びため池整備事業等で継続実施中のものを設定している。 災害危険箇所編……危険ため池</p>
<p>漁港区域関係 (資料編 [災害危険区域]・重要水防箇所及び予定避難場所)</p>
<p>(1) 設定の基準 背後に人家又は耕地等を有する海岸について、波浪・高潮・洪水等による災害予防のため、次港のいずれかに該当するものを設定の基準とする。 ア 天然海岸の地盤高又は護岸天端高が既往最高潮位以下のところ イ 護岸が老朽又は貧弱等で崩壊のおそれがあるところ (2) 設定の状況 災害危険箇所編……重要水防箇所(④水産庁所管)</p>
<p>山地災害危険地区 (資料編 [災害危険区域]・山地災害危険地区一覧)</p>
<p>設定の基準 山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり発生危険地区から流出する土石による危害が人家1戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区で危険度によりA、B、Cに区分する。 (1) 山腹崩壊危険地区 崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区 (2) 崩壊土砂流出危険地区 溪流において、山腹崩壊又は地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出するおそれのある地区 (3) 地すべり危険地区 地すべり防止区域に指定された箇所又はそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与え又は与えるおそれのある地区 災害危険箇所編……山地災害危険地区</p>

道路橋梁規制区間
<p>設定の基準</p> <p>異常気象時において主に大雨・強風により地すべり、土砂崩れ、沢崩れ、落石、崩土、河川の増水等が発生し、道路の通行が著しく危険であると予想される区間を想定した。</p> <p>なお、時間雨量、連続雨量及び平均風速等により、区間ごとに通行規制を行っている。</p> <p>災害危険箇所編……異常気象時通行規制区間及び通行規制基準</p>
地すべり危険箇所
<p>設定の基準</p> <p>「地すべり危険箇所調査要領」により、地すべりの発生するおそれのある箇所を「地すべり危険箇所」という。</p>
地すべり防止区域
<p>設定の基準（地すべり等防止法3条）</p> <p>(1) 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し又は助長し、若しくは誘発するおそれの極めて大きい地域の面積が5ha(市街化区域(市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域にあっては用途地域)にあっては2ha)以上で、次の各号のいずれか一つに該当するもの</p> <p>ア 多量の崩土が、溪流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>イ 鉄道、県道以上の道路又は迂回路のない市町道、その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>ウ 官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>エ 貯水量30,000m³以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>オ 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>カ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>(2) 前項の基準に該当しないが、家屋の移転を行うため、特に必要がある場合</p>
土石流危険溪流等（資料編 [災害危険区域]・土石流災害危険区域一覧）
<p>設定の基準</p> <p>「土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領」により、土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある溪流を「土石流危険溪流」とし、これに、人家のないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流（一定の要件を満たしたものを）を含めたものを「土石流危険溪流等」という。</p> <p>(1) 土石流危険溪流Ⅰ</p> <p>土石流危険区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する溪流</p> <p>(2) 土石流危険溪流Ⅱ</p> <p>土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域内に流入する溪流</p> <p>(3) 土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ</p> <p>土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流</p>
砂防指定地（資料編 [災害危険区域]・砂防指定地関係災害危険区域一覧）
<p>設定の基準（砂防法第2条）</p> <p>砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの</p>
急傾斜地崩壊危険箇所等（資料編 [災害危険区域]・急傾斜地崩壊危険区域一覧）
<p>設定の基準</p> <p>「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」により、傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で人家に被害を及ぼすおそれのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」とし、これに、人家のないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所（一定の要件を満たしたものを）を含めたものを「急傾斜地崩壊危険箇所等」という。</p> <p>(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ</p> <p>被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む）ある箇所</p>

<p>(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所</p> <p>(3) 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ 被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所 設定の基準（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条） （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第1条の2） 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地で次の(1)、(2)のいずれにも該当するものを含む区域で知事が指定したもの</p> <p>(1) 高さが5メートル以上であること</p> <p>(2) その崩壊により、5戸以上の人家又は官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれがあること</p>
<p>土砂災害警戒区域</p> <p>設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として定める次の基準に該当するもの</p> <p>(1) 急傾斜地の崩壊 ア 傾斜度が30°以上で高さが5m以上の区域（急傾斜地） イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域</p> <p>(2) 土石流 土石流の発生のおそれがある溪流において、扇頂部から下流の部分及びこれに隣接する部分で勾配が2°以上の区域</p> <p>(3) 地すべり ア 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域） イ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域</p>
<p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき区域として定める次の基準に該当するもの</p> <p>(1) 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域</p> <p>(2) 土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域</p> <p>(3) 地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から30分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域等</p>
<p>河川海岸関係</p> <p>設定の基準 河川及び海岸について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか1つの基準以上のものを設定した</p> <p>(1) 河川及び海岸の堤防の決壊又は溢水箇所の延長が100m以上</p> <p>(2) 人的被害のあるもの</p> <p>(3) 耕地被害が10ha以上のもの 災害危険箇所編……重要水防箇所（河川関係、海岸関係）</p>

- | | | |
|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資料編 | 〔災害危険区域〕 | <ul style="list-style-type: none">・災害による孤立危険区域（暴風・高潮）・防災重点ため池一覧・危険ため池一覧・重要水防箇所及び予定避難場所・山地災害危険地区一覧・土石流災害危険区域一覧・砂防指定地関係災害危険区域一覧・急傾斜地崩壊危険区域一覧 |
|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第3節 防災パトロールの実施

【 関係機関：防災危機管理課・農林水産課・土木課・出張所・消防本部 】

第1項 調査の目的

災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止対策及び応急措置の適切な実施を図るため、市は、防災関係機関と合同して総合的な現地調査を行うものとする。

第2項 実施要領

1 調査時期

毎年、必要に応じて計画的に実施する。

2 調査区域

主に災害危険区域とする。

3 参加機関

- (1) 市（防災危機管理課、農林水産課、土木課、その他関係各課）
- (2) 消防（消防本部、消防署、消防団）
- (3) 警察（下松警察署）
- (4) 県（周南土木建築事務所）
- (5) 防災関係機関
- (6) 調査地区の実情に応じて参加機関を調整する。

4 調査方法

- (1) 関係機関及び市が把握している危険区域及び新たに危険が予想される区域を調査する。
- (2) 調査事項は、参加機関で検討、協議して定める。
- (3) 調査結果は、現地において意見を調整する。

5 調査内容

- (1) 道路、河川、橋梁、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画
- (2) 地すべり、山崩れ、雪崩れ等の危険区域の現況とその予防計画
- (3) 洪水、高潮により、危険が予想される地区の現況とその予防計画

- (4) 孤立予想地区の現況とその対策
- (5) ヘリポート適地の確認
- (6) 避難予定場所、避難経路等の確認
- (7) 応急対策用資機材の備蓄状況
- (8) 局地の気象

危険事態発生の要件となる基準事項の調査、例えば降雨量、通報水位、警戒水位等

- (9) 各種観測施設整備の状況
- (10) 大規模な火災、爆発により被害が拡大するおそれがある施設整備又は区域の実態
- (11) 過去の災害発生状況

6 結果の公表

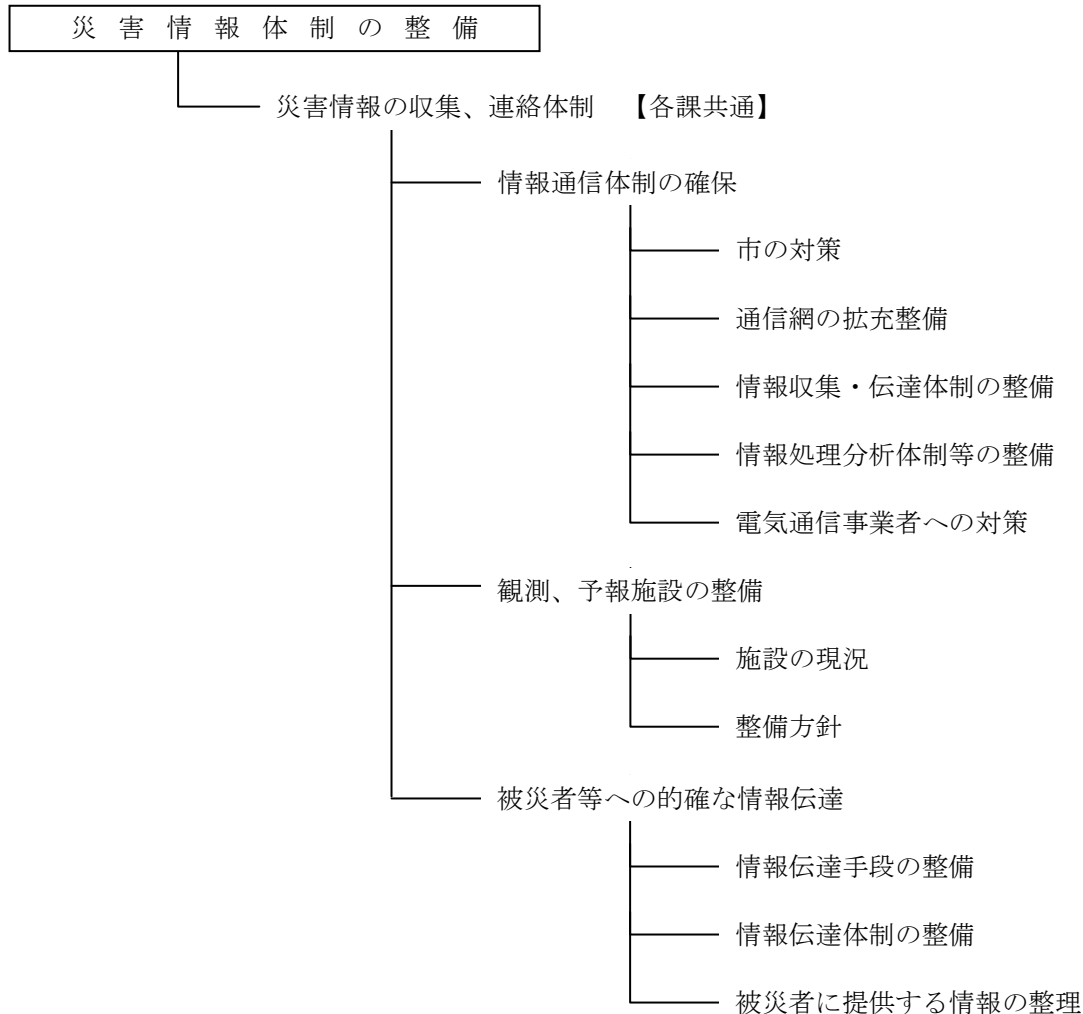
市は、調査結果を取りまとめ、各防災関係機関及び市民等に対し公表するとともに、市防災計画に反映し、災害防除に努める。

第5章 災害情報体制の整備

基本的な考え方

災害発生時に、的確な情報の収集が困難となれば、市、県及び防災関係機関が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施する上で支障となるため、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る必要がある。

また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る必要がある。



第1節 災害情報の収集、連絡体制

【関係機関：各課共通】

第1項 情報通信体制の確保

1 市の対策

災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障をきたさないよう、市は通信設備に対し、次のような安全対策を講じるものとする。

(1) 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

(2) 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。また、通信施設のみならず庁舎全体の停電対策に配慮したものに整備していくものとする。

(3) 非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 通信網の拡充整備

(1) 市

市は、当該地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に整備充実を図る観点から、次のような対策を講じるものとする。

ア 市防災行政無線の整備

- ・管内防災機関、応急対策実施機関等との間における防災行政無線の整備
- ・市民等に対する災害情報伝達手段である市防災行政無線システム（平成29年4月運用開始）の保守及び携帯電話も含めた多様な通信手段の確保
- ・移動系の整備拡充

イ 職員参集システムの整備促進

- ・市防災メールシステムの活用

ウ 防災相互通信用無線の整備

エ 緊急速報メール等の活用

オ Lアラート（山口県総合防災情報システム）の活用

カ 防災ラジオの配布

(2) 県

ア 国との間における通信回線の整備

イ 防災行政無線の再整備

ウ 県庁と出先機関及び防災関係機関との間における通信回線の整備

県庁と出先機関の間はIP型データ転送に対応した多重無線回線を整備している。

エ 職員参集システム

オ 総合防災情報ネットワークシステムの整備

(3) 民間企業等の通信設備の活用

多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても整備を進める。

(4) 機動的な情報収集活動に威力を発揮する防災ヘリコプター、画像による情報収集システムとしてのヘリコプターテレビ伝送システム等を整備している。

資料編 【防災物資・施設・資機材】 ・災害時優先電話一覧

3 情報収集・伝達体制の整備

市、県及び防災関係機関は、災害発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来たさないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにする。

- (1) 情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の指定
- (2) 被災現場での情報収集担当地域及び担当者の指定、情報収集資機材の確保対策等
- (3) 通信機器の運用計画
- (4) 航空機、車両等による機動的な情報収集活動ができるよう、関係防災機関で事前に調整するなどの体制整備
- (5) 水害対応タイムラインの作成

4 情報処理分析体制等の整備

- (1) 災害情報データベースの整備
市は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースの整備に努める。
- (2) 情報の分析整理
市は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努めるものとする。

5 電気通信事業者の対策

【西日本電信電話株式会社】

- (1) 電気通信設備の防災計画
 - ア 被災地に対する通信の途絶防止対策
 - a 伝送路のループ化を推進する。
 - b 孤立防止対策用衛星電話を設置する。
 - c 特設公衆電話の設置を行う。
 - イ 異常輻輳対策
 - a 災害時優先電話の通信確保を行う。
 - b ネットワークの効率的なコントロールを行う。
- (2) 定期点検の実施
災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び設営用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。
- (3) 社員等の動員体制
1次動員体制、2次動員体制を定め、迅速的確な対応が実施できる体制を講じる。
- (4) 部外機関に対する応援又は協力の要請方法等
災害が発生した場合に、応援の要請若しくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。
- (5) 防災に関する訓練
 - ア 防災活動を安全にして円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備等の災害応急復旧及び通信疎通訓練を県域支店内の各事業所及びNTTグループ各社と協力して、定期又は随時に実施する。
 - イ 防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。
- (6) 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板の運用
災害のため被災者等の安否連絡が多発したり電話の輻輳が想定される場合に運用する。

【 株式会社NTTドコモ 】

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な情報伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して通信施設の優先的な使用を図る。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- (4) 発災に備えた災害応急対策用資機材・人材の配置を行う。

第2項 観測、予報施設の整備

1 施設の現況

市内には、雨量計、水位計、風向風速計等の観測施設がある。

資料編	〔観測・予報施設〕	・ 水位観測所及び通報水位・警戒水位 ・ 雨量観測所 ・ 風速計一覧 ・ 地震観測施設一覧 ・ 潮位、高潮
-----	-----------	-------------------------------------------------------------------

2 整備方針

予報の正確度を高め、局地的予報を的確に行い、適切な予警報の時期を失せず発表し得るよう、自然現象の観測及び予報に必要な施設を次の方針により整備するものとする。

- (1) 機関毎の組織内の連絡網は整備されているが、組織外との連絡体制が充分でなく観測データの活用が充分行われていないので、各機関の総合的な連絡体制の整備を図るものとする。
- (2) 関係機関は、雨量計、水位計等の観測施設の整備の推進を図る。

第3項 被災者等への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、市においては、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

1 情報伝達手段の整備

市は、避難地、避難場所等への防災行政無線の整備を推進する。また、防災ラジオの配布を継続するとともに、防災メールを活用するため、登録者の促進に努める。

2 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、市の対応だけでは十分でなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

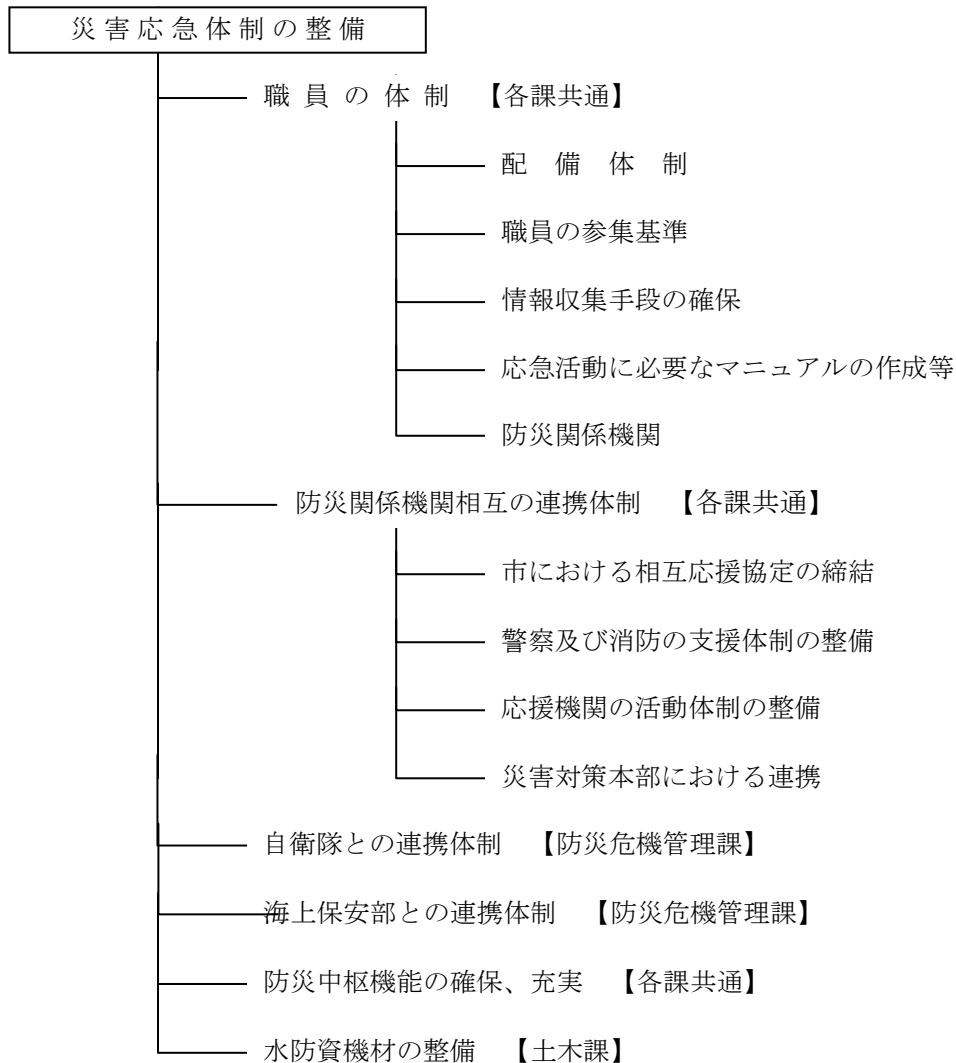
3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について市は、あらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておくものとする。

第6章 災害応急体制の整備

基本的な考え方

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市、県及び防災関係機関は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する必要がある。



第1節 職員の体制

【関係機関：各課共通】

第1項 市

市は、災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合の対応を迅速・的確に実施するため、あらかじめ職員配備体制の整備を図るほか、防災担当部局への専任職員の配置や増員、消防本部との人事交流等による連携など、組織の防災対応力の強化に努める。

また、災害の初動期において、職員が実際に活動するための「職員初動マニュアル」を活用する。

1 配備体制

職員配備基準の明確化を図るため、配備課、配備者について次のように定める。

配備体制		配備基準		配備課	業務内容	職員参集基準
第1警戒体制	情報班体制 (A)	風水害対策	大雨注意報 洪水注意報	防災危機管理課 〔自宅待機〕 土木課	1 情報収集、伝達	あらかじめ所属長が指名した職員
	情報班体制 (B)		上記基準を満たし、かつ最大で時間50mm程度以上が予想されるとき	防災危機管理課 土木課（調整による）		
	警戒配備体制	風水害対策	大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報	防災危機管理課 土木課 農林水産課 長寿社会課 福祉支援課 上下水道局 下水道課	1 情報収集、伝達 2 広報活動 3 危険箇所パトロール 4 予防措置の実施 5 要員、資機材の手配	
		雪害対策	大雪警報	防災危機管理課 土木課		
第2警戒体制	風水害対策	大雨警報 洪水警報 暴風警報 暴風雪警報 高潮警報 波浪警報	総務部 地域政策部 建設部 経済部 健康福祉部 上下水道局	1 情報収集、伝達 2 広報活動 3 危険箇所パトロール 4 被害状況の調査 5 海面監視 6 資機材等の確保、輸送 7 避難所の開設準備	あらかじめ所属長が指名した職員	
		事故災害 (大規模火災、交通災害、産業災害等の発生)				
災害警戒本部体制	風水害対策	大雨警報 洪水警報 暴風警報 暴風雪警報 高潮警報 波浪警報	全ての部署	1 情報収集、伝達 2 広報活動 3 危険箇所パトロール 4 被害状況の調査 5 応急復旧作業 6 負傷者の救護 7 食料等の確保 8 海面監視 9 資機材等の輸送 10 避難所の設営 11 警戒本部員会議の開催	1 あらかじめ所属長が指名した職員 2 上記の災害対策要員のほか、市長を本部長とし部長職以上の者で構成する警戒本部体制を組織する。	
災害対策本部体制			全職員による非常体制			

2 職員の参集基準

- (1) 第1・第2警戒体制及び災害警戒本部体制については、あらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。

また、各体制の配備課は当該体制における目安であり、災害の状況に応じて配備課の調整を行う。

なお、災害対策本部が設置された場合は、全職員による体制となる。

- (2) 大規模な火災、交通災害、産業災害等が発生した場合は、当該災害の対策主管部課及び関係部課をもって、第2警戒体制に入るものとする。

この場合、災害の状況によっては、市長は、災害対策本部設置を命ずることがある。

なお、個別の事故災害対策において配備基準を別途定めている場合は、その基準による。

- (3) 交通途絶等のため所定の部署に参集することができない場合は、所属長にその旨を連絡するとともに、別に指示を受けるまで参集可能な市有施設において自主活動に従事する。

3 情報収集手段の確保

職員の参集途上での情報収集伝達手段（携帯電話等）の確保について、整備を進める。

また、防災メールの登録を促進し、情報収集に活用する。

4 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底するものとする。

5 業務継続計画（BCP）の策定等

市は、大規模災害が発生し、市庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）や受援計画、応援計画を策定する。

第2項 防災関係機関

防災関係機関においても、災害の発生に備え、市と同様に非常事態に即応できる体制の整備を図るため、業務継続計画や受援計画、応援計画の作成に努めるものとする。

第2節 防災関係機関相互の連携体制

【 関係機関：各課共通 】

災害発生時には、膨大な災害応急対応業務を効果的に実施していくために、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、市、県及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

第1項 市における協定の締結

各対策部は、それぞれの応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を締結しておき、災害発生時において積極的な協力が得られるように努める。

1 市における協定の締結

市においては、応急対策業務に関し、関係団体と応援協定を締結している。

資料編 〔応援協定等一覧〕

2 今後締結を検討する協定等

- (1) 災害応援対策用車両の車両に関する協定
- (2) 通信設備の利用に関する協定
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品の提供に関する協定
- (4) 医療・救護に関する協定
- (5) 道路の啓開等に必要となる操作要員及び特殊車両等の確保に関する協定
- (6) その他災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定

第2項 警察及び消防の支援体制の整備

警察及び消防は、全国的に組織された警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊の市内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図るものとする。

第3項 応援機関の活動体制の整備

- 1 市は、近隣市（消防本部）からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- 2 市は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。
- 3 市は、応援機関の円滑な活動を支援するため、資機材、防災機関が活用する共通地図等の整備に努めるものとする。
- 4 大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、新たに内陸部に活動拠点を確保する。

第4項 災害対策本部における連携

1 救出・救助機関

大規模災害が発生した場合、各機関は必要に応じて職員を市災害対策本部等に派遣し、災害現場における連携方法の調整、迅速な意思決定等を支援する。また、市は、災害現場において、各部隊の現場責任者による現地災害対策本部を設置し、関係機関が一元的に活動できるよう、情報の共有に努める。

2 ライフライン事業者

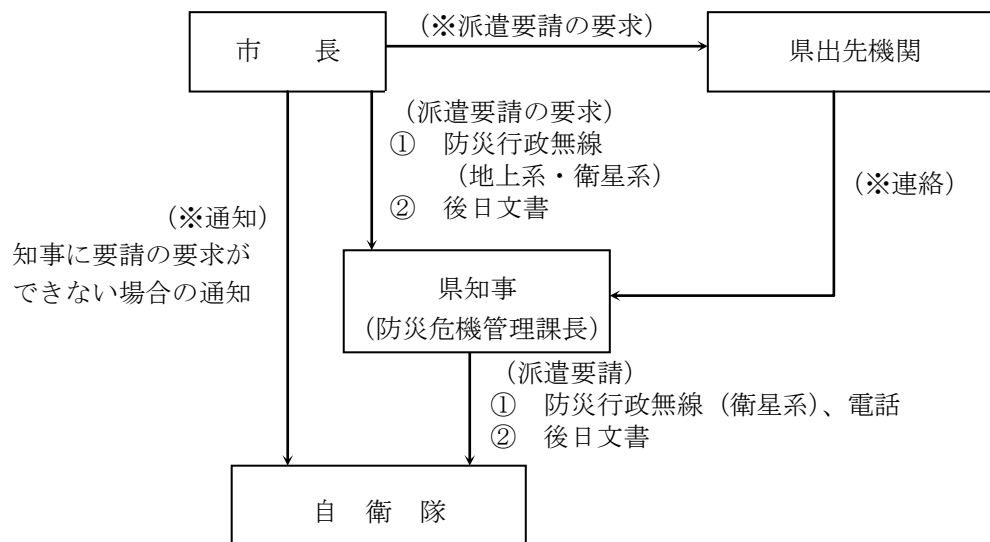
大規模災害が発生した場合、被害が大きなライフライン事業者は、必要に応じて市災害対策本部等に連絡員を派遣し、被害状況等の共有化を図り、迅速な復旧につなげるものとする。

第3節 自衛隊との連携体制

【 関係機関：防災危機管理課 】

市は、自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ次の事項等を定め必要な準備を整えておくものとする。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡調整窓口
- 3 連絡方法
- 4 連絡先



陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 防災行政無線(衛星系) 217
	第13旅団	広島県	082-822-3101
海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180
	第31航空群	岩国市	0827-22-3181
	下関基地隊	下関市	083-286-2323
航空自衛隊	第12飛行教育団	防府市	0835-22-1950 (内線 231)
	航空教育隊	防府市	0835-22-1950

また、いかなる状況においてどのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行う。

市は、自衛隊が災害派遣活動を迅速かつ的確に行うため、自衛隊集結地を定めるものとする。

第4節 徳山海上保安部との連携体制

【 関係機関：防災危機管理課 】

市は、災害時における海上での応急対策活動が円滑に実施できるよう、徳山海上保安部との間の連携体制を整備しておく。

第5節 防災中枢機能の確保、充実

【 関係機関：各課共通 】

災害発生時において市、県及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実に努めることが望まれる。

このため、次の対策を講じるものとする。

- 1 既存の施設設備にあつては、安全点検を行い、浸水対策等の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- 2 防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設の整備に努める。
- 3 市庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。
- 4 庁舎並びに医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 5 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

第6節 水防資機材の整備

【 関係機関：土木課 】

第1項 水防資機材の備蓄状況

水防用の資機材は、本庁水防倉庫に各種水防用資機材を備蓄している。

資料編 [防災物資・施設・資機材] ・水防用輸送設備・備蓄器具資材一覧

第2項 水防資機材の整備対策

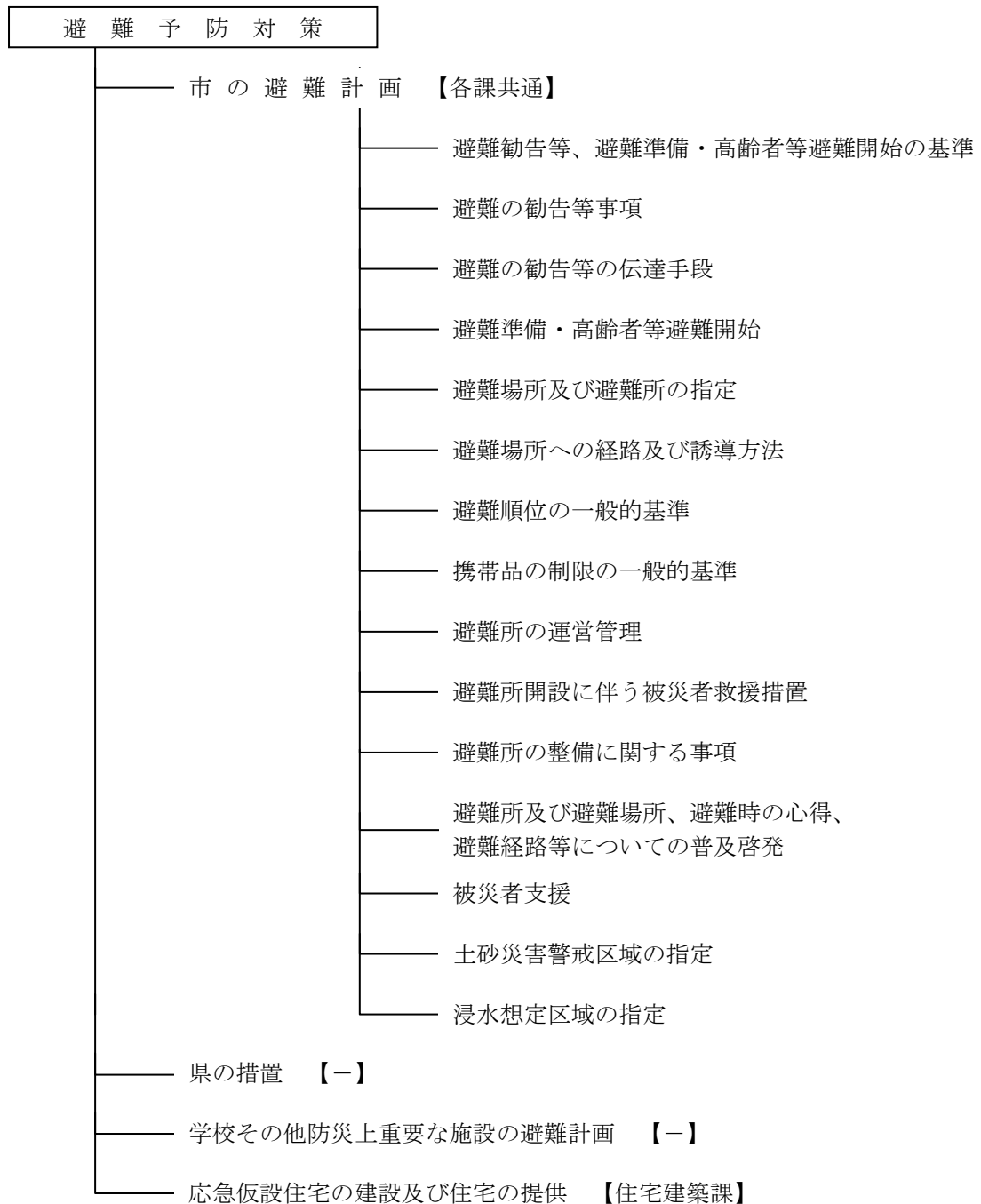
1 備蓄基準

市は、おおむね重要水防箇所内の堤防の延長2kmについて1箇所の水防倉庫又は資材備蓄場所を設置し、水防計画（本計画第3編 第13章）に定める基準による資材器具を準備しておくものとする。

第7章 避難予防対策

基本的な考え方

災害時において、市民等の生命、身体の安全、保護を図るためには的確な避難行動が不可欠であり、避難誘導、避難場所等について、あらかじめ計画を策定しておく必要がある。



第1節 市の避難計画

【 関係機関：各課共通 】

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した計画となるよう努めるとともに、都市公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るものとする。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞りこむとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県は、市に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

なお、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

第1項 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の基準

市は、避難勧告等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について取りまとめたマニュアル等を「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」等を参考に整備しておく必要がある。

なお、判断基準の策定については、雨量、水位の予測値または実況値、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定めておく。

災害の 切迫度	発令区分	発令時の状況	立退き避難が必要な 住民に求める行動	市民等に求める行動
今後 高まる	避難準備・高齢者 等避難開始 (警戒レベル3)	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。 ・立退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・避難に時間のかかるよう配慮者とその支援者は、立退き避難をする。	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
高い または 非常に 高い	避難勧告 (警戒レベル4)	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難をする。	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・外が危険な場合は、屋内での垂直避難等(屋内安全確保)
	避難指示(緊急) (警戒レベル4)	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告を行った地域のうち、立退き避難しそびれたものが立退き避難をする。 ・土砂災害から、立退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。 ・津波災害から立退き避難をする。	・避難勧告等の発令後で避難中の市民等は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、時間的余裕がない場合は生命を守る最低限の行動 ・外が危険な場合は、屋内での垂直避難等(屋内安全確保)
災害 発生	災害発生情報 (警戒レベル5)	・すでに災害が発生した状況	・命を守るための最善の行動	・命を守るための最善の行動

※屋内安全確保:避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保を行うもの

※屋内安全確保について

状況	住民に求める行動	伝達の方法
避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる状況	屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置	避難勧告又は避難指示(緊急)に含めて伝達し、住民が自らの状況に応じて立退き避難か屋内安全確保の何れか適切な避難行動を選択

第2項 避難の勧告等事項

避難の勧告等に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。

- 1 避難の勧告等の発令者
- 2 避難勧告等の理由(避難を要する理由)
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他災害の状況により必要となる事項

第3項 避難の勧告等の伝達手段

市は、避難の勧告等を発令した場合の伝達手段等について、「下松市避難勧告等判断マニュアル」を活用する。

市民等への周知を徹底するため、伝達に当たっては、市による対応だけでなく、消防、消防団、警察、自衛隊、放送局等の協力による伝達体制を整備する。

また、夜間に避難勧告等を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定める。

1 信号による伝達

平成29年4月に運用開始した市防災行政無線等の利用

2 電話及び放送等による伝達

電話、FAX、防災メール、有線放送等

テレビ、ラジオ（協力依頼体制の確立も含む。）

平成29年4月に運用開始したLアラートやSNSの活用

3 広報車、伝達員による直接伝達

災害時における通信途絶を想定し、自主防災組織の活用や地区ごとの連絡責任者を定めておくなど伝達員による伝達体制を整備しておく。

第4項 避難準備・高齢者等避難開始

避難勧告及び避難指示（緊急）の事前段階として、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。

このため、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や伝達方法を明確にした避難準備・高齢者等避難開始に関するマニュアルを作成し、避難勧告・指示（緊急）等を含め、避難準備・高齢者等避難開始の判断基準を策定する。

第5項 避難場所及び避難所の指定

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

また、市は、孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討しておく必要がある。

1 選定基準

(1) 指定緊急避難場所（一次避難場所）

災害の種類に応じ、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に

立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上に避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 指定避難所（二次避難場所）

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとし、耐震性、耐火性も考慮するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

(3) その他留意すべき事項

- ・火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な施設が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。
- ・避難場所及び避難所の区分けの境界線は、自治会、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
- ・各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
- ・避難人口は、夜間人口による。

(4) 指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

2 避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所及び避難所について、あらかじめ利用一覧表を作成し、所要事項を整備する。

【 避難所の利用一覧表（例） 】

番号	避難場所	電話番号	建物構造	建築年月	地区内住民数	収容人数 (収容率)	高齢者数			避難対象地区
							65歳以上	ひとり暮らし	住宅 寝たきり	

資料編 【防災物資・施設・資機材】 ・広域避難場所一覧
・指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

3 避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議

- (1) 施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておく必要がある。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
- (3) 管理責任者を予定しておく。

第6項 避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

1 避難誘導體制

- (1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、市職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、市職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。

- (2) 避難指示者（市長、警察官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。

- (3) 避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から市民等に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図ること。また、夜間照明、外国語表示の設置に努めること。

2 避難経路の選定

- (1) 避難経路を2箇所以上選定する。
- (2) 相互に交差しない。
- (3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
- (4) 市民等の理解と協力を得て選定する。

第7項 避難順位の一般的基準

- 1 病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊婦
- 2 乳幼児、学童
- 3 女性
- 4 その他の者
- 5 防災従事者

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第8項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

1 携帯品として認められるもの

貴重品（現金、預金通帳、印鑑、免許証・健康保険証（カード））、常備薬（処方箋も含む）、懐中電燈、携帯ラジオ

2 余裕がある場合

上記の他若干の食料品、日用品等

第9項 避難所の運営管理

市は、避難所における活動を円滑に実施するため、「避難所運営マニュアル」等を策定しており、必要となる事項について、あらかじめ定めている。

なお、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

1 管理運営体制の確立

管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡）について、あらかじめ定めておくものとする。

2 避難者名簿（様式の作成）

3 避難収容中の秩序保持（管理要領）

集団生活に最低限必要な規律等

4 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）

5 感染症対策に配慮した避難所内のレイアウトの事前確認

6 各種相談業務

第10項 避難所開設に伴う被災者救援措置

1 給水措置

2 給食措置

3 毛布、寝具等の支給

4 衣料、日用品の支給

5 負傷者に対する応急救護

第11項 避難所の整備に関する事項

1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）

避難所として指定している施設において耐震改修等の工事を実施する場合、避難所の環境改善のため、併せて空調設備等の新規設置及び改修等を検討する。

2 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ（マンホールトイレを含む）、マット、非常用電源、通信機器等）

3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）

4 避難所での備蓄

食料品、水、常備薬、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資

5 感染症対策資機材の配備状況の把握

第12項 避難所及び避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

1 平常時における広報

- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット、ハザードマップ等の作成及び配布
- (2) 市民等に対する巡回指導
- (3) 防災訓練等の実施

2 災害時における広報

- (1) 広報車による周知
- (2) 避難誘導員による現地広報
- (3) 自治会等自主防災組織を通じた広報

第13項 被災者支援

住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第14項 土砂災害警戒区域の指定

1 次の事項を市地域防災計画に定めるものとする。

- (1) 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒区域体制に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 上記に掲げるもののほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市防災会議は、上記1の規定により市地域防災計画において上記1(4)に掲げる事項を定めるときは、当該市地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記1(1)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

- 3 土砂災害警戒区域をその区域に含む市の長は、市地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- 4 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。
- 5 上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記4の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告する。これを変更したときも、同様とする。
- 6 市長は、上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記4の計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市長は、上記6の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記4の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記4の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- 9 県から土砂災害警戒情報発表の通知があった場合は、周知を図るとともに、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定し適切に避難勧告等を発令する。なお、避難勧告等の発令・解除等に当たって、必要がある場合は国・県の助言を求める。

第15項 浸水想定区域の指定

- 1 次の事項を市地域防災計画に定めるものとする。
 - (1) 浸水想定区域ごとに洪水予報及び氾濫危険水位（特別警戒水位）の伝達方法、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
 - (2) 浸水想定区域内に地下街や、社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための浸水に関する情報、予報及び警報の伝達方法。
- 2 市地域防災計画に基づき、洪水に関する情報の伝達方法、浸水のおそれがある場合における避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。

第2節 県の措置

- 1 災害時における避難誘導、避難所の運用等は、原則として市が実施することとなるが、県はこれを支援・補完する立場から、避難場所又は避難所として指定された県有施設の必要な整備に努める。
- 2 大規模災害時に市域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、県立学校等の県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市の避難場所の相互利用について、調整指導を行う。
- 3 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の避難体制の点検を行う。また、県立社会福祉施設においては、必要に応じて、避難対策等を盛り込んだ防災マニュアルの見直しを図るものとする。
- 4 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制点検の指導を行う。
- 5 想定し得る最大規模の降雨・高潮により、浸水が想定される区域を指定したときは、その区域、水深及び浸水継続時間を公表する。
- 6 土砂災害の危険性のある区域を明示するため、基礎調査の結果を公表するとともに、土石流危険渓流、土石流危険区域及び土石流に対処するための警戒避難基準に関する資料を市に提供する。

第3節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、市、関係機関等と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底するとともに、必要に応じて、避難対策等を盛り込んだ防災マニュアルの見直し、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

- 1 学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、避難時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
- 2 病院については、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項
- 3 福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
- 4 その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

【 関係機関：住宅建築課 】

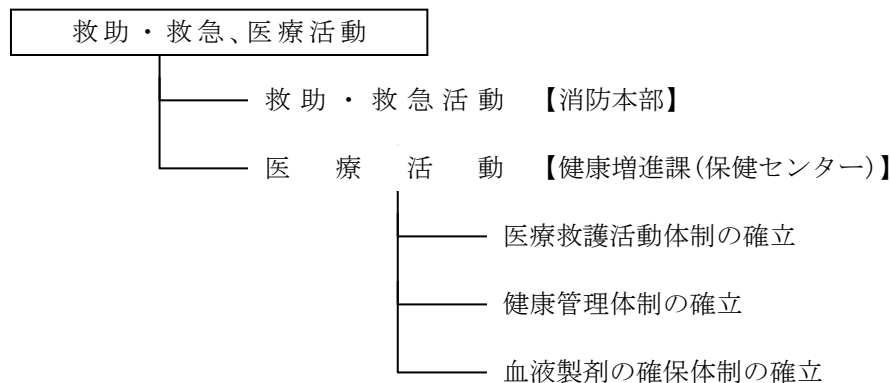
市は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

- 1 応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備をしておく。
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。
- 3 公営住宅及び民間賃貸住宅等の空き家状況を常に把握し、災害時における被災者への迅速な提供、入居に当たっての選考基準、入居手続き等について、あらかじめ定めておく。
- 4 民間賃貸住宅の災害時の活用については、業界団体との協定の締結に努める。

第8章 救助・救急、医療活動

基本的な考え方

大規模災害発生時には、救助・救急、医療救護を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。発災当初における市、県及び防災関係機関の最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救助することにある。このため、市、県及び防災関係機関が一体となった活動が早期に実施できるよう、救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図ることが求められる。



第1節 救助・救急活動

【関係機関：消防本部】

第1項 市

- 1 消防の広域化を推進することにより、救助や救急専門職員の増強や高度資機材の計画的整備を図る。
- 2 県内広域消防相互応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう受入窓口、活動体制についての計画をあらかじめ定めておく。
- 3 消防団、自主防災組織等に対する訓練を実施する。
- 4 大規模災害時に、的確に救助や救急に対応するため、救助・救急隊員の増強を図るとともに、都市型救助等の高度救助技術の導入や救急業務の高度化を推進する。
- 5 救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ等救助・救急用資機材の整備充実に努める。また、関係機関が保有する資機材情報の共有化を図る。

第2項 県

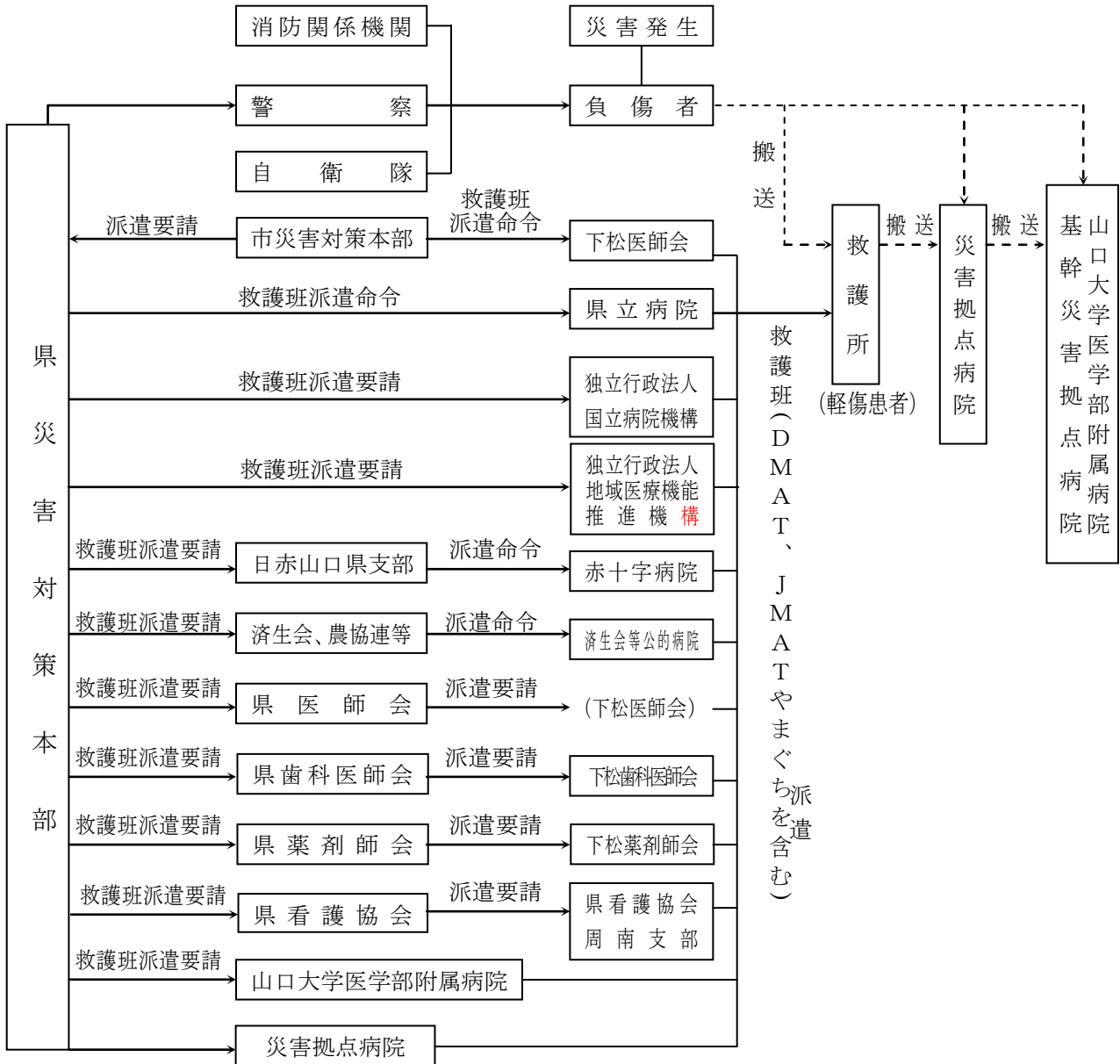
- 1 災害の初動時に、広域的な救助・救急活動を、迅速かつ的確に実施するためには、消防の広域化が極めて有効であり、市町において主体的にその推進が図られるよう、積極的に市町間の調整や情報提供を行う。
- 2 県内全市町等による消防相互応援体制の整備を推進する。
- 3 緊急消防援助隊（消防庁）との連携体制の確保を図る。
- 4 県警察と消防機関との連携体制の確立を図る。
- 5 定期的な連絡会議等の開催や連絡調整窓口の設置、医療関係者も加え、共同で実践的な防災訓練を実施するなど、平常時からの防災関係機関との連携体制を確立する。
- 6 都市型救助等の高度な救助技術訓練を実施するための体制の整備を推進する。
- 7 高潮や洪水災害に備え、急流などにおける救助に有効な流水・洪水救助訓練（スイフトウォーターレスキュー）の普及を図る。
- 8 ヘリコプターによる患者の搬送システムを確立しておく。
- 9 エンジンカッター、チェーンソー等の救助・救急用資機材の整備充実、関係機関が保有する資機材情報の共有化を図る。
- 10 救助・救急に必要な大型重機等の資機材について、緊急時に確保できるよう体制を整備しておく。
- 11 県民に対し応急手当の方法等について啓発指導するため、消防職員を応急手当指導員として養成する。他に、日本赤十字社山口県支部も、赤十字救急法指導員を養成する。
- 12 災害時に被災地の医療ニーズの把握及び医療チームの派遣調整等を行うため、全県及び2次医療圏単位で災害医療コーディネーターを配置し、全県単位で災害時小児周産期リエゾン配置する。また、コーディネーター及びリエゾンの養成等を行うとともに、関係機関・関係団体との連携強化を推進する。その際、コーディネーター及びリエゾンは県に対して適宜助言を行う。

第2節 医療活動

【 関係機関：健康増進課(保健センター) 】

第1項 医療救護活動体制の確立

市は、災害時における医療救護活動体制を関係機関と調整の上、確立しておく。



1 市

- (1) 救護所の指定及び整備をするとともに、市民等に周知する。
設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場とする。
- (2) 災害時に医療救護班の編成を迅速に行えるよう、平時から市内医療機関や地域の医療関係団体等との連携窓口や要請手順を定めておく。
- (3) 下松医師会に要請し、市内医療機関による救護班を編成する。

【 救護班の編成基準 】

医 師	1～2名	
薬 剤 師	1 名	必要に応じて編入
看 護 師	3～5名	
事 務 職 員	1 名	
診療車等の車両を有するとき運転手1名		

- (4) 救護所として市保健センターを整備する。
- (5) 県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及に努める。
- (6) 災害医療関係者間で情報を共有できるよう、EMISを活用するとともに、災害時にシステムへ接続できるよう、非常用電信手段の確保に努める。

2 県

県は、市が行う医療救護体制の確立について応援、補完するとともに、次の事項を実施又は指導する。

- (1) 災害派遣医療チーム(DMAT)の増強を図るとともに、運用に係る体制を整備する。
- (2) 災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、JMATやまぐちや日赤救護班、医療関係団体による医療チームとの連携を推進する。
- (3) 災害時にDMATやJMATやまぐち、日赤救護班、医療関係団体の医療チームの派遣要請を迅速に行えるよう、平時から連絡窓口や要請手順等を定めておく。
- (4) 災害時に拠点となる災害拠点病院を、各2次医療圏に1箇所以上整備する。
- (5) 医薬品及び医療資器材等の緊急調達を円滑に行うため、関係団体との間で供給体制を整備する。
- (6) 傷病者の搬送や災害医療活動に必要な緊急輸送ルートや搬送手段の確保に努める。
- (7) 広域後方医療施設への傷病者の搬送のため、航空搬送拠点や航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の整備を整備するとともに、災害時のドクターヘリの運用体制を整備する等、救急医療体制の整備に努める。
- (8) 災害医療関係者間で情報を共有できるよう、行政や医療機関、医療関係団体による広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の活用を促進するとともに、操作等の研修や訓練を実施する。また、災害時にシステムへ接続できるよう、非常用通信手段の確保に努める。
- (9) 健康福祉センターは地域医療活動の拠点として、医療情報の収集が図られるよう、医療機関、医療関係団体、市町、消防本部との間の情報収集体制を整備する。

- (10) 災害時に被災地の医療ニーズの把握及び医療チームの派遣調整等を行うため、全県及び2次医療圏単位で災害医療コーディネーターを配置する。また、コーディネーターの養成等を行うとともに、関係機関・関係団体との連携強化を推進する。
- (11) 被災地で効率的な保健医療活動が行えるよう、保健医療活動チームの派遣調整や情報連携等の保健医療活動の総合調整を行う体制を構築する。
- (12) 医師ができるだけ治療に専念できるよう、救急救命士等の消防職員等に対し、DMATに準じた災害医療に係る知識等の習得と連携活動システムを構築する。
- (13) 迅速・的確な医療救護活動を行う体制を構築できるよう、訓練を実施する。
- (14) 災害医療関係者が本県の災害医療対策を検討する場を設け、平時からの関係構築を推進する。
- (15) 大規模・広域災害に対応するため、相互応援協定を締結している他都道府県との連携の強化に取り組む。

3 指定地方行政機関等

- (1) 中国四国厚生局は、独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整を行う。(災害時における医療の提供。)
- (2) 独立行政法人国立病院機構は、市からの救護班(災害派遣医療チーム(DMAT))を含む。)の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ医療救護活動を実施する体制を整備する。
- (3) 日本赤十字社山口県支部は、医療救護班の編成、出動体制の整備や災害医療拠点病院としての整備をする。
- (4) 医師会、市看護協会及び市歯科医師会等は、市からの応援要請に備えて医療救護班やJMATやまぐちの編成、出動体制の整備に努める。
- (5) 市薬剤師会は、市医師会等の行う医療救護活動を支援するため、救護組織を編成し、救護活動に必要な医薬品等の確保や調剤体制の整備に努める。

4 災害拠点病院

- (1) 県内や全国各地から参集するDMAT等の活動拠点としての機能が十分に発揮できるよう、医療機関相互の連絡体制を整備する。
- (2) 災害急性期における機能の充実を図るため、通信設備や応急資機材を整備する。
- (3) 大規模災害時の医療救護活動の長期化に対応できるよう、県や市町、関係団体と連携した食料、水、燃料等のライフラインを維持する体制を整備する。
- (4) 自院がDMATの活動拠点本部となる場合には、統括DMATを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、DMATの支援の下で医療救護活動を実施する。
- (5) 災害時に病院の機能維持・早期回復を行うことができるよう、業務継続計画(BCP)を策定する。
- (6) 2次医療圏での連携体制を構築するため、2次救急医療機関や医療関係団体等と訓練を実施する。

5 市民等

- (1) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
- (2) 市、県、日本赤十字社山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技術の習得に努める。
- (3) 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。

資料編 [防災組織等]・市内医療機関一覧

第2項 健康管理体制の確立

- 1 市の保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。
- 2 保健センターは、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

第3項 血液製剤の確保体制の確立

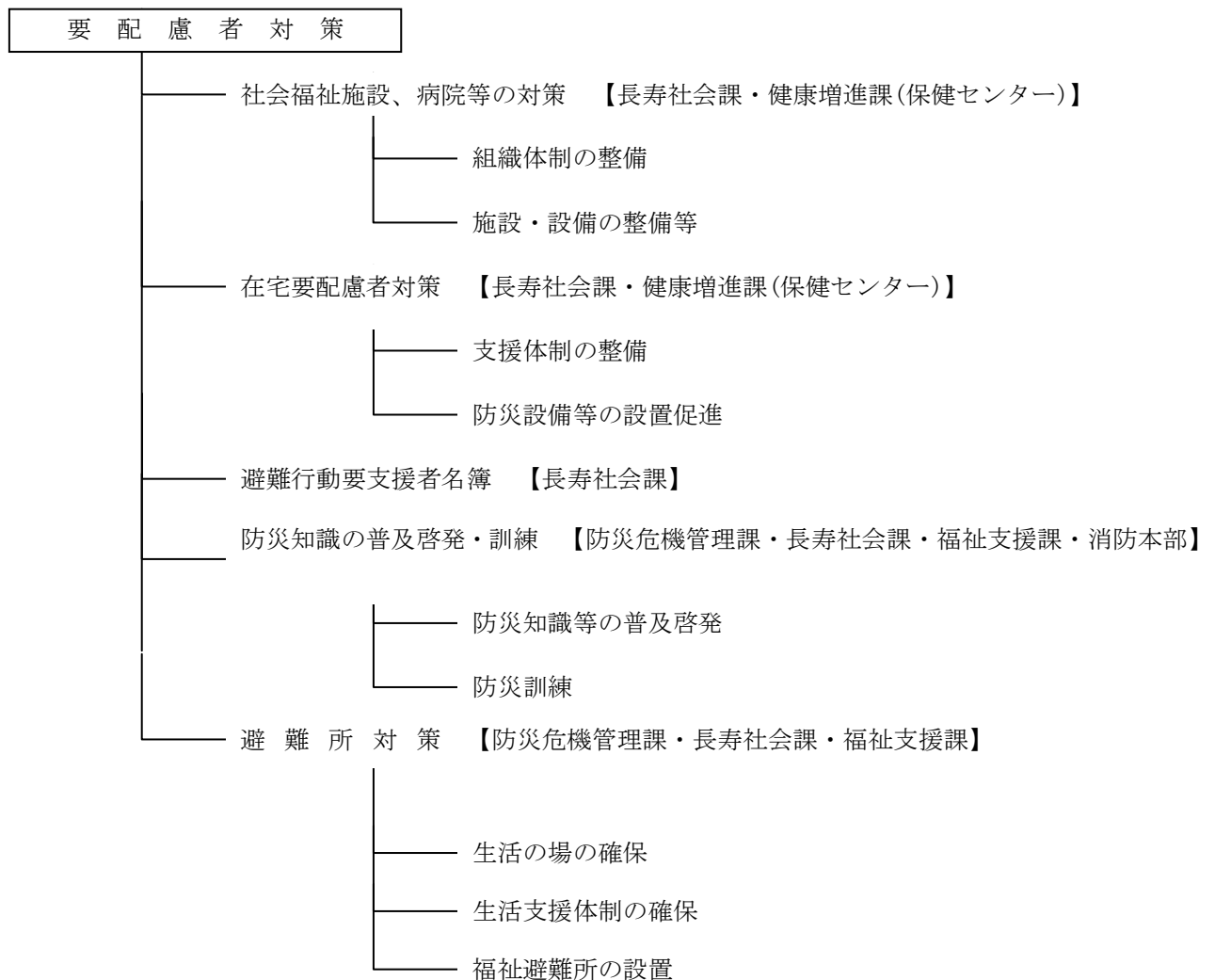
- 1 災害時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 2 市は、災害時における血液不足に備え、市民に対して献血を啓発する。

第9章 要配慮者対策

基本的な考え方

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、平常時からこれらの要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。



第1節 社会福祉施設、病院等の対策

【 関係機関：長寿社会課・健康増進課(保健センター) 】

第1項 組織体制の整備

- 1 市は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
 - (1) 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入居者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。
また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。
 - (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 2 市は、社会福祉施設、病院等の防災共助マップの作成を通じた災害時の地域の協力体制の整備を支援するため、近隣施設や地域住民への協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種調整を行うものとする。
- 3 社会福祉施設、病院等の所有者または管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
 - (1) 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。
特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所・入院者等の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。
また、職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。
 - (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、市長に報告する。
また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
 - (3) 市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。
 - (4) 洪水、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の所有者または管理者は、入所・入院者等の避難に相当の人員と時間を要することを考慮して、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等の対策を講ずるものとする。

第2項 施設・設備の整備等

- 1 市は、社会福祉施設、病院等の所有者または管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- 2 市は、要配慮者利用施設における土砂災害防止等の防災対策を進める。
- 3 市は、社会福祉施設、病院等のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握するとともに、防災情報が確実に伝達できるよう、防災行政無線やメールの一斉配信などの防災情報伝達手段の整備を進める。また、施設の避難状況などを把握するため、施設との交信手段の取り決め等、連絡体制の整備を図るものとする。
- 4 社会福祉施設、病院等の所有者または管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。

- (1) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
 - (2) 消防機関等への緊急通報設備や入所・入院者等の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。
- 5 施設の所有者または管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

第2節 在宅要配慮者対策

【 関係機関：長寿社会課・健康増進課(保健センター) 】

第1項 支援体制の整備

- 1 市は、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、要配慮者の迅速な避難を支援するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、平常時からの情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。
- 2 市は、要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。
- 3 市は、迅速な避難を支援するため、防災行政無線、防災メール、FAX、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。
- 4 市は、災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。
- 5 市は、洪水、土砂災害等のおそれのある地域の在宅の要配慮者の避難対策について、近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

第2項 防災設備等の設置促進

市は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、住宅用火災警報器、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため文字放送受信装置の普及にも努める。

第3節 避難行動要支援者名簿

【 関係機関：長寿社会課】

- 1 市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者の避難支援等のための措置について定めるものとする。
- 2 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- 3 避難行動要支援者名簿の作成にあたり、市地域防災計画に定めるべき事項として別に定めるものは、次の通りとする。
 - (1) 避難支援等関係者となる者及びその安全確保
 - (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
 - (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - (4) 名簿の更新に関する事項
 - (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
 - (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 4 市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、県警、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、消防団に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

第4節 防災知識の普及啓発・訓練

【 関係機関：防災危機管理課・長寿社会課・福祉支援課・消防本部】

第1項 防災知識等の普及啓発

- 1 市は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 2 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。
- 3 市は、地域における要配慮者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。

第2項 防災訓練

市は、防災訓練を実施する際、高齢者、障害者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、市民等、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第5節 避難所対策

【 関係機関：防災危機管理課・長寿社会課・福祉支援課 】

市は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1項 生活の場の確保

避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。

第2項 生活支援体制の確保

- 1 避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。
- 2 避難所における要配慮者の保護又は情報の伝達が迅速に行われるようにするため、避難所管理職員は、開設の際に、まず要配慮者用のスペースを確保するものとし、介護者の協力を得やすい環境づくりに努める。

第3項 福祉避難所の設置

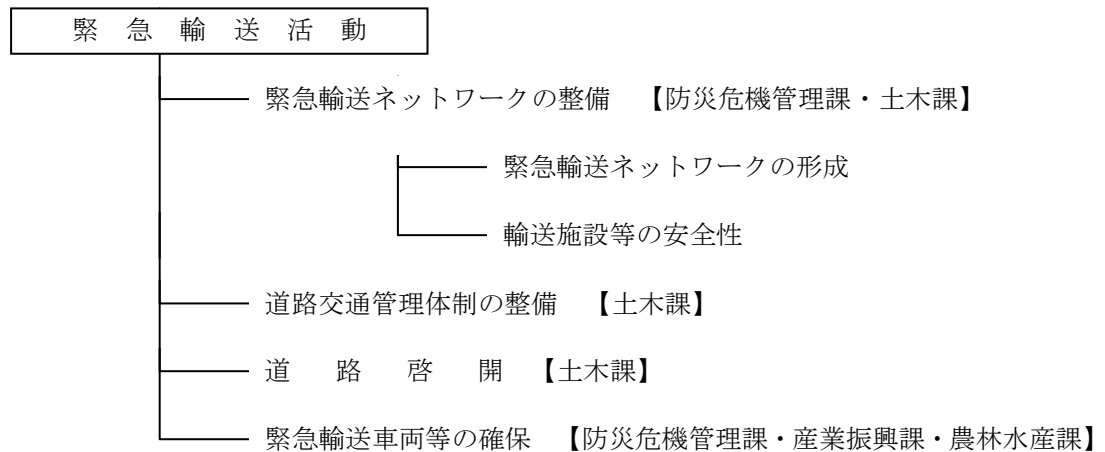
市は、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の設置や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設が避難する際の施設専用避難所の設置に努める。

災害により、特に避難所において長期収容が必要となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては「下松市保健センター」を要配慮者の専用避難所として開設し、必要なスタッフを確保するものとする。

第10章 緊急輸送活動

基本的な考え方

災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

【関係機関：防災危機管理課・土木課】

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定

(1) 道路

- ア 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路の指定
- イ 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定
- ウ 緊急輸送道路を補完する道路の指定

(2) 港湾

- ア 海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定

(3) 飛行場等

- ア 臨時ヘリポートの指定

2 市における輸送施設、拠点の指定

市においては、本市のほぼ中央に位置し、「山陽自動車道徳山東 IC」「国道2号」「県道63号下松田布施線」「JR岩徳線」といった陸路におけるアクセスが確保されている下松スポーツ公園を輸送拠点とし、下松スポーツ公園が被災し、使用不能の場合及び交通の状況により他の場所が適当であると思われる場合は、他市町との交通状況を勘案し、避難所として使用されない比較的被害の少ない地域の公共施設等を指定する。

さらに、下松スポーツ公園総合グラウンドを臨時ヘリポートとして利用し、輸送体制の一体化を図る。

3 輸送拠点の周知

前記により、指定した施設については、広報等を活用するなどして関係機関・市民等へ周知を図る。

資料編 【防災物資・施設・資機材】 ・臨時ヘリポート一覧

第2項 輸送施設等の安全性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、災害に対する安全性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

【関係機関：土木課】

道路管理者は、県警察と協力して、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性の確保を図る。

第3節 道路啓開

【関係機関：土木課】

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業協会、高速道路株式会社等との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第4節 緊急輸送車両等の確保

【関係機関：防災危機管理課・産業振興課・農林水産課】

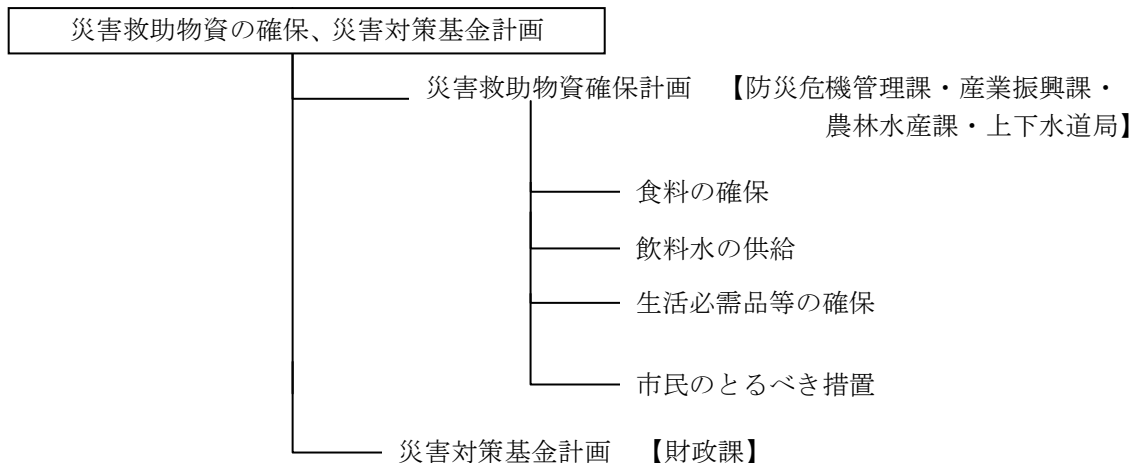
緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

基本的な考え方

市は、大規模災害が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

また、市は山口県市町村災害基金組合格約に基づく基金を積み立てるものとする。



第1節 災害救助物資確保計画

【関係機関：防災危機管理課・産業振興課・農林水産課・上下水道局】

第1項 食料の確保

市は、災害時における市民等に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

市は、災害時における応急用食料の調達・供給については、不測の事態に備えた体制を図るものとする。

また市は、災害時における市民等に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図るものとする。

この場合、周辺相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、十分留意するものとする。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

市は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

- (1) 主食系として、米について、農林水産省等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備するものとする。
- (2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努めるものとする。
 - ・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰等

第2項 飲料水の供給

1 応急給水活動計画

水道事業者は、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

- (1) 必要量の確保

水道事業者は、大規模災害が発生した場合の被害想定を行い、被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。(1人1日3リットル)

- (2) 井戸水の活用

市は、地域内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、周南健康福祉センターとの連携体制を整備する。

4 応急給水資機材の整備

水道事業者は、給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

市は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、市町相互、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

資料編	〔防災物資・施設・資機材〕	・ 応急給水用資機材整備状況
	〔防災組織等〕	・ 下松市指定給水装置工事事業者一覧

第3項 生活必需品等の確保

市は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう、備蓄に努めるものとする。

第4項 市民等のとるべき措置

市民等は、防災の基本である「自らの身は自らが守る」という考えに基づき、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるものとする。

第2節 災害対策基金計画

【 関係機関：財政課 】

市は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害基金の積立を行っている。

1 災害基金

県内の全市町をもって、県市町総合事務組合が設立されて、災害基金が積み立てられている。

2 基金への積立

平成3年度における基準財政需要額により算定された市町の納付目標額に達するまで、市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付するものであること。

3 基金の処分

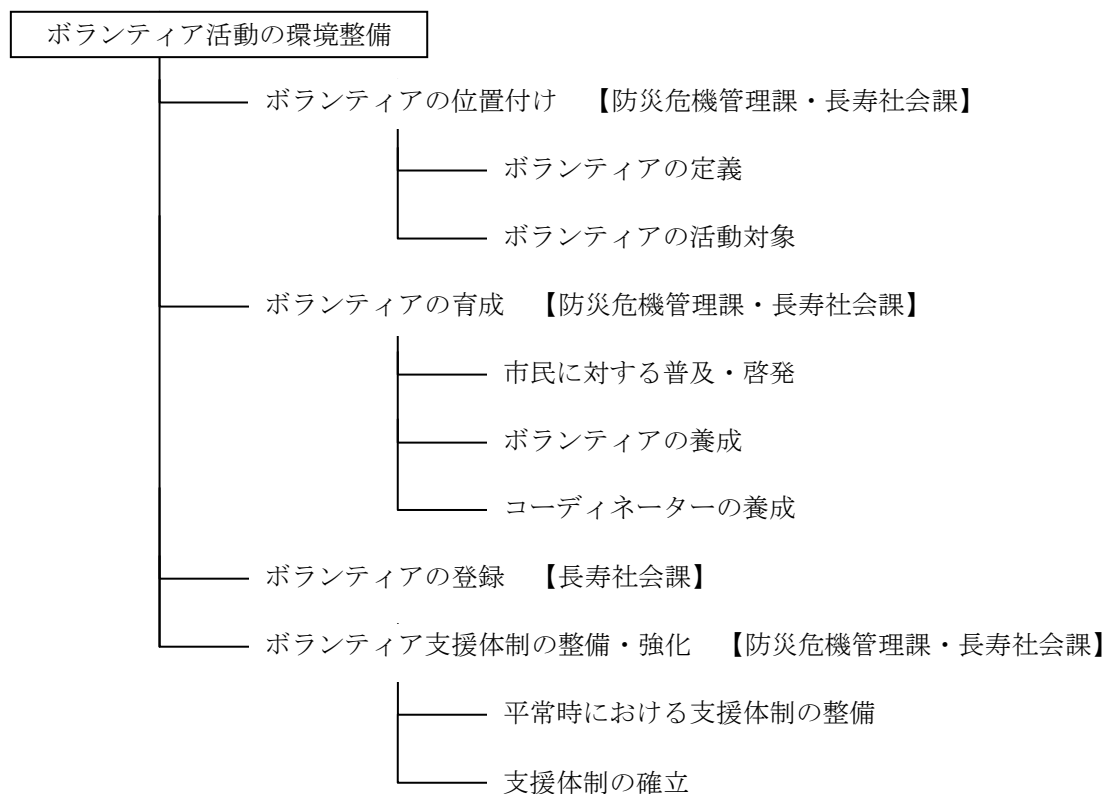
- (1) 基金の処分の対象となる災害は、次に掲げるものであること。
 - ア 風害
 - イ 水害
 - ウ 雪害
 - エ 地震
 - オ 干害
 - カ 火災
 - キ その他議会の議決を経て定める災害
- (2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額を処分することができるものであること。
 - ア 災害による減収補てんを要するとき。
 - イ 災害対策事業費の支出を要するとき。
 - ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき。
- (3) 上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものであること。
 - ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業
 - イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
 - ウ その他組合長が必要と認めた事業

第12章 ボランティア活動の環境整備

基本的な考え方

大規模災害時には、市、県及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく市民等及び市外在住者の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。



第1節 ボランティアの位置付け

【関係機関：防災危機管理課・長寿社会課】

第1項 ボランティアの定義

市防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

第2項 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ・建築物危険度判定（応急危険度判定士） ・土砂災害警戒区域の調査（斜面判定士等） ・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等） ・福祉（手話通訳、介護等） ・無線（アマチュア無線技士） ・特殊車両操作（大型重機等） ・通訳（語学） ・災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等） ・その他特殊な技術を要する者 ・災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言）
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の整理、仕分け、配分 ・避難所の運営補助 ・炊き出し、配送 ・清掃、防疫 ・要配慮者等への生活支援 ・その他危険のない軽作業

第2節 ボランティアの育成

【 関係機関：防災危機管理課・長寿社会課 】

第1項 市民等に対する普及・啓発

市は、市社会福祉協議会等関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民等の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

第2項 ボランティアの養成

市、県及び日本赤十字社山口県支部は、市社会福祉協議会等関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動する上で必要となる知識や技術を習得できるよう、研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、市は、市社会福祉協議会等関係団体と連携してその養成を図る。

第3節 ボランティアの登録

【 関係機関：長寿社会課 】

市及び関係団体は、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

第4節 ボランティア支援体制の整備・強化

【 関係機関：防災危機管理課・長寿社会課 】

第1項 平常時における支援体制の強化

県及び市は、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO 等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。

第2項 支援体制の確立

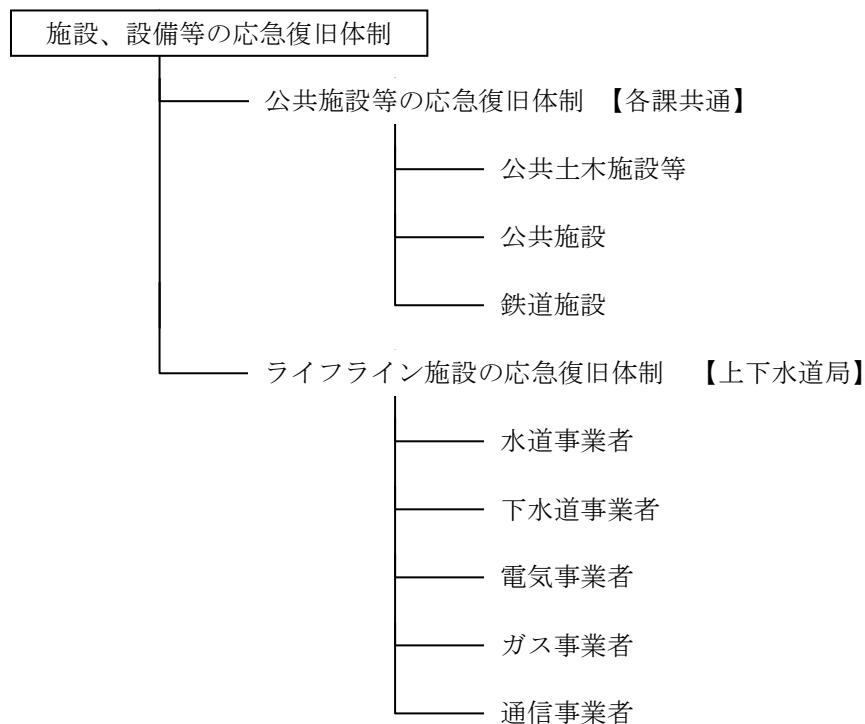
市は、市・県社会福祉協議会と協議して、市内のどこで災害が発生しても対応できるよう、必要な連携体制等について検討を行う。

第13章 施設、設備等の応急復旧体制

基本的な考え方

市、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、市民等が日常生活を営む上で重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講じる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図るものとする。

また、市、県は、定期的な連絡会議等を開催し、ライフライン事業者との連携強化に努めるものとする。



第1節 公共施設等の応急復旧体制

【関係機関：各課共通】

第1項 公共土木施設等

- 1 被災施設の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講じるものとする。
- 2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2項 公共施設

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等に係る体制の整備をしておく。

第3項 鉄道施設

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努めるものとする。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

【関係機関：上下水道局】

第1項 水道事業者

災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道事業者

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 電気事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第4項 ガス事業者

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

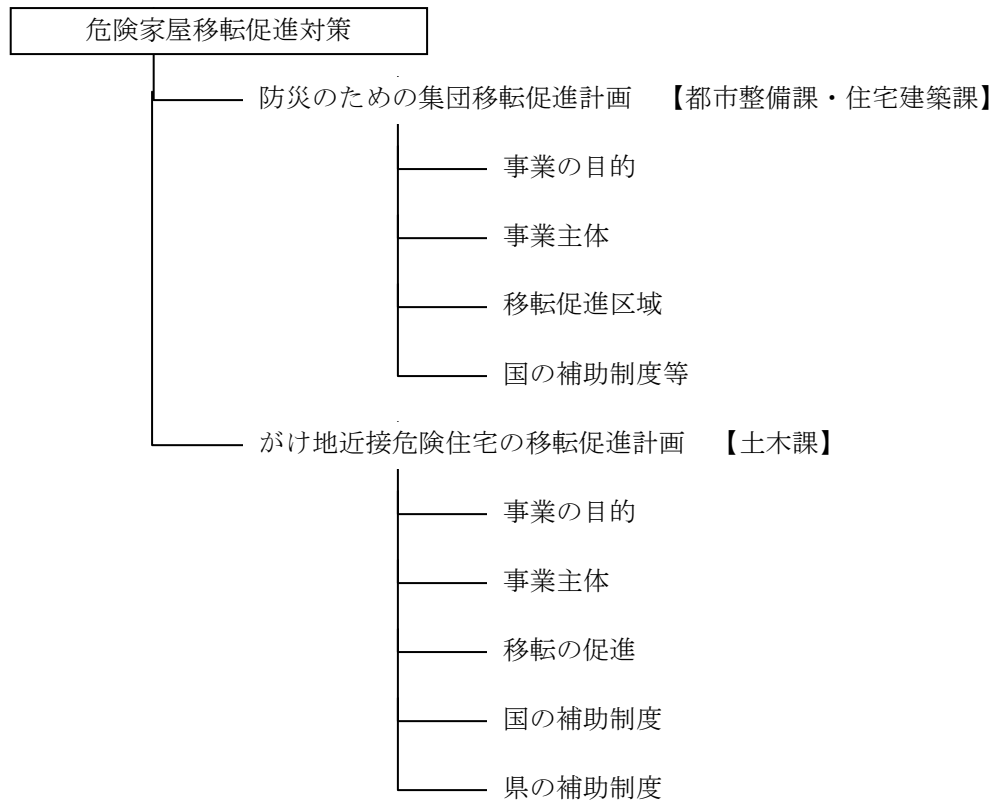
第5項 通信事業者

- 1 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。
また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。
- 2 通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

第14章 危険家屋移転促進対策

基本的な考え方

市は、国及び県の補助制度を活用し、市民等の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転事業を推進する。



第1節 防災のための集団移転促進計画

【関係機関：都市整備課・住宅建築課】

第1項 事業の目的

市民等の生命身体及び財産を災害から保護するため、災害による被災地域又は被災する危険の著しい地域のうち、市民等が居住する地域として適当でないと認められる区域内にあるすべての住居を他の安全な場所に移転をさせることを目的として、一定規模の住宅団地を整備する等の集団移転事業を推進する。

第2項 事業主体

市が行う。ただし例外として、市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。

第3項 移転促進区域

1 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（豪雨、洪水、その他の異常な自然現象）に係るもの

2 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

第4項 国の補助制度等

1 国の補助

次の各号に掲げる経費について政令で定めるところにより、それぞれ4分の3を下らない割合により、その一部を補助する。

- (1) 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。）
- (2) 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費
- (3) 住宅団地に係る道路、飲料水供給施設、その他政令で定める公共施設の整備に要する経費
- (4) 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費
- (5) 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備を政令で定めるものに要する経費
- (6) 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

2 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第2節 がけ地近接危険住宅の移転促進計画

【 関係機関：土木課 】

第1項 事業の目的

がけ地の崩壊等により市民等の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅^{*}の移転を行う者に対して補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行い、急傾斜地崩壊防止対策とあいまって市民等の生命の安全を確保することを目的とする。

※危険住宅

がけ地の崩壊、土石流、なだれ及び地すべりによる危険が著しいため、建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域又は同法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域（山口県建築基準条例第7条）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅

第2項 事業主体

市が実施する。ただし特別の事情がある場合には県が実施することができる。

第3項 移転の促進

市は事業計画にしたがって危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導を行い、移転の促進を図る。

第4項 国の補助制度

国は事業主体に対して、移転事業に要する次の各号に掲げる費用について、予算の範囲内においてその2分の1を補助する。

- 1 危険住宅の除去等に要する経費
- 2 危険住宅に代る住宅の建設、購入に要する経費

第5項 県の補助制度

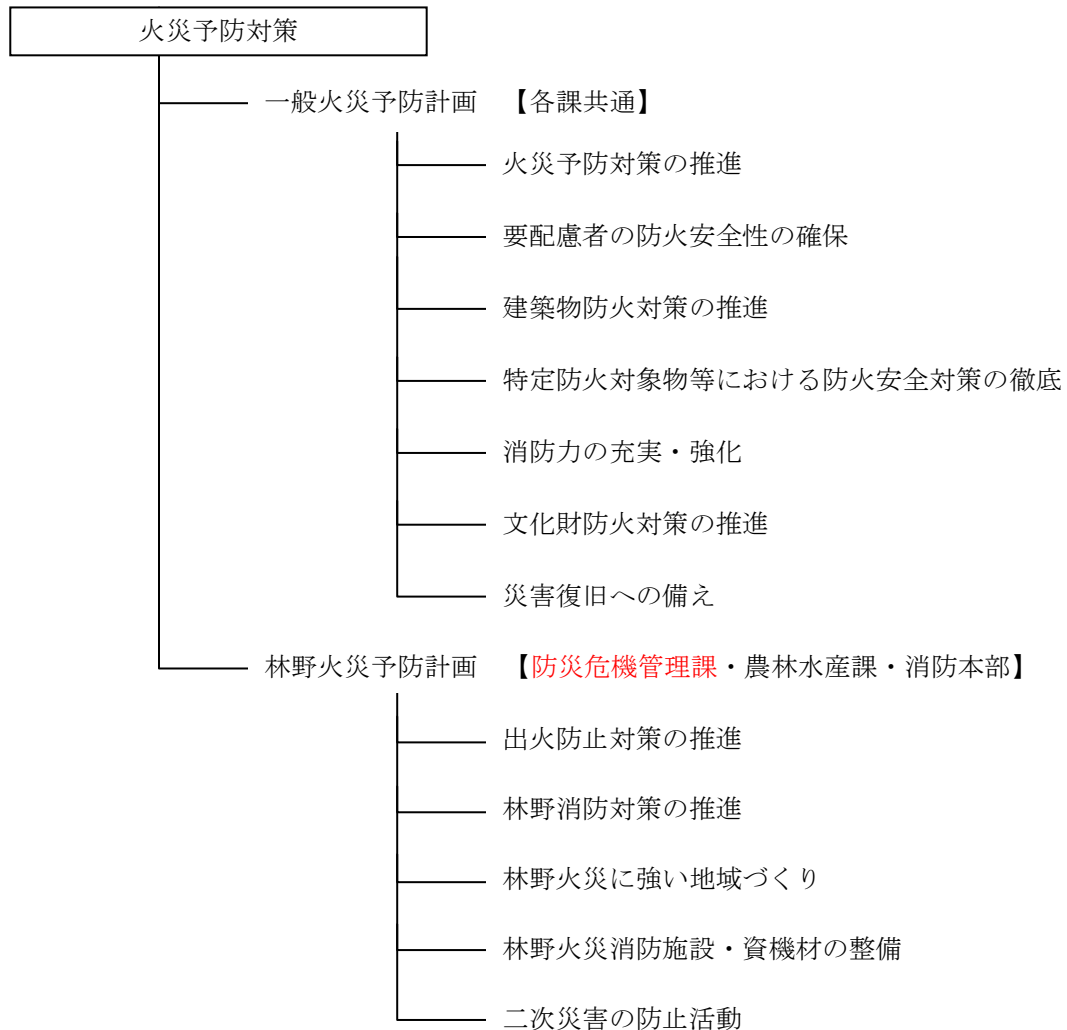
県は事業主体に対して、移転事業に要する費用について、予算の範囲内においてその4分の1を補助する。

第15章 火災予防対策

基本的な考え方

火災は、市民等に最も身近な災害で、いったん発生すると貴重な人命と財産を一瞬のうちに失い、また延焼拡大した場合は地域全体を焼失させ、甚大な被害を発生させるおそれがある。

火災の発生を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、市、県、消防機関等は必要な予防対策を推進する。



第1節 一般火災予防計画

【関係機関：各課共通】

第1項 火災予防対策の推進

1 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発については従来から積極的に取り組んできているが、なお一層の徹底を図るため市、県及び消防機関は、関係団体等と協力して地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を推進する。

特に春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、広報車の巡回広報、広報紙の配布、有線放送、新聞・ラジオ等報道機関の利用等あらゆる機会をとらえ、火災を出さないための運動を展開する。

(1) 地域に密着した防火、防災思想の普及啓発

ア 防火思想普及の徹底を図るため、広報用素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を展開する。

- a 街頭広報や報道機関を活用した啓発活動
- b イベント、集会等を利用した啓発活動
- c 巡回による啓発広報活動
- d 家庭訪問による防火指導
- e 学校、職場等における防火指導
- f 自主防災組織による啓発広報活動

イ 外国人に対する火災予防広報の実施

近年、市内に観光する外国人が増加していることから、これらの外国人に対する火気の管理、避難等必要な広報活動を行う。

2 災害に強いまちの形成

(1) 市、国及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための市街地開発事業等の面的整備や地区計画の策定等による整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

(2) 市、国、県、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送、収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

3 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、これらの設備・器具等の設置及び取扱基準等を定めた市条例（下松市火災予防条例）の周知徹底を図る。

- (1) 炉、ふろがま等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準
- (2) 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取扱いの基準
- (3) 指定数量未満の危険物及び危険物に準ずる可燃性物品（指定可燃物）等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

4 住宅防火対策の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占めていることから、将来にわたり住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、市、県、消防機関等は、効果的な住宅防火対策を推進する。

(1) 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底を図る。

ア 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。

イ 市の広報紙、有線放送等の活用を図り、地域に密着した効果的な広報活動を推進する。

ウ 市、県、消防機関等の共催による住宅防火講習会及び住宅防火フェア等を開催する。

(2) 住宅防火診断の実施

消防機関等で実施している住宅防火診断について、対象者に理解しやすい診断に努めるとともに、各種イベント、展示会等を活用するなどして、診断対象の拡大を図る。

(3) 住宅防火設計の普及の推進

住宅設計の専門技術者のみならず、住宅を建設しようとしている建築主等の住宅設計に当たっての防火、避難上の留意事項等の理解を深めるため、住宅防火講習会の開催等を行う。

(4) 住宅用防災機器等の普及

ア 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。

イ 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置等の設置を支援する住宅金融支援機構の割増し融資制度の周知を図るなどして、住宅用防災機器等の設置を促進する。

(5) 住宅防火モデル事業の推進

平成7年度から国において推進している住宅防火モデル事業の指定地域の拡大に努める。

5 地域における防火安全体制の充実

(1) 自主防災組織の整備充実

火災や地震等の災害から地域を守るには、市民一人一人の自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、地域の実情に応じた、自治会、管内事業者、女性・高齢者・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに既存の幼年・少年・婦人の各クラブ等の活性化等についても一層推進する。

また、市民等、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。

(2) 防火訓練の実施

防火に関する技能の習得、啓発を図るため、消防機関、事業所等は防火訓練を定期的に行う。

訓練は夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民等の火事発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、訓練は形式的なものとならないよう、訓練実施者は具体的な訓練目標を定め効果的な訓練の実施に努める。

第2項 要配慮者の防火安全性の確保

高齢者、障害者等の要配慮者に対し火災等の災害のない生活の場を確保するため、市、県、消防機関及び関係団体等は以下の対策を推進する。

1 住宅防火対策（高齢者等の防火安全対策）の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも65才以上の高齢者や障害者が被災するケースが多いことから、市、県及び消防機関等は高齢者・障害者住宅防火対策の効果的推進を図る。

- (1) 防火意識の高揚
- (2) 住宅用防災機器の普及
- (3) 住宅防火診断の実施

2 避難協力体制の確立

一人暮らしの高齢者、障害者等が適切に避難できるよう消防団、自治会、町内会、自主防災組織、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

3 その他の安全確保対策の推進

- (1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）の普及促進を図る。
- (2) 高齢者、障害者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備（閃光型警報装置、点滅型誘導灯等）の設置促進に努める。

第3項 建築物防火対策の推進

建築物の防火安全性を確保するため、市、県及び消防機関は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

1 関係者への指導の強化

- (1) 建築基準法に係る防火規制の徹底

建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。

また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。

- (2) 消防同意制度の適切な運用

建築物の許認可に係る消防機関の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、消防機関はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

- (3) 重点的・効果的な予防査察の実施

消防機関は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去の指導状況等を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高

い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

2 消防用設備等の設置、維持の適正化

- (1) 消防機関は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合しかつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。
- (2) 消防機関は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。
- (3) 市、国、県、事業者等は、高層建築物、地下街等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物質の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

3 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。

消防機関は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、更に、防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第4項 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

多数の者が出入りする劇場、百貨店、ホテル・旅館、病院・社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生するおそれがあることから、前項の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

1 防火管理体制の充実

- (1) 消防機関は、実態に応じた初期消火、通報及び避難等の訓練の実施についてきめ細かな指導及び検証を行う。
- (2) 特に高齢者、身体障害者に対する火災情報の覚知、伝達に配慮した避難誘導體制の確立について指導を行う。
- (3) 病院、社会福祉施設等で、自力避難が困難な者を多数収容している施設にあつては、近隣住民や、ボランティア組織の応援、協力体制の確立を推進する。
- (4) 消防機関は、用途別に国が定めた次の「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、用途別に適切な指導を行う。

ア 物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル

イ 旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル

ウ 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル

エ 高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアル

2 防火対象物定期点検報告制度の適正な運用

消防機関は、消防法に定める「防火対象物定期点検報告制度」の対象となる防火対象物の防火管理等の状況について、点検報告により把握するとともに、その不備事項について早期改善を指導する。

3 避難施設・消防用設備等の維持管理の徹底

- (1) 火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。
- (2) 火災発生時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。
- (3) 防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

4 特定違反对象物及び小規模雑居ビルに対する是正措置の徹底

消防機関は、消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される特定違反对象物、小規模雑居ビルについては、指示、警告、措置命令、告発・公表等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

5 工場、倉庫等の防火安全対策の推進

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的、物的被害を生ずるおそれがある。

このため、これらの防火対象物については、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

第5項 消防力の充実・強化

火災の発生防止、被害の軽減を図るためには、市における消防力の充実・強化が求められることから、市は国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力（資機材、要員）の確保に努める。

1 市消防計画の整備

- (1) 市は、国が定める基準に従い、地域の実態に応じた消防計画を策定する。
- (2) 市は、策定した消防計画（大綱は次のとおり）に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防ぎよ活動の実施に努める。
 - ア 消防組織に関すること。
 - イ 消防力等の整備に関すること。
 - ウ 防災のための調査に関すること。
 - エ 防災教育訓練に関すること。
 - オ 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
 - カ 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
 - キ その他災害対策に関すること。

2 消防組織の充実

(1) 消防本部

予防要員、警防要員の確保に努め、予防業務、警防業務の万全を期する。

(2) 広域消防応援体制の整備

県内の市町、組合消防本部が締結した県内消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、市は必要な運用体制の確立に努める。

(3) 消防団の活性化の推進

消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要さに鑑み、市は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。

(4) 自主防災組織の育成

第1項5参照

(5) 消防組織の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るものとする。

3 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員、団員の育成を図るため、市及び消防本部は、消防職員、消防団員が、容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

4 消防施設等の充実・強化

(1) 消防施設等の整備

ア 市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。

イ 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。

ウ 消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。

エ 自治会等自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう軽可搬ポンプ等の消火機材の整備充実を図る。

(2) 空中消火資機材・化学消火剤の備蓄

化学消火薬剤については、関係者（消防本部、市、県、海上保安部、事業所）において備蓄してきているが、今後も整備充実を努める。

資料編 〔防災物資・施設・資機材〕

- ・ 消防車両一覧
- ・ 消防資機材一覧
- ・ 主要救急用資機材（訓練用含む）一覧
- ・ 消防水利の現況
- ・ 消防団車両等一覧
- ・ 化学消火薬剤及び油処理剤等の所在状況

第6項 文化財防火対策の推進

文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の設置の推進を図る。

1 建造物文化財・防火施設の現況

資料編参照

2 予防対策実施責任者

- (1) 予 防 対 策 …… 所有者又は管理団体
- (2) 予防対策指導 …… 県教育委員会及び市教育委員会

3 文化財防火対策の推進

- (1) 防火設備の整備充実
 - ア 消火設備の整備
消火器、スプリンクラー、ドレンチャー、放水銃、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。
 - イ 警報設備の拡充
自動火災報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。
 - ウ その他設備の拡充
避雷装置、火除地、消防道路、消防倉庫、防火塀、防火壁、防火井戸等の整備促進を図る。
 - エ 防火設備の修理・更新
文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく定期的な点検や消防設備点検などで確認された不具合・老朽化等に対する確実な修理・更新等を図る。
- (2) 予防対策指導の推進
利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。
 - ア 防火管理体制
 - イ 国、県への災害通報体制
 - ウ 災害の起こり易い箇所の点検、確認
- (3) 防火思想の普及啓発
 - ア 毎年1月26日を文化財防火デーとし、関係者の協力を得て防災思想の普及啓発、防火訓練を実施するなどして文化財の防火について広く市民等の意識の高揚を図る。
 - a 防災思想の普及
(新聞、ラジオ、テレビ、市広報紙、展示会、講演会、映画等による。)
 - b 防火訓練の実施
(地域住民、市町消防・消防団との連携協力により、通報、消火、(初期消火体制の構築・強化)、重要物件の搬出、避難等総合的に行う。)
 - イ 消防実技講習会等を実施して消防技術の向上を図る。

資料編 【その他】 ・指定文化財一覧

第7項 災害復旧への備え

公共施設の管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2節 林野火災予防計画

【 関係機関：防災危機管理課・農林水産課・消防本部 】

市の多くを占める林野は、古くより木材その他の林産物の供給、市域の保全、水資源の確保、自然景観、健康保養の場として市民生活に大きく貢献している。

林野火災が一旦発生すると、これらの役割を担う森林資源を短時間のうちに焼失し、その回復には長い年月と多大の労力を費やし、社会的損失が極めて大きなものとなるおそれがある。

このため、市、国、県及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

第1項 出火防止対策の推進

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、たばこ、たき火等人為による失火が大部分である。

林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることが出来ること及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、市、国、県、消防機関及び森林組合は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防対策の推進

(1) 防火思想の啓発

市、国、県及び関係者は協力して県民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、防火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から出火防止の徹底が特に重要となる。

そのため、市、国、県、消防機関及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。

また林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力的に啓発運動を展開する。

- a テレビ、ラジオ、有線放送等による啓発
- b 広報車による巡回広報
- c ポスター、チラシ等の配布
- d 新聞その他広報紙による啓発
- e 学校等を通じての広報（児童生徒の防災思想の高揚）
- f 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発
- g 森林保全巡視員による巡回指導

イ 協議会等の開催

各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 発生原因別対策

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して次の事項を推進する。

- a たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。
- b 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。
- c 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。
- d 危険時期等における入山制限の周知を図る。
- e 観光事業者による防火思想の啓発を図る。

イ 山林内事業者(作業)対策

山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとるものとする。

- a 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- b 火気責任者は、あらかじめ事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期すものとする。
- c 事業所に火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼き箇所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備するものとする。
- d 鉦山、道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講じるものとする。

ウ 火入れ対策

火入れに当たって、市及び消防機関は、下松市火入れに関する条例及び下松市火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。

林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、出来る限り11月から2月までの冬期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。

- a 火入れを行う場合は、必ず市長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。
- b 火入れ方法の指導
- c 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報の発令中又は発令された場合、一切の火入れを中止する。火入れ者、責任者に対して火入れ中に風勢等により他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは速やかに消火を行うよう指導する。
- d 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また跡地には状況に応じ監視員を配置する。

- e 森林法及び市条例、規則等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。
 - エ 道路、鉄道沿線等における火災対策

西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び県内バス等運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

 - a 危険地帯の可燃物の除去
 - b 路線の巡視
 - c 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立
 - d 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜
 - e 緊急時における専用電話利用の便宜
 - オ 森林所有者対策

森林所有者は自己の所有する林野から放火、失火が生じないよう次の事項を実施するものとする。

 - a 一般市民に対する防火意識の啓発
 - b 無許可入山者の排除
 - c 火入れに対する安全対策の徹底
- (3) 巡視・監視の強化
- ア 警戒活動の強化

市、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。
 - イ 森林保全巡視指導員の設置

県は、農林水産事務所又は農林事務所ごとに山火事の多発地帯、保安林、森林レクリエーション地帯等に森林保全巡視指導員を配置し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導のほか、次のことを行い森林の保全を図る。

 - a 災害の早期発見に関すること。
 - b 無許可伐採等に対する指導
 - c 森林の産物の盗掘、案内板等の棄損等の防止に関すること。
- (4) 関係団体との協力体制
- ア 市、県及び消防機関は、森林組合、市民等による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。
 - イ 市及び消防機関は、市民等による自主防災組織の育成に努める。

第2項 林野消防対策の推進

市、県及び消防機関は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

- (1) 下関地方气象台及び県は、林野火災の未然防止、被害の軽減を図るため、市に対し迅速かつ的確な乾燥注意報、火災気象通報等の気象情報の伝達を行う。

- (2) 市、県及び消防機関は、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく市民等、関係者に周知するための体制の充実を図る。
- (3) 市長は、気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、市民等、関係者に伝達するための体制の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制の確立

市及び消防機関は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

市は、林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備するものとする。

平成8年4月、県内全市町及び全消防一部事務組合を対象として県内広域消防相互応援協定を締結しており、今後はこれの円滑な対応が出来るよう体制の整備に努める。

(3) 総合的消防体制

市、国及び県は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。

このため、市は、迅速な火災発生速報が行えるようあらかじめ必要な体制を確立しておくものとする。

3 林野火災消火訓練の充実

市、県及び消防機関は関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した実戦的な消火訓練を実施するものとする。

第3項 林野火災に強い地域づくり

1 事業計画の作成

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、市による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

2 防火道等の整備

市、国及び県は、防火道、防火樹帯の整備等を必要に応じて実施するものとする。

第4項 林野火災消防施設・資機材の整備

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、市、県及び消防機関は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

1 林野火災消防施設の整備

- (1) 市は、林野火災の多発地域等に対して、防火管理道等の整備を図る。
- (2) 市及び消防機関は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。
- (3) 市は、消火活動又は防火線としての役割を備えるよう林道の整備を計画的に推進する。
- (4) 林野火災の多発地域等については、市有林はもとより、一般民有林についても、防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。

2 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備についてはこれまでも計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材について市、県及び消防機関はその充実に努める。

3 空中消火資機材の整備

市及び消防機関は、航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、管内の地形、林相等を踏まえ日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

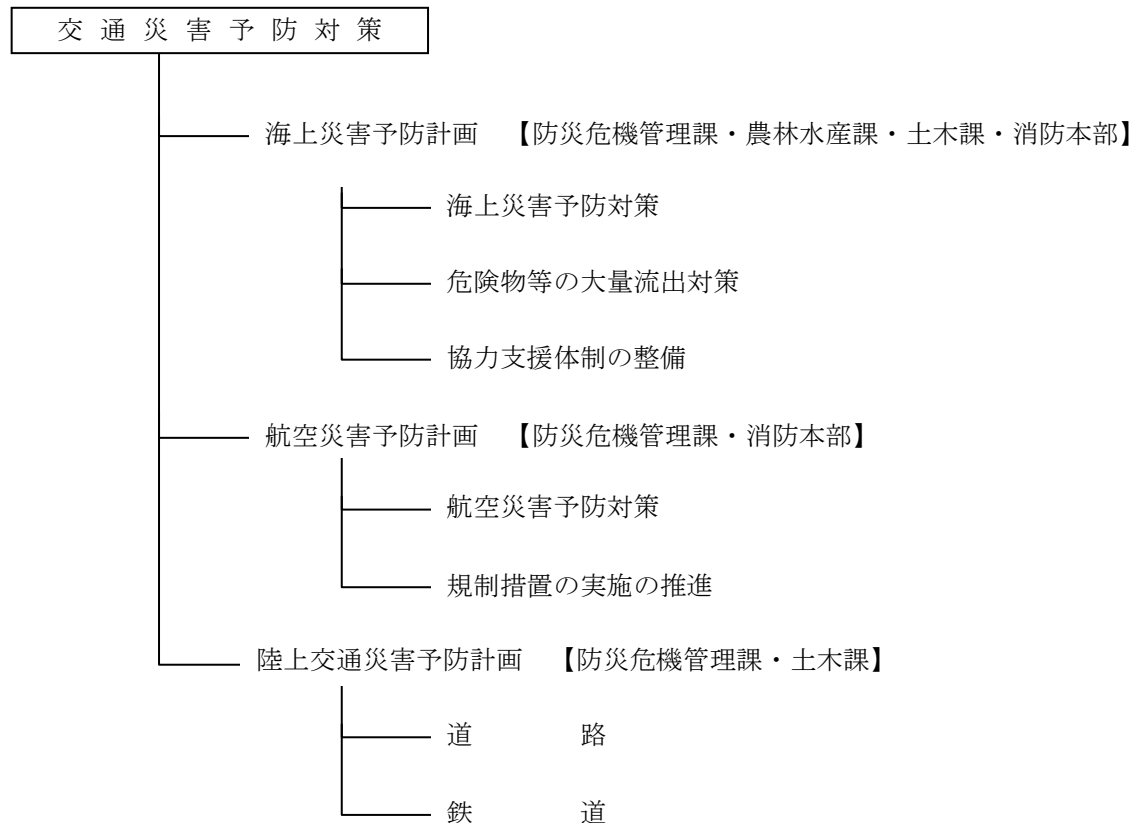
第5項 二次災害の防止活動

市、国及び県は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害危険個所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を実施するものとする。

第16章 交通災害予防対策

基本的な考え方

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故等に対して、防災関係機関がとる災害予防対策について定める。



第1節 海上災害予防計画

【関係機関：防災危機管理課・農林水産課・土木課・消防本部】

本市の臨海部には多数の工場が立地しており、原材料の運搬あるいは製品の搬送等により、港湾をはじめとして海上交通は輻輳し、船舶による各種災害（海上火災（爆発を含む。以下同じ）、油等危険物の流出等）の発生が危惧される。

第1項 海上災害予防対策

気象台、運輸支局、海事事務所、海上保安部（港長）、市、消防本部、港湾・漁港管理者及び事業所は、相互に協力し、航行中、係留・入渠中の海上災害の未然防止を図るため、次の対策を推進する。

1 気象台

(1) 海上交通安全のための情報の充実

気象台は、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波、火山噴火等の

自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

2 山口運輸支局（徳山庁舎）、徳山海上保安部（港長）、港湾・漁港管理者

(1) 海上交通安全のための情報の充実

海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るものとする。

水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。

(2) 船舶の安全な運航の確保

発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、運航労務監理官による監査及び指導を実施する。

人的要因に係る海難防止等の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：PSC）を積極的に実施する。

港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図るものとする。

船舶の航行の安全を図るため、その通信手段を確保する。

- ・ 小型船舶を運航する者は、船舶航行の安全を確保するため、通信手段の確保に努める。
- ・ 国は、小型船舶の通信手段の普及を図るよう努める。
- ・ 船舶の無線局（船舶局等）の開設者は、災害時において無線局が確実に機能するよう整備・点検に努める。
- ・ 国は、船舶局等の検査体制の充実を図る。

(3) 船舶の安全性の確保

危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施するものとする。

船舶の構造設備等に係る海難事故防止等の観点から、サブスタンダード船の排除のため、PSC の実施を積極的に推進するとともに、PSC 実施体制のさらなる強化、整備を進めるものとする。

(4) 船舶消防設備等の整備の指導

船舶における火災の発生及び拡大を防止するために船舶の構造、設備、防火設備及び船舶に備える消防設備について指導及び取締りを行い海上火災の防止に努める。

また、火気の取扱い等については、関係法令の適正な執行により海上火災の防止に努める。

(5) 海上災害予防運動の実施

海難防止運動の実施に併せ、主に港内就航船舶、カーフェリー、旅客船、油槽船、貨物船、漁船等を対象として、船舶消火設備及び火気管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意の周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底及びこれらに関する広報活動、訓練等を通じ海上火災の防止に努める。

(6) 岸壁関係者等への指導

ア 岸壁管理者、所有者及び使用者等（以下「岸壁管理者等」という。）に対して船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置又は改良の指導を行う。

イ 港内工事作業責任者に対して、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。

(7) 海上防災訓練の実施

毎年1回以上、タンカー及び油槽所等の事故による火災等を想定した海上防災訓練を実施する。

(8) 捜索、救助・救急、消火活動体制の整備

捜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等を活用した捜索、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるものとする。

大型タンカーの火災等に対応できる消防船等及び海上火災に有効な資機材の整備に努めるものとする。

また、海上における消火活動に備え、平常時から消防体制の整備に努めるものとする。

(9) 二次災害の防止活動体制の整備

海上保安部（港長）は航行制限、航泊禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図るものとする。

(10) 海上交通環境の整備

航路標識の整備を行うものとする。

3 消防機関

ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶は、消防法の適用を受けることから、消防機関は海上火災の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策の推進を図る。

(1) ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

(2) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。

(3) 係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、次の事項について必要な措置を講ずる。

ア 係留、入渠、錨地等の実態把握

管轄内における船舶の係留施設等について実態を調査するとともに、当該場所で火災が発生したときの接近、進入の方法、消防車両等の通行可能経路等を事前に把握する。

イ 入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握

管轄内の係留施設及び係留される船舶の実態を調査するとともに、当該船舶の特性等を把握する。

ウ 通報・連絡体制の確立

港に出入りする船舶の動静等、消防活動に必要な情報の把握、及び火災等発生時の通報・連絡の円滑化を図るため、通報連絡手段の確保並びに体制の確立を図る。

エ 情報収集体制の整備

海上火災の消防活動は、被災船の災害状況からその活動方針を決定することになることから、的確で正確な情報を得るための情報収集体制の確立を図る。

また、火災の特殊性に鑑み船舶火災時における情報収集内容及び整理様式等についてもあらかじめ定める。

収集する主な事項としては以下のものが考えられる。

- a 発災日時
- b 被災船の状況
 - a) 場所：航行位置、係留、入渠等の場所
 - b) 船名・船籍
 - c) 船舶の種類：船舶の用途、構造、総トン数、特徴等
 - d) 出火場所：倉庫、甲板、機関室
 - e) 燃焼物
 - f) 現場の気象：風向、天候、波浪等
- c 要救助者の状況
 - a) 乗客、乗員の人数
 - b) 要救助者及び負傷者の有無とその状況
- d その他
 - a) 積載物の種別、形態、危険物の有無
 - b) 二次災害の危険性の有無
 - c) 火災の対応（単独、応援者等）
 - d) 船主、荷主会社、代理店等
- オ 消防訓練

海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練（陸上部・海上部・船舶上）を、関係者と協力して実施する。

カ 応援体制の整備

海上災害に係る機関（海上保安部・署）及び事業所並びに他市町等との間の応援体制の充実強化を図っていく。

4 市（港湾・漁港等管理者）

港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため次の対策を推進する。

- (1) 港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- (2) 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び、危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (3) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。
- (4) 重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (5) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

5 警察

捜索活動を実施するための船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

6 事業所

荷受人、荷送人等の事業者は、係留中の船舶等による災害発生防止のため以下の措置を講ずる。

- (1) 係留船舶の火災爆発防止

- ア 危険物積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生の防止に努める。
- イ 二次災害発生の防止のため、タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに監視体制を強化し、油流出の防止に努める。
- ウ 危険物を積載した巨大船の着棧に際しては警戒船を配備し、近接する船舶の監視を行う。

(2) 通報連絡体制の整備

災害発生時等における、関係機関（海上保安部（港長）、消防機関、港湾管理者等）への通報連絡体制の確立を図る。

7 臨海石油化学工業地帯における防災体制の強化

臨海工業地帯における防災活動について、海上保安部、関係消防機関、自衛消防機関の相互強力体制の整備強化、化学消防力の整備強化、消防艇、巡視船艇の増強及び消防装置の推進を図るものとする。

第2項 危険物等の大量流出対策

油、有害液体物質等の海上への流出・排出等に係る防止対策については海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「海防法」という。）により各種の規制がなされている。

また油等の排出に係る海洋汚染防止への対応については、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月8日閣議決定）」及び海上保安庁が作成した排出油等防除計画が策定されており、必要な対策が推進されている。

防災関係機関は県内沿岸及びその地先海域においてタンカー及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故により、大量の油等の流出や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため必要な対策を実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備充実

油等汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、海上保安部・署、中国・九州地方整備局、市（消防機関）、県、警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

2 対応体制の整備

(1) 応急活動体制の整備

- ア 海事事務所、徳山海上保安部、山口運輸支局（徳山庁舎）は、職員の非常参集体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。
- イ 中国地方整備局は、港湾建設、海岸保全施設等の海上災害発生に対応する活動体制の強化を図る。
- ウ 県及び市は、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。

(2) 連携協力体制の確保

- ア 油・危険物等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え現在、関係機関、団体、事業所を構成員とする「周南地区海上安全対策協議会」により、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。

イ 油等汚染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、関係機関は必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保に努める。

3 関係資機材の整備

- (1) 国土交通省令で定められた船舶所有者及び施設の設置者及び係留施設の管理者は、海防法に基づき排出油等の防除措置の実施に必要な資機材を船舶内及び施設等に備え付ける。
- (2) 徳山海上保安部、中国地方整備局は、は、油等汚染事故への対応を迅速・的確に実施するため必要な資機材（船艇、オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の充実を図る。
- (3) 県及び市は、排出油等から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の整備充実を図るとともに関係機関を指導する。

4 訓練等

徳山海上保安部、県、市（消防本部）、関係事業所等は相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を年1回以上実施し、必要な技術の習得等に努めるものとする。

5 指導及び普及啓発

海事事務所、海上保安部、運輸支局等関係行政機関は、関係者に対して講習会、訪船指導等により、危険物等の大量流出事故発生の防止及び事故発生時の対応等に関して指導を行い、これを通じて海洋環境保全に係る思想の普及啓発を図るものとする。

第3項 協力支援体制の整備

関係機関、事業所等は、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応を図るため、従来から関係者相互間で協定等を締結してきているが、さらにその充実を図っていくものとする。

第2節 航空災害予防計画

【 関係機関：防災危機管理課・消防本部 】

本計画は、航空機災害の被害軽減を目的として県及び市がとる災害予防対策について定める。

第1項 航空災害予防対策

航空機災害対策を推進するに当たって、県、市及び関係機関は、その所掌する消防防災責任と相互協力により必要な措置を講じるものとする。

1 航空交通の安全のための情報の充実

- (1) 福岡航空地方気象台は、岩国空港及び山口宇部空港において、航空交通の安全確保及び飛行場における災害防止のため、飛行場及び飛行場周辺の気象状態を正確かつ迅速に観測通報を実施するものとする。また、各種気象資料や予報等をもとに気象状況を把握し、航空交通機関・運航管理者・機長等に対し、空港の特性に応じた気象解説及び気象資料の提供を行うものとする。

- (2) 航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 航空運送事業者は、分類整理した各種情報を事業間相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。

2 飛行場の保安管理の充実

大阪航空局岩国空港事務所及び山口宇部空港出張所並びに県は、航空法に定める保安上の基準に従って、当該施設の保安管理を適切に行うとともにその充実に努める。

3 市（消防本部）

市は、航空機災害発生時においてその消防責任を遂行するため、次に掲げる事項を推進するものとする。

(1) 消防力の強化

市は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備充実を図る。

(2) 各種計画の策定

市は、市防災計画及び市消防計画において、航空機災害に関する消火活動、救助救急活動等に係る災害応急対策についての計画を策定するものとする。

(3) 消防訓練の実施

人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練を飛行場管理者等と協力して行い、必要な知識、技能の習得に努める。

(4) 消防相互応援協定

航空機災害に際して円滑な消防活動を実施するためには、飛行場管理者、隣接市及びその他関係機関とあらかじめ災害応急対策に関する協定等の締結を図っておくものとする。

4 県の対応

県は、山口宇部空港の飛行場管理者として航空法により飛行場内における航空機災害についての保安管理責任が課されていることから、適正な保安管理を遂行するため、関係機関の協力のもと次の対策を推進するものとする。

(1) 県防災計画における航空機災害対策の策定及びその充実

航空機災害の予防及び応急対策を推進するため、県防災計画において航空災害に係る計画の充実を図る。

(2) 空港消防隊の整備充実

航空機災害及び空港施設の火災の発生に際して迅速、かつ的確な消火救難活動が行えるよう空港内関係機関で構成する自衛空港消防隊の設置及びその充実を図る。

(3) 消火救難設備の整備

空港消防隊が適切な消火救援活動が行えるよう必要な設備の整備充実を推進する。

ア 消防力整備の原則

山口宇部空港を使用する飛行機の全長（機体の先端から最後部までの長さ）、最大胴体幅及び着陸回数（最大就航機種用最繁忙時における連続した3ヶ月間の着陸回数。以下同じ。）を勘案して「空港の等級」が決定され、これに基づき必要な消防力の整備を図ることとされている。

イ 山口宇部空港の整備すべき消防資機材

- a 化学消防車
- b 使用消火薬剤
- c 救難照明車
- d 通信設備

e a から d までの消火、救難設備を有効に操作し、事故の現場に搬送できる要員を確保すること。

(4) 救急資機材の整備充実

航空機事故が発生した場合は多くの死傷者を生ずるのが通例であり、災害想定を基にして必要な医薬品、資機材の整備充実を図る。

(5) 連絡体制及び手段の整備

災害発生時等における関係機関への通報連絡体制の整備を図るとともに、空港内消防隊、市消防本部、警察等関係機関との間の情報連絡が容易に行えるよう通信連絡手段の整備を推進する。

(6) 応援体制の整備

災害発生時における消防救難活動を円滑に行うには、地元消防機関、隣接市町その他の関係機関の支援又は協力が必要となるため、これら関係機関との間における災害応急対策に関する協定等の締結を図るものとする。

(7) 訓練の実施

航空機災害に際して迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、防災技術の習熟、関係機関相互における支援体制の強化等を目的とした実戦的な訓練を実施する。

5 関係機関

航空機災害に関して捜索活動等を迅速かつ的確に実施するため、必要な資機材、車両等の整備に努めるものとする。

第2項 規制措置の実施の推進

- 1 航空機の安全確保については航空法に各種規制措置が定めてあり、航空関係者はこれを遵守することにより航空災害の発生防止を図ってきている。
- 2 大阪航空局岩国空港事務所及び山口宇部空港出張所は、関係する航空会社に対し航空法の遵守並びに運航の監督及び必要な指導を強化するなどして、航空災害予防に努めるものとする。

第3項 化学工場等における航空事故による産業災害の防止

化学工場等危険物集積地域上空を飛行するに当たっては、航空法に定める最低安全高度の遵守等適切な対応を図るものとする。

市は、同地帯の上空を飛行する航空機の高度を記録するための航空機監視設備を関係企業と協議し設置するように努める。

第3節 陸上交通災害予防計画

【 関係機関：防災危機管理課・土木課 】

第1項 道路

1 現況

本市における現在の道路の状況は、第1編 第2章 第2節「社会的条件」第2項の1に掲載されているとおりであり、計画的な整備を行っている。

今後も交通災害の防止、災害時の輸送路の確保という面から、より一層の整備が必要である。

2 対策

(1) 道路管理者

ア 気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

イ 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

ウ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

エ 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

オ 収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとする。

カ 危険物等の流出時に的確な防除活動ができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

キ 防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。

ク 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めておくものとする。

ケ 道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

コ 災害発生の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

サ 一般県道・市道・都市街路の整備は、国道や主要県道など幹線道路にくらべて立ち遅れているが、日常生活に密着した生活道路としての役割を重視して、その整備を進める必要がある。これからの道路交通網の整備は交通安全の立場から、たとえば、分離帯、自転車歩行者道、安全な歩道、沿道緑化など積極的に整備を推進する。また、昼間巡回、夜間巡回及び定期巡回の計画を立て、必要に応じて異常時巡回計画を立てるものとする。

(2) 気象台

気象台は、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

(3) 警察

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

3 自動車運転者の労働管理等の改善指導

労働局等により、労働基準法の遵守徹底、労務管理の改善等について監督指導を行い、運転者の疲労等による災害の防止を図る。

第2項 鉄道

1 現況

市内にある鉄道は、海岸沿いの諸都市を結ぶ通勤・通学の日常的な交通機関としての役割を持つ山陽本線と岩徳線でそれぞれ海岸部と内陸部を通っている。

地域社会の活性化、低炭素社会へ対応するため輸送力の増強、施設の近代化及び輸送方式の改善などの整備に努めている。

2 対策

(1) 西日本旅客鉄道株式会社

ア 鉄道施設の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、鉄道利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 鉄道施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

ウ 収集した情報を分析し、整理するための体制の整備を推進する。

エ 災害発生の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

(2) 気象台

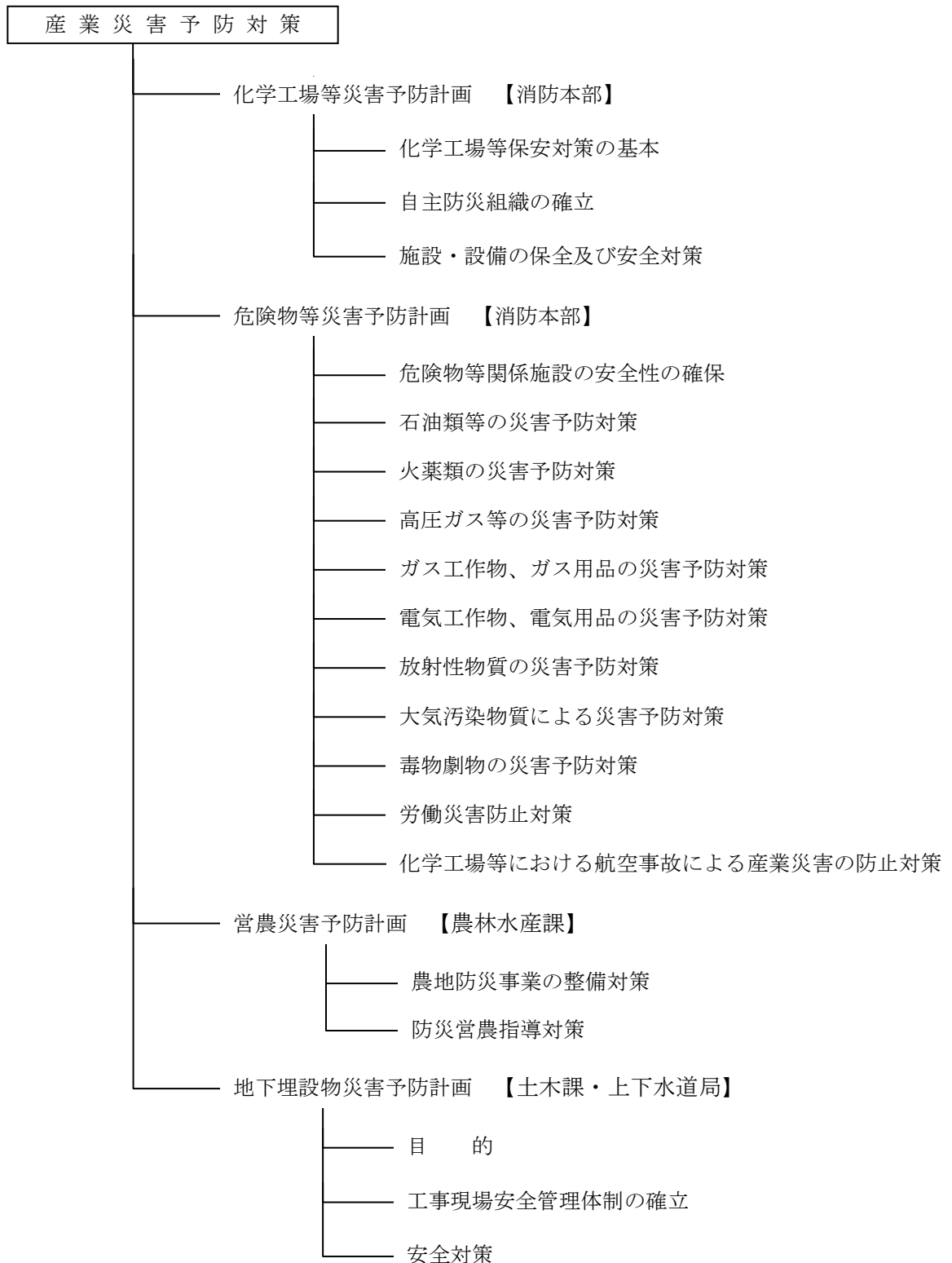
気象台は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通にかける利活用の推進を図る。

第17章 産業災害予防対策

基本的な考え方

化学工場等における火災、爆発、ガス漏洩等各種産業災害について各防災関係機関がとるべき災害予防対策について定める。



第1節 化学工場等災害予防計画

【 関係機関：消防本部 】

第1項 化学工場等保安対策の基本

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等の各種災害の未然防止について、関係企業においては企業経営のすべての分野にわたって安全第一主義を徹底させるため、次に掲げる事項を基本方針とした予防対策を実施するものとする。

1 保安管理体制の強化

- (1) 保安管理部門には、専門知識を有する人材を配置する。
- (2) 保安管理部門は、製造部門、保全部門に対する指導、助言、勧告が適切に行えるよう組織上の権限を強化する。
- (3) 国、地方公共団体及び関係機関は、事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、化学工場等における保安体制の強化を図るものとする。

2 設備管理体制の強化

設備管理が円滑に推進できるよう保全部門を強化し、設備保全に関する基準の明確化と機器の老朽化の防止を図る。

3 運転管理体制の強化

- (1) 現場責任者の資質の充実を図る。
- (2) 各直の責任者を決定し、定常作業時や緊急作業時に適切な措置がとれるようにする。
- (3) シャットダウン時やスタートアップ時には、管理職が現場において指揮を行うものとする。
- (4) 新技術による新規設備については、通常運転が定着するまでの間は技術開発部門からの応援を行うものとする。
- (5) 誤操作や必要作業の懈怠防止等のため、ダブルチェック、指差呼称、報告確認等を励行する。

4 保安教育・訓練の強化

幹部及び従業員のきめ細かな保安教育・訓練計画を立て、定期的かつ効果的に教育及び訓練を実施し、大規模事故を想定した関係機関との訓練を実施する。また、その結果を常にフォローして的確な効果測定を行うものとする。

5 各種基準類の検討

- (1) 各種基準類は定期的に見直し、特に異常時における措置については適切な判断が行えるようにする。
- (2) 各種基準類については関係従業員に周知徹底を図る。

6 施設の安全性の確保

- (1) 市、県及び事業者は、化学工場等において災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到着できるように複数の進入経路の確保に努めるものとする。
- (2) 市は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努めるものとする。
- (3) 市、県、国及び事業者は、化学工場等において災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い化学工場等の安全性の向上に努めるものとする。

7 各種データの整備保全

市、県、国及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2項 自衛防災組織の確立

関係企業は災害の予防及び応急対策を推進するため、あらかじめ企業内部において自主的に防災組織を編成し、常にその整備強化に努めるものとする。

1 企業内防災組織の編成

- (1) 災害時における統轄、指揮に関する事項
- (2) 災害情報の収集に関する事項
- (3) 災害対策要員の非常招集に関する事項
- (4) 消火作業等応急措置に関する事項
- (5) 消防機関、防災機関、関連企業等への出動要請、応援要請、災害状況の通報等に関する事項
- (6) 一般作業員の避難誘導に関する事項
- (7) 災害現場周辺の警戒、警備に関する事項
- (8) 負傷者の応急救護、収容に関する事項
- (9) 応急資材の調達支給に関する事項
- (10) 報道関係者、来訪者等の応接に関する事項
- (11) その他必要な事項

2 企業相互間の連携体制の強化

関係企業は、平常時における予防対策の推進並びに災害時における応援協力体制の確立のため、連絡協議会等を設置して、企業間相互連携体制の整備強化を図るものとする。

- (1) 平常時における連携体制の整備

ア 組織の整備

関係企業は、保安防災協議会を設置し、次の事項の連絡協議を行うものとする。

- a 化学工場地域の保安に関する自主基準の検討
- b 地域内の設備配置の適正化に関する事項
- c 保安技術の共同研究

- d 地域内の保安管理体制の整備に関する事項
- e 地域内の災害を防止するための相互援助に関する事項
- f 保安教育に関する共通事項
- g その他化学工場地域の保安に関する必要事項
- h 化学工場地域の災害事故を想定した共同防災訓練を1年に1回以上実施する。

イ 平常時における連絡協調

関係企業は、災害時における相互応援の円滑なる実施に資するため、次の事項に留意して保安上必要があると認められる場合、相互に通報、連絡するなど平常から連絡協調に努めるものとする。

a 相互通報に関する事項

- ・ 導配管による輸送時
- ・ 導配管輸送物質の成分、圧力、流量等に変動が生じた場合及びそのおそれのある場合
- ・ 隣接事業所に影響を及ぼすおそれのある多量の可燃性ガス等を放出する場合
- ・ ばい煙、ばいじん等を異常に発生させるおそれのある場合
- ・ 異常騒音の発生が予想される場合
- ・ 隣接事業所に影響を及ぼすおそれのある火災、爆発等の事故が発生した場合
- ・ 装置の稼動を停止又は再開することにより、関連事業所へ影響を与える可能性のある場合
- ・ 油の流出等平常時と異なり、保安上連絡を要すると考えられる場合

b 設備配置の相互把握事項

隣接する事業所との間で、次の事項を記入した設備配置図等の必要な資料を相互に交換する。

交換した配置図に変更があった場合は変更後すみやかに修正図を交換する。

- ・ 高圧ガス設備（貯槽を含む）を設置している区域
- ・ 危険物製造所等の設置されている区域
- ・ 前2号に掲げるもの以外の可燃性及び毒性のガス及び液体並びにその他危険性物質を貯蔵する区域
- ・ ベントスタック、充てん設備、その他可燃性ガス又は毒性ガスが放出されるおそれのある設備を設置している区域と放出ガスの名称
- ・ 火気を使用する設備の位置
- ・ 保安施設の位置
- ・ 屋外消火栓、貯水槽、非常用通用門、障壁等の位置
- ・ その他危険施設又は保安施設で必要と思われるものの位置

c 相互了解に関する事項

関係企業は、おおむね次の事項について保安上必要がある場合、隣接事業所に連絡し、了解を得るものとする。

- ・ 貯蔵能力10,000立方メートル以上(液化ガスにあっては100トン以上)の高圧ガス貯槽を当該事業所の境界線から100メートル未満の位置に設置する場合
- ・ 貯蔵能力10,000キロリットル以上の可燃性液体貯槽を当該事業所の境界線から100メートル未満の位置に設置する場合

- ・毒性ガスの製造設備を当該事業所の境界線から100メートル未満の位置に設置する場合
- ・可燃性のガス又は酸素の製造設備を当該事業所の境界線から50メートル未満の位置に設置する場合
- ・前各号に掲げる設備以外の設備を当該事業所の境界線から20メートル未満の位置に設置する場合
- ・他事業所又は他事業所の導管に近接した導管の設置、撤去、修理等を行う場合
- ・導管を設置する場合
- ・フレアースタックを設置する場合
- ・その他必要な事項

ウ 資料等の相互交換に関する事項

(2) 災害時における相互応援体制の整備

関係企業は、災害時において必要に応じ相互に応援するものとする。この場合相互応援措置の円滑なる実施を図るため、あらかじめ次の事項につき応援協定の締結等を通じ、合意若しくは確認しておく。

- ア 組織及び編成
- イ 応援要請時の連絡方法及び連絡系統
- ウ 被災事業所の要請による応援者の業務
 - a 応援消防隊の派遣その他防消火に必要な設備、資材、人員の提供
 - b 非常線の監視、報道関係者の接遇、非常炊出その他被災事業所に対する側面的な援助及びそれに必要な資材、人員の提供
 - c 付近住民に対する広報、連絡、避難、誘導、救護
- エ 台風その他地域共通の災害事故の発生又は発生のおそれのある場合の共同防衛措置
- オ 応援時の指揮命令系統
- カ 被災事業所からの要請による応援消防隊の派遣
- キ その他被災事業所からの要請による事項
- ク 消防署、警察、海上保安部等の公共機関への連絡及び応援要請
- ケ その他地域災害の防止に必要な措置

第3項 施設・設備の保全及び安全対策

関係企業は化学工場地域における危険物施設等の安全性を確保するため、関係法令に定めるもののほか次の事項に留意して、それぞれ必要な保安措置を講じるものとする。

1 運転管理及び設備管理

- (1) 日常点検、パトロールを充実し、異常の早期発見に努める。
- (2) 修理・清掃等の作業時における保安確保を徹底する。
- (3) 各設備やその使用部品ごとに正確な記録（設置、点検、修理、取替等）を整備し、その維持管理を図る。また、資材の購入と保管の方法を規定により明確にし、その管理を徹底する。

(4) 誤操作防止措置

バルブ等の誤操作を防止するため、配置の適正化、色分け、行先表示、禁操作バルブの施錠等の措置を講じるとともに誤操作が事故につながらないよう極力インターロック方式を活用する。

(5) 緊急遮断弁等の設置

- ア プラントの一部が開放されるような部分には、緊急遮断弁又は元弁をとりつける。
- イ 重要な塔槽類については、警報装置、緊急脱圧弁を設置する。

(6) ガス漏れ検知警報器の設置

ガス漏れい、滞留しやすい場所ごとにガス漏れ検知警報器を設置する。

(7) 防消火設備

散水装置、放水銃等を設置する。

(8) ユーティリティー設備の整備

- ア 電気設備は、極力故障の少ないものを選定する。
- イ 保安電力、バックアップ用の窒素・空気等を十分確保する。

(9) 毒性ガス除害設備

毒性ガスを使用する設備はガスが漏れた場合の除害の設備を充実する。

(10) 連絡設備の充実

工場内の関係部門間の連絡のための放送設備、無線又は有線連絡設備を設ける。また、外部との連絡体制についても整備する。

2 各施設、設備の安全確保対策

(1) 塔槽類

- ア アンカーボルト等の支持装置の強度は、主体構造物及び配管の強度と同一レベルを確保する措置を講じる。
- イ 附属機器類は、フレキシビリティな構造とする。
- ウ 鋳鉄製器具は、附属機器類に使用しないか、若しくは直接振動が伝わらぬよう必要な措置を講じる。
- エ 塔槽内の圧力が急激に低下しないため、不活性ガスの注入装置を設ける。

(2) 加熱炉

- ア アンカーボルト、タイロット、ハンガー等の強度は、主体構造（フレーム、チューブ）と同一レベルの強度を確保する。
- イ 計装用の小口径ノズル類及び計装用電気・空気導管等はフレキシビリティな構造とする。
- ウ 炉内流出ガス及び油類は、炉内で完全燃焼させるよう十分構造上配慮する。

(3) 貯蔵設備

ア タンク

タンク所在地の常時微動及び地盤状況をあらかじめ調査するとともに、タンクの動揺を計算し、浮屋根タンクについては油面を下げるための適切な措置を講じる。

- イ 防油堤のき裂、損壊が生じた場合、直ちに応急措置ができるよう、土のう、麻袋等非常用資材を準備する。

(4) 建屋

- ア 構造的破壊によって多数の人命に直接関係する建屋については、建築基準法による水平震度の割り増し値で設計する。
- イ 老朽建物は、定時的に点検を実施し、金属材料での主要部分及びボルト締め等の継手箇所の腐食、及び疲労箇所の補強を行い耐食性の塗装材を用いる。
- ウ 鉄筋コンクリート部分で、コンクリートの脆化の激しい箇所、脆化により脱落し、鉄筋が露出した箇所の補強を行う。
- エ 各部材間の接合、継手部における動的運動によって生じる割れ、緩み、変形等の発生予想箇所を締め金具等で補強、若しくは取替を行う。
- オ 建物の重要度に応じ、非常灯を設け、停電時においても換気が可能なように最小限の排風設備を設ける。

(5) 架台

- ア 重要度に応じたランク付けを行うとともに、重要度の高いランクの架台については地盤条件、基礎の状態を考慮し、建築基準法の水平震度の割り増し値で見直し、必要に応じ補強措置をとる。
- イ 既設架台上への上乗せ増設を行う場合も、新設と同様に基礎及び架台の強度計算を行い必要に応じ補強する。
- ウ 二次災害の影響を受けるおそれのある架台については、脚柱、アンカーボルト等は耐火材（コンクリート断熱材）で被覆する。

(6) 導配管

ア 地下配管

- a 地下配管の敷設に当たっては、地震等による大きな偏土圧若しくは変位が予想される場所又は地くずれ等のおそれのある場所は避ける。
- b 建築物直下への敷設は避けるものとする。
- c 配管が建屋及び地下工作物に隣接する場合、その間隔は保安上十分な距離を確保する。
- d 河川等の水底に配管を敷設する場合には、配管の浮上り又は移動の防止のため十分な深さを維持する。
- e 配管の浮上り防止のため、アンカーによって押えるなどの措置を講じる。
- f 海底管の立上り部分が陸側と接続する場合は、スリーブ等を入れフレキシビリティを確保しておき、この部分からの配管損傷を防止する。
- g 塗覆装により、外面腐食防止の措置を講じるとともに、必要に応じて電気防食の措置を講じる。

イ 地上配管

- a 配管は、他の構造物等に固定しないで、できる限り導管橋を別途設置する。
- b 支持部については、支持点の移動も考慮し、必要によりバネ摺動板等を設ける。
- c 鋼製パイプサポートは、柱、梁等の荷重構造部を耐火防護構造とする。
- d 塗装により外面腐食防止の措置を講じる。

ウ 配管材料

- a 管はできる限り鋼管を用いるものとする。

- b 鋳鉄製品は、衝撃と火焰による損傷を防止するため圧力部分への使用は避ける。
- c 低融合金（銅、アルミニウム）を主要部に使用するときは、防火措置を講じる。

エ 配管等の接続部

- a 接続はでき得る限り、溶接によるものとする。
- b 枝配管はでき得る限り、成形チーズを使用するものとする。
- c 曲り部分は、曲げ管を避け、曲管又はウェルディングエルボーを使用する。
- d ネジ込みフランジの使用は避ける。
- e 十分に変位を吸収できるベローズ継手又はフレキシビリティーをもたせる。

オ 配管の防護設備

倒壊物、自動車、漂流物等の衝撃により、配管に損傷を受けるおそれのある箇所には、当該配管を防護するため、ガードレール、鉄柵等プロテクターを設けるなど必要な措置をとる。

カ 保安標識の設置

配管経路には、必要な箇所ごとに位置標識等、保安上必要な標識を設け、災害時の場合でも管系が判明できるよう必要な措置を講じる。

(7) 回転機械類（ポンプ、コンプレッサー等）

- ア 本体の破損、接合部の漏えいを防止するため、ポンプ本体と配管の間にフレキシビリティーを持つものを設ける。
- イ 基礎は、本体及びドライバー（モーター又はスチームタービン等）を一体の共通基礎とする。
- ウ ポンプ本体の材質はでき得る限り鋳鉄製とする。

(8) 計装等プラント緊急停止装置

ア 保安動力の確保

- a プロセス電源が停止しても、保安上必要な機器の電源が確保し得るよう別途設備する。
- b シール及びパージ用イナータガスの動力もプロセス電源が停電しても確保できるよう別個に用意する。
- c スチーム動力源の確保
電源が停止すれば危険な状態となる機器、たとえば主要なポンプ、ブロワー、コンプレッサーなどは、モーター動力のほかにスチームタービンの動力源を併用する。
- d 消火栓ポンプの動力源の確保

電源が断たれても、消火栓の機能を確保し得るようスチームタービン、ディーゼルエンジンなどを併用する。

イ 計装用動力の確保

流体動力（空気、油圧、水圧等）を使用する場合は、緊急時の応急操作に必要な最小限の量を確保できるよう貯槽を用意しておく。

ウ プロセス用水の確保

反応槽、凝縮器、クエンチ用水などプロセス機能を保持するための用水は、水源に故障があっても、プロセスを非常停止するのに必要な応急操作量をあらかじめ確保しておく。

エ 消火栓用水配管とプロセス用水の分離

プロセス用水を消火用水に併用する場合はプロセスがストップしたために消火用水が断水して使用できなくなるおそれがある。

このようなことが起らぬように消火用水管は、プロセス用水と分離して、非常の場合に十分使用できるようにする。

オ バルブ類の作動設定

停電によってプロセスがストップした場合、内容物の漏出を防止する安全側に作動するよう弁をセットしておく。

以上のほか、計装等のプラント緊急停止装置の安全対策について、事前に十分点検しておくものとする。

(9) 放出物

ア 買電停止による事態を考慮して、安全上保安上重要な設備は、自家発電系に組み入れる。

イ 全停電の場合は、放出物量が相当多くなることを考慮し、ブローダウン系の寸法を十分大きくしておく。

ウ フレアースタック等の太さ、高さも緊急時の最大量を処理できる能力をもたせ、二次災害としての火災防止を図る。

エ 蓄熱性で発火点以上の高温設備は、配置を遠ざけ、漏えいガス、液の着火源とならないよう適切な配置をする。

第2節 危険物等災害予防計画

【関係機関：消防本部】

第1項 危険物等関係施設の安全性の確保

- 1 市、国、県及び関係機関は、事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の向上を図るものとする。
- 2 市、県及び事業者は、危険物等災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到達することができるように複数の進入経路の確保に努めるものとする。
- 3 市は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努めるものとする。
- 4 市、国、県及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物関係施設の安全性の向上に努めるものとする。
- 5 市、国、県及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2項 石油類等の災害予防対策（消防法、労働安全衛生法）

1 石油類等の危険物の範囲（消防法第2条別表、労働安全衛生法施行令）

石油類をはじめとする消防法上の危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう、その主なものは次表のとおりである。

種別	性質	主な品名等
第一類	酸化性固体	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物等
第二類	可燃性固体	硫化りん、赤りん、硫黄等
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム等
第四類	引火性液体	特殊引火物（ジエチルエーテル、二硫化炭素等） 第一石油類（アセトン、ガソリン等） 第二石油類（灯油、軽油等） 第三石油類（重油、クレオソート油等） 第四石油類（ギヤー油、シリンダー油等） アルコール類（メチルアルコール、エチルアルコール等） その他引火性液体
第五類	自己反応性物質	有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等
第六類	酸化性液体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸等

2 災害予防対策

(1) 危険物施設の災害予防対策（消防法第10条、労働安全衛生規則第2編第4章）

製造所、貯蔵所、取扱所の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう次の措置を行う。

ア 実施責任者（消防法第11条、労働安全衛生法第88条・第91条）

- a 市長
- b 労働基準監督署長

イ 危険物規制の技術上の基準

製造所、貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備の基準を示す。

ウ 指導対策

a 立入検査

市長は、危険物施設が技術上の基準に適合するよう規制し、また、必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。

b 自主査察

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、(社)県危険物安全協会連合会と協調して、危険物取扱者に命じて、危険物施設が技術上の基準に適合しているか否かを自主的に査察し、必要に応じ施設の整備改善に努める。

(2) 危険物の取扱いに関する災害予防対策（消防法第10条、労働安全衛生法第20条・第91条）

指定数量以上の危険物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策は異なるので、消防法の規定により予防対策を推進する。

ア 実施責任者

- a 市長
- b 労働基準監督署長

イ 指導対策

a 立入検査

市長及び労働基準監督署長は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い、貯蔵について指導する。

b 自主査察

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、(社) 県危険物安全協会連合会と協調して危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図るものとする。

c 運搬対策

危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について「危険物の規制に関する政令」第28条～第30条の2で定める技術上の基準に従って行うものとする。

第3項 火薬類の災害予防対策

(火薬類取締法(以下本項において「法」という。)、労働安全衛生法)

1 火薬類の範囲(法第2条)

- (1) 火 薬 —— 黒色火薬、無煙火薬、その他
- (2) 爆 薬 —— 雷こう、硝安爆薬、ニトログリセリン、ダイナマイト、液体酸素爆薬、その他
- (3) 火工品 —— 工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、空包、信管、導火線、信号焰管信号火せん、煙火、その他

2 災害予防対策

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止する。

(1) 実施責任者(同法施行令)

ア 経済産業大臣(中国四国産業保安監督部)

イ 知事

法第5条(販売営業許可)、第8条(販売営業許可の取消)、第11条(貯蔵の技術基準適合命令)、第12条(火薬庫設置等許可)、第14条(火薬庫構造等技術基準適合命令)、第15条(火薬庫完成検査)、第17条(火薬類譲渡・譲受許可)、第24条(火薬類輸入許可)、第25条(火薬類消費許可)、第27条(火薬類廃棄許可)、第29条(販売業者等の保安教育計画の許可・策定義務者指定)、第34条(取扱保安責任者等解任命令)、第35条(火薬庫保安検査)、第35条の2(火薬庫定期自主検査立会)、第36条(安定度試験実施命令)、第43条(立入検査)及び第44条(販売営業許可の取消・販売事業停止の命令)に規定する知事の権限に属する事項のほか、同法施行令第16条の規定により次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事項も知事が行う。

- a 火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつてこれを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関する法第3条（製造許可）、第8条（製造許可の取消）、第9条（製造施設等技術基準適合命令）、第10条（製造施設等変更許可）、第15条（完成検査）、第28条（危害予防規程の認可）、第29条（保安教育計画の認可）、第34条（製造保安責任者等解任命令）、第35条（保安検査）、第35条の2（定期自主検査立会）、第42条（報告の徴収）、第44条（製造許可の取消・製造事業停止の命令）及び第45条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項。
 - b 火薬庫に関する法第42条（報告の徴収）及び第45条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項。
 - c 販売業者に関する法第42条（報告の徴収）、第44条（販売許可の取消・販売事業停止の命令）及び第45条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項。
 - d 取扱保安責任者を選任しなければならない火薬類の大口消費者（法第30条第2項）に関する法第42条（報告の徴収）及び第45条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項。
 - ウ 労働局（労働安全衛生法）
- (2) 製造及び販売営業の許可の基準（法第7条、同法施行規則第4条、第4条の2）
- (3) 指導対策
- ア 危害予防規程の設定（法第28条、同法施行規則第6条）
 - a 経済産業大臣の認可を受ける者—製造業者
 - b 規程の内容—災害の発生を防止するために、製造業者が当該製造所の事情に応じ製造施設の構造、位置、設備、製造方法の技術上の基準（法第7条、同法施行規則第4条、第4条の2）。
その他災害の発生を防止に関する必要事項の細目について定めるものである。
 - c 規程の変更—経済産業大臣は、災害の発生を防止のために、必要があると認めるときは、規程の変更を命ずることができる。
 - イ 保安教育計画の策定（法第29条、同法施行規則第67条の2～第67条の7）
 - a 経済産業大臣又は知事の認可を受ける者—製造業者、販売業者又は知事が指定する消費者（同法施行規則第67条の2）
 - b 計画の内容—製造業者、販売業者又は指定消費者がそれぞれの区分に従って、保安意識の高揚、火薬類一般の性質の概要等についての保安教育の実施に関する計画を策定するものである。（同法施行規則第67条の4～第67条の7）
 - ウ 保安責任者の措置（法第30条、第32条、同法施行規則第70条の2～第70条の6）
製造業者が火薬類製造保安責任者を、火薬庫の所有者若しくは占有者又は大口消費者が火薬類取扱保安責任者を、それぞれ選任し、火薬類の製造又は貯蔵若しくは消費に係る保安に関する職務を行わせるものである。
 - エ 保安検査の実施（法第35条、同法施行規則第44条の2）
火薬類の爆発又は発火の危険がある製造施設、又は火薬庫がその構造、位置、設備

の技術上の基準に適合しているかどうかについて、毎年定期的に経済産業大臣又は知事が行うものである。

オ 立入検査等の実施（法第43条、労働安全衛生法第91条）

経済産業大臣又は知事はその職員に、県公安委員会は、警察職員に、海上保安庁長官は海上保安官に、それぞれ製造業者、販売業者、消費者、又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入りその者の帳簿書類、その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。また、経済産業大臣又は知事は、その職員に試験のため必要な最少限度の分量に限り火薬類を収去させることができる。

労働局長又は労働基準監督署長は、発破作業を行う事業場に立ち入り、発破技士の就業状況その他安全に関する措置の実施状況等について監督指導を行う。

カ 緊急措置等の実施（法第45条）

a 経済産業大臣又は知事の行う緊急措置（ただし、鉄道、軌道、索道、無軌条電車船舶及び航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両その他による運搬については県公安委員会が措置する。）

・緊急措置の内容－製造施設又は火薬庫の使用の一時停止

製造、販売、貯蔵、運搬、消費、又は廃棄の一時禁止又は制限
火薬類の所在場所の変更又はその廃棄した火薬類の収去

・緊急措置を行う場合－災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要がある場合

b 警察官の行う緊急措置

・緊急措置の内容－自動車又は軽車両により火薬類を運搬する者に対する運搬証明書の提示、運搬上の適否の検査、災害防止のための必要な応急措置

・緊急措置を行う場合－災害の発生を防止するため特に必要があると認める場合

キ 自主検査の実施（法第35条の2、同法施行規則第67条の8～67条の11）

a 実施者－製造業者、火薬庫の所有者又は占有者

b 自主検査の対象－危険工室、火薬類積替場、煙火等の製造所の製造施設、火薬庫、その他

c 検査の方法一年2回以上毎年定期に実施する。（自主検査の計画、及び自主検査の終了については、経済産業大臣又は知事に届け出又は報告させるものとする。）

第4項 高圧ガス等の災害予防対策

（高圧ガス保安法（以下本項において「法」という。）労働安全衛生規則ボイラー及び圧力容器安全規則）

1 高圧ガスの範囲（法第2条、同法施行令第1条）

(1) ゲージ圧力が常用の温度で1MPa以上となる圧縮ガスで、現にその圧力が1MPa以上であるもの、又は温度35℃において圧力が1MPa以上となる圧縮ガス。（圧縮アセチレンガスを除く。）

- (2) 常用の温度で圧力が 0.2MPa 以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が 0.2MPa 以上であるもの、又は温度 15°Cにおいて圧力が 0.2MPa 以上となる圧縮アセチレンガス。
- (3) 常用の温度で圧力が 0.2MPa 以上となる液化ガスであって、現にその圧力が 0.2MPa 以上であるもの、又は圧力が 0.2MPa となる場合の温度が 35°C以下である液化ガス。
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、温度 35°Cにおいて圧力 0Pa を超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン。

2 災害予防対策

高压ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びにボイラー、圧力容器の製造及び取り扱いを規制するとともに、高压ガス保安協会、山口県高压ガス保安協会、日本ボイラー協会等による高压ガスの保安、ボイラー、圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高压ガス等による災害を防止する。

- (1) 実施責任者 経済産業大臣（中国四国産業保安監督部長）、知事、労働局長、労働基準監督署長
- (2) 許可の基準（法第 8 条、16 条）
- (3) 指導対策

ア 危害予防規程の制定（法第 26 条）

- a 規程の届出—第 1 種製造者（法第 5 条第 1 項の許可を受けたもの）は、危害予防規程を制定し、県知事に届け出るものである。これを変更したときも同様である。
- b 規程の内容—公共の安全の維持又は災害の発生の防止のために、法第 8 条の第 1 号及び 2 号に定める製造の施設、方法に関する技術上の基準に適合するよう必要な事項について定めるものである。

イ 保安教育計画の作成及び保安教育の実施（法第 27 条）

- a 計画の作成—第 1 種製造者は、保安教育計画を策定する。
- b 計画の内容—高压ガスによる災害を防止するために、高压ガス保安協会が示す保安教育計画の基準に従い作成するものである。
- c 保安教育の実施—第 1 種製造者、第 2 種製造者、販売業者、第 1 種貯蔵所及び第 2 種貯蔵所の所有者又は占有者若しくは特定高压ガス消費者は、その従業者に保安教育を施す。

ウ 保安統括者等の選任及び届出

- a 種類

保安統括者 保安技術管理者 保安係員 保安企画推進員	（第 1 種製造者又は、一定規模以上の第 2 種製造者が事業所ごと保安主任者に選任）
-------------------------------------	--------------------------------------------

 - 高压ガス販売主任者（販売業者が販売所ごとに選任）
 - 特定高压ガス取扱主任者（特定高压ガス消費者が消費事業所ごとに選任）
 - ボイラー取扱主任者
 - 圧力容器取扱主任者

- b 職務保安について監督を行う。
- c 届出知事又は労働基準監督署長に対する届出
- エ 保安検査の実施（法第35条、労働安全衛生法第38条）
 - a 検査の対象—高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設(特定施設)
 - b 検査の実施者—知事、労働局長、労働基準監督署長、指定保安検査機関又は高圧ガス保安協会、日本ボイラー協会、ボイラ・クレーン安全協会
 - c 検査の内容—特定施設又は製造に関する技術上の基準に適合しているかどうかについて定期（1年～3年）に行うものである。
- オ 定期自主検査の実施（法第35条の2）

第1種製造者又は、一定規模以上の第2種製造者は製造施設、特定高圧ガス消費者は消費施設について、その施設が製造施設は法第8条、消費施設は法第24条の3第1項で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものは除く。）に適合しているかどうかについて毎年定期的に1回以上行い、その検査記録を作成し、これを保存しておくものである。
- カ 製造所等が行う危険時の措置及び届出（法第36条）
 - a 応急措置
 - ・製造施設又は消費施設が危険な状態になったときにおいて、直ちに製造又は消費の作業を中止し、その設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは、退避させる措置
 - ・販売施設、貯蔵所又は充てん容器が危険な状態となったときにおいて、直ちに充てん容器等を安全な場所に移す措置
 - ・前記の措置を講じることができないときにおいて、従業員又は必要に応じて付近の住民に対し退避するよう警告する措置
 - ・充てん容器等が外傷又は火災を受けたときにおいて、充てんされている高圧ガスを廃棄し又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める措置
 - b 届出—前記のような事態を発見した者は、直ちに、その旨を県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に届け出る義務がある。
- キ 緊急措置の実施（法第39条）
 - a 措置する場合—公共の安全の維持又は、災害の発生の防止のために緊急の必要があると認めるとき。
 - b 実施者—経済産業大臣（中国四国産業保安監督部長）又は知事
 - c 措置できる事項
 - ・施設の全部又は一部の使用の一時停止
 - ・製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限
 - ・容器の廃棄又は所在場所の変更
- ク 立入検査の実施（法第62条）
 - a 経済産業大臣又は知事の委任を受けた職員の行う立入検査
公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、高圧

ガスの製造、販売、貯蔵、消費等をする者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所、又は容器検査所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は、試験のため必要な最小限度の容積に限り高圧ガスを収去させることができる。

b 警察官の行う立入検査

人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため、特に必要があるときは、高圧ガスの製造、販売若しくは消費の場所又は高圧ガス貯蔵所その他の高圧ガスの保管場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

(4) 高圧ガスの移動中における災害防止対策

高圧ガスの移動中における災害の発生を防止するため、山口県高圧ガス保安協会においてガス別に防災事業所を指定し、地域内で発生した事故等の応援活動を行う。

第5項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策

1 ガス工作物の災害予防対策（ガス事業法（以下本項1において「法」という。））

- (1) 経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長の行う予防対策（法第20条、第21条、第32条、第57条、第61条、第68条、第82条、第84条、第94条、第101条、第172条、第176条）

経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長は、ガスに起因する災害を防止するため、主要ガス工作物について、工事計画の事前届出及び随時の立入検査を行い、ガス工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、その技術基準に適合するように命令を発する等により保安の確保を図る。

また、業務方法の改善命令等により災害の未然防止に努める。

なお、簡易ガス事業の許可等については、消防庁長官に通報することにより、消防活動が円滑に遂行できるよう措置する。

- (2) ガス事業者の行う予防対策（法第21条、第24条、第25条、第30条、第33条、第34条、第61条、第64条、第65条、第66条、第69条、第71条、第96条、第97条、第98条、第99条、第102条、第104条）

ガス事業者は、ガス工作物が技術基準に適合するように維持するとともに、ガス主任技術者の選任及び保安規程の作成を通じて自主保安体制を確立する。

2 ガス用品の災害予防対策（ガス事業法（以下本項2において「法」という。））

- (1) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（法第140条、第148条、第157条、第170条、第171条、第172条、第173条）

粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。

- (2) ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者の行う予防対策（法第145条）

ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務を定めることにより、事故発生を防止する。

3 ガス事故等の防止対策

- (1) 経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長の行う防止対策（法第171条）
ガス事業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。
- (2) ガス事業者の行う防止対策
ガス事業者は、ア 巡回点検、イ 老朽管の取替、ウ 漏えい検査、エ 下請事業者の工事監督、オ ビル、地下工事の際の事故防止、カ 一般消費者への周知と調査、キ 社員教育の徹底等によりガス事故の未然防止に努める。

第6項 電気工作物、電気用品の災害予防対策

1 一般的事項

過去における災害の実情及び地域的条件等を勘案し、災害時における迅速かつ適切な措置を行い得るよう研究・検討を加え次の施策を漸次整備する。

- (1) 防災上必要な教育
- (2) 防災上必要な訓練
- (3) 電気工作物の災害予防
 - ・ 強風対策 ・ 洪水対策 ・ 塩害対策 ・ 高潮対策
 - ・ 雪害対策 ・ 地盤沈下対策 ・ 土砂崩れ対策 ・ 地震対策
- (4) 災害備蓄制度の運用
 - ・ 災害対策用資材 ・ 輸送 ・ 運用
- (5) 漏電等による災害の防止
 - ・ お客さま電気設備 ・ 送・配電設備

2 電気工作物の災害予防対策（電気事業法（以下本項2において「法」という。））

- (1) 経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）の行う予防対策（法第40条、第47条、第48条、第49条、第51条、第54条、第55条、第56条、第67条、第71条、第107条）
経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）は、電気に起因する災害、障害を防止するため、主要電気工作物について工事計画の事前審査、使用前検査又は使用前安全管理審査及び随時の立入検査を行うほかボイラー、タービン等については定期検査又は定期安全管理審査を行い、電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときには、技術基準適合命令を発する等により保安の確保を図る。
- (2) 事業用電気工作物設置者の行う予防対策（法第39条、第42条、第43条）
事業用電気工作物設置者は、電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持するとともに、主任技術者の選任及び保安規程の作成を通して自主保安体制を確立する。
- (3) 一般用電気工作物の予防対策（法第57条、第57条の2、第89条）
一般用電気工作物については、中国電力ネットワーク株式会社又はその委託を受けた（一財）中国電気保安協会等登録調査機関が施設の調査を行い、危険箇所の早期発見に努める。

3 電力の安定供給の災害予防対策

電力設備の形成に当たっては、主要地区に供給する送電系統の多ルート化等、信頼度の向上を図ったものとするか、これの災害予防措置としては、電気設備技術基準と防災業務計画により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じており、また、台風の襲来、洪水のおそれなど非常災害が予測される場合は、必要に応じ次の適切な予防措置をとり、災害の未然防止、又は拡大防止に努める。

(1) 強風対策

各設備とも設計時に、建築基準法、電気設備に関する技術基準等による強風対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

(2) 洪水対策

ア 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

また、特に次の箇所について、点検・整備を実施する。

- a ダム、取水口の諸設備及び調整池等、貯水池の上下流護岸
- b 導水路と溪流との交差点及びその周辺
- c 護岸等
- d 土捨場
- e 水位計

イ 送電設備

a 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所への支持物の構築を避けるとともに、支持物用地・擁壁・石積箇所の排水路を整備する。

b 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

(3) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 火力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置するとともに、屋外諸機器のうち特に必要な箇所にはシリコン塗布等を施し対処する。

イ 送電設備

耐塩がいし、がいし増結又はシリコン塗布で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。

ウ 変電設備

耐塩がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要な箇所は水洗装置を設置し、がいし洗浄を実施する。

エ 配電設備

がいし、変圧器、開閉器等には耐塩型を使用して対処する。

(4) 高潮対策

火力発電所における高潮対策は、各設備ごとに予防計画目標を設定し、必要箇所に角落としあるいは防潮壁等適切な対策を行いこれに対処する。

(5) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 送電設備

鉄塔にはオフセットを採用し、必要によりがいし装置を耐張吊型にするとともに、難着雪リングを取付ける。また、新設・建替鉄塔は着雪に対する設備の強化対策を行う。

イ 配電設備

配電線の太線化、縁線支持用ピンがいし増加、耐雪支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等を行うとともに、降雪期前の樹木伐採を行う。

(6) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基づいて算定する。

(7) 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成など的人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

4 電気用品の災害予防対策（電気用品安全法（以下本項4において「法」という。））

(1) 市長又は知事の行う予防対策（法第46条、同法施行令第5条）

ア 立入検査

市長又は知事の委任を受けた職員は、販売事業者の事務所、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

(2) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（法第3条、第5条、第11条、第12条、第42条の5、第45条、第46条、第46条の2）

経済産業大臣（又は経済産業局長）は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造（又は輸入）の事業を行う者の届出の受理、工場等の立入検査を行い、業務の方法の改善、表示の禁止、電気用品の回収、その他必要な措置を電気用品製造（又は輸入）事業者等に命ずることができる。

5 感電事故等の防止対策

- (1) 経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）の行う防止対策（電気関係報告規則第3条）
電気事業者及び自家用電気工作物設置者に対し、事故報告に基づき、事故の再発防止の指導を行う。
- (2) 労働局の行う防止対策（労働安全衛生規則第2編 第5章）
停電作業、活線作業における災害の防止

第7項 放射性物質の災害予防対策

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止するものである。

また、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するものである。

1 放射性同位元素（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、電離放射線障害防止規則）

- (1) 放射線障害予防規程の設定（同法第21条）
 - ア 届け出—販売業者等は、予防規定を作成し、原子力規制委員会に届出を要する。
 - イ 規定の内容
 - a 取扱い従事者に関する職務及び組織
 - b 装置の使用
 - c 汚染された物の詰替え、保管、運搬廃棄
 - d 放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存
 - e 従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練
 - f 障害を発見するために必要な措置
 - g 障害を受けた者等に対する保健上必要な措置
 - h 使用、保管、その他の事項に関する記帳及び保存
 - i 危険時の措置
 - j その他放射線障害の防止に関し必要な事項
 - ウ 規定の変更—原子力規制委員会は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規定の変更を命ずることができる。
- (2) 取扱いの制限（同法第31条）

18歳未満の者又は精神障害者に放射性物質又はこれによって汚染された物の取扱いをさせてはならない。
- (3) 危険時の措置（同法第33条、消防法第24条、同規則第5条）
 - ア 実施責任者
使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者

イ 応急措置の内容

- a 火災の発生及び延焼のおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は市長の指定した場所に通報する。
- b 放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に避難するよう警告する。
- c 放射線障害を受けた者等に対する救出、避難等の緊急措置をとる。
- d 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- e 安全な場所に移す余裕がある場合には移転する。
- f その他必要な防止措置を講じる。
- g 事故が発生した場合には線量等を記録する。

(4) 健康診断（電離放射線障害防止規則 第8章）

(5) 計画の届出（電離放射線障害防止規則 第61条）

(6) 被ばく線量の測定（規則 第20条）

2 核燃料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。同法施行令第41条非該当事業者に限る。）

核燃料物質の加工、貯蔵及び廃棄の事業等に関し、使用及び貯蔵等について規制を行うことにより、環境の保全等を図るものである。

(1) 使用の許可・取消し等

核燃料物質を使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を要する。（同法第52条、同法第53条）

また、原子力規制委員会は、使用者が下記(3)の基準に違反した場合などには、上記許可を取消し、又は核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。（同法第56条）

(2) 記録（同法第56条の2）

(3) 使用及び貯蔵の基準の遵守（同法第57条）

(4) 廃棄及び運搬の基準の遵守（同法第57条の4及び第57条の5）

3 放射線物質の所在状況

山口県地域防災計画（資料編[9-9]）……放射性同位元素等取扱事業所

山口県地域防災計画（資料編[9-10]）……核燃料使用施設（政令第41条非該当事業所）

4 通報体制の整備

県は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。

第8項 大気汚染物質による災害予防対策

1 ばい煙の種類（大気汚染防止法第2条）

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) いおう酸化物 | (5) 弗素、弗化水素及び弗化珪素 |
| (2) ばいじん | (6) 鉛及びその化合物 |
| (3) カドミウム及びその化合物 | (7) 窒素酸化物 |
| (4) 塩素及び塩化水素 | |

2 特定物質の種類（大気汚染防止法第17条）

- | | | |
|--------------|-------------------|----------------|
| (1) アンモニア | (12) 二酸化硫黄 | (23) 黄燐 |
| (2) 弗化水素 | (13) 塩素 | (24) 三塩化燐 |
| (3) シアン化水素 | (14) 二硫化炭素 | (25) 臭素 |
| (4) 一酸化炭素 | (15) ベンゼン | (26) ニッケルカルボニル |
| (5) ホルムアルデヒド | (16) ピリジン | (27) 五塩化燐 |
| (6) メタノール | (17) フェノール | (28) メルカプタン |
| (7) 硫化水素 | (18) 硫酸（三酸化硫黄を含む） | |
| (8) 燐化水素 | (19) 弗化珪素 | |
| (9) 塩化水素 | (20) ホスゲン | |
| (10) 二酸化窒素 | (21) 二酸化セレン | |
| (11) アクロレイン | (22) クロルスルホン酸 | |

3 災害予防対策

ばい煙の排出基準の遵守状況の監視指導を行うとともに、特定物質についても、事故時等により人体に重大な危害を及ぼすことがないよう予防措置を実施する。

また、大気汚染の主要物質であるいおう酸化物等について自動測定器による常時監視を実施する。

(1) 立入検査

知事又は中国四国産業保安監督部長は、必要に応じ工場又は事業場に設置されるばい煙発生施設及び特定物質発生施設等の立入検査を実施する。

【本市における常時監視測定局】

測定器設置所	区分	所在地
下松市役所	テレメーター化	下松市大手町
大海町水源地	〃	下松市大海町
豊井小学校	〃	下松市上豊井

(2) 常時監視

知事は、いおう酸化物自動測定器等により大気汚染状況を常時監視する。

(3) 緊急時の措置

知事又は中国四国産業保安監督部長は、大気汚染が悪化したことを認めた場合は、企業に対して排出量の減少措置について協力を求め、勧告を行い、又は命令する。

(4) 特定物質に関する事故等の措置

知事は、事故等により特定物質が多量に排出され、周辺住民の健康被害のおそれのあるときは、企業に対し、その事故の拡大又は再発防止のため必要な措置をとるべきことを命ずる。

第9項 毒物劇物の災害予防対策

1 毒物の種類

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）別表第1に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第1条により指定された物

2 劇物の種類

毒物及び劇物取締法別表第2に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第2条により指定された物

3 毒物劇物製造所等の現況

県内には、瀬戸内海沿岸の工業地帯を中心として毒物劇物製造所、毒物劇物輸入業者、毒物劇物を大量に貯蔵する業務上取扱施設が所在している。

4 災害予防対策

(1) 毒物劇物取扱施設の災害予防対策（毒物及び劇物取締法第11条）

製造所、取扱所等の施設の構造及び設備について飛散、流出等の事故がないよう次の措置を行う。

ア 実施責任者 知事

イ 毒物劇物製造所の設備（毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4）

製造場所の構造、貯蔵設備、運搬用具が基準に適合するよう規制する。

ウ 指導対策

a 立入検査（毒物及び劇物取締法第17条）

知事は、毒物劇物取扱施設が法令の規制に適合するよう、必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。

b 自主点検

毒物劇物取扱施設の所有者、管理者等は、毒物劇物取扱責任者又はこれに準ずる者に命じて、施設設備が法令の規制に適合しているか否かを自主的に点検し、必要に応じ施設設備の整備改善に努める。

(2) 毒物劇物の災害予防対策（毒物及び劇物取締法第16条第1項）

毒物劇物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策が異なるので、毒物及び劇物取締法の規定により予防対策を推進する。

ア 実施責任者 知事

イ 指導対策

a 立入検査（毒物及び劇物取締法第17条）

知事は、毒物劇物取扱施設に対し、必要に応じて立入検査を行い、毒物劇物の取扱い等について指導する。

b 自主点検

毒物劇物取扱施設の所有者、管理者等は、毒物劇物取扱責任者又はこれに準ずる者に命じて従業員講習会等を実施し、安全管理の徹底を図るものとする。

c 貯蔵対策

固体以外の毒物及び劇物を屋外・屋内及び地下に固定されたタンク（埋没タン

ク・工程タンクを除く。)に貯蔵する場合は、「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準」に従うものとする。

d 運搬対策

毒物劇物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について毒物及び劇物取締法施行令第40条の2、第40条の3、第40条の4、第40条の5、第40条の6、第40条の7で定める技術上の基準及び「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準」に従って行うものとする。

e 廃棄対策

毒物劇物の廃棄は、毒物劇物取締法施行令第40条で定める技術上の基準に従って行うものとする。

第10項 労働災害防止対策

化学工場等における爆発、火災、中毒の災害防止対策について、次の事項を具体的に検討、協議する。

1 安全衛生基準の整備、改善に関すること

(1) 共有設備等の安全衛生の確保

ア 共有施設、共有ユーティリティ等の共有設備及び事業場間原料受給設備の設置基準並びに運転基準の確立

a 緩衝設備、遮断弁、排出装置、インターロック、安全弁、予備電源装置等の設置基準の確立

b 事業場間を連絡する導管の敷設基準及び導管の付属設備の設置基準の確立

c 平常運転時の操作基準及び異常時の措置基準の検討

d その他

イ 共有設備等の保守点検制度の確立

a 共有設備（事業場間を連絡する導管及びその付属設備を含む。以下同じ。）の保守点検のためのメンテナンス要員の確保

b 共有設備の点検箇所、点検回数、点検方法等の点検基準の確立

c 共有設備の定期補修の時期、方法等の補修基準の確立

d 事業場間送給受入原料、共有ユーティリティ等原料又は材料の圧力、温度及び流量の調節、漏えい検査等の基準の確立

(2) 事業場の安全衛生の確保

ア 危険場所の指定等

a 工程別、危険物、有害物の取扱場所別等による爆発、火災、中毒等の災害の発生するおそれのある危険場所の指定

b 上記危険場所において使用する電気機械器具、その他の機械器具の使用基準の設定

c 上記危険場所における作業基準の設定

イ 運転操作基準及び点検基準の設定

a 労働安全衛生規則第274条、第276条及び第277条の規定による具体的措置の検討

b 化学設備、配管等の保守点検のためのメンテナンス要員の確保

- c 平常運転時における配管及びその付属設備から危険物、有害物等の漏えいについての点検箇所、点検回数、点検方法等の点検基準及び異常時の措置基準の設定
- d 配管の腐しよく、損傷等に関する点検基準及び配管の交換基準の設定
- ウ 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立
 - a 爆発、火災、中毒等の災害の発生するおそれのある危険作業の指定
 - b 作業着手前における危険物、有害物の排除又は漏えい防止、ガス検知、設備相互間又は作業相互間の連絡等の基準の確立
 - c 作業中における作業指揮者の職務、ガス検知、消火設備、防火設備、除害設備、安全衛生保護具、危険標識等の設置等の基準の確立
 - d 火気使用の手続き、火気使用中のガス漏えい防止等の火気使用基準の確立
 - e 作業終了時における残留異物除去、運転開始時の事前点検、設備相互間の連絡等の基準の確立

2 事業場相互間の連絡調整に関すること

- (1) 隣接事業場の境界線付近にある化学設備等の新設時、補修時、異常運転時、緊急時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
- (2) 原料受給工場間の送給設備又は受入設備の送給開始時、シャット時、異常運転時、緊急時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
- (3) 共有設備の運転開始時、運転停止時、異常時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
- (4) 共有設備の使用時期、使用範囲、使用内容等に関する連絡の基準の確立
- (5) その他

3 排気、排液の処理に関すること

- (1) 近接事業場の安全衛生の確保のための危険有害性のガス、液体等の排出方法及び排出濃度の基準の確立
- (2) 近接事業場の安全衛生の確保のための危険有害性のガス、液体等の排出設備（安全弁、排気、排液処理装置等）の設置及び保守管理基準の確立
- (3) その他

4 構内下請事業場等に対する安全衛生管理の改善指導に関すること

- (1) 構内下請事業場が行う補修作業、運搬作業等の総合安全衛生管理体制の確立
 - ア 親企業における総合管理を担当する者の選任
 - イ 協議組織の設置及び運営
 - ウ 作業間の連絡及び調整
 - エ 作業箇所の巡視
 - オ 合図、標識、警報等の統一
 - カ 消火設備、除害設備の設置及び点検、ガス検知器の設置及び点検等に関する責任権限の明確化
 - キ 1の(2)のアの措置及びウの基準の徹底
 - ク 安全衛生保護具の備付け、使用責任の明確化等

- ケ その他
- (2) 危険場所に接近して行われる設備増設工事における総合安全衛生管理体制の確立
 - ア 親企業における総合管理を担当する者の選任
 - イ 元方事業者における統轄安全衛生責任者の選任
 - ウ 下請事業者における安全衛生責任者の選任
 - エ 4の(1)のイからクに掲げる事項についての親企業としての援助方法
 - オ その他
- (3) 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立 1の2のウに掲げる事項に同じ。
- (4) 安全衛生教育（消防及び救護の訓練を含む。）の計画の策定
 - ア 実施の時期（補修作業時、設備の新設、改造時等）
 - イ 対象者（未熟練労働者、危険作業従事者等）
 - ウ 内容（取扱化学物質の危険有害性と取扱方法、設備の修理、清掃等の方法、火災時における消火方法、安全衛生保護具の使用法、事故時における救護及び除害の方法等）
 - エ その他

5 緊急時における措置（夜間時を含む。）に関すること

- (1) 危険有害性のガス、液体等の漏えい又は流出時（共有設備からの漏えい又は流出時を含む。）の措置基準の確立
 - ア 応急体制及び応急処置の基準の確立
 - イ 火災、爆発、中毒等の被害波及防止の基準の確立
 - ウ 警報措置の基準の確立
 - エ その他
- (2) 出火時等の措置基準の確立
 - ア 初期の消火、除害等の基準の確立
 - イ 延焼及び誘爆の防止の措置基準の確立
 - ウ 避難措置及び救護措置の基準の確立
 - エ その他

6 災害事例の分析及び検討に関すること

協議会の構成事業場における災害事故の事例について発生状況、発生原因等を分析検討し、基準又は指針となるべきものの検討、作成の参考とすること。

第11項 化学工場等における航空事故による産業災害の防止対策

第2編 第16章 第2節「航空災害予防計画」関連

第3節 営農災害予防計画

【 関係機関：農林水産課 】

第1項 農地防災事業の整備対策

洪水、高潮、土砂崩壊、溢水等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、湛水防除、ため池補強、農地保全、海岸保全、地すべり防止、防災ダム、土砂崩壊防止等の対策を防災事業長期計画に基づいて実施するものとする。

1 湛水防除事業の促進

豪雨時の湛水のため、農地、農業用施設、農作物等の被害の発生を防除するため、湛水地域に対し湛水防除の調査計画をし、施設整備事業の実施を図る。

2 ため池等整備事業

農業用ため池の堤体、樋管等が老朽化し、すみやかに施設の補強を要するため池及び立地条件等からみて適切な維持管理を行う必要のあるため池についてため池等整備事業を進める。

3 農地保全事業

豪雨等の災害による農地の被害を防止するため、特殊土壌地帯、急傾斜地帯の農用地を対象に災害防止と共に農地の流亡防止のため農地保全事業の実施を進める。

4 海岸保全事業

高潮及び浸蝕による被害から海岸を防護し、もって国土保全に資するため、農林水産省所管海岸保全区域について海岸堤防の整備を図る。

5 地すべり対策事業

地すべり現象を防止し、国土保全に資するため、農林水産省所管地すべり防止区域について地すべり防止施設の整備を図る。

6 防災ダム事業

洪水による被害を未然に防止するため、洪水調節用ダム及び関連施設整備事業の実施を図る。

7 土砂崩壊防止事業

風水害等による土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するための事業を進める。

8 農業用河川工作物応急対策事業

洪水、高潮等による災害発生を未然に防止するため、治水機能の劣っている施設の整備補強を図る。

第2項 防災営農指導対策

1 指導組織

各種の気象災害による農作物等の被害を防止するため、県農業振興課、農林総合技術センター農業技術部及び県畜産振興課に対策指導班、農林水産事務所又は農林事務所（農業部、畜産部）に現地指導班が設置される。

2 指導対策

(1) 対策指導班

ア 県農業振興課職員、農林総合技術センター農業技術部職員及び畜産振興課職員は普通作物、野菜、花き、果樹、畜産、病虫害、土壌肥料並びに農業経営・生活など専門項目について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握し、農林水産事務所又は農林事務所（農業部、畜産部）に対し周知徹底を図る。

イ 気象庁が行う長期、短期予報、災害警報等を農林水産事務所又は農林事務所（農業部、畜産部）に通知し、予想される防災技術について指導を行う。

ウ 各種の災害が発生した場合には、技術的防除対策を早期に樹立し関係農林水産事務所又は農林事務所（農業部、畜産部）に指示を行うとともに、重要事項については直接農業振興課職員、農林総合技術センター農業技術部職員及び畜産振興課職員を現地に派遣して指導する。

(2) 現地指導班

現地指導班は、関係機関・団体と連携し、気象災害の発生が予想される場合は、技術的防止対策の周知徹底を図るとともに、気象災害が発生した場合には、すみやかに被害実態を把握し、必要な技術指導を行う。

3 防災営農方式の確立

災害常襲地域又は異常災害が発生したときは、それぞれの地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、野菜、花き、果樹、飼料作物、畜産等の作目ごとに必要とする防災営農方式を確立する。

第4節 地下埋設物災害予防計画

【関係機関：土木課・上下水道局】

第1項 目的

地下工事現場における地下埋設物施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し、第二次災害の拡大を予防し、沿道住民及び通行者の安全確保を図る。

第2項 工事現場安全管理体制の確立

1 安全管理組織

組織図を作成し、責任の明確化を図る。

2 現場責任者の指定

責任者を指定し、現場における工事の施行に関しての指揮をとる。

3 非常事態における緊急措置

緊急時における分担区分と動員計画を確立する。

第3項 安全対策

1 工事施行に係る安全対策

工事施行に当たっては、道路法、道路交通法、消防法等その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、なお、工事施行者においても監督を行う。

2 地下埋設物管理者との協定

地下埋設物については、各管理者と協定又は承認書等を取り交わし、安全の確保に努める。
なお、工事については、試験掘等を行い、その位置を確認し、埋設物（特に電気・ガス・通信）に接近した場所での作業は、各管理者の立会いを求める等の措置を講じ、安全の確保に努める。

3 他の施行工事との連絡協調

道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分、打合せを行い工事の施工中においても連絡を密にして協調を図る。

4 沿道住民への通報体制

緊急時において、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。

5 各種防災用具の着用又は備付場所の標示

消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより、防火用具の着用、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。

6 工事現場の巡回、点検

工事現場は、常に巡回を行い、保安設備等の点検を行い、不十分なものについては、速やかに改善等の措置を行わせる。

7 応急資機材の確保

必要な資機材は、現場近くに準備し、緊急時に備える。

8 防災訓練の実施

工事の進行に伴い、予想される災害を想定して関係機関と合同による防災訓練を実施する。

9 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対して、建設工事の際の電気・ガス・通信施設による災害を防止するため電力・通信ケーブル及びガス管の敷設状態埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに電気・ガス・通信事故防止に当たっての注意事項の徹底を図る。

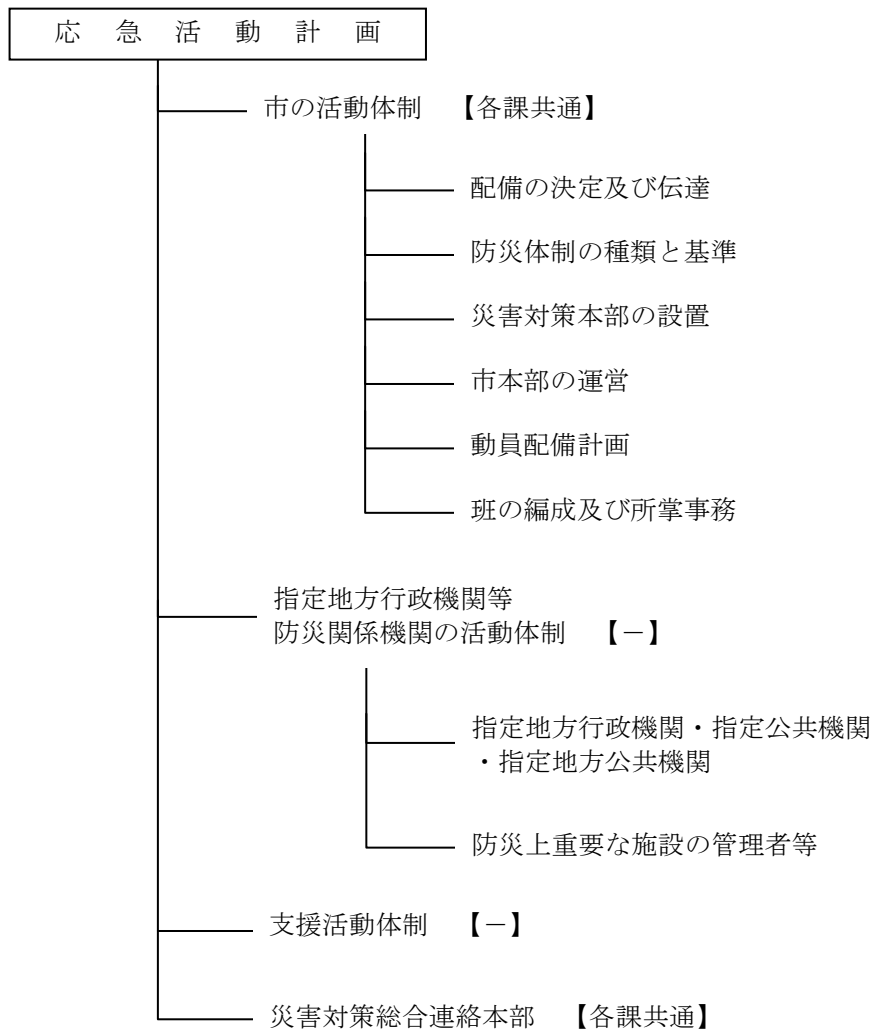
第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

基本的な考え方

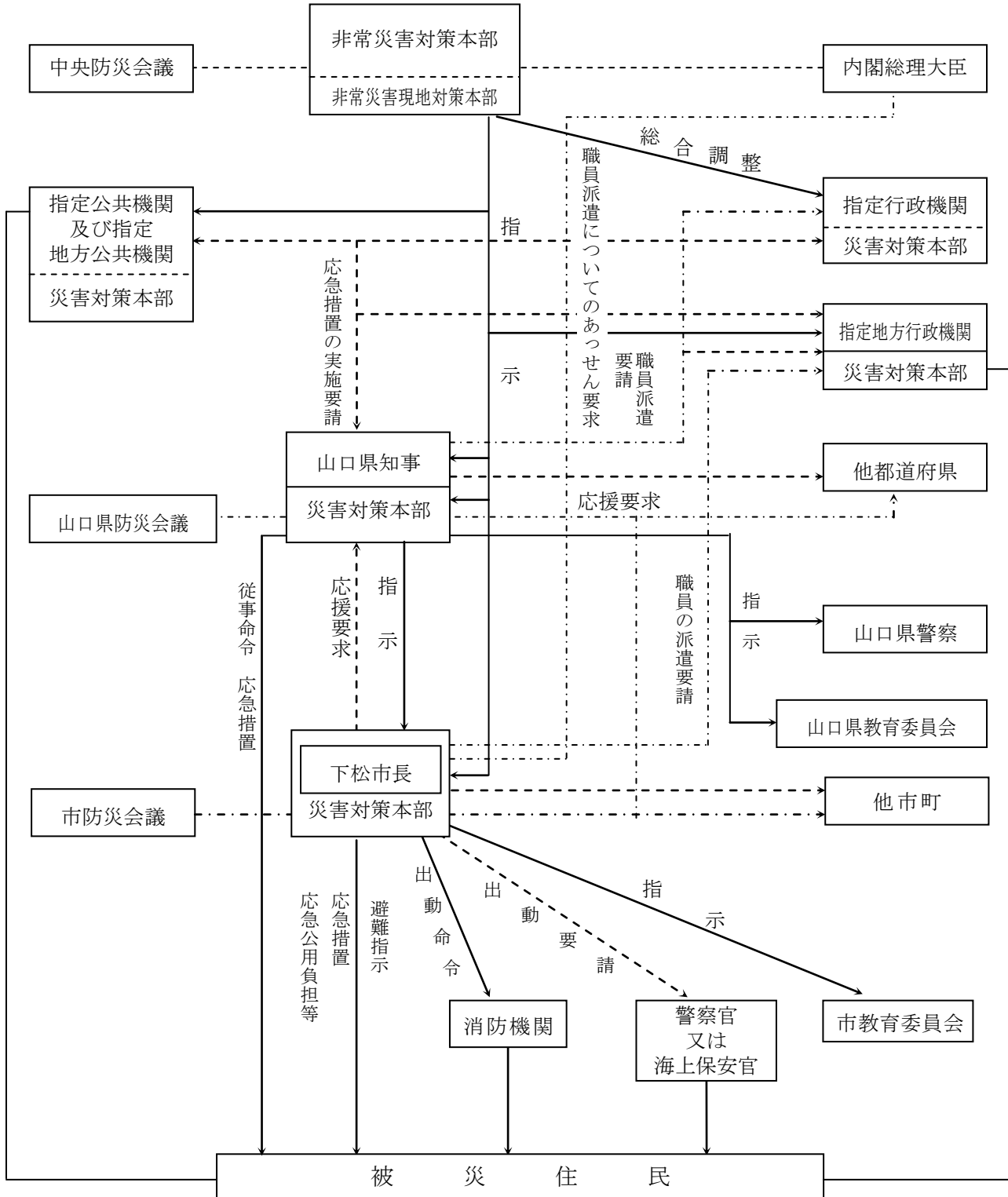
市の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、国、県、防災関係機関及び市民等は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。

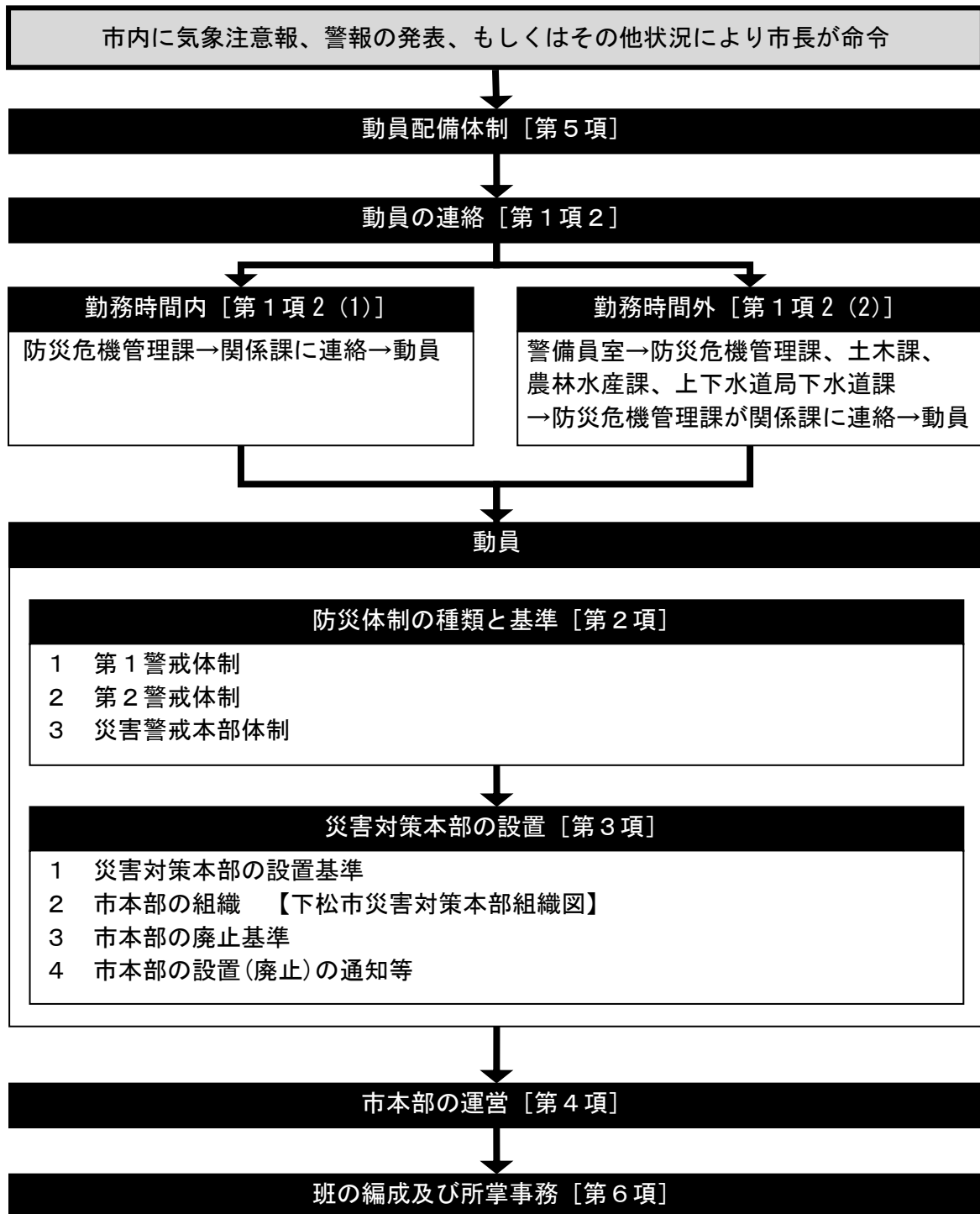


第1節 市の活動体制

【 関係機関：各課共通 】

市は、市地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令及び本計画の定めるところにより国、県、その他の防災関係機関並びに市内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策を実施に努めるものとする。





第1項 配備の決定及び伝達

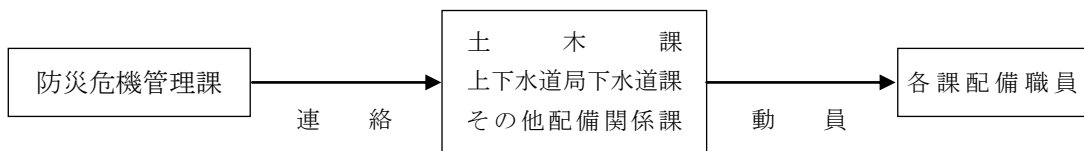
1 配備体制の区分

本市においては次のような配備体制の区分を設けているが、その配備の伝達は、2に定める系統で行うものとする。

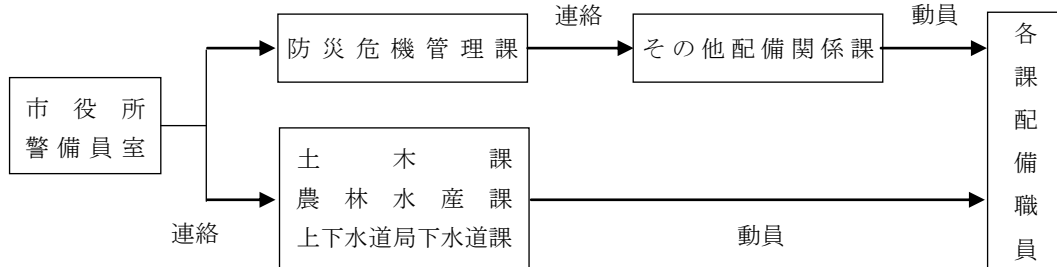
- (1) 第1警戒体制
- (2) 第2警戒体制
- (3) 災害警戒本部体制
- (4) 災害対策本部体制

2 配備課への連絡系統

- (1) 勤務時間内



- (2) 勤務時間外



第2項 防災体制の種類と基準

1 第1警戒体制

(1) 体制の確立

特に関係のある部課の少数所要人員にて配備し（情報班体制）、情報収集及び連絡活動を主とし、状況によりさらに高度な配備体制に迅速に移行し得る体制（警戒配備体制）とする。

(2) 任務と役割

災害の拡大を防止するため、必要な準備の開始及び災害情報の収集並びに広報活動を行うものとし、必要に応じ次の情報を収集し、資料を作成する。

ア 雨量、水位、潮位等に関する情報の収集

イ 人命、家屋に関する被害情報の収集

(3) 防災行政無線の取扱

防災行政無線は常時開局しておくものとし、勤務時間中は防災危機管理課が受信し、勤務時間外は市役所警備員室が受信する。災害状況に応じ無線の使用を制限することがある。

2 第2警戒体制

(1) 体制の確立

災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに警戒本部体制に切り替え得る体制とする。

(2) 任務と役割

ア 気象情報の収集・分析

イ 県等関係機関との連絡体制

ウ 住民広報の実施

エ 災害危険箇所のパトロール

オ 被害状況調査の実施

カ 海面監視

キ 応急対策用資機材の確保

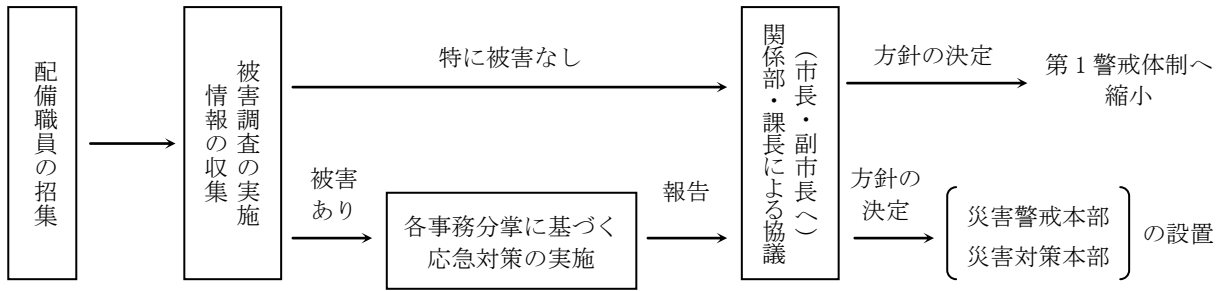
ク 資機材、人員の輸送

ケ 避難所の設置準備

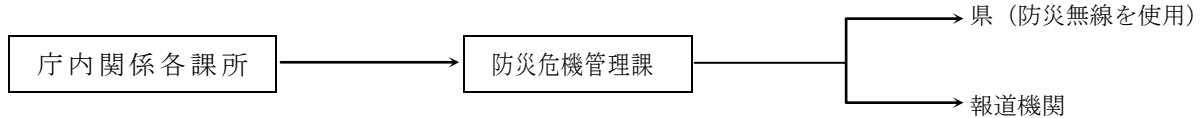
(3) 防災行政無線の取扱

第1警戒体制に同じ

(4) 対策の流れ



(5) 被害発生速報の取りまとめ



また、各課から県への被害報告は、第3編 第2章 第2節「災害情報収集・伝達」第1項による。

3 災害警戒本部体制

市長は、災害対策に係る責務を遂行する必要があるときは、下松市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 警戒本部の設置基準

大雨、洪水、暴風、暴風雪、波浪、高潮警報のいずれかの警報が発表され、市内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるが、災害対策本部を設置するには至らないとき。

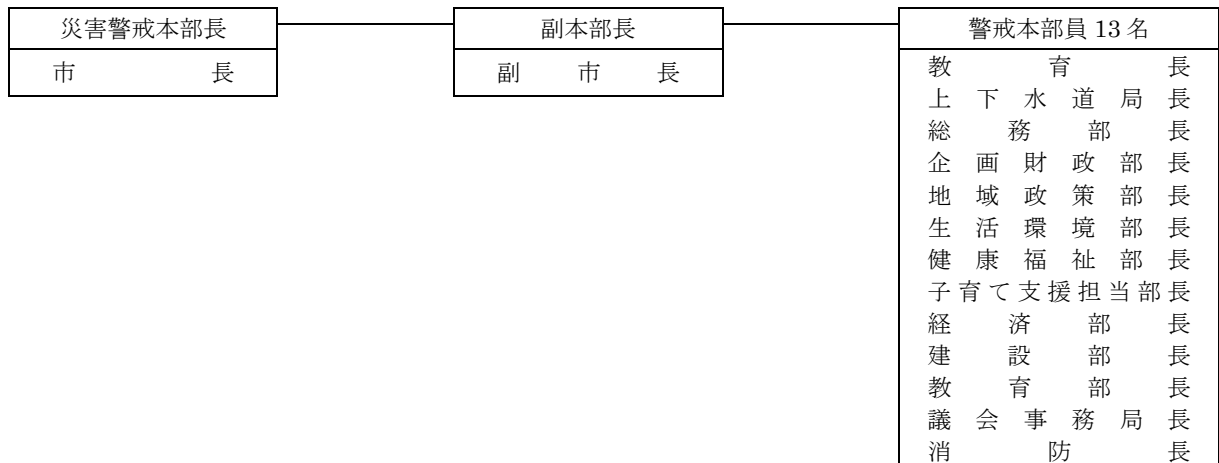
具体的には、次の場合等である。

ア 台風の接近又は上陸が明らかな場合

イ 梅雨前線等が停滞し、先行雨量、その他の状況から必要と認められる場合

(2) 警戒本部の組織

警戒本部は、災害警戒本部長（市長。以下「警戒本部長」という。）、副本部長（副市長）及び本部員（部長職以上の者。以下「警戒本部員」という。）で構成する。

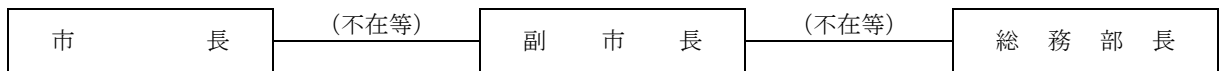


(3) 警戒本部の所掌事務

- ア 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ウ 災害応急対策活動に関すること。
- エ 災害対策本部に関すること。

(4) 警戒本部の設置

- ア 警戒本部を設置したとき、警戒本部長は、勤務時間中にある場合は、庁内放送により、勤務時間外にある場合は第2警戒体制の配備要員又は配備連絡責任者を通じて警戒本部員に連絡する。
- イ 警戒本部員は、登庁後速やかに警戒本部長に報告する。
- ウ 警戒本部員は、状況の推移に応じて配備要員の増員、その他体制強化について必要な指示を行う。
- エ 警戒本部長は警戒本部を設置したときは、直ちに県及び防災関係機関へ連絡し、連携体制を確立するものとする。
- オ 警戒本部の設置について、市長が不在又は連絡不能で、特に緊急を要する場合は、副市長が不在または連絡不能の場合には、総務部長が設置を決定する。



- カ 警戒本部の設置場所は、市庁舎 2 階 201 会議室とする。

(5) 警戒本部員会議の開催

- 警戒本部長は、必要の都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。
- ア 警戒本部体制の配備及び廃止に関すること。
- イ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- ウ 災害対策本部設置に関すること。

(6) 警戒本部の廃止基準

- ア 気象警報が解除され、警戒本部長が災害の危険が解消したと認めるとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。

第3項 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置基準

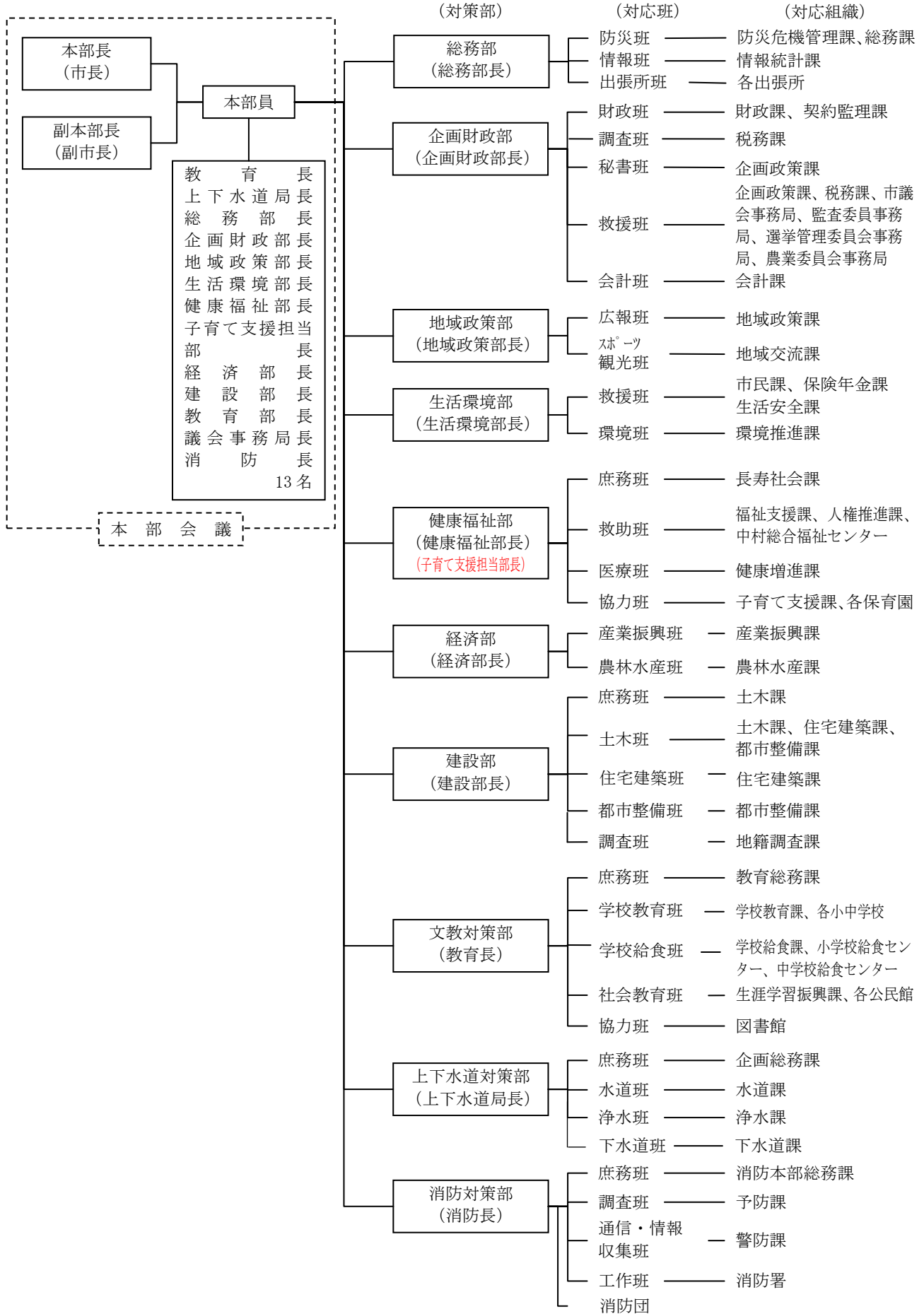
市長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、下松市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

気象災害の場合	その他の災害の場合
<p>(1) 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、高潮の警報が発表され、相当規模の災害の発生が予測される時。</p> <p>具体的には、</p> <p>ア 台風の上陸が明らかであるとき。</p> <p>イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から市長が必要と認められる場合など</p> <p>(2) 気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表</p> <p>(3) 気象情報等の有無にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。</p> <p>※ (3)の「必要と認めるとき」の基準は、原則として応急対策の範囲が市本部の2以上の対策部にわたる場合をいうものとする。</p>	<p>(1) 市内に大規模な火災又は爆発が発生し、市長が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</p> <p>※ (1)及び(2)の「必要と認めるとき」の基準は、左欄の場合に準ずる。</p>

2 市本部の組織

市本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。（本3-1-9参照）

【下松市災害対策本部組織図】



3 市本部の廃止基準

市長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。

4 市本部の設置(廃止)の通知等

市長は、市本部が設置(廃止)されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	担当課	方 法
庁内各部 (出先機関等を含む)	防災危機管理課	庁内放送、電話、市防災無線 (出先機関をもつ部署等は、それぞれから連絡する)
県(防災危機管理課)	〃	山口県総合防災情報ネットワークシステム
防災関係機関	〃	電話・FAX
報道機関	地域政策課	電話・FAX
市民等	〃	広報車、市防災メール、市ホームページ等

第4項 市本部の運営

1 本部員会議

本部長は、市の災害対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。

また本部員は、当該部局の所管事項に関し本部員会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務部長に申し出るものとする。

なお、本部会議の庶務は総務部防災班(防災危機管理課、総務課)が担当する。

- (1) 本部体制の配備及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- (3) 救助法の適用に関すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (5) 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請及び他の市町に対する応援要請に関すること。
- (6) 災害対策に要する経費に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

2 部

- (1) 部の構成

部は、災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

市本部に置く部及び構成する組織は、下松市災害対策本部組織図(本3-1-9)参照。

3 現地災害対策本部

当該災害の規模その他の状況により、災害対策を強力に推進する必要があると本部長が判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(1) 現地本部長

ア 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

(2) 現地本部の組織等

現地本部を構成する機関、その他組織等に関する必要な事項は、現地本部設置の都度、本部長が定める。

4 本部長等の職務

(1) 本部長（市長）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長）

本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

(3) 本部員

本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

5 指揮命令系統の確立

市長不在の場合は、副市長が、市長・副市長不在の場合は、総務部長が指揮を執る。

6 消防機関の配備出動基準

消防団の配備出動については、出動活動要綱による。

7 県、国の現地対策本部との連携体制

県、国が現地対策本部を設置した場合においては、一体的な応急対策を実施するために必要な措置を講じる。

第5項 動員配備計画

1 配備体制

種別		体制の時期の基準	体制の内容
第1警戒体制	情報班体制	1 市内に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表されたとき。 2 その他状況により市長が命じたとき。	1 防災危機管理課職員のみ（調整によっては土木課職員も）で配備し、気象状況等の情報収集及び伝達を行う。 2 降雨状況等により警戒配備体制への設置指示を行う。
	警戒配備体制	1 情報班体制設置後 1 時間雨量が 10mm に達した地域が発生するか、又は先行雨量の状況等から情報班が本体制の設置を指示した場合。 2 市内に大雨、洪水高潮注意報、大雪警報の一つ以上が発表されたとき。 3 その他状況により市長が命じたとき。	情報班に加え、関係各職員の少数人員で準備し、情報収集及び連絡活動を主として、情報よりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。
第1警戒体制	警戒配備体制		(情報班からの移行方法) 左記の基準に達しない場合において、先行降雨等の気象状況から情報班が必要と判断した場合は、特定の課に配備を行う課長は、独自に所属職員に配備を命ずることができるものとする。
第2警戒体制		1 市内に暴風、大雨、洪水、高潮、波浪、暴風雪の各警報の一つ以上が発表されたとき。 2 その他状況により市長が命じたとき。	災害応急対応に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに災害警戒本部体制に移行する体制とする。
災害警戒本部体制		市内に暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪又は波浪の各警報の一つ以上が発表され、市内に相当規模の災害が発生、又は発生するおそれがあるが、災害対策本部を設置するには至らないとき。	事態の推移に伴い、直ちに災害対策本部体制に移行する体制とする。
災害対策本部体制		市域の全部又は一部に災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、市長が災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施することが必要であると認められたとき。	1 市の総力をあげて災害対策に取り組む体制 2 全職員による体制

2 職員の動員体制

- (1) 災害対策本部設置時に部長に充てられる者は、それぞれの部（班）の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- (2) 各所属長は発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。
- (3) 夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、初動体制、情報連絡体制を整備する。

3 配備の決定及び配備課への伝達

第1項（本3-1-9）に定める系統により配備の決定、さらには配備課職員の動員を行う。

4 動員の方法

(1) 勤務時間内

庁内放送、電話及び携帯電話へのメール送信で呼出を行う。

(2) 勤務時間外

一般加入電話及び携帯電話へのメール送信等、考え得る伝達手段を駆使するとともに、あらかじめ各部課毎に非常時の連絡体制について整備を行っておく。

(3) 非常参集

災害による交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、本庁又は最寄りの出先機関に参集し、各部長又は所属出先機関の長の指示に従うものとする。

5 部相互間の応援動員

(1) 動員要請

市本部の各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長（防災班）に要請するものとする。

ア 応援を要する時間、職種等

イ 勤務場所

ウ 勤務内容

エ 集合日時、場所、携行品

オ その他参考事項

(2) 動員の措置

ア 総務部長（防災班）は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の措置を講じるものとする。

イ 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて協力班を編成し所要の応援を行うものとする。

第6項 班の編成及び所掌事務

班の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務にしたがって、防災対策を実施するものとする。

部	班	構成課	所 掌 業 務
総務部 (総務部長)	防災班 (防災危機管理課長)	防災危機管理課 総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議関係機関との連絡に関する事。 2 本部室の統括に関する事。 3 本部会議に関する事。 4 各部の災害対策の連絡調整に関する事。 5 各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事。 6 自衛隊の派遣及び海上保安部に対する出動要請に関する事。 7 臨時ヘリポートの確保に関する事。 8 応援協定に基づく応援要請に関する事。 9 各民間協力団体に対する協力要請に関する事。 10 防災行政無線の運用に関する事。 11 気象情報の収集と伝達に関する事。 12 避難所の設置に関する事。 13 職員の動員及び派遣に関する事。 14 国、県及び他の市町村職員の派遣要請に関する事。 15 罹災職員の調査及び援護に関する事 16 災害対策に関する事務で他部に属さない事項
	情報班 (情報統計課長)	情報統計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報システム及びネットワークの保全管理に関する事。 2 災害対策本部等への情報システム設置に関する事。
	出張所班 (各出張所長)	各出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び報告に関する事。 2 本部との連絡に関する事。 3 災害応急措置に関する事。 4 市民等への広報に関する事。 5 管内団体、関係機関との連絡調整に関する事。 6 避難所の運営に関する事。 7 その他必要な災害関係事務に関する事。
企画財政部 (企画財政部長)	財政班 (財政課長)	財政課 契約監理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な財務措置に関する事。 2 市有財産の災害対策並びに被害調査の取りまとめに関する事。 3 公用自動車の管理、配車に関する事。
	調査班 (税務課長)	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災証明書の発行に関する事。 2 被害状況の調査に関する事。 3 罹災者に対する市民税の猶予等に関する事。 4 罹災者に対する固定資産税の猶予等に関する事。 5 罹災者に対する国民健康保険税の猶予等に関する事。 6 罹災者に対する市税（上記を除く）の猶予等に関する事。
	秘書班 (企画政策課長)	企画政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の行動日程の作成及び関係部への連絡に関する事。 2 本部長の対外事務の総合的処理に関する事。
	救援班 (企画政策課長)	企画政策課 税務課 市議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会 事務局 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料、生活必需品等の仕分け及び配送に関する事。 2 非常事態の場合の他班（他対策部）の応援に関する事。
	会計班 (会計課長)	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救助に要する経費、その他金品の出納に関する事。 2 義援金の保管に関する事。

部	班	構成課	所 掌 業 務
地域政策部 (地域政策部長)	広報班 (地域政策課長)	地域政策課	1 避難勧告等の市民等への伝達に関すること。 2 災害情報及び災害対策の発表並びに広報に関すること。 3 災害写真に関すること。 4 安否情報に関すること。 5 報道機関との連絡調整に関すること。 6 外国人に対する安全確保等の情報提供に関すること。
	スポーツ観光班 (地域交流課長)	地域交流課	1 観光客の安全、保護に関すること。 2 観光施設関係の被害状況の情報収集並びに報告に関すること。 3 観光施設の被害防止並びに応急、復旧対策に関すること。 4 体育施設の被害調査並びに応急、復旧対策に関すること。 5 避難所(体育館等)の運営に関すること。
生活環境部 (生活環境部長)	救援班 (市民課長)	市民課 保険年金課 生活安全課	1 避難所(公民館、学校以外)の運営に関すること。 2 援助物資の受付、仕分けに関すること。 3 被災者に対する炊き出しに関すること。 4 遺体の埋火葬許可証の発行に関すること。 5 住民からの問い合わせ、要望等の対応に関すること。 6 被災地等における防犯、交通安全に関すること。
	環境班 (環境推進課長)	環境推進課	1 災害時におけるごみの収集及び処理、清掃に関すること。 2 災害時における公害に関すること。 3 被災地等における環境生活対策に関すること。 4 防疫の実施に関すること。 5 周南地区衛生施設組合、周南東部環境施設組合との連絡調整に関すること。 6 災害時におけるし尿の収集及び処理、清掃に関すること。 7 仮設トイレに関すること。
健康福祉部 (健康福祉部長) (子育て支援 担当部長)	庶務班 (長寿社会課長)	長寿社会課	1 災害救助法に関すること。 2 要配慮者の支援に関すること。 3 福祉避難所の利用者の調整に関すること。 4 福祉避難所(下松市保健センター)の運営に必要な人員の調整に関すること。 5 部内の庶務並びに連絡調整に関すること。 6 ボランティアの受入れ、活動支援に関すること。 7 義援金の受付け、配付に関すること。 8 赤十字医療班及び赤十字奉仕団の動員に関すること。 9 災害弔慰金、見舞金の支給等に関すること。 10 罹災者に対する介護保険料・利用料の減免に関すること。
	救助班 (福祉支援課長)	福祉支援課 人権推進課 中村総合 福祉センター	1 被保護世帯に関すること。 2 社会福祉施設の災害対策並びに被害状況の情報収集及び報告に関すること。 3 遺体の処理及び埋火葬に関すること。 4 生活必需品等の供給に関すること。 5 社会福祉施設が開設する福祉避難所に関すること。
	医療班 (健康増進課長)	健康増進課	1 災害時における医療助産に関すること。 2 医薬品、衛生資材の確保、配分に関すること。 3 医療団体との連絡調整に関すること。 4 感染症対策の実施に関すること。 5 被災地における食品衛生に関すること。 6 救護所の設置及び運営に関すること。 7 福祉避難所(下松市保健センター)の設置及び運営に関すること。 8 被災者の保健対策に関すること。
	協力班 (子育て支援課長)	子育て支援課 各保育園	1 保育施設の災害対策関連事務の処理 2 部内の各班の応援に関すること。

部	班	構成課	所 掌 業 務
経 済 部 (経済部長)	産業振興班 (産業振興課長)	産業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料及び生活必需品の調達に関すること。 2 産業施設関係の被害状況の情報収集並びに報告に関すること。 3 被災商工業者に対する経営指導並びに金融等に関すること。 4 バス、トラック等運送事業者による運送手段の確保、手配に関すること。
	農林水産班 (農林水産課長)	農林水産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料調達に関すること。 2 農業、山林、水産関係の被害状況の調査並びに報告に関すること。 3 農業、山林、水産関係の被害防止並びに応急、復旧対策に関すること。 4 土地改良区並びに関係機関に対する連絡に関すること。 5 災害対策用船舶（漁船）の確保に関すること。 6 応急仮設住宅用資材の調達に関すること。
建 設 部 (建設部長)	庶務班 (土木課長)	土 木 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防計画に関すること。 2 情報の収集及び本部への報告に関すること。 3 災害時における建設業者並びに関係機関との連絡等に関すること。 4 水防警報及び水防緊急対策に関すること。 5 復旧計画に関すること。 6 部内庶務並びに連絡調整に関すること。
	土 木 班 (土木課長)	土 木 課 住宅建築課 都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木港湾関係の被害状況の収集及び報告に関すること。 2 水防用資機材の確保並びに輸送に関すること。 3 道路、橋梁、河川等の被害防止並びに応急対策に関すること。 4 港湾施設の被害防止並びに応急対策に関すること。 5 災害応急対策における人員、物資及び資材等の輸送に関すること。 6 砂防設備、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の応急対策に関すること。
	住宅建築班 (住宅建築課長)	住宅建築課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅、その他公共建物の被害状況の収集並びに報告に関すること。 2 公営住宅、その他公共建物の応急修理並びに復旧に関すること。 3 応急仮設住宅に関すること。 4 被災住宅の応急修理に関すること。 5 避難所の応急危険度判定活動に関すること。 6 地震被災建築物応急危険度判定活動に関すること。
	都市計画班 (都市整備課長)	都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画関係施設の被害状況の収集並びに報告に関すること。 2 公園施設の保全に関すること。 3 被災宅地危険度判定活動に関すること。
	調 査 班 (地籍調査課長)	地籍調査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地区内の被災者及び土地、家屋等の被害状況調査に関すること。 2 部内の各班の応援に関すること。
	文教対策部 (教育長)	庶務班 (教育総務課長)	教育総務課
	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課 各小中学校	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒の避難措置に関すること。 2 被災児童、生徒に対する学用品の供与等に関すること。 3 被災児童、生徒に対する医療、防疫及び給食等に関すること。 4 避難所（学校施設）の運営に関すること。 5 応急教育の指導に関すること。

部	班	構成課	所 掌 業 務
文教対策部 (教育長)	学校給食班 (給食センター所長)	学校給食課 小学校給食センター 中学校給食センター	1 施設・設備等の被害調査、応急復旧対策及び衛生管理に関すること。 2 災害時の学校給食の供給に関すること。 3 災害時の学校給食施設の使用に関すること。
	社会教育班 (生涯学習振興課長)	生涯学習振興課 各公民館	1 社会教育施設の被害調査並びに応急、復旧対策に関すること。 2 避難所(公民館)の運営に関すること。 3 自衛隊等応援団体の宿泊準備に関すること。 4 婦人会等の連絡動員に関すること。
	協力班 (図書館長)	図書館	1 当該施設の災害対策関連事務の処理 2 部内の各班の応援に関すること。
上下水道 対策部 (上下水道局長)	庶務班 (企画総務課長)	企画総務課	1 水道対策の総括に関すること。 2 本部との連絡調整に関すること。 3 被災者に対する飲料水の供給に関すること。 4 部内の庶務並びに連絡調整に関すること。
	水道班 (水道課長)	水道課	1 給配水施設の被害調査並びに応急、復旧対策に関すること。
	浄水班 (浄水課長)	浄水課	1 浄水場施設の被害調査並びに応急、復旧対策に関すること。
	下水道班 (下水道課長)	下水道課	1 公共下水道及び都市下水路事業に係る排水施設の被害状況の収集並びに報告に関すること。 2 公共下水道及び都市下水路事業に係る応急対策並びに復旧に関すること。 3 終末処理場並びにポンプ場の被害状況調査並びに復旧に関すること。 4 防疫の実施に関すること。
消防対策部 (消防長)	庶務班 (消防本部総務課長)	消防本部総務課	1 消防対策部の統括に関すること。 2 消防並びに水防活動状況の本部への連絡に関すること。
	調査班 (予防課長)	予防課	1 災害状況の調査及び伝達に関すること。 2 資材の手配に関すること。 3 火災予防、避難広報に関すること。
	通信・情報 収集班 (警防課長)	警防課	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 非常通信に関すること。 3 情報の収集及び伝達に関すること。
	工作班 (消防署長)	消防署	1 消防並びに水防活動その他災害応急対策に関すること。 2 被災者の避難誘導、救出、捜索に関すること。 3 救急活動に関すること。

第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

- 1 市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画、市及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市及び県の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。
- 2 上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者等

市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、市及び県防災計画並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準を定めておくものとする。

第3節 支援活動体制

1 緊密な連携の確保

地方公共団体、指定行政機関、公共機関、各事業者等は、現地情報連絡員（リエゾン）の活用等により、相互に緊密な連携の確保及び緊密な情報交換に努めるものとする。

2 応援協力体制の確保

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

3 防災業務関係者の安全確保

各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 災害対策総合連絡本部

【 関係機関：各課共通 】

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出るものとする。

1 設置機関

- (1) 市長……主として陸上災害の場合
- (2) 知事……2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合
- (3) 空港事務所長……主として航空事故の場合
- (4) 西日本旅客鉄道株式会社広島支社長又はその指名する者……JRの事故の場合
- (5) その他……主として、上記以外の機関の管理に属する施設等に係る災害又は事故

2 構成機関

災害応急対策の実施に当たる機関の長又は災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加するものとする。

3 連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括するものとする。

4 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

5 所掌事務

- (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- (2) 災害情報の収集、分析、検討
- (3) 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- (4) 各機関の活動の連絡調整
- (5) その他災害応急対策実施についての必要な事項

6 各機関との関係

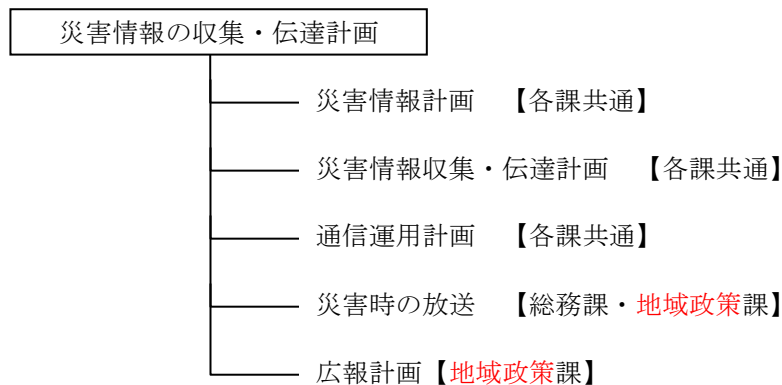
連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員はそれぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑なる実施の推進に努めるものとする。

第2章 災害情報の収集・伝達計画

基本的な考え方

災害発生時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講じる上で災害情報の収集、伝達は最も重要なものとなる。

また、市をはじめとする防災機関が実施する広報は、被災地の混乱を防ぎ民心を安定させる上で重要な役割を担う。



第1節 災害情報計画

【関係機関：各課共通】

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、市をはじめとして防災関係機関が得た情報を市民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、災害に関する警報・注意報等の発表・伝達について必要な事項を定める。

第1項 気象警報・注意報等

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

気象特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要、発表基準

種類		概要	発表基準
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。			
警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	下松市内で以下（別表1（資料編参照））の基準に到達することが予想される場合 表面雨量指数基準：24 土壌雨量指数基準：104
	洪水警報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	下松市内で以下（別表2（資料編参照））の基準に到達することが予想される場合 流域雨量指数基準：切戸川流域=13.7、平田川流域=9.5、末武川流域=18.5 複合基準：切戸川流域（8, 13.6）
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	24時間の降雪の深さが平地で20cm、山地で40cm以上と予想される場合
	暴風警報	暴風によって重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	平均風速が20m/s以上と予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	降雪を伴い平均風速が20m/s以上と予想される場合

種類	概要	発表基準
波浪 警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	波浪（有義波）が3.0m以上と予想される場合
高潮 警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	下松市内で以下（別表5（資料編参照））の基準に到達することが予想される場合 警報基準（潮位：標高）：3.0m
注意報 大雨 注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	下松市内で以下（別表3（資料編参照））の基準に到達することが予想される場合 表面雨量指数基準：12 雨量基準：R1=40 土壌雨量指数基準：88
洪水 注意報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	下松市内で以下（別表4（資料編参照））の基準に到達することが予想される場合 流域雨量指数基準：切戸川流域=10.9、平田川流域=7.6、末武川流域=14.8 複合基準：切戸川流域（5, 10.9）
大雪 注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	24時間の降雪の深さが平地で、10cm山地で20cm以上と予想される場合
強風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	平均風速が10m/s以上と予想される場合
風雪 注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	降雪を伴い平均風速が10m/s以上と予想される場合
波浪 注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	波浪（有義波）が1.5m以上と予想される場合
高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	下松市内で以下（別表5（資料編参照））の基準に到達することが予想される場合 注意報基準（潮位：標高）：2.5m
濃霧 注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
雷 注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	落雷等により被害が予想される場合
融雪注意 報	融雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害など発生する恐れがあるときに発表される。	

種類	概要	発表基準
乾燥 注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	最小湿度が 40%以下で、かつ、実効湿度が 65%以下になると予想される場合
なだれ 注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	積雪の深さ 80 cm以上で次のいずれかが予想される場合 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 40 cm以上
着氷(雪) 注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	大雪警報・注意報の条件下で、気温が-2℃~2℃、湿度が 90%以上と予想される場合
霜 注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	11月20日までの早霜及び3月20日以降の晩霜を対象とし、最低気温 3℃以下と予想される場合
低温 注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。	冬季…最低気温が-5℃以下になると予想される場合 夏季…日平均気温が平年より 3℃以上低い日が 3日続いた後、更に 2日以上続くと予想される場合
記録的短時間 大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。	1時間雨量が 100mm以上と予想される場合
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域単位で発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね 1時間である。	

(注)

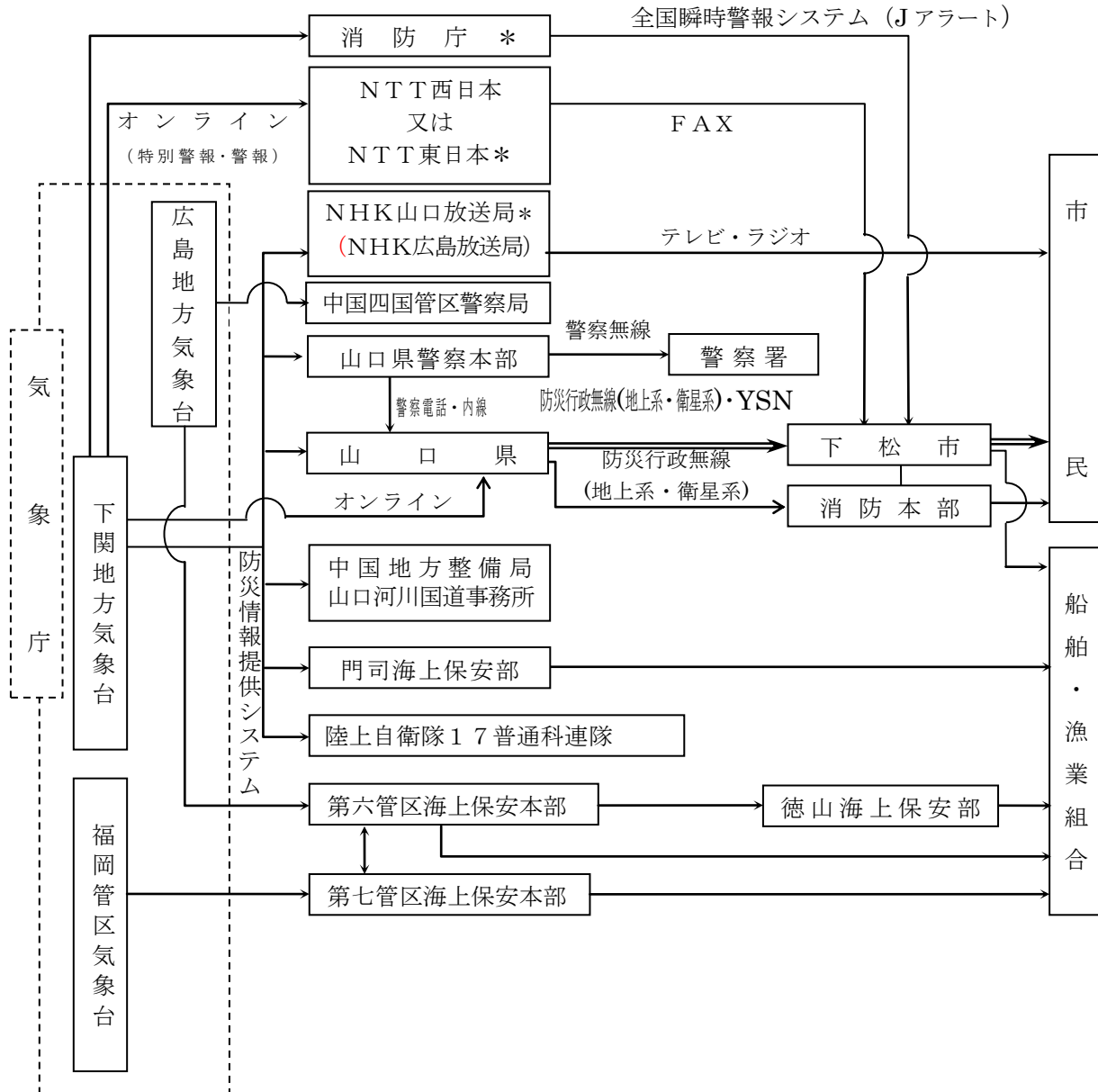
- 1 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要令和元年 12月 10日現在
- 2 大雪、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略している。
- 3 平地とは標高 200メートル以下の地域、山地とは標高 200メートルを超える地域である。
- 4 融雪注意報は、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていないため、その欄を空白で示している。

資料編 [観測・予報施設] ・別表 1~5 大雨及び洪水、高潮警報・注意報基準表

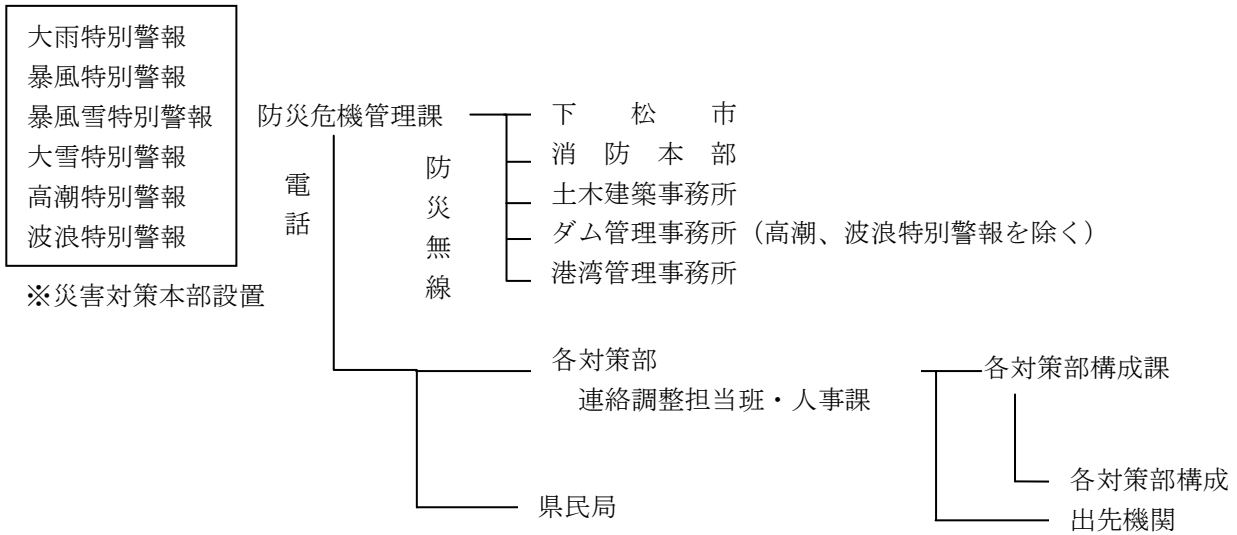
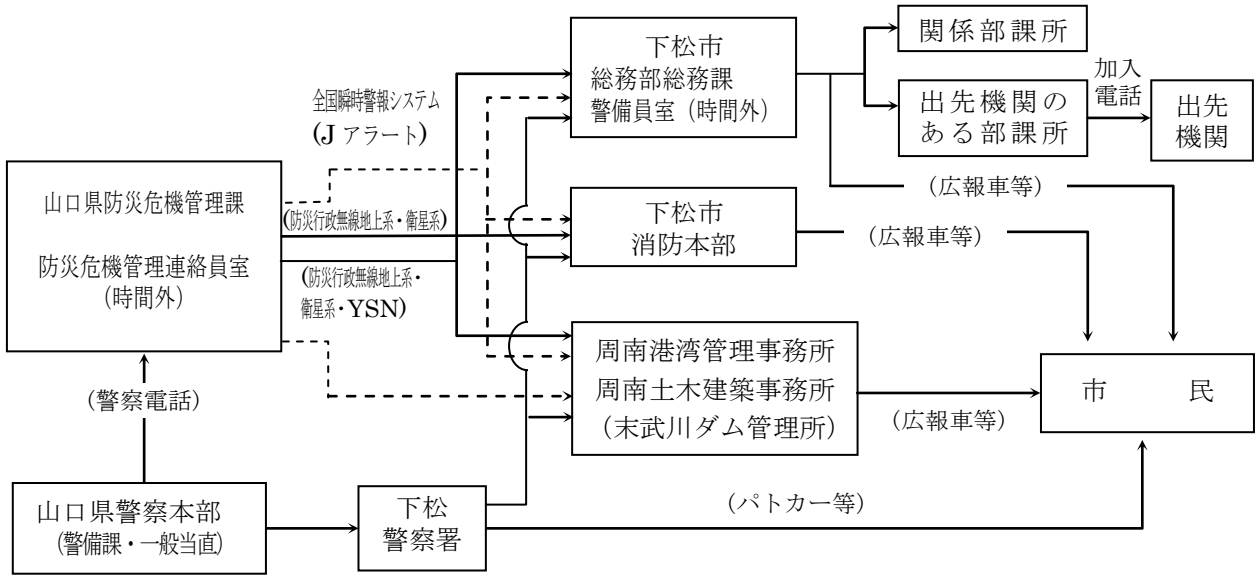
第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達

各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、気象に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに市民等及び関係機関に伝達する。

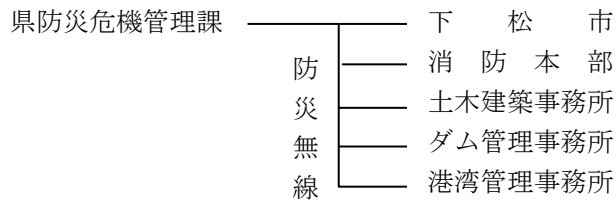
1 気象台からの伝達系統図



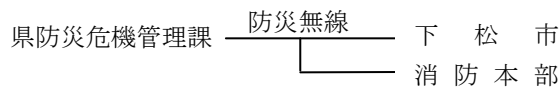
2 市における伝達系統図



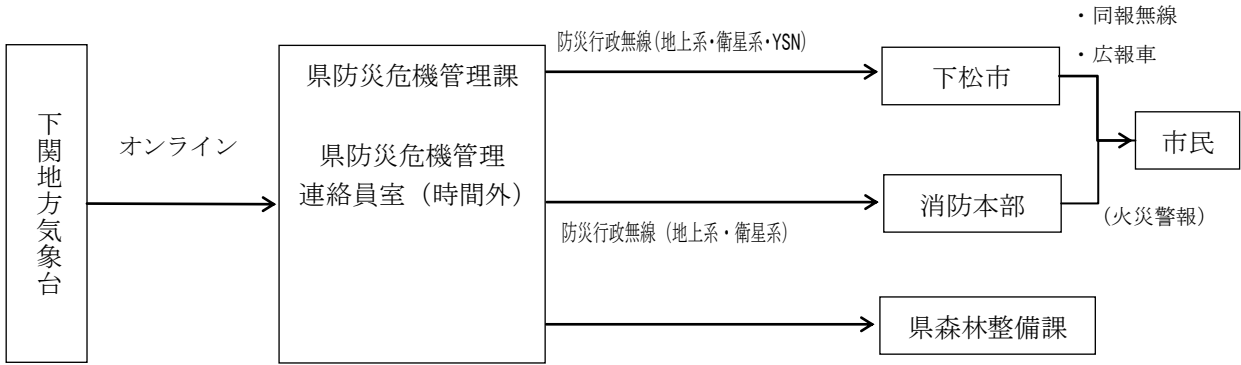
特別警報・警報・注意報の解除
 台風情報
 台風予想に関する解説資料
 大雨に関する情報
 降水短時間予報
 大雪に関する情報



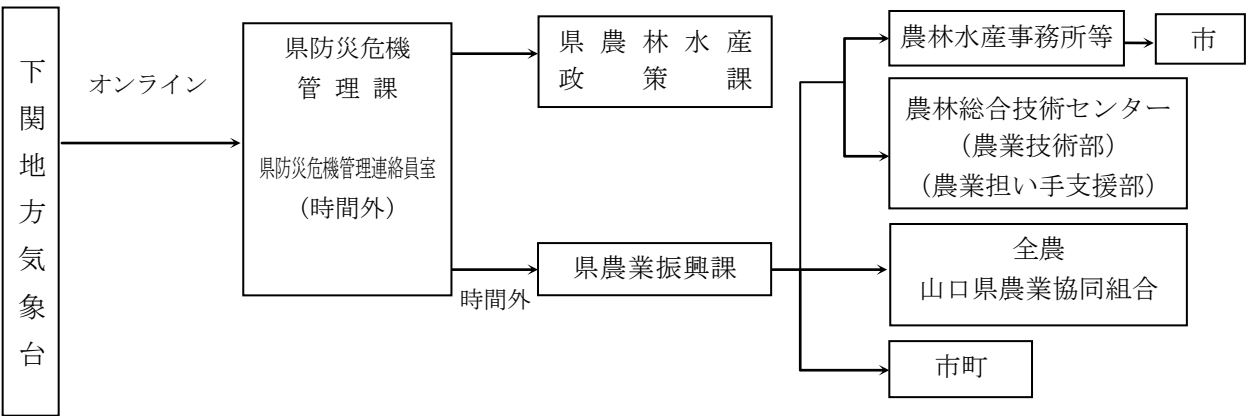
火災気象通報
 低気圧に関する情報
 強風に関する情報



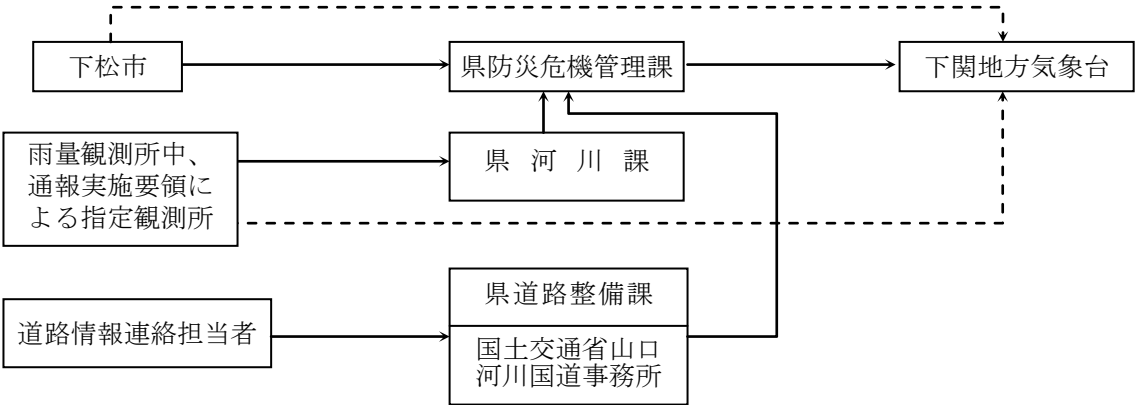
3 火災気象通報の伝達（消防法第22条）



4 低温及び霜注意報、大雪警報及び注意報の伝達



5 異常気象（降雨、降雪）に関する情報伝達



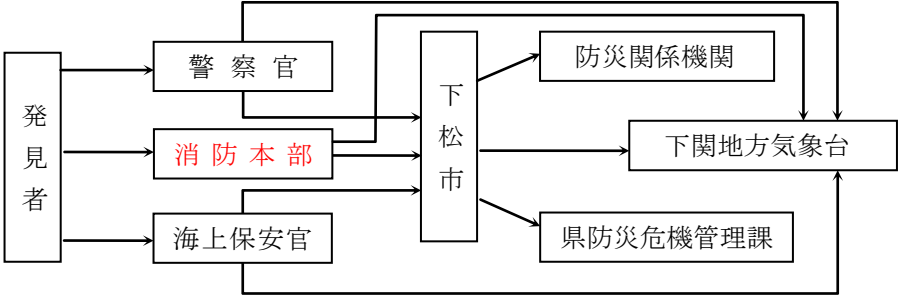
—————> 勤務時間内又は配備体制時
 - - - - -> 勤務時間外

第3項 関係機関による措置事項

1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達

関係機関	措 置 内 容
市	<p>気象警報・注意報等及び気象情報の伝達</p> <p>1 気象警報及び注意報等について、県、NTT から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、市民等に周知する。この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。</p> <p>2 市民等への、避難勧告等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。</p> <p>また、伝達先等に漏れないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。</p>
消防本部	<p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達</p> <p>災害のおそれのある警報及び注意報等について、県、市関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、市民等への周知を図る。</p> <p>2 異常現象その他の情報の伝達</p> <p>異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市関係部局、県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するとともに、市民等に周知する。</p>
気象台	<p>気象警報・注意報等及び気象情報の伝達</p> <p>本章 第1節 第2項1「気象台からの伝達系統図」により気象情報等を関係機関に伝達する。</p>
県	<p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達</p> <p>気象警報及び注意報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）により市及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。</p> <p>この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。</p> <p>なお、勤務時間外に配備を要する場合には、該当の課及び出先機関の担当者等に職員参集システムによる気象情報の伝達を適宜行う。</p> <p>2 重要な情報の伝達</p> <p>地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、市、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。</p> <p>通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</p>
警察本部	<p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の通報</p> <p>警察本部は、気象台、中国四国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署・駐在所に通知するとともに、県（防災危機管理課又は守衛室）に連絡する。</p> <p>2 異常現象の通報</p> <p>警察署長は、異常現象を認知したとき又は市民等からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。</p>
第六管区関係保安本部 徳山海上保安部	<p>気象警報・注意報等及び気象情報の伝達</p> <p>災害のおそれのある警報及び注意報等について、下関地方気象台等から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。</p>
西日本電信 電話株式会社	<p>警報の伝達</p> <p>気象業務法に基づいて、下関地方気象台から伝達された警報を関係市町に連絡する。</p>
報道機関	<p>本章 第4節「災害時の放送」に記述</p>
その他の 防災関係機関	<p>気象台、県、警察、市町、海上保安部等から通報を受けた災害に関する重要な情報については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。</p>

2 異常現象発見時の措置

異常現象の種別等	<p>災害が発生するおそれがある異常現象を発見した場合、下関地方気象台に通報する。</p> <table border="1" data-bbox="533 300 1422 589"> <thead> <tr> <th>異常現象</th> <th>通報する基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竜巻</td> <td>農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの</td> </tr> <tr> <td>強い降ひょう</td> <td>農作物等に被害を与える程度以上のもの</td> </tr> <tr> <td>異常潮位</td> <td>天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合</td> </tr> <tr> <td>異常波浪</td> <td>海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td>建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの</td> </tr> </tbody> </table>	異常現象	通報する基準	竜巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの	強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの	異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合	異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合	なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
異常現象	通報する基準												
竜巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの												
強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの												
異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合												
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合												
なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの												
通報系統	 <pre> graph LR A[発見者] --> B[警察官] A --> C[消防本部] A --> D[海上保安官] B --> E[下松市] C --> E D --> E E --> F[防災関係機関] E --> G[下関地方気象台] E --> H[県防災危機管理課] </pre>												
通報項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 現象名又は状況 2 発生場所 3 発現日時分（発見日時分） 4 その他参考となる事項 												

3 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

各関係機関が観測している気象データについては、必要に応じて関係機関に伝達するとともに、関係機関から照会があった場合はその提供に協力するものとする。

雨量通報 (雪を含む) の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 降水量が次の基準に達した場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1時間降水量が30mmに達した場合 (2) 3時間降水量が50mmに達した場合 (3) 24時間降水量が100mmに達した場合 (4) 降雪の深さが20cmに達した場合 (5) (1)、(2)、(3)以外で降雨が非常に激しく、かつ後続雨量が予想されるとき。 2 下関地方気象台から照会があった場合
通報の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 観測所名 2 観測日時 3 雨雪の量 4 その他特に必要と認める事項
通報の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 各関係機関は、観測結果を電話等により下関地方気象台に通報する。 2 市は、県防災危機管理課に対しても通報する。 3 県出先機関は、県河川課に対しても通報する。

第4項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）

1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民等の自主避難の判断を支援することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第40条及び第55条に基づき、下関地方气象台と県が共同で作成発表される。

県は、市の円滑な避難勧告等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、市へ通知するとともに、一般に周知する。

3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表される。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、県土木建築部と下関地方气象台が協議の上、土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数や土砂災害の発生状況等を考慮し、県土木建築部と下関地方气象台が協議の上で警戒を解除する。

5 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県土木建築部と下関地方气象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

(1) 対象となる事象

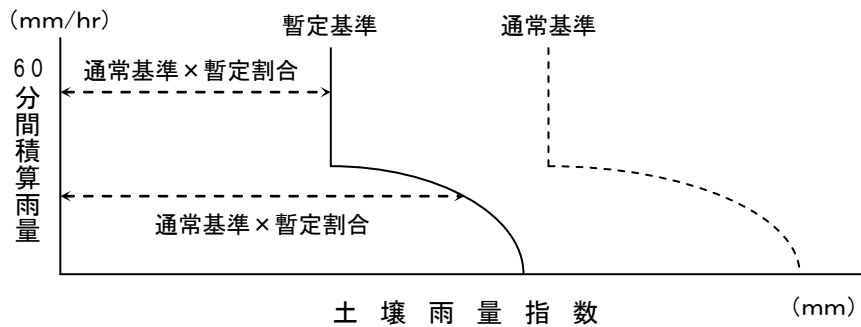
- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁予報部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。被害状況等から暫定基準を設定する。

要素	状況	地震	
		震度5強の地域	震度6弱以上の地域
土壌雨量指数		8割	7割

暫定基準のイメージ



6 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

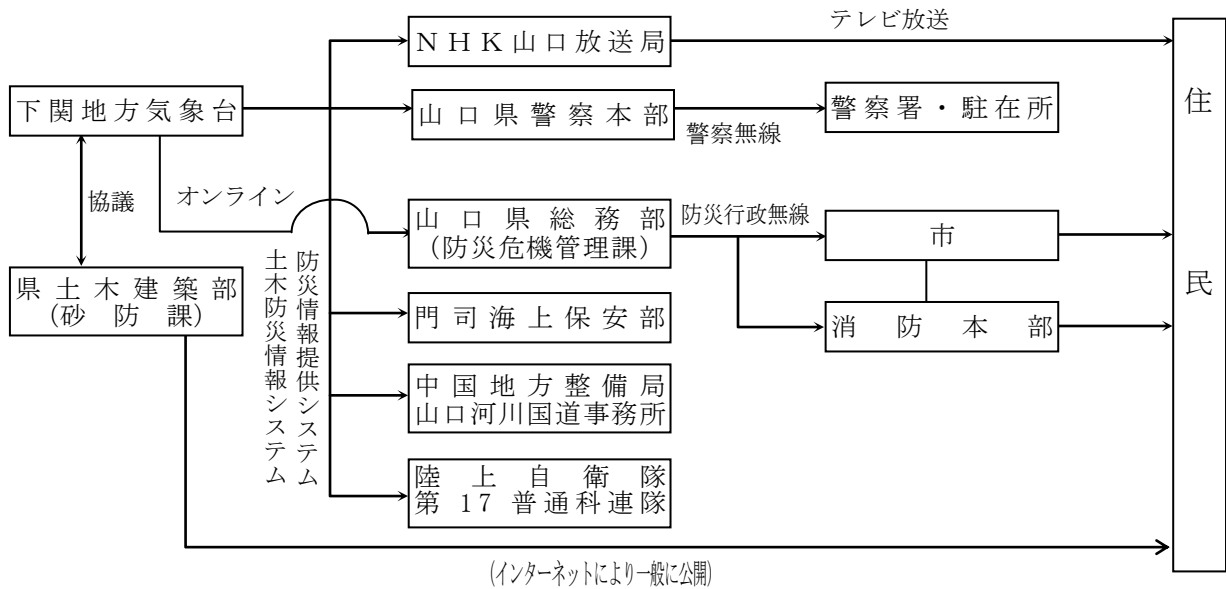
7 土砂災害警戒情報に係る市の対応

市長は直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。

なお、避難勧告等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令するよう努めるものとする。

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第5項 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第28条、第31条）

1 土砂災害緊急情報の目的

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

2 緊急調査

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第28条の規定に基づき県は緊急調査を実施する。

なお、緊急調査の着手にあたっては、急迫性要件とその規模要件の2つの要件から判断する。

急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあること。

規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上であること。

3 通知及び周知

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法第31条の規定に基づき、市長に通知するとともに、一般住民に周知する。

4 通知及び周知対象区域

地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で通知及び周知を行う。

5 通知及び周知基準

土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。

- ・緊急調査及び解析によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、かつ重大な土砂災害が急迫していると認められる場合（急迫情報）
- ・継続期における緊急調査によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認められた場合（継続情報）
- ・緊急調査によって、地すべりによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫したものではないと認められた場合（終了情報）

6 通知及び周知にあたっての留意点

土砂災害緊急情報は、市や一般住民に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となる。

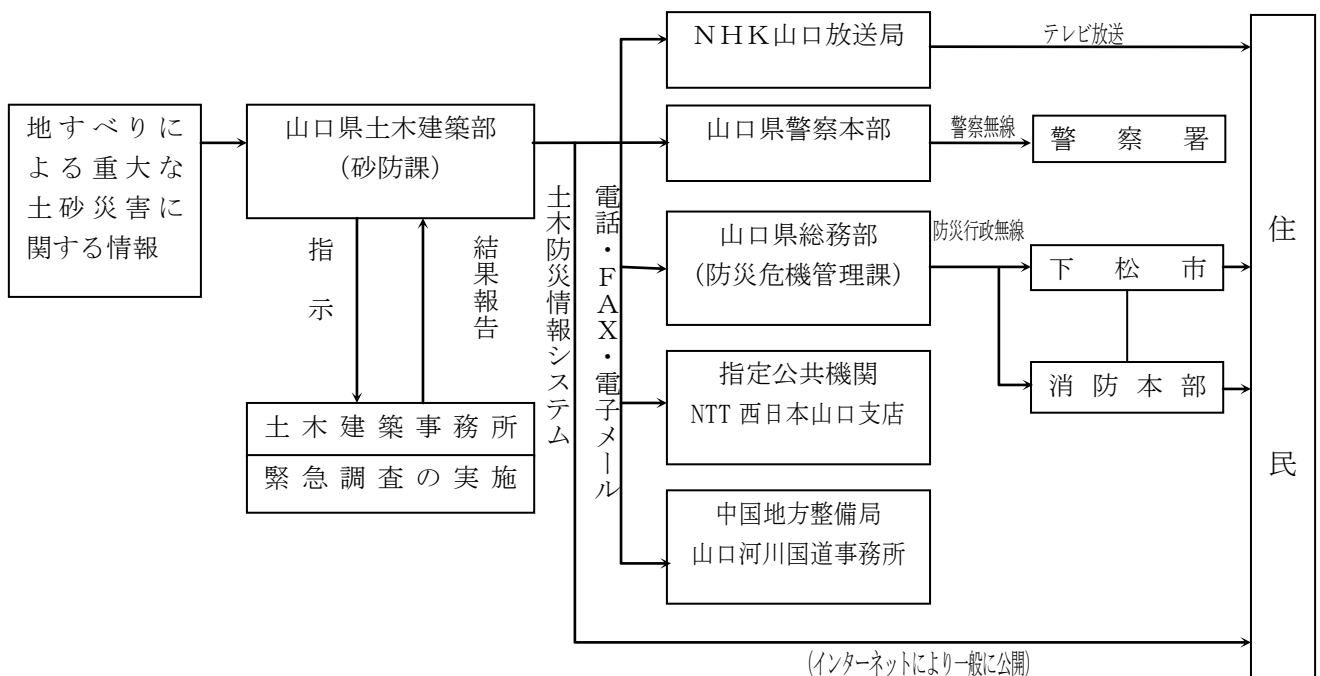
このため、通知及び周知にあたっては、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差を含むことに留意する。

7 土砂災害緊急情報に係る市の対応

市長は、避難等の発令にあたり、土砂災害緊急情報を活用し、判断を行う。

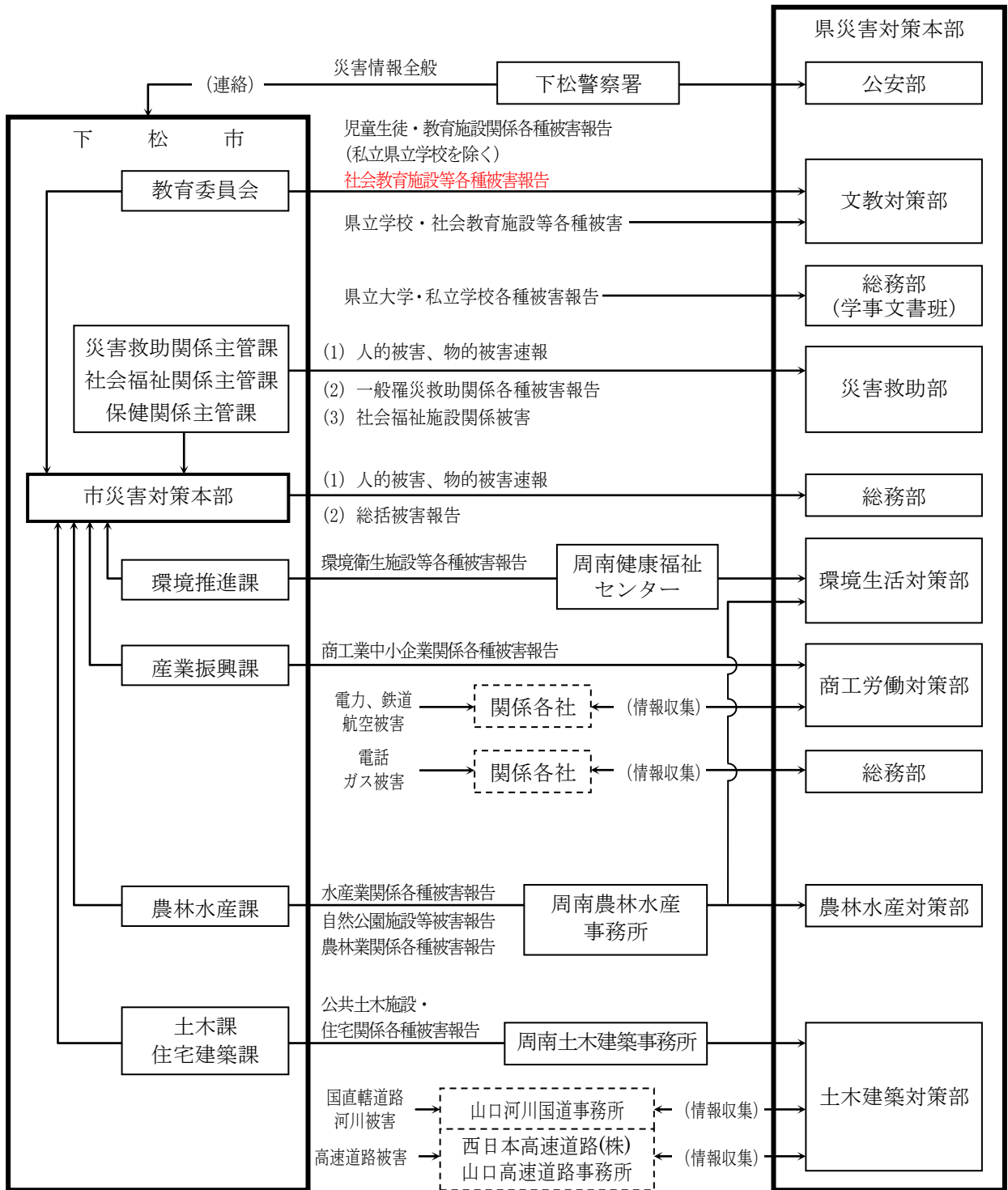
8 土砂災害緊急情報の伝達

土砂災害緊急情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



(2) 市から県へ災害情報の報告

市から県への被害報告は、次による。



2 防災関係機関等の措置

災害発生時には、各防災機関は、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

区 分	内 容										
市	<p>1 情報収集体制</p> <p>(1) 職員の巡回等積極的な情報収集を行う。特に、災害危険箇所、危険ため池等災害発生の実害される箇所については、重点的な警戒を実施する。</p> <p>(2) 情報収集の実施については、市民等からの通報のほか、消防本部への出動指示（要請）、消防団の活動、警察署への協力要請・情報交換等関係機関との連携を図る。</p> <p>(3) 被害規模を早期に把握するため、消防本部に 119 番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。</p> <p>2 情報伝達体制</p> <p>(1) 気象情報、災害発生の実害、避難に関する情報等は、市民等その他関係機関に伝達して初めて効果が現れるものであり、その伝達については、防災行政無線をはじめ電話、広報車、連絡員等状況に応じた方法により伝達を行うとともに、必要に応じその伝達について関係機関の協力を要請する。</p> <p>(2) 市において収集した情報は、県、警察署その他の関係機関に対して報告・伝達を行う。特に人命に関わる場合、堤防の決壊等大規模な被害が予想される場合は、応援体制等の準備が必要となることから、早期（未確認段階でも良い。）の伝達を行う。</p> <p>3 被害報告</p> <p>被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、国、県が実施する市への応援活動に支障をきたすため、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は消防庁へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 被害発生速報</p> <p>次の重要被害について、発生都度、発生後直ちにその概要を文書又は電話等により報告する。特に、死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">人的被害</td> <td style="text-align: center;">死者、行方不明者、重傷者、軽傷者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">家屋被害</td> <td>住 家 全壊、半壊、一部破損、床上浸水、 広範囲な床下浸水 非住家 全壊、半壊 被災者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他被害</td> <td>道路、河川、ため池、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難措置</td> <td>市町が立退きを勧告又は指示した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害対策本部設置状況</td> <td>災害対策本部を設置又は廃止した場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中間報告</p> <p>被害状況調査の進展に伴い、文書により順次報告する。</p> <p>(3) 被害状況報告</p> <p>災害に対する応急措置完了後 20 日以内に文書により最終報告する。</p>	人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者	家屋被害	住 家 全壊、半壊、一部破損、床上浸水、 広範囲な床下浸水 非住家 全壊、半壊 被災者	その他被害	道路、河川、ため池、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害	避難措置	市町が立退きを勧告又は指示した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合	災害対策本部設置状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合
人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者										
家屋被害	住 家 全壊、半壊、一部破損、床上浸水、 広範囲な床下浸水 非住家 全壊、半壊 被災者										
その他被害	道路、河川、ため池、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害										
避難措置	市町が立退きを勧告又は指示した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合										
災害対策本部設置状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合										

区分	内容												
市	<p>4 直接即報</p> <p>火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の即報基準に該当する火災・災害等のうち、次のものを覚知した場合、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。</p> <p>[消防庁報告先]</p> <table border="1" data-bbox="472 524 1406 763"> <thead> <tr> <th colspan="2">回線別</th> <th>平日(9:30~18:30) ※応急対策室</th> <th>左記以外 ※宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT回線</td> <td>電話 FAX</td> <td>03-5253-7527 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7777 03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 FAX</td> <td>選択番号-048-500-7860 選択番号-048-500-7537</td> <td>選択番号-048-500-7782 選択番号-048-500-7789</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 交通機関の火災</p> <p>船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの</p> <p>ア 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）</p> <p>イ 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）</p> <p>ウ トンネル内車両火災</p> <p>エ 列車火災</p> <p>(2) 危険物等に係る事故</p> <p>ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの</p> <p>イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの</p> <p>a 海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの</p> <p>b 大規模タンクからの危険物等の漏えい等</p> <p>ウ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故</p> <p>(3) 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が30人以上発生し、又は発生するおそれのある救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <p>ア 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故</p> <p>イ バスの転落等による救急・救助事故</p> <p>ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</p> <p>5 その他の報告</p> <p>被害報告以外の報告は、関係法令、通達等に基づき取り扱う。</p> <p>119番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。</p>	回線別		平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室	NTT回線	電話 FAX	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553	地域衛星通信ネットワーク	電話 FAX	選択番号-048-500-7860 選択番号-048-500-7537	選択番号-048-500-7782 選択番号-048-500-7789
回線別		平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室										
NTT回線	電話 FAX	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553										
地域衛星通信ネットワーク	電話 FAX	選択番号-048-500-7860 選択番号-048-500-7537	選択番号-048-500-7782 選択番号-048-500-7789										

区 分	内 容
県	<p>1 情報収集体制</p> <p>(1) 被害状況の把握</p> <p>ア 土木(建築)事務所等出先機関による情報収集</p> <p>イ 市町からの被害報告等</p> <p>ウ 市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、各種通信手段の活用等により、主に人的被害、住家被害及び避難状況等の被害情報把握に努める。</p> <p>エ 警察、海上保安部その他の防災関係機関との情報交換</p> <p>オ 情報の集約(各課→防災危機管理課)</p> <p>カ 被害程度に応じ、防災危機管理課は東京事務所と連絡を保ち、政府機関等からの情報収集を行う。</p> <p>キ 関係機関への要請</p> <p>ク 航空機(消防防災ヘリ、県警、自衛隊)による情報収集の依頼</p> <p>ケ 防災関係機関に対する情報提供の要請</p> <p>コ 総合防災情報システムによる情報収集</p> <p>サ JAXA衛星画像データや国土地理院の地理空間情報等による被害情報の把握</p> <p>2 情報の伝達</p> <p>(1) 収集した情報は、必要に応じ市、消防本部をはじめとする防災関係機関に伝達し、災害対策、災害派遣その他必要な措置をとるため活用する。 また、報道機関等に発表し、市民等に対する周知を図る。</p> <p>(2) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を必要に応じ市及び防災関係機関に連絡する。</p> <p>(3) 県は、国に非常災害対策本部が設置された場合、指定公共機関を通じ、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を随時連絡する。</p>
警察本部	<p>災害時において警察本部(災害警備本部又は警備課)は各警察署から災害に関する情報を収集し、県災対本部に通報し、相互に密接な連携を図るものとする。</p> <p>また、警察署においても、市災対本部、県出先機関と緊密な連携のもと必要な情報を収集するものとする。</p> <p>情報収集は、次によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市を管轄する警察署からの情報収集 ・警察ヘリコプターによる上空からの情報収集 ・マスコミからの情報収集 ・関係機関からの情報収集
その他の 防災関係 機 関	<p>1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所管する施設に関する被害、災害に対してとった措置、震災に対してとろうとする措置、その他必要事項について、速やかに県及び必要と認める関係機関等に通報伝達するものとする。</p> <p>2 被害報告等</p> <p>指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が関係機関へ報告又は報告を求める事項等については、「被害報告処理一覧」によるものとする。</p>

資料編 [様式] ・被害状況報告書

第3節 通信運用計画

【関係機関：各課共通】

大規模災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。このような状況の中で市、県及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。

このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

第1項 通信の確保

市、県及び防災関係機関は、災害時の通信を次により確保するものとする。

1 通信取扱責任者及び通信担当者の選任

- (1) 市、県及び防災関係機関は、災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信取扱責任者及び通信担当者をあらかじめ選任しておくものとする。
- (2) 通信取扱責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努めるものとする。

2 通信の確保

市、県及び防災関係機関は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している防災行政無線の確保に努め、重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うものとする。

3 通信手段の確保が困難な場合

大規模災害により通信の確保が困難になったときは、防災関係機関は、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

(1) 電話・電報施設の優先利用

市、県及び防災関係機関は、災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

資料編 【防災物資・施設・資機材】 ・災害時優先電話一覧

ア 一般電話及び電報

事 項	対 策
1 非常緊急用電話の承認	各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、西日本電信電話株式会社山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。
2 非常・緊急扱い電報	「天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合」の電報については、「非常扱いの電報」として、全ての電報に優先して取り扱われる。また、非常電報で発信するものを除き、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱い電報」とし、他の電報（非常扱いの電報を除く。）に先立って取扱われる。 【電報の申し込み】 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報受付電話番号 115 番に申し出る。その際、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。

イ 専用電話

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、気象電話、鉄道・軌道電話、電気事業電話があり、利用方法については下記による。

a 一般的使用

有線電気通信法により防災関係機関は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して、通信の確保を図るものとする。

b 災対法の規定に基づく使用

市長が、市民等、関係機関に対し、緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告を行う必要が起きたとき、また、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、市長が応急措置の実施に当たり、必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図るものとする。

c 使用手続き

市長は、他機関が設置する専用電話を優先的に利用又は使用する場合に備えて、あらかじめ、設置機関と協議して手続き等を定めておくものとする。

ウ 携帯電話の使用

各防災関係機関は、情報の収集伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。

エ 衛星携帯電話の使用

各防災関係機関は、通信施設の被害や輻輳等による不通時や携帯電話の不感地域において連絡手段を確保するため、衛星携帯電話の効果的な使用を行う。

(2) 防災関係機関の無線通信の利用

防災関係機関は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは、他の機関が設置している無線通信を使用（非常通信）するなどして必要な通信を確保する。

事 項	措 置 事 項
1 代替設備の配備	市及び防災関係機関は、災害に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の伝達に努める。
2 非常通信の利用	<p>市、県及び防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し通信の確保を図るものとする。</p> <p>この場合の要件としては、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。</p> <p>(1) 非常通信の発受</p> <p>非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。また、免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。</p>

事 項	措 置 事 項
2 非常通信の利用	<p>(2) 非常通信協議会 非常通信（無線・有線）の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。 非常通信協議会では、市・県の防災行政無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町と県を結ぶルート）」を策定している。</p> <p>これらの非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。</p> <p>(3) 非常通信利用に係る依頼文等 次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。 ア 非常通信用紙又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。 イ 本文は、カタカナ又は普通の文章形式で、できる限り簡略化し、なるべく200字以内にまとめること。</p> <p>(4) 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等 ア 非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。 イ 陸上移動無線局の派遣 有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置するものとする。</p> <p>(5) 非常無線・有線に共通する事項 ア 非常通報の伝送に要する料金 a NTT以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。 b 伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもNTT所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、全て有料となる。 イ 非常通信として取扱う通信の内容 非常通信（無線・有線）として取り扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよいことになっている。 a 人命の救助に関するもの b 天災の予警報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害に関するもの c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 d 電波法(昭和25年法律第131号)第74条実施の指令及びその他の指令 e 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの h 遭難者救護に関するもの i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの j 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの k 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの l 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの</p>

事 項	措 置 事 項				
3 孤立防止 対策用衛星 電話の使用	災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、孤立地区の発生が予想される地域において自治体の防災無線など未設置で孤立防止対策が必要な地域に対し、衛星無線（ポータブル衛星）及び可搬無線機を配備している。				
4 防災相互 通信用無線	<p>(1) 石油コンビナート等の大量油流出事故等が発生した場合に、円滑かつ的確な応急対策を関係機関が実施するため、県、関係市町、消防、警察、海上保安庁等相互間の通信連絡手段として、「防災相互通信用無線」をそれぞれが常置している。</p> <p>(2) この無線は、陸上移動局及び携帯局で構成され、移動範囲は当該無線局の目的を達成するために必要な陸上、海上又は空域となっていることから、当該地域の災害応急対策に必要な情報収集、連絡は、これを使用するなどして、通信の確保を図るものとする。</p> <p>資料編[5-6]……防災相互通信用無線局一覧表</p>				
5 災害対策用 移動通信機器 等の借用	<p>(1) 総務省（中国総合通信局）では、「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。</p> <p>【総務省が所有する災害対策用移動通信機器】</p> <table border="1" data-bbox="549 853 1423 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 853 826 898">種 類</th> <th data-bbox="826 853 1423 898">貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 898 826 1025">簡易無線、MCA無線、 衛星携帯電話</td> <td data-bbox="826 898 1423 1025">機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、借用申請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種 類	貸 与 条 件 等	簡易無線、MCA無線、 衛星携帯電話	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
種 類	貸 与 条 件 等				
簡易無線、MCA無線、 衛星携帯電話	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要				
6 臨時災害放 送用機器の 借用	<p>(1) 総務省（中国総合通信局）では、「臨時災害放送用機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備している。</p> <p>【中国総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器】</p> <table border="1" data-bbox="509 1317 1415 1532"> <thead> <tr> <th data-bbox="509 1317 807 1375">種 類</th> <th data-bbox="807 1317 1415 1375">貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="509 1375 807 1532">臨時災害放送用機器 (FM 送信機)</td> <td data-bbox="807 1375 1415 1532">機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害 放送用機器についても、貸与可能である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種 類	貸 与 条 件 等	臨時災害放送用機器 (FM 送信機)	機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害 放送用機器についても、貸与可能である。
種 類	貸 与 条 件 等				
臨時災害放送用機器 (FM 送信機)	機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害 放送用機器についても、貸与可能である。				
7 災害対策用 移動電源車 の借用	<p>(1) 総務省（中国総合通信局）では、非常災害時において通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、防災行政無線等を運用する地方公共団体に移動電源車を貸し出し、電源の応急確保を行うことにより、通信の確保を行う体制を整備している。</p> <p>【中国総合通信局に配備されている移動電源車】</p> <table border="1" data-bbox="549 1794 1423 2002"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 1794 874 1832">種 類</th> <th data-bbox="874 1794 1423 1832">貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 1832 874 2002">中型移動電源車 1台 (発電容量 100kVA)</td> <td data-bbox="874 1832 1423 2002">車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動 電源車についても、貸与可能である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県及び市は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種 類	貸 与 条 件 等	中型移動電源車 1台 (発電容量 100kVA)	車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動 電源車についても、貸与可能である。
種 類	貸 与 条 件 等				
中型移動電源車 1台 (発電容量 100kVA)	車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動 電源車についても、貸与可能である。				

(3) 民間団体等の通信施設の活用

大規模災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、被害概況の情報提供、また、応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。

このため、市は、通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの者の円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じておくものとする。

ア アマチュア無線の活用

市は、地域内に所在するアマチュア無線局開設者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておく。また、支援を受ける業務等について、あらかじめ十分検討しておくものとする。

イ タクシー用業務無線の活用

市は、地域内に所在するタクシー事業者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援を受ける業務等について十分検討協議しておくものとする。

第2項 通信施設の整備

市、県及び防災関係機関は、災害時等の通信の確保を図るため従来から必要な通信施設設備の整備を行ってきたが、より充実した通信の確保が図られるよう今後とも整備促進を図っていく必要がある。

1 市

市においては、市防災行政無線（移動系）の整備を進めている。

また、平成29年4月に運用を開始した市防災行政無線（同報系）の保守を図っていく。

2 県

県においては、災害時の通信を確保するため出先機関、市、防災関係機関との間に防災行政無線（衛星系・地上系）の整備を進め、通信連絡手段の多重性の確保を図っている。

今後も、大規模災害等発生時において迅速かつ的確な情報の収集、伝達に必要な画像伝達等の通信を確保するため、防災行政無線網の整備を計画的に図っていく。

- (1) 防災行政無線地上系の固定局及び移動局の回線容量の確保
- (2) 防災行政無線地上系固定局の防災関係機関（放送機関等）への配備
- (3) 防災行政無線衛星系の地球局を県総合庁舎等及び主要防災関係機関（自衛隊、基幹病院等）に配備
- (4) 可搬型携帯用無線設備（「260MHz帯可搬型無線局」、「移動多重系無線局」及び「衛星系通信可搬型地球局」）の充実防災行政無線地上系については、国の周波数変更方針に対応した施設設備の整備を図る。

3 消防無線

消防は、消防活動、救急活動を効果的に行うため、従来から消防救急無線のデジタル化等の整備充実を図ってきたところであり、今後も消防活動等を行うために必要な消防救急無線の更新整備を行っていく。

消防通信無線は、消防業務に応じて多くの無線システムが取り入れられており、それぞれ使用する周波数や通信方式が異なる。

消防機関に割り当てられる周波数は、統制波（他の都道府県における消防・救急活動の支援のため全国の市町村で使用する周波数）、主運用波（他の市町における消防・救急活動の支援のため県内の市町で使用する周波数）、活動波（各市町（消防）における消防活動及び救急活動を実施するために使用する周波数）がある。

資料編 【防災物資・施設・資機材】 ・消防資機材一覧

第4節 災害時の放送

【関係機関：防災危機管理課・総務課・地域政策課】

災害時においては、通信施設の損壊、輻輳等により防災機関、市民等とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。

防災機関は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報を迅速に伝達するとともに、市民等に適時的確な情報（ライフラインの復旧状況、市・県が実施する各種応急対策、安否情報等）を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。

これらの情報を信頼性のあるものとして、迅速に被災住民等に伝達するには、放送機関の協力を必要とする。このため、これに必要な事項について定める。

第1項 放送局に対する放送の要請

災害時において、市長は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し、市民等へ必要な情報を提供する。

1 市の放送要請

災対法第57条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告に係る放送要請は、原則として、県を通して行うものとする。ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は、放送機関に対し直接要請を行うことができるものとする。この場合、市長は、事後速やかに県に報告するものとする。

ア 県を通しての要請は、県災対本部本部室班に対して、要請するものとする。

イ 市長が、放送機関に対し直接要請を行う場合は、次の取扱要領によるものとする。

2 放送要請取扱要領

(1) 放送要請ができる災害等

暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

(2) 放送要請要領

a 放送要請の指示

市長は、災害時において緊急を要する通信のため、特に必要と認めた場合は、総務部長に対して、放送要請手続きをとるよう指示する。

- b 放送要請文の作成
地域政策部長は、広報班長と協議の上、要請文を作成する。
- c 放送要請の決定
放送要請は、市長が決定する。市長不在の場合は、副市長が決定する。
- d 放送機関への要請
広報班長は、要請文を県にFAX又は電話により連絡し、各放送機関への伝達を要請する。
- e 災害放送連絡責任者
放送の要請に関する手続き等を円滑に実施するため、連絡責任者を定める。
- ・市：地域政策課長
 - ・放送機関

放 送 機 関	連 絡 責 任 者	連 絡 先
N H K 山 口 放 送 局	放 送 部 長	083-921-3707
山 口 放 送 株 式 会 社	報 道 制 作 局 長	0834-32-1110
テ レ ビ 山 口 株 式 会 社	報 道 制 作 局 長	083-923-6113
山 口 朝 日 放 送 株 式 会 社	報 道 制 作 局 長	083-933-1111
K ビ ジ ョ ン 株 式 会 社	放 送 制 作 部 次 長	0833-44-4936
株 式 会 社 エ フ エ ム 山 口	編 成 制 作 部 長	083-924-4535
エ フ エ ム 周 南 株 式 会 社	代 表 取 締 役	0834-25-5800

第2項 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に市民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により市民等に知らせるものである。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号のいずれかに該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合
- (2) 気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合
- (3) 災対法第57条に基づく、知事からの要請により放送する場合

2 緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会（NHK 山口放送局）

3 利用方法等

知事（市長は知事を通じて）は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求めるものとする。

第3項 放送機関の活動体制

大規模災害等が発生した場合、初期の段階では、行政機関の情報伝達手段が十分でなく、被災住民に適時的確な情報提供が困難となる。

ラジオ・テレビ等の公共放送は、市民等が必要とする災害情報を広範囲、一斉に伝達できる手段として大変有効であり、これが途絶した場合、被災住民に与える影響は極めて大きい。

このため、各放送機関（NHK 山口放送局・山口放送・テレビ山口・山口朝日放送・エフエム山口）は、放送施設の確保、災害時の活動体制、応急措置等について必要事項を定め、大規模災害が発生した場合の円滑な対応に備えている。

資料編 【様式】 ・ 放送要請書

第5節 広報計画

【関係機関：地域政策課】

災害時における市民等の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は、災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行う。

このため、市をはじめとする各防災機関が実施する災害時の広報活動及び報道機関への発表について、必要な事項を定める。

第1項 広報活動

各防災機関が広報活動を行うに当たっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努めるものとする。

また、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また、情報の輻輳、混乱を防止するため、各防災機関は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておくものとする。

1 広報の内容

広報内容は、おおむね、次の内容が考えられる。各防災機関は、適時適切な広報を実施するものとする。

- (1) 事前情報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 交通情報
 - ウ その他必要事項
- (2) 中間情報
 - ア 避難に関する情報
 - イ 災害発生情報
 - ウ 交通規制情報
 - エ その他必要事項

- (3) 発災直後情報
- ア 交通規制情報
 - イ ライフライン情報
 - ウ 安否情報
 - エ 避難所情報
 - オ 食料・生活物資の情報
 - カ 復旧状況
 - キ その他必要事項

2 広報実施機関

実施機関	担当部局	備考
県	総合政策部	広報広聴班
市	地域政策部	広報班

第2項 災害時の広報活動

各防災機関は、迅速・的確な情報収集に努め、それぞれが定める計画により、適時適切な広報活動を実施するものとする。

各機関が実施する災害時の広報については、応急対策の中でそれぞれ示されていることから、以下、市が実施する広報活動に必要な事項について定める。

1 広報班の体制

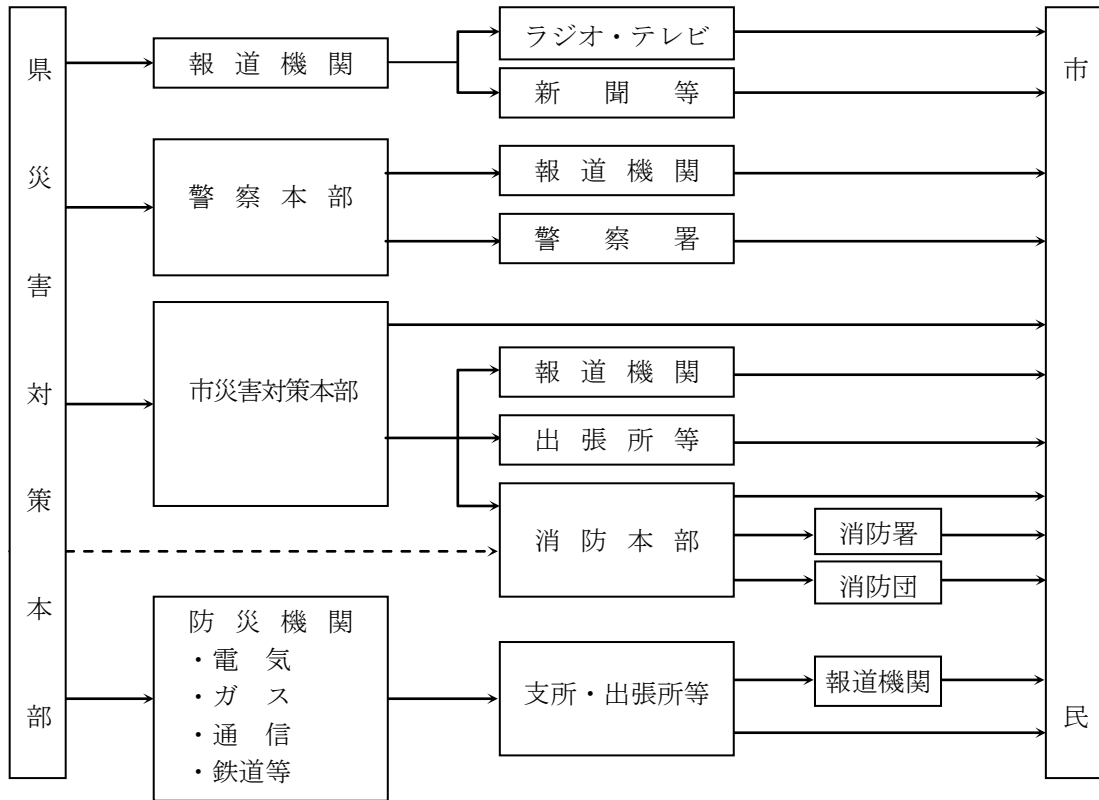
広報班は、単独で又は他課の応援を受けて、必要な災害広報を実施するものとする。また、被災者の陳情、相談等の広聴を実施する。

担当係名	対応する事項
広報班	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関すること。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、庁内外、国等の展示依頼に備えるものとする。) (2) 広報印刷物の編集、発行に関すること。 (3) ラジオ・テレビ・新聞・有線放送・HP等の活用に関すること。 (4) 情報の収集整理に関すること。

2 災害広報に関する連絡等

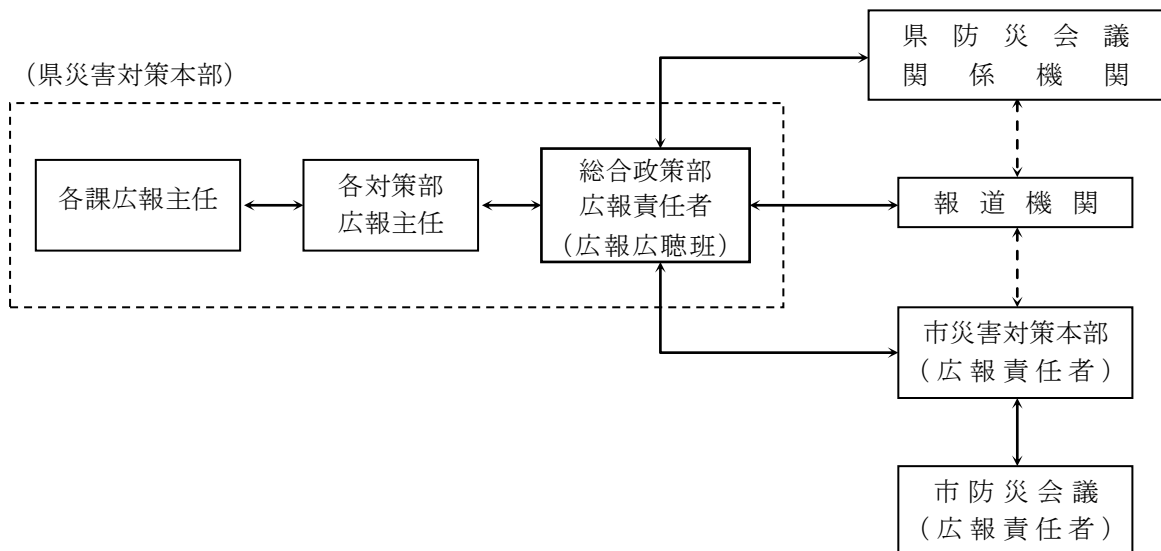
(1) 災害広報活動の流れ

市及び県災対本部を中心とする災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。



(2) 災害広報に関する連絡

ア 連絡系統図



イ 連絡手段

電話、FAX、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

ウ 関係機関に対する連絡事項

機関の別	連絡の内容となる事項
市 (各対策部)	(1) 災害広報資料の収集及び提供についての依頼 (2) 市民等に対する広報事項についての広報の依頼 (3) 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼 (4) 災害全般の情報提供についての依頼
報道機関	(1) 被害状況及び応急対策の状況の発表 (2) 市民等への広報事項の周知についての協力依頼 (3) 情報提供についての依頼 (4) 災害関係の取材についての協力等に関する連絡

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

現地住民、市、関係防災機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項、収集内容

収集事項	収集の内容
1 気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 市民等の心構え及び対策
2 災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時場所 (3) 災害の対象、範囲、程度 (4) 災害発生の経過
3 避難等の措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難措置の実施者 (3) 避難した地域、世帯、人数 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過
4 消防団・警察・自衛隊・消防等の出動状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関又は出動要請者 (3) 出動日時、出動対象、目的 (4) 出動人員、指揮者、携行機械器具等 (5) 経過
5 応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時、場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果
6 その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 措置の実施者 (3) 措置の内容、対象、実施時期 (4) 実施理由、経過、効果
7 災害時における美談などの情報	(1) 情報の出所 (2) 日時、場所 (3) 内容、経過 (4) 連絡先

(3) 災害広報の実施方法等

災害広報の実施概要は下記とおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施するものであること。

広報対象	広報事項	実施主体	広報手段	備考
市民等に対する広報	(1) 気象情報等の周知及び防災上の一般的注意事項 (2) 被害状況、応急対策の状況及び市民等の一般的注意事項	気象台、 県、市、 防災関係機関	(1) 報道機関へ依頼 (2) 有線放送の活用 (3) 広報車巡回 (4) 広報紙への掲載 (5) チラシ、掲示による周知 (6) 組織を利用した口伝 (7) アマチュア無線局への依頼 (8) 臨時災害FM放送局の活用 (9) コミュニティ放送の活用 (10) パソコンネットワークサービス会社の活用 (11) Lアラートの活用 (12) ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用 (13) 防災ラジオの活用	(1) 必要に応じ民間広報車の借上を行う (2) 自治会組織を活用する
国の関係省庁への広報	(1) 被害の状況 (2) 応急対策、応急救助の実施状況	県 指定地方行政機関・指定地方公共機関等	(1) ビデオ・映画等 (2) 写真・写真グラフ (3) 広報紙(誌) (4) スライド (5) 新聞スクラップ	東京事務所経由
県外への広報	(1) 災害全般の状況 (2) 応急対策活動支援要請	県	(1) 報道機関へ依頼 (2) 他県等への依頼	

(4) 報道機関に対する発表

ア 発表者

原則として、広報班が発表する。

イ 発表場所、時間

広報班が関係者と協議して決める。

(5) 国及び公共機関等との連携

市は情報の公表、広報活動の際、必要に応じその内容について県、国、公共機関と連携をとりあうものとする。

第3項 安否情報の提供

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4項 放送局の報道計画

放送局が実施する災害時の放送に関するもののうち、要請手続き、要請要領等については本章 第4節「災害時の放送」に記述しており、ここでは、放送の具体的な取扱いについて、その概略を定める。

1 法令に基づく放送送出（災対法第57条、気象業務法第15条、日本赤十字社法第34条）

要請者	放送機関	要請受理窓口	措置
知事 市長 日本赤十字社	NHK 山口放送局 山口放送株式会社 (KRY) テレビ山口株式会社 (TYS) 山口朝日放送株式会社 (YAB) 株式会社エフエム山口 (FMY)	放送部長 報道制作局長 報道制作局長 報道制作局長 編成制作部長	NHK、KRY、TYS、YAB、FMY は、緊急放送の要請を受けたときは、検討の上、次の事項等に留意してその都度決定し、放送を実施する。 ○ 放送送出内容 ○ 要請側の連絡責任者 ○ 優先順位 ○ その他必要な事項

2 各放送局の対応

(1) NHK 山口放送局

種類	放送要領
臨時ニュース	(1) チャイムを鳴らす。 (2) 番組を中断して送出。定時放送終了後も臨時に送出
ニュース速報	番組を中断又はステーションブレイクを利用して送出 テレビ画面は、スーパーで送出する場合もあり
気象警報等	気象警報、津波警報・注意報、地震情報、台風情報等は、「臨時ニュース」又は「ニュース速報」に準じて送出

(2) 山口放送

- ア 定時ニュースの時間で放送
- イ 定時の天気予報の時間で放送
- ウ 番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- エ 報道特別番組の制作、放送

(3) テレビ山口

- ア 定時ニュースの時間での放送
- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時報道
- エ 緊急事態発生の際は、ローカル番組を変更し、報道特別番組等を組み放送

(4) 山口朝日放送

- ア ANN ニュース、YAB ニュースによる定時のニュース報道
- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送
- エ 緊急事態の際は、自社制作番組を変更し、報道特別番組等を制作、放送

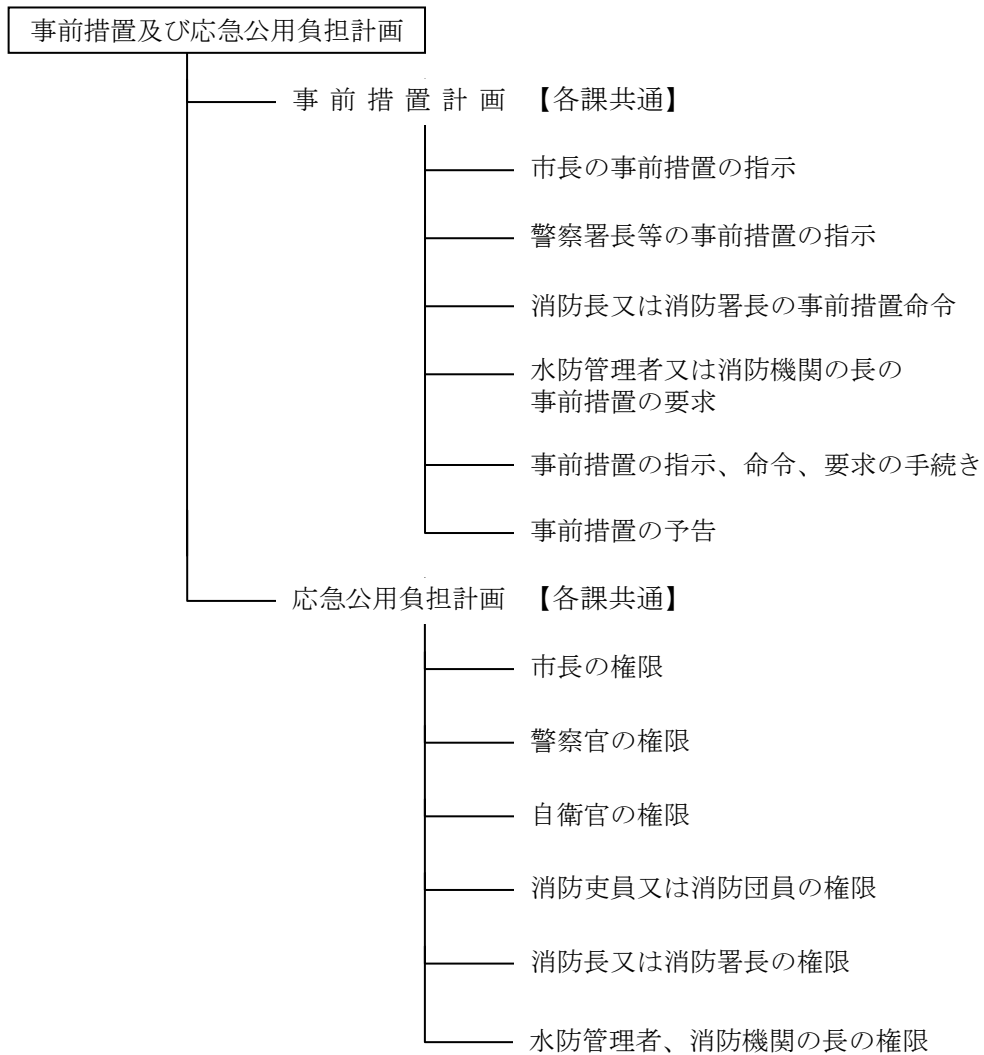
(5) エフエム山口

- ア JFN ニュース
- イ 天気予報の利用による放送
- ウ 自社制作の番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- エ 緊急事態の際は特別報道番組を制作、放送
- オ 見えるラジオ（FM 文字多重放送）の災害緊急チャンネル開局、速報

第3章 事前措置及び応急公用負担計画

基本的な考え方

災害が発生するおそれがある場合の事前措置及び災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められる場合の応急公用負担について定める。



第1節 事前措置計画

【 関係機関：各課共通 】

第1項 市長の事前措置の指示（災対法第59条第1項）

1 指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときで次のような場合が考えられる。

- (1) 予警報が発せられたとき。（災対法第59条第1項）
- (2) 警告をしたとき。（災対法第56条）
- (3) 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。（水防法第12条）
- (4) 水防上危険であると認められる所があるとき。（水防法第9条）
- (5) 台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があった場合（消防組織法第24条の2）

2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・材木・危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

3 指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

4 代執行

指示事項を履行しない場合には、行政代執行法に基づいて市長が代執行できる。

第2項 警察署長等の事前措置の指示（災対法第59条第2項）

警察署長は、市長から要求があったときは、第1項の市長の指示を行うことができる。

第3項 消防長、消防署長その他の消防職員の事前措置命令（消防法第3条）

1 命令発動の条件

- (1) 屋外において火災の予防に危険であると認める場合
- (2) 屋外において消防活動に支障となると認める場合

2 命令の対象

屋外において火災予防に危険であると認める行為者又は火災予防に危険であると認める物件若しくは消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者

3 命令の内容

- (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用、その他これらに類する行為の禁止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備

- (2) 残火、取灰又は火粉の始末
- (3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
- (4) 放置され又はみだりに存置された物件の整理又は除去

第4項 水防管理者又は消防機関の長の事前措置の要求（水防法第9条）

1 事前措置要求の条件

随時、（梅雨期、台風期、融雪期の前その他水害の予測されるとき。）区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるとき。

2 要求の対象

- (1) 準用河川については市長
- (2) 2級河川、砂防指定地に係る河川については知事
- (3) 普通河川については条例の定めるところにより知事又は市長
- (4) 港湾施設たる海岸堤防については港湾管理者
- (5) その他の海岸については県又は市町が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸の改良、維持、災害復旧等の工事を施行している者

第5項 事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

第6項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に即時管理者等に対して行うことができるが、そのときになって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して予告を行うものとする。

資料編 [様式] ・ 事前措置予告通知書

第2節 応急公用負担計画

【 関係機関：各課共通 】

第1項 市長の権限（災対法第64条、第65条）

1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

(1) 物的公用負担（災対法第64条）

ア 土地建物その他の工作物の一時使用

イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用

ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

(2) 人的公用負担（災対法第65条）

市民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

3 公用負担の手続き等

(1) 物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要する。（災対法第64条、同法施行令第24条～第27条、行政代執行法第5条、第6条）

(2) 人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条第1項、84条第1項の規定による。

第2項 警察官の権限（災対法第64条第7項、第65条第2項、第63条第2項）

市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの要求があったときは、市長の公用負担の職権を行う。

第3項 自衛官の権限（災対法第64条第8項、第65条第3項、第63条第3項）

市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長の公用負担の職権を行う。

第4項 消防吏員又は消防団員の権限（消防法第29条）

1 権限行使の要件と権限の内容

(1) 物的公用負担

消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

(2) 人的公用負担

緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。

第5項 消防長又は消防署長の権限（消防法第29条、第30条、第36条）

1 権限行使の要件と内容

- (1) 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。
- (2) 消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、(1)以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又は使用を制限することができる。
- (3) 火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を使用し又は用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2 損失補償及び損害賠償

消防法第29条3項、第36条の3の規定による。

第6項 水防管理者、消防機関の長の権限（水防法第24条、第28条、第45条）

1 物的公用負担（水防法第28条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用、収用
- (3) 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 人的公用負担（水防法第24条）

水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

3 損失補償及び損害賠償

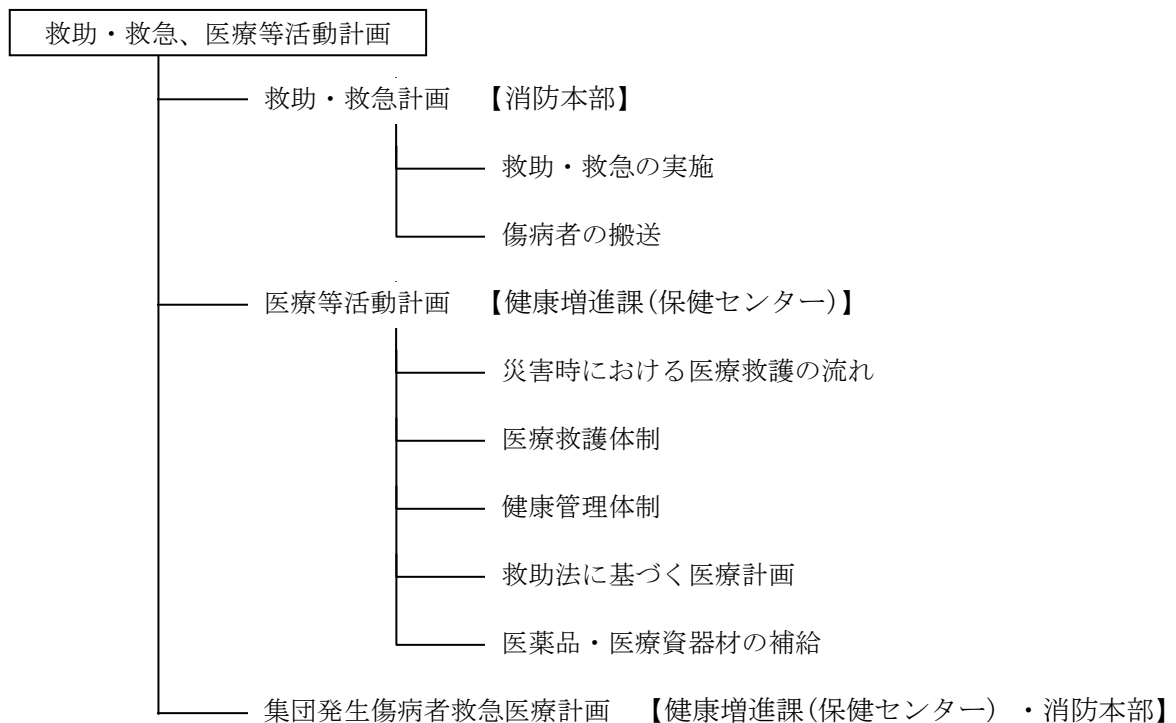
水防法第28条、第45条の規定による。

第4章 救助・救急、医療等活動計画

基本的な考え方

大規模災害発生時には、建物・工作物の倒壊、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり発生することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数にのぼることが予想される。

このため、大規模災害時における救助・救急の初動体制の確立、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動が必要になる。



第1節 救助・救急計画

【関係機関：消防本部】

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

機 関 名	活 動 内 容
市、消防機関	<p>(1) 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。</p> <p>(2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。</p> <p>(3) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、山口県内広域消防相互応援協定に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。</p> <p>(4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達をする。</p> <p>(5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。</p> <p>(6) 救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に現地救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。</p> <p>(7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。</p>
<p>県 (防災危機管理課) (厚政課)</p>	<p>(1) 消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の救助・救急機関が災害現場において、情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置する。</p> <p>(2) 「現地活動連絡本部」における関係機関による連携活動は、「救助・救急機関連携マニュアル」を指針とする</p> <p>(3) 市（消防）が実施する救助・救急活動が、迅速円滑に行われるよう関係機関との連絡調整に当たる。</p> <p>(4) 被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、自衛隊、国の各機関、近隣県に派遣又は応援要請を行う。</p> <p>(5) 災害救助法が適用された場合、市町が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する</p>
警 察	<p>(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。</p> <p>(2) 県、市（消防本部・消防団）、自衛隊、日本赤十字社山口県支部等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。</p> <p>(3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。</p>
徳山海上保安部	<p>(1) 必要に応じ、本部に対し航空機及び特殊救難隊等の派遣を要請する。</p> <p>(2) 負傷者の搬送・救護に当たっては、県、市、日本赤十字社山口県支部、消防関係機関等と協力して、救助活動の実効を期する。</p> <p>(3) 救出・救助に自衛隊の応援が必要と認めるときは、海上保安庁長官、各管区海上保安本部長を通じて派遣要請を行い、救出・救助に万全を期する。</p> <p>(4) 海上における救難・救出活動等の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。</p>
自 衛 隊	<p>県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索に当たる。</p>

2 災害救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

- ・水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- ・地すべり、崖崩れ等により生き埋めにあったような場合

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

- ・行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
- ・行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

(2) 救出の実施期間

ア 災害発生の日から3日以内

イ 災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て救出期間を延長することができる。

(3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

- | | | |
|---|----------|------------------------------------------------------------------|
| ア | 借上費又は購入費 | 救出に必要な機械器具の直接捜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費 |
| イ | 修繕費 | 救出のため使用（借上使用含む。）した機械器具の修繕費 |
| ウ | 燃料費 | 機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、捜索、救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費 |

3 市民等及び自主防災組織の役割

市民等及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

4 資機材の調達

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

第2項 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 医療救護班又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、市、県及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

- イ 傷病者搬送の要請を受けた市、県及びその他の機関は、救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。
- ウ 重傷者等の場合は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリ等を活用し、必要に応じて、山口大学、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。
- エ 県内での対応が困難な場合は、必要に応じて、県から国に対し、広域医療搬送の実施を要請する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、県は、広域災害・救急医療情報システムを活用し、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

(2) 搬送順位

あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

(3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る県関係対策部（道路整備課、交通規制課）との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。

また、同様に市道の確保についても必要なことから、警察署、市建設部等の関係機関は連携して搬送体制に支障の起きないように努める。

(4) 傷病者を航空輸送するための広域医療搬送拠点として、次のとおり指定する。

飛行場	管理者	所在地
山口宇部空港	山口県	宇部市沖宇部

また、必要に応じて自衛隊に協力を求める。

航空搬送拠点内には、傷病者を一時収容するための臨時医療施設（SCU）を設置する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対し適宜助言を行う。

(5) トリアージ・タグの整備

大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関（医療機関、消防機関等）は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タグの標準化を図る。

標準化するトリアージ・タグの様式等は、県で定めた様式に準ずるものとする。

資料編 〔防災組織等〕・市内医療機関一覧

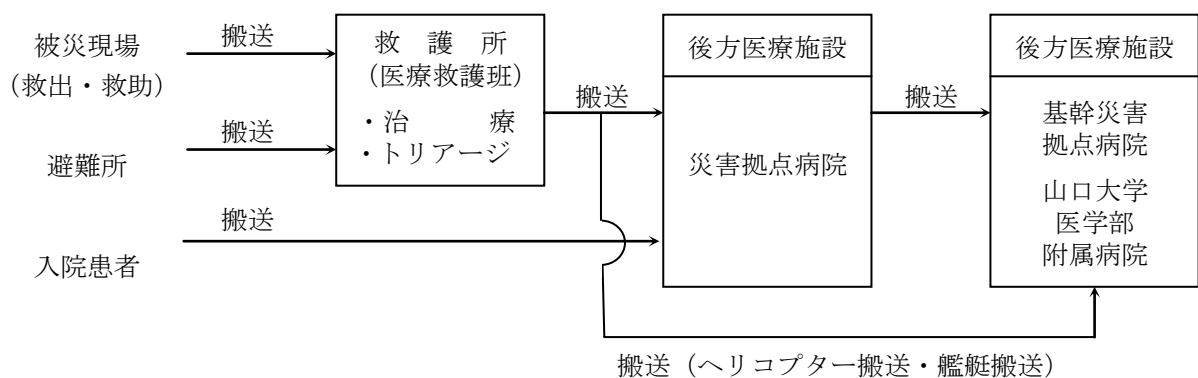
第2節 医療等活動計画

【関係機関：健康増進課(保健センター)】

大規模災害時には、家屋の全・半壊等により多数の負傷者が発生することが予測される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、市民等の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施する上で必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

第1項 災害時における医療救護の流れ



※広域医療搬送を行う場合は、臨時医療施設（SCU）で治療・トリアージを実施し、県外の後方医療施設へ搬送する。

第2項 医療救護体制

災害時における医療救護は、一時的に市が実施する。

県は、これを応援・補完する立場から医療実施関係機関に支援を要請する。

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

ア 市は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、管内の医療機関等の協力を得て、災害時の医療救護班を確保する。

イ 医療救護班の編成基準

災害の規模により配置する班数は変動するが、おおむね1救護所1班を目途に編成する。

ウ 医療救護班を編成した医療関係機関は、国、県が非常対策本部を設置している場合は、救護班の編成について報告するよう努めるものとする。

(2) 機関別活動内容

ア 市

- a 必要に応じ医師会の協力を得て、医療救護班を設置する。
- b 市の能力のみでは十分でないとは判断した場合は、健康福祉センター所長（保健環境部長）に応援要請を行う。この場合、次の事項を示した文書により要請する。（緊急時は電話、口頭により、事後速やかに文書を送付する。）
 - ・医療救護班の派遣場所及び派遣期間
 - ・必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材
 - ・応援必要班数
 - ・現地への進入経路、交通状況
 - ・その他参考となる事項
- c 緊急を要する場合は、隣接の市に応援の要請を行い、事後、健康福祉センターにその状況を報告するものとする。この場合の要請内容は、上記bに掲げる事項とする。

イ 県

- a 必要に応じ災害医療コーディネーターを招集する。また、DMATを出動させる場合は、災害救助部内にDMAT県調整本部を設置する。
- b 健康福祉センター所長（保健環境部長）は、市からの要請を受けた場合、直ちに、災害救助部医務班に報告するとともに、地域災害医療コーディネーターの助言を参考にしつつ、管内の市町又は医療機関による応援措置について調整・指示を行う。必要に応じ災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを招集する。
- c 医務班は、健康福祉センター所長（保健環境部長）から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの助言を参考にしつつ、次の関係機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。
 - ・地方独立行政法人山口県立病院機構
 - ・日本赤十字社山口県支部
 - ・独立行政法人国立病院機構
 - ・独立行政法人地域医療機能推進機構
 - ・山口大学医学部
 - ・市立病院設置市
 - ・県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会
- d 知事、市長から県医師会長等に応援要請する場合は、上記市からの応援要請に掲げる内容を示した文書により要請する。（緊急時は電話、口頭により、事後速やかに文書を送付する。）
- e 災害救助部長は、県の能力では十分でないとは認めるときは、厚生労働省や、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき、近隣県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対し適宜助言を行う。

- f 必要に応じ、災対法第71条、救助法第7条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。
 - g 救助を行う上で特に必要があると認める場合、救助法第9条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。
 - h 医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。
- ウ DMA T指定病院
県から災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、DMA Tを出勤させ医療救護活動を実施する。
- エ 医師会等
人命尊重の観点から、市（健康福祉部長）から「集団発生傷病者救急医療対策に関する協定」に基づく医療救護班やJMATやまぐちの派遣要請があったとき又は自らの判断により、救護班（JMATやまぐち）を編成し、直ちに出勤させるものとする。
- オ 県看護協会
市（健康福祉部長）から要請があったとき又は自らの判断により、看護職員を派遣する。

(3) 救護所の設置

- ア 医療救護班は、市があらかじめ定めた医療救護所又は被害の状況に応じ県が設置する医療救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、被害状況によって変動はあるものの、原則として、次のとおりとする。
- a 避難場所
 - b 避難所
 - c 災害現場
- イ 医療救護班の業務内容
救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、おおむね次のとおりとする。
- a 傷病者に対する応急処置
 - b 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージ）
 - c 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
 - d 助産救護
 - e 死亡の確認、遺体の検案・処理

2 後方医療体制

被災現地での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また、特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

(1) 災害拠点病院

県（医務班）は、2次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

(2) 基幹災害拠点病院

県（医務班）は、基幹災害拠点病院を定め、救護所又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について必要な医療救護活動を行う。

(3) 山口大学医学部附属病院

山口大学医学部附属病院は、基幹災害拠点病院とともに、災害拠点病院等で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護を行う。

(4) 災害拠点病院、基幹災害拠点病院は、災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療処置を実施するために、防災能力の向上を図る。また、担当者の訓練、医薬品、医療資機材の確保をしておくものとする。

(5) 現地救護班及び避難所救護センターと後方医療機関との間の連絡調整、情報提供は、県（医務班）が実施する。

(6) 後方医療機関への傷病者の搬送について、県は必要に応じ、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対し、輸送手段の優先的確保を要請する。

(7) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

3 個別疾病対策

災害時においては医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生じるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、これらの対応について定める。

(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

ア 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県へ伝達する。

イ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を県、市、消防本部に提供する。

ウ これらの情報をもとに、県及び市は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への的確な情報を提供し、診療の確保を図る。

エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。

オ 県は、直ちに、関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

- エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- オ 避難者（避難所外含む）に対する肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、熱中症の予防対策
- カ 関係機関との連絡調整

(3) 機関別活動内容

ア 市

- a 医療救護班との連携のもと、保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。
- b 市だけでは十分対応できないと判断した場合は、周南健康福祉センター所長に応援要請を行う。
- c 緊急を要する場合は、直接近隣の市に応援要請を行い、事後、周南健康福祉センター所長にその状況を報告するものとする。
- d 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

イ 県（災害救助部）

- a 災害救助部長は、市から健康管理班の派遣要請があった場合又は健康管理の必要を認めた場合は、直轄健康管理班を派遣する。
- b 周南健康福祉センター所長（保健環境部長）は、市から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市町による応援措置について調整指示を行う。
- c 健康管理・防疫班は、周南健康福祉センター所長（保健環境部長）から健康管理についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、直ちに、次の措置をとる。
 - ・区域外の健康福祉センター（環境保健所）等で編成する県直轄健康管理班の派遣
 - ・区域外の市町に対する応援の指示又は応援の調整
- d 災害救助部長は、必要と認めるときは、県看護協会に対し、看護職員の派遣を要請する。
- e 災害救助部長は、県だけでは十分な対応ができないと認めるときは、厚生労働省健康局長に対し、健康管理班の派遣を要請する。
- f 災害救助部長は、県の能力では対処できないと認めるときは、中国・四国・九州各県との相互応援協定に基づき、近隣県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。
- g 健康管理・防疫班は、市が被災者等の健康管理のための実施計画を策定する場合、必要に応じ計画策定に協力する。
- h 周南健康福祉センター（環境保健所）は、被災者等及び救護活動に従事している者の PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため、災害時地域精神保健医療活動ガイドライン（厚生労働省作成）に沿って、精神科医等との連携によりメンタルヘルスケアを実施し、精神保健福祉センターは、周南健康福祉センター（環境保健所）の活動を支援する。

第4項 災害救助法に基づく医療・助産計画

救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の市民等が、医療の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、市及び県は、これに必要な措置を講じる。

1 実施機関

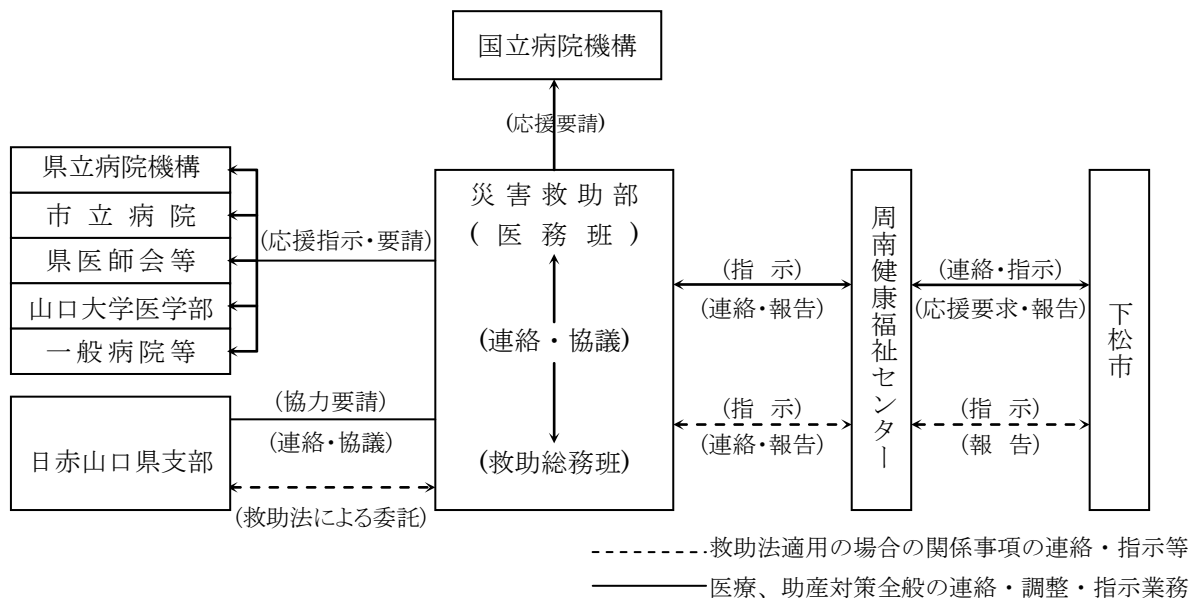
(1) 市

災害時において、平常時の医療が不可能又は困難になったときは、市長がその対策を実施する。

(2) 県

救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事はその職権を市長に委任したとき又は緊急に医療救護を実施する必要があるときは、市長が着手することができる。

2 体制の運用



3 医療救護・助産の対象

(1) 医療を受ける者

- ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者
- イ 経済的能力の有無は問わない。また、傷害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。
- ウ 被災者のみに限定されない。

(2) 助産を受ける者

- ア 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べん（死産及び流産含む。）した者で、助産の途を失った者
- イ 経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうかも問わない。

4 医療救護・助産対象の範囲

(1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(2) 助産の範囲

ア 分べんの介助

イ 分べん前及び分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

5 医療救護・助産の実施方法

(1) 医療の実施方法

ア 原則として、救護班により実施する。

イ 重症患者等で、救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できるものとする。

ウ 次の場合、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置をとることができるものとする。

a 災害の範囲が広範で、救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合

b 救護班の到着を待つ時間的余裕がないとき。

(2) 助産の実施方法

ア 医療の場合と同様に救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。

イ 救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができるものとする。

6 措置手続き等

(1) 救護班による場合

救護班が直接対象者を受け付け、診療記録により処理する。

(2) 医療機関による場合

ア 市長は、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。

イ 市長は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。

7 費用の範囲

(1) 医療のために支出できる費用の基準

ア 救護班の費用

a 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費

b 事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）

この場合、公立病院救護班については、事務費で、従事命令による救護班については、実費弁償として処理する。日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第19条の定めによる補償費の中に含まれる。

c 救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱うものとする。）

- イ 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用
医療保険制度の診療報酬の額以内
(注) 救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。
- ウ 施術者で措置した場合の費用
厚生労働大臣が定める協定料金の額以内
- (2) 助産のために支出できる費用の基準
 - ア 救護班、産院その他の医療機関で措置した場合
使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は除く。）等の実費
 - イ 助産婦により措置した場合
当該地域における慣行料金の8割以内の額

8 費用の請求

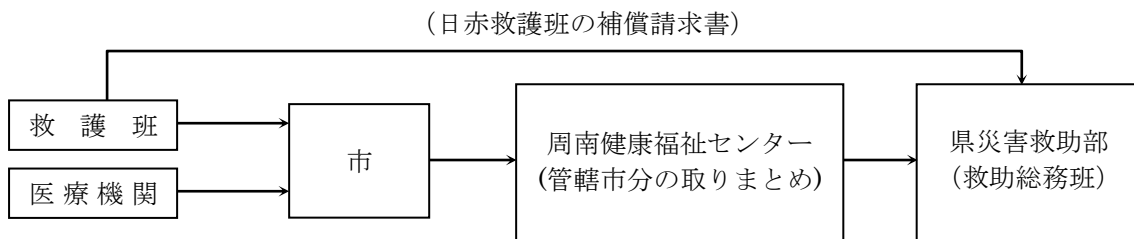
(1) 救護班の費用の請求

救護班は、医療に要した経費請求書を知事に提出する。

(2) 医療機関による場合の費用の請求

措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの）に所要事項を記載して、知事に提出する。

(3) 提出経路



(4) 日赤救護班又は従事命令による救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

9 実施期間

(1) 医療の期間

ア 災害発生の日から14日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。この場合の協議は、期間内に行う。

(2) 助産の期間

ア 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対し、分べんの日から7日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。

10 連絡協議等

- (1) 県（災害救助部医務班）は、救護班の派遣等の調整、決定に当たっては、救助総務班及び日本赤十字社山口県支部と協議して、円滑な救護活動を実施する。
- (2) 被災地における医療救護活動を実施するに当たり、救助法に関する事務の総括、調整は、当該被災地を管轄する周南健康福祉センターが当たる。

第5項 医薬品・医療資器材の補給

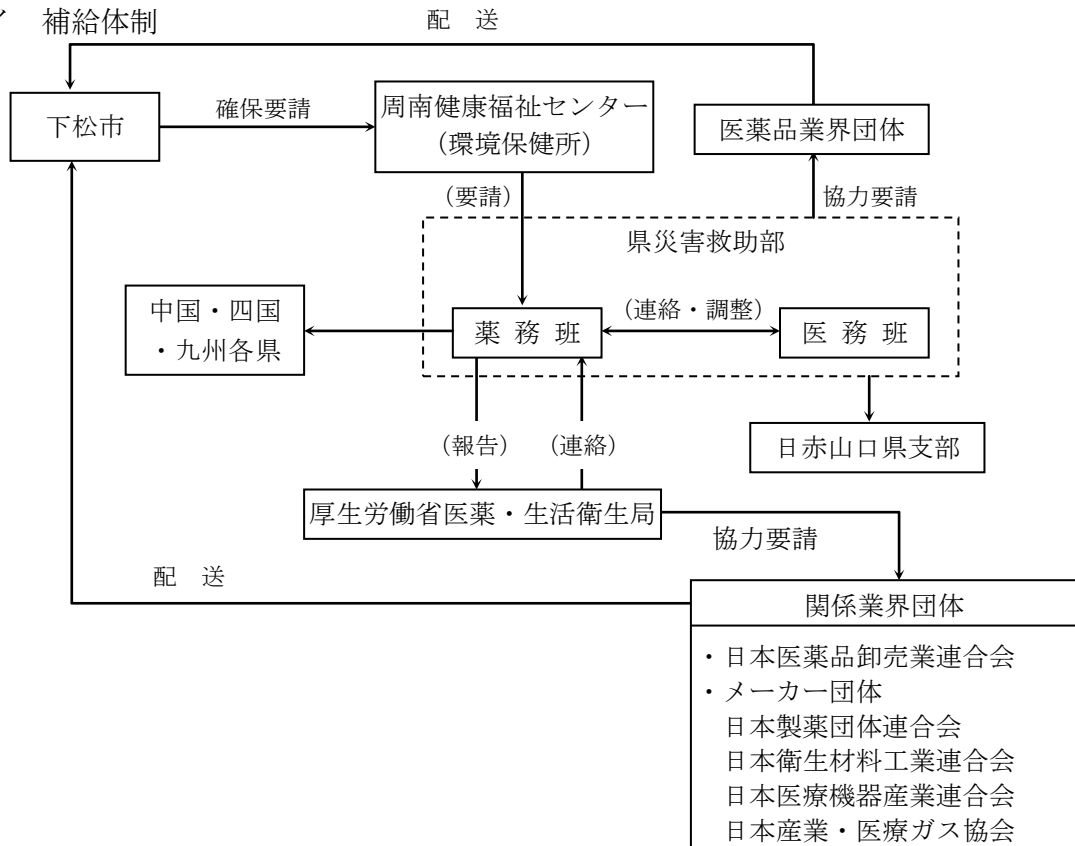
1 医薬品等の供給体制

県は、医療救護活動、助産活動が円滑に行われるよう医薬品等の供給体制の確保に努める。また、市内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合には、速やかに周南健康福祉センターに対して医薬品等の確保を要請し、厚生労働省への報告、中・四国、九州各県への協力要請及び県災害時医薬品等供給マニュアルにより医薬品業界、薬剤師会等と協力して医薬品の確保を図る。

(1) 医薬品等の使用及び補給経路

ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。

イ 補給体制



2 血液製剤等の確保

(1) 各機関の対応

ア 県

災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、山口県赤十字血液センターに供給を要請する。

イ 山口県赤十字血液センター

血液製剤の備蓄場所（県中央：山口県赤十字血液センター、県西部：西部供給出張所、県東部：東部供給出張所）の被災状況及び備蓄量を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。

- a 被害のない地域に移動採血車を配備し、市民からの献血を受ける。
- b 血液製剤が不足する場合は、中四国ブロック血液センターに需給調整を要請し、市外からの血液製剤の確保を図る。
- c 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給には、県（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。

なお、原則として血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、県警本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。

- d 輸血用血液の備蓄場所

3 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送に当たっては、被災状況に応じ防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

第3節 集団発生傷病者救急医療計画

【 関係機関：健康増進課（保健センター）・消防本部 】

第1項 実施方針

1 目的

天災、地変、交通、産業災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療体制を実施するために必要な事項について定める。

2 対象

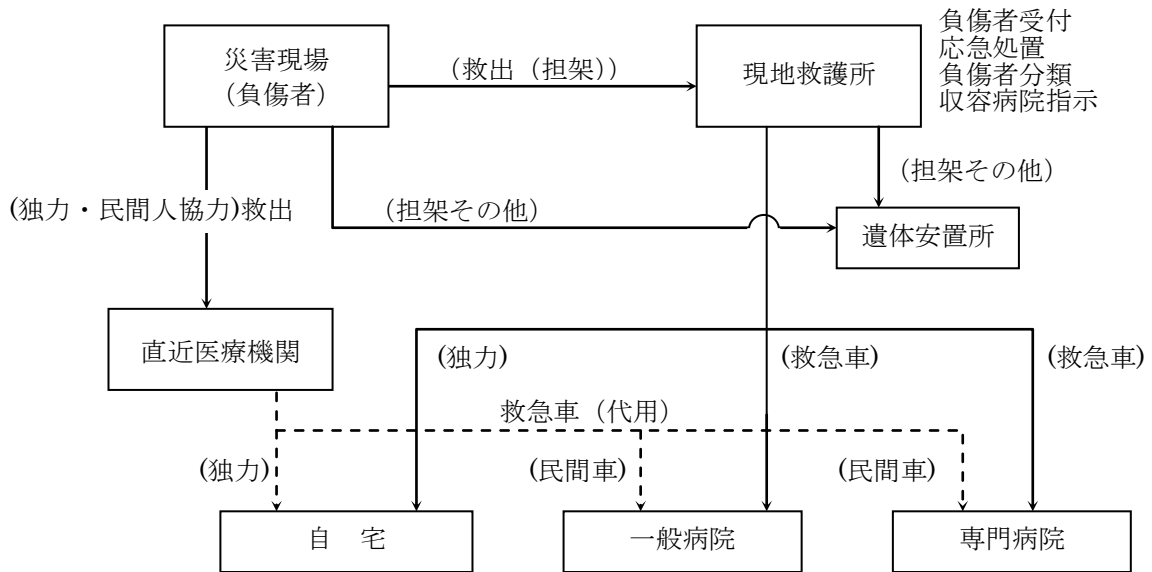
暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質、有害物の流出、列車、航空機、墜落、その他の事故で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態（以下、本節においては「災害」という。）を対象とする。

3 救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 災害現場での救出
- (2) 現場付近での応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設の指示
- (5) 医療施設への輸送

- (6) 遺体の処理
- (7) 関係機関への連絡通報その他の応急的措置
- (8) 救急医療活動の範囲図



4 この対策に定める事項以外の救急医療対策に必要な事項

関係法令及び県又は市の防災計画に定める所によるものとする。

第2項 関係機関（者）の措置

1 災害発生責任者の措置

災害発生責任者（企業体等）は、災害が発生したことを知ったときは、ただちに消防及び警察機関に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。

2 消防及び警察機関の措置

消防及び警察機関の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めたときは、直ちに市長及び知事に通報するとともにその事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出勤させるほか適切な措置を講じるものとする。

3 市の措置（災対法第62条）

市長は、前項の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに医師会その他の関係機関に通報するとともに、下松医師会長又は日本赤十字社山口県支部長その他の関係機関に出勤を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。

なお、市長は、適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともにあらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- (1) 災害発生時における通信連絡方法
- (2) 現場活動部隊、救護班の編成

- (3) 病院等医療機関の収容能力及び受け入れ体制の確認
- (4) 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法
- (5) その他必要な事項

4 県の措置（災対法第70条）

知事は、災害の状況等から市のみでは適切な措置を実施することが困難と認めるとき又は市長から応援の要請があったときは、必要に応じて地方独立行政法人山口県立病院機構、自衛隊及び日本赤十字社山口県支部救護班の派遣を要請し、県医師会に出動を要請し、他の市町長に応援を指示し、その他の関係機関に応援を要求するほか連絡調整その他必要な措置を講じるものとする。

5 医師会等の措置

医師会は、市長からの出動の要請があった時又は自らその必要を認めたときは、直ちに管下の医師及び看護職員その他の医療関係者（以下「医師等」という。）に対して出動を指示し、連絡調整その他の措置を講じるものとする。

6 自衛隊の措置（自衛隊法第83条）

自衛隊の部隊又は機関の長は、知事又は空港事務所長（国機関）から派遣の要請があったとき、又は自らその必要を認めたときは、救出、救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じるものとする。

7 その他の協力（災対法第65条、災害救助法第7条、8条、9条、消防法第29条第5項、警察官職務執行法第4条第1項、海上保安庁法第16条）

その他の関係機関、団体、企業、市民は、市長、消防職員、警察官の求めに応じて救急医療活動に協力するものとする。

第3項 医師会長等に対する出動要請の方法

災害の発生により市長が医師会長等に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。ただし緊急を要する場合には、電話、口頭等により、事後速やかに文書を送付するものとする。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の発生原因及び状況
- 3 出動を要する人員及び資機材
- 4 出動の時期及び場所
- 5 その他必要な事項

第4項 救急医療活動等

1 災害対策等の総合調整

地域防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、又は連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保つよう努めるものとする。

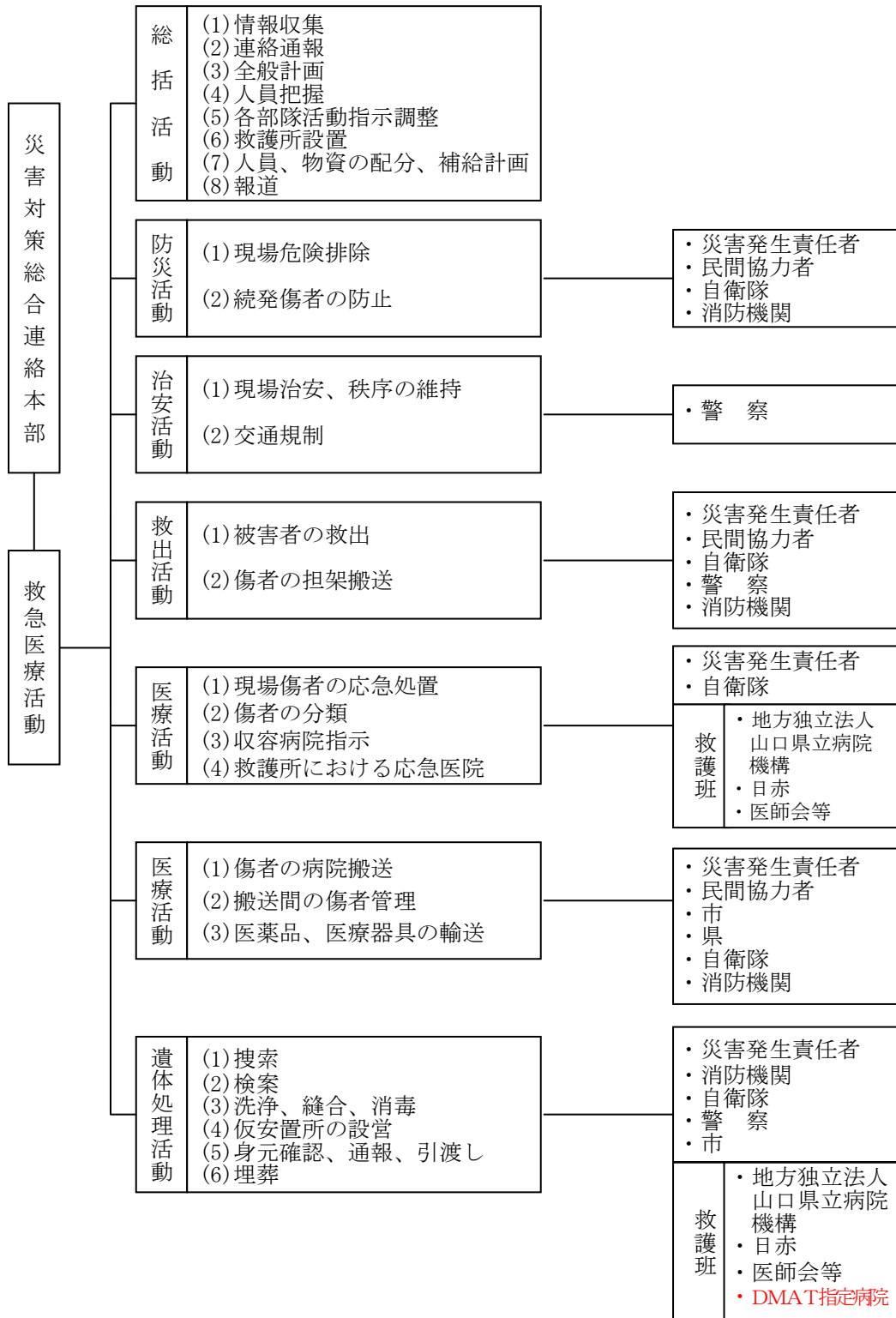
2 現地救護所

災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議の上、現地救護所を設置する。現地救護所においては、傷病者を秩序と統制のもとに受け付け、応急処置及び救命初療を行い症状程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

3 災害現場に出動した部隊の活動

災害現場に出動した各部隊の具体的な活動は、次のとおりとする。

【 災害現場における救急医療活動 】



4 事前対策

救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資機材の確保又は所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同して又は単独で訓練を実施するものとする。

第5項 費用の負担

1 実費弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、次の区分により負担するものとする。

- (1) 市が対策を実施する責務を有する災害で(2)及び(3)以外の場合は市
- (2) 救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県（県が支弁し国が負担）
- (3) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者
- (4) 特別の事情がある場合は、関係機関（者）が相互に協議の上、定めるものとする。

2 実費弁償

知事及び市長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令第5条救助法施行令第11条の規定に基づき知事が認めた額（救助法施行細則第13条）とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償するものとする。

3 損害賠償

知事及び市長の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり又は廃疾となったときは、救助法施行令中扶助に係る規定の例により、補償するものとする。

知事及び市長の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その程度に応じてこれを補償するものとする。

第6項 救急医療活動報告書の提出

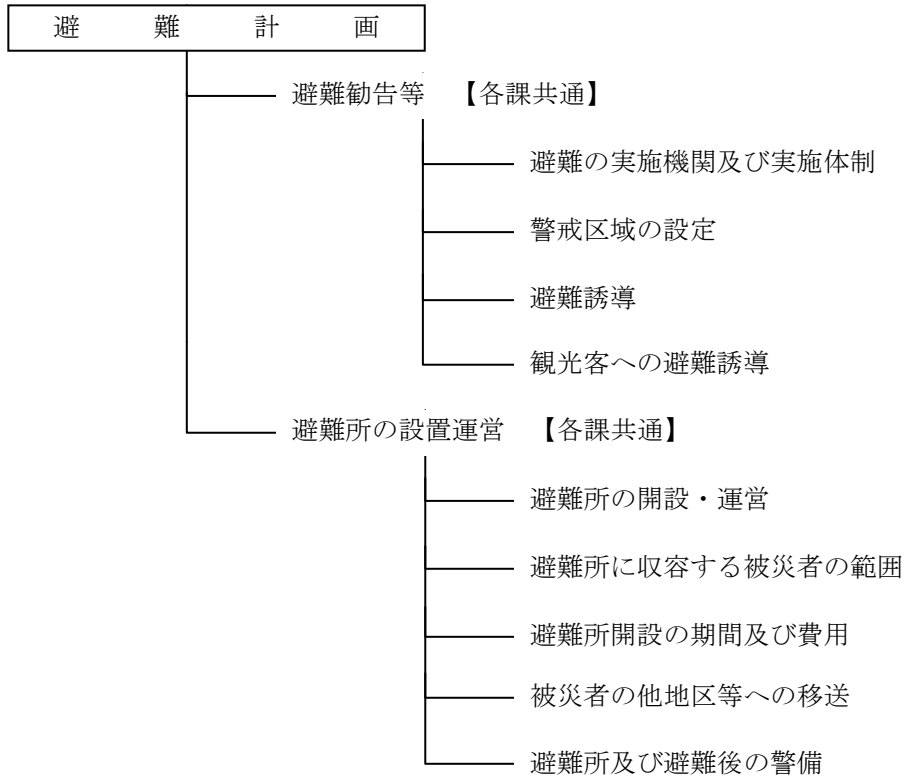
医師会長等は、知事及び市長の要請により医師等を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書を市長に提出するものとする。

- 1 出動場所
- 2 出動者の種別、人員（出動者の出動時間及び期間別に記載）
- 3 受診者数（重傷、軽傷、死亡別）
- 4 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- 5 損害補償を受けるべき者及び物件の程度
- 6 救急医療活動の概要
- 7 その他必要な事項

第5章 避難計画

基本的な考え方

災害発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、市民等の安全を確保するとともに、精神的な安心につながることから、的確な避難誘導、避難所の開設等について定める。



第1節 避難勧告等

【関係機関：各課共通】

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 避難の勧告等権者及び時期

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告又は 指示の対象	指示の内容	とるべき 措置
市長 (委任を受けた職員又は 消防職員)	市長 (委任を受けた職員 又は消防職員)	災対法 第60条 第1項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 ・急を要すると認めるとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	・立退きの勧告、指示 ・立退き先の指示	県知事に報告(窓口防災危機管理課)

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告又は 指示の対象	指示の内容	とるべき 措置
		第3項	・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき		屋内での待避等の安全確保措置の指示	
知事 (委任を受けた職員)		災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の 公示
警察官		災対法 第61条 警察官 職務執行 法第4条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき。 ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同上	・立退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示 ・警告を発すること。 ・必要な限度で避難の指示(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、市長に通知(市長は知事に報告)
海上保安官		災対法 第61条 海上保安庁法 第18条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき。 ・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ、急を要するとき。	船舶、船舶の乗務員、旅客その他船内にある者	・船舶の進行、停止、指定場所への移動 ・乗務員、旅客等の下船、下船の禁止 ・その他、必要な措置	同上
自衛官		自衛隊法 第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	避難について必要な措置(警察官がその場にいらない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。)	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事 (その命を受けた県職員)		地すべり等 防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者		水防法 第22条	洪水による災害 ・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	同上	同上	同上 (水防管理者による場合のみ)

(注) 1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

2 避難準備・高齢者等避難開始

市長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、又は避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。

3 避難勧告等の基準

避難勧告等の基準は、あらかじめ市長が市内の地理的・社会的条件、発生する災害の想定に基づく危険区域の状況等に応じ、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、定めておくものとする。

一般的な例示としては、次の事態をあげることができる。

- (1) 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断される時。
- (2) 水位周知河川・その他河川等の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき。
- (3) 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断される時。
- (4) 河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、洪水のおそれがある時。
- (5) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険がある時。
- (6) 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害のおそれがある時。
- (7) 土砂災害警戒情報が発表された時。
- (8) 大規模な火事で、風下に拡大するおそれがある時。
- (9) 大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがある時。
- (10) 有毒ガスの流出等突発的事故が発生した時。
- (11) 雪崩による著しい危険が切迫していると認められる時。
- (12) その他危険が切迫していると認められる時。

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、市民等の積極的な協力を得て実施する。

4 県の実施する避難措置

- (1) 市が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

ア 管内市町の避難勧告等の状況を把握し、総務部本部室班（防災危機管理課）に報告する。

イ 市から資機材、人員の協力要請があった場合、必要な応援を行う。

ウ 市から求めがあった場合、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。

なお、県は、時期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

- (2) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその

全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施するものとする。

(3) 水防区域及び地すべり防止区域における立退きの指示等

市内で河川出水、斜面崩壊等の災害が発生した場合、二次災害を防止するため、水防区域及び地すべり防止区域の調査を行うとともに、市長若しくはその委任を受けた市職員の実施する避難のための立退きについて支援し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

(4) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を総務部本部室班（防災危機管理課）に通報する。

(5) 避難状況等に関する広報

広報担当は、避難状況等に関する情報を入手し、報道機関に対して広報を依頼し、一般市民に対して広報を行う。

5 避難の勧告等の区分

避難勧告等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。

また、発令のタイミングは、要配慮者に十分配慮するものとする。

種 別	事 前 避 難	緊 急 避 難	収 容 避 難
概 要	被害が発生し始めた場合等で、被害を受ける前に、避難準備又は安全な場所に避難させる必要があり、時間的に余裕がある場合	事前避難の余裕がなく、現に災害が発生し、又は危険が切迫していると判断される場合	通常、居住の場所を失った場合、又は比較的長期にわたり避難の必要がある場合
予想される事 態	(1) 気象警報が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき。 (2) 河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。 (3) あらかじめ災害形態別に危険が日頃から予想される時（地すべり指定地域等）。 (4) その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要がある場合	避難の指示等を突発的に行うケースが多いので速やかな伝達手段、避難場所の周知、避難方法等平常時に確立しておく。	(1) 収容に当たっては輸送用車両、船舶等あらゆる手段を講じて迅速かつ安全に収容避難を行う。 (2) 居住地の問題、保健衛生等の面について特に考慮する。 (3) 応急住宅の建設等について総合的に配慮する。

6 避難勧告等事項

避難には勧告等に基づいて行動するものと、自己の判断において行動するものがあるが、特に前者の場合は自己の心理に反して指示されることも考え併せ、緊急時においても対象者に納得のいくよう、簡潔にして要領を得た諸事項を指示することとする。

なお、市は指定地方行政機関又は県に対し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象区域、判断時期等について助言をもとめることができる。

また、避難勧告等の内容として、下記のような関係機関に伝達する事項又は避難上の注意事項をあらかじめ定めておくこととする。

- (1) 避難勧告等の理由（避難を要する理由）
- (2) 対象地域の範囲
- (3) 避難時の誘導者（リーダー）

避難誘導は、警察官、消防吏員（団員）、市の職員が行うのが適切であるが、危険地区においては、自主的な責任者、誘導者を定めておくこと。（都合により、不在の場合も考慮に入れておくこと。）

- (4) 避難場所
- (5) 避難経路
- (6) 携帯品の制限等

携帯品は限られた必要なものだけに制限する必要がある、日頃から指導、広報を充分にしておくこと。

- (7) その他の状況により必要とする事項

ア 災害形態別によとっさの動作についての指示（教育）

イ 避難後の戸締り

ウ 家屋の補強、また水害の場合は家財道具の高い場所への移動

エ 避難時の服装（帽子、ヘルメット、雨合羽、防寒用具等）や非常持出し品の携行

7 避難の勧告等の伝達

避難の勧告等は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- (1) 避難の勧告等を行った市長等は、速やかに、その内容を市防災行政無線、防災メール、防災ラジオ、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民等に対し、周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。

- (2) 避難の伝達に当たっては、市単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。

また、施設専用の避難所を開設した場合には、依頼のあった避難元施設に、開設について確実に伝達するとともに、必要に応じ、避難元施設と避難先施設との調整を行う。

- (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。

- (4) 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、避難場所の開設状況にかかわらず、躊躇なく避難勧告を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

8 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除に当たっては、市は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長若しくは委任を受けた職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災対法第63条)

警戒区域の設定は、市民等の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、市長からの要求等により、警察官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が市長の職権を行った場合、その旨を市長に通知するものとする。

なお、災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって警戒区域を設定する。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、市民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定すること。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限(どのような立入り許可をするか)を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難勧告等と同様、市民等及び関係機関にその内容を伝達するものとする。

第3項 避難誘導

避難勧告等が出された場合、市長は、人命の安全を第一とし警察署及び消防署・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。

- 1 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- 2 被災地近傍の公園、空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。この場合、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者を優先して避難誘導する。
- 3 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- 4 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。
- 5 浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。
- 6 高齢者、障害者等要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。

- 7 誘導中は、事故防止に努める。
- 8 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ他機関に応援を要請し、実施するものとする。

第4項 観光客への避難誘導

地理に不案内な観光客の安全確保について、必要な措置を講じる。

1 各機関の役割、安全対策等

- (1) 市の役割
 - ア 安全性の確保
 - a 避難誘導路、誘導手段等の確保
 - b 観光協会、施設管理者との協議、連携
 - イ 観光協会、施設管理者への情報等の提供、伝達
 - a 情報の定期的提供
 - b 緊急避難に関する情報の速やかな伝達
 - c その他必要な情報の伝達と発信
- (2) 観光協会の役割と施設管理者が講じる安全対策
 - ア 観光協会の役割
 - a 対策本部、各施設管理者との連携
 - b 施設管理者が講じる安全対策への協力、支援
 - イ 宿泊を伴う施設管理者が講じる安全対策
 - a 各施設の緊急避難誘導計画の策定と対策本部への提出
 - b 避難誘導に関する社員教育の徹底と訓練の実施
 - c 緊急避難時の備品類の設置と情報の提供
 - ・各部屋に避難マップを常備（客室案内係が館内説明時に説明）
 - ・施設の入口等に避難マップの掲示
 - d 自家用車利用宿泊者の避難誘導に関する事項
 - ・駐車場の出口に避難方向の明示（30台以上収容可能な駐車場）
 - ・避難誘導バスを必要に応じ確保
 - e バス利用宿泊者（団体客）の避難誘導に関する事項
 - ・バスの運転手、ガイド等を同一施設に宿泊
 - ・団体バス専用駐車場の確保と明示
 - ウ その他の施設管理者が講じる安全対策
 - a 各施設の避難誘導計画の策定と対策本部への提出
 - b 避難誘導に関する社員教育の徹底と訓練の実施
 - c 観光客への災害情報の提供

第2節 避難所の設置運営

【関係機関：各課共通】

避難所は、災害のため被害を受け又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は市長であり、救助法適用時においては、市長が、知事の委任を受けて行うことになる。

避難所の開設は、他機関、協力団体等（消防団、婦人会、自主防災組織、ボランティア団体等）の協力を得て実施する。

第1項 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

(1) 避難所は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時において、先に選定した避難施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、管内の学校、公共施設等において開設する。

また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者等の同意を得て避難場所として開設する。

なお、開設に当たっては、建築物の安全を確認した上で、開設すること。

利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等から、施設専用避難所の開設について依頼があった場合には、あらかじめ、指定されている避難先施設の管理者に開設（受入）の要請をし、施設専用避難所を開設する。

(2) 避難所を開設した場合には、付近住民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関（周南健康福祉センター、警察署、消防署等）へ連絡する。

また、施設専用の避難所を開設した場合には、依頼のあった避難元施設に、開設について確実に伝達するとともに、必要に応じ、避難元施設と避難先施設との調整を行う。

(3) 避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。

2 避難所の管理・運営

(1) 避難所を設置した場合には、管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任する。

また、可能な限り早期に災害ボランティア等の協力を得て地域住民による主体的な運営が行われるよう努めるものとし、それに沿った避難所運営マニュアルを修正する。

なお、日頃から、避難所の開設・運営について地域の自治会や自主防災組織、ボランティア等に協力を要請し、避難所の開設・運営に係る手順や役割分担について共通認識を形成する。

(2) 管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるため、正確かつ迅速な対応を行う。

また、市は避難者情報の早期把握に努める。避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある

者等が含まれる場合は、その加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報管理を徹底する。

- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- (4) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、市民等、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- (5) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- (6) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、更には、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。また、必要に応じて避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (7) 管理責任者は、避難所運営マニュアル（避難所における新型コロナウイルス感染症対策編）を参考に、居住スペースや動線に配慮し、避難所の衛生環境の徹底と避難者の健康状態の確認に努める。また、感染症の発生、拡大がみられる場合は、市の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。）
- (8) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (9) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (10) 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。
- (11) 避難所運営が長期化しそうな場合、避難所の生活環境や衛生面、避難者の健康状態に十分配慮するとともに、避難所の管理責任者や運営に関わる市職員も避難者等の協力を得るなどして、心身の健康維持に努めるものとする。

資料編 【防災物資・施設・資機材】 ・指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

第2項 避難所に収容する被災者の範囲

1 災害によって現に被害を受けた者

(1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者

(2) 現実に災害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。帰宅困難者（観光客、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等）。

避難所等に避難したホームレスについても、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(1) 避難勧告等が発せられた場合

(2) 避難勧告等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

(注)・ 被害を受けるおそれがある者が避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに、退所しなければならない。

- ・ 収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一町内、単位等にまとめることが望ましい。

第3項 避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

1 期間

災害発生の日から7日以内。災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

2 費用

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設炊事場及び便所及び風呂の設置費等
- (7) 福祉避難所設置に係る実費

第4項 広域一時滞在

1 市において行う事項

- (1) 市長は、被災地区の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等における広域一時滞在について県に要請する。

- (2) 広域一時滞在のための要請をした市長は、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。
- (3) 県から被災者の受け入れを指示された市は、直ちに、避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市が行い、被災者を受け入れた市は、避難所の運営に協力するものとする。
- (5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。
- (6) その他必要事項については、隣接市と平素から協議しておく。

2 県において行う事項

- (1) 市から被災者の移送の要請があった場合は、市及び県相互間の応援協定に基づき他市町に、都道府県間の相互応援協定に基づき近隣県等へ照会するなどして被災者の移送先を決定する。また、被災市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで広域一時滞在のための協議を行うものとする。なお、市町及び県が被災により当該協議を行うことができない場合には、国が代わって行うものとする。
- (2) 知事は、移送先が決定したら、直ちに、移送先の市町長に対して避難所の開設を指示要請し、被災者の受け入れ体制を整備させる。
- (3) 被災者の避難、収容状況等にかんがみ、県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常災害対策本部等を通じ、又は避難関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。この場合、県は非常災害対策本部が作成した広域的避難収容実施計画に基づき適切な活動を実施する。

3 移送方法

被災者の移送方法は、県が市の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

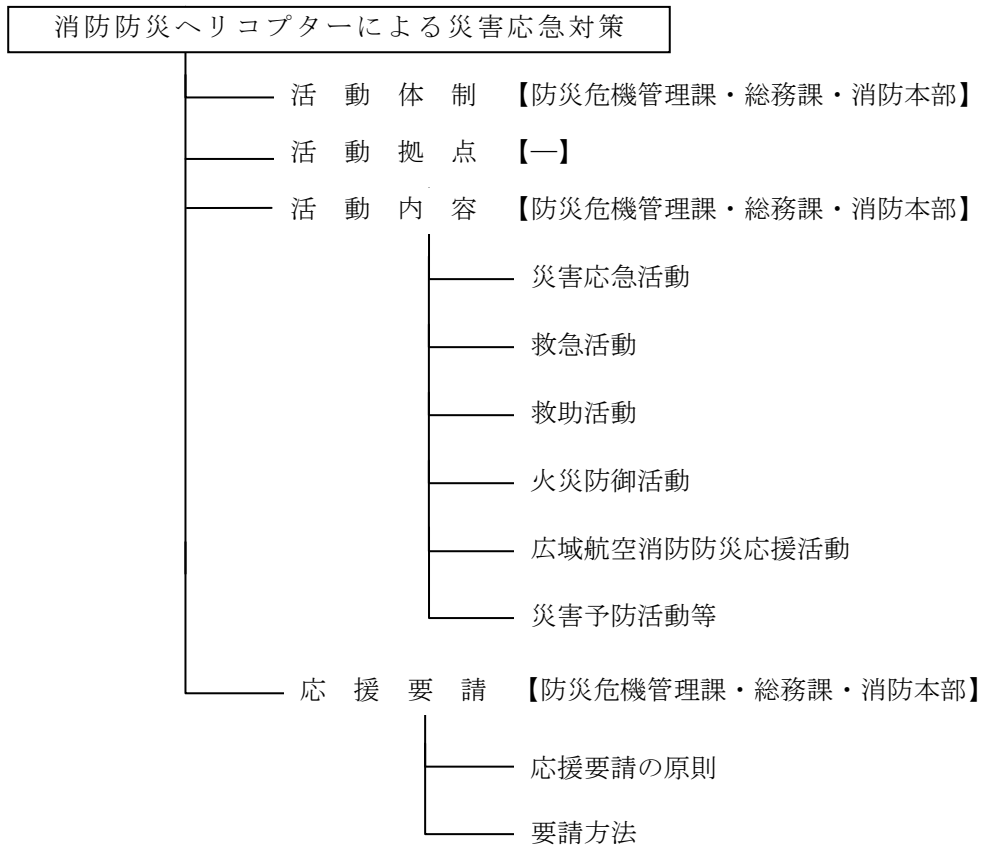
第5項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

基本的な考え方

大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、市は、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、消防防災ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。



第1節 活動体制

【関係機関：防災危機管理課・総務課・消防本部】

消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第2節 活動拠点

1 活動拠点の設置

災害時に多数のヘリコプターが混乱することなく、安全かつ効率的に活動できるよう、発災後、直ちに、ヘリベース（ヘリ運用に関する調整や安全管理、機体整備等を行う拠点）及びフォワードベース（被災地近傍で燃料や装備、物資等の補給点となる前進基地）を設置するものとする。

2 活動拠点の整備

- (1) 市は、ヘリベースを整備するとともに、高潮等の被災に備え、代替ヘリベースの確保、整備に努めるものとする。
- (2) 市及び県は、災害類型に応じたフォワードベースの確保、整備に努めるものとする。

第3節 活動内容

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・消防本部 】

消防防災ヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

1 災害応急活動

被災状況の情報収集、市民等への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送

2 救急活動

傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への転送・搬送

3 救助活動

災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助

4 火災防御活動

林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、市民等の避難誘導

5 広域航空消防防災応援活動

大規模災害時等における全国ネットワークによる相互応援

6 災害予防活動等

市民等への災害予防等の広報等

第4節 応援要請

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・消防本部 】

市長は、県知事に対して、「県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

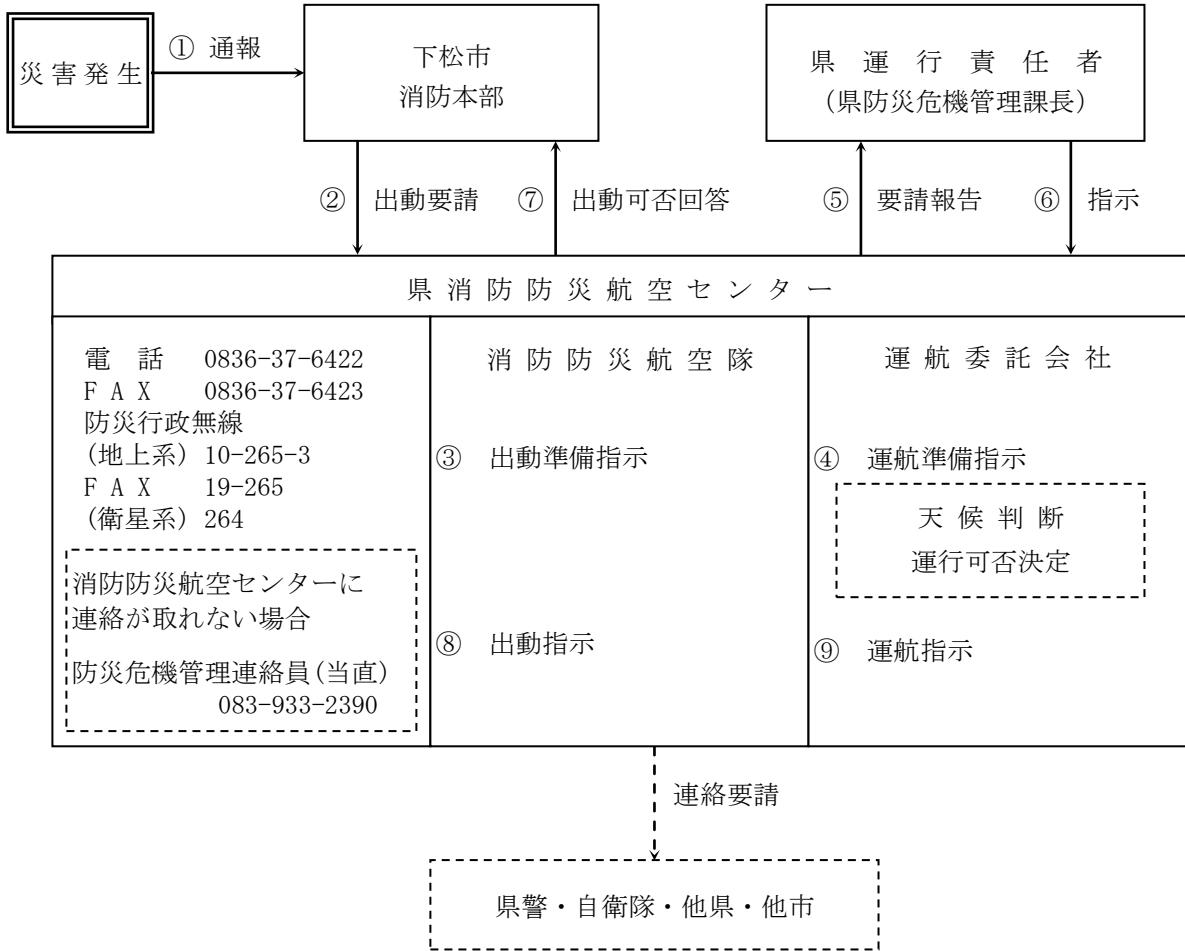
1 応援要請の原則

市長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市の消防力によっては防御が困難な場合又は消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

2 要請方法

県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による。

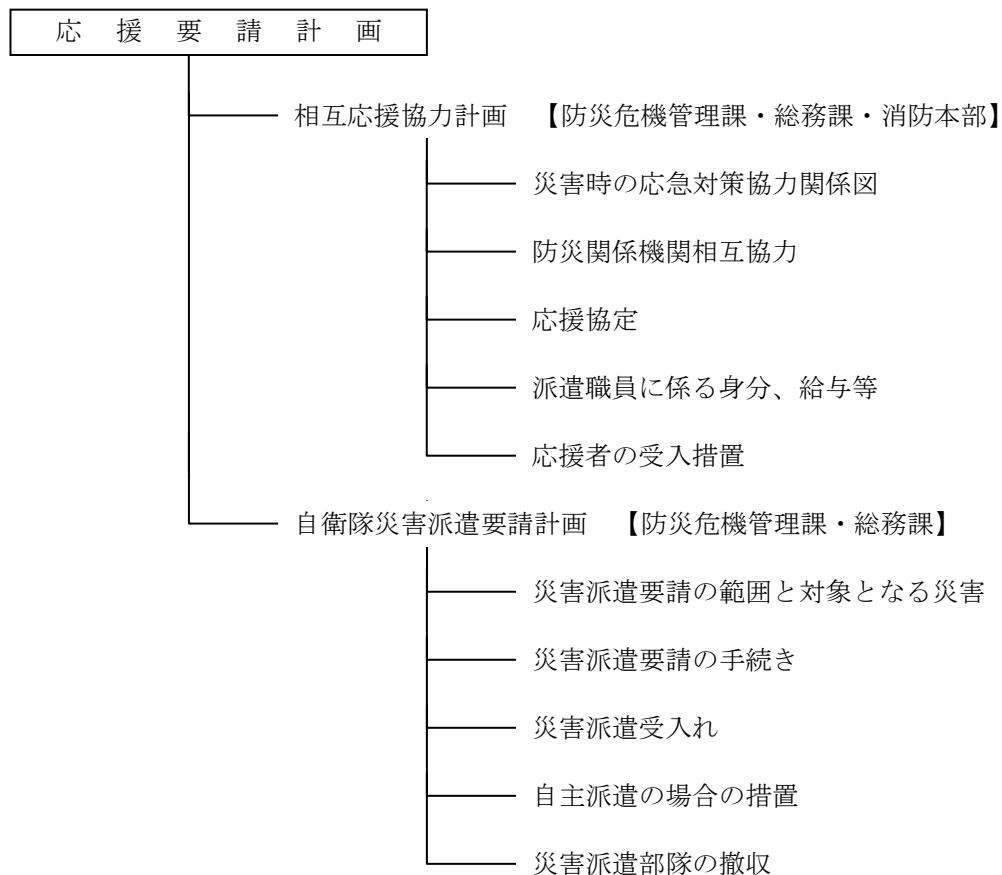


第7章 応援要請計画

基本的な考え方

災害が発生した場合、市、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めてある地域防災計画等に基づき、各種の応急対策を実施することになるが、大規模災害発生時には、被害が広範囲にわたり発生することから、市のみでの対応では困難なばかりか、県及び県内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられる。

このような場合、被害を受けていない他市町や隣接県、国、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を実施することとなり、山口県災害時広域受援計画等に基づき、全庁的な受援調整体制の下、全国からの支援をより効果的なものとして、迅速な被災者支援につなげるものとする。



第2項 防災関係機関相互協力

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、国（指定地方行政機関）、県、市、及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して対応することが求められることから、これに必要な事項について定める。

1 相互協力体制

(1) 市が行う措置

ア 他の市町への応援要請

市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し応援要請を行うものとする。

イ 県への応援要請又はあっせんの要請

a 市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

b 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

区分	派遣の相手方		
	他市町	県	指定地方行政機関
派遣要請	自治法第252条の17	自治法第252条の17	災対法第29条第2項
派遣あっせん (あっせん要請先)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第1項 (知事)

c 派遣要請者は、市長、市の委員会又は委員である。

d 要請先及び要請必要事項

県への要請は、県本部本部室班に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

要請必要事項は、次のとおりである。

要請の内容	要請に必要な事項	備考
1 他市町に対する応援要請	(1) 災害の状況 (2) 応援(災害応急対策の実施)を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量	災対法第67条 災対法第68条
2 県への応援要請又は災害応急対策の実施要請	(4) 応援(災害応急対策の実施)を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容(必要とする災害応急対策) (6) その他必要な事項	
自衛隊災害派遣要請	本章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣のあっせんを求める場合	(1) 派遣のあっせんを求める理由 (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他参考となるべき事項	災対法第30条 自治法第252条の17
他県消防の応援を求める場合	山口県広域消防応援・受援基本計画	消防組織法第44条
放送機関への災害時放送要請	第2章「災害情報の収集・伝達計画」参照 日本放送協会山口放送局・山口放送(株)・テレビ山口(株)・山口朝日放送(株)・(株)エフエム山口	災対法第57条

ウ 自主防災組織との協力体制の確立

市は、区域内の自主防災組織（企業等を含む）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等について、災害発生時に円滑な行動がとれるよう、日常から関係者等に周知を図っておくものとする。

自主防災組織の協力業務として考えられる主なものとして、「避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力」、「救助・救急活動を実施する各機関への協力」、「被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力」、「被災地域内の社会秩序維持への協力」、「その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等勘案して）への協力」、「要配慮者の保護」等がある。

エ 資料の整備

市は、被災市町からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から、応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要な資料について整備を行っておくものとする。

(2) 県がとる相互協力措置

ア 知事は、市から応援の要求があった場合、市以外の市町長に対し応急措置の実施について応援を指示し、災害応急対策（応急措置を除く。）の実施について応援を求めるとともに、県として必要な応援措置を講じる。

イ 知事は、災害応急対策又は災害復旧のためを実施するため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。また、内閣総理大臣に対し職員の派遣あつせんを求める。なお、この場合の要請に必要な事項は、前記市町の場合と同様である。

区 分	派 遣 の 相 手 方			
	他市町	県	指定地方行政機関	指定行政機関
派遣要請	自治法 第 252 条の 17	自治法 第 252 条の 17	災対法 第 29 条第 1 項	災対法 第 29 条第 1 項
派遣あつせん (あつせん要請先)	—	災対法 第 30 条第 2 項 (内閣総理大臣)	災対法 第 30 条第 1 項 (内閣総理大臣)	災対法 第 30 条第 1 項 (内閣総理大臣)

ウ 派遣要請者は、知事、県の委員会又は委員である。

エ 知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、市長に代わって実施することになる。

特に急を要する応急措置	1 災対法第 60 条第 5 項（避難の指示等） 2 災対法第 63 条第 1 項（警戒区域の設定） 3 災対法第 64 条第 1 項・第 2 項（応急公用負担等） 4 災対法第 65 条第 1 項（人的公用負担）
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

オ 県は、市における災害対策本部の円滑な運営、被災建築物応急危険度判定等の早期実施など、初動対応を支援するため、市の要請があった場合又は県が支援の必要があると判断した場合、県職員被災市町支援チームを派遣する。

カ 県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

キ 知事は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つかからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求するものとする。

なお、国は県の要求を待ついとまがないと認められるときは、県からの要求を待たないで、他都道府県に対し、県又は被災市町を応援するよう要求する。

ク 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に応援を求める。

なお、指定行政機関及び指定地方行政機関は、県及び市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、市町が災対法第64条第1項及び第2項並びに第65条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町に代わって行う。

(3) 指定行政機関、指定地方行政機関

指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌する応急措置を実施するため必要があると認めるときは、関係機関に対し応急措置の実施を要請し、又は指示するものとする。

(4) 指定公共機関、指定地方公共機関

ア 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌する災害応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、関係機関に対し労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

イ この場合に、県に対し応援を求めようとするときは、次の事項について総務部を窓口にとりあえず口頭又は電話により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

- a 災害の状況及び応援を求める理由
- b 応援を希望する機関名
- c 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- d 応援を必要とする期間
- e 応援を必要とする場所
- f 応援を必要とする活動内容
- g その他必要な事項

2 相互協力の実施

(1) 基本的事項

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結しておくものとする。

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

- イ 費用の負担の対象となるものは、おおむね次のとおりである。
 - a 派遣職員の旅費相当額
 - b 応急措置に要した資材の経費
 - c 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
 - d 救援物資の調達、輸送に要した経費
 - e 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

1 地方公共団体の応援協定

大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、市、県のみでの対応では十分な対応ができないことが予測される。このため、市及び県は、他の市町、県との間に相互応援協定を締結するなどして、円滑な災害応急対策を図る。

(1) 市の相互応援協定

ア 消防相互応援

県内各市町及び各消防一部事務組合は、全県下を対象とする広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

イ 自動車専用道における消防相互応援

関係市町は、中国自動車道及び山陽自動車道において火災、救急及び救助事故等が発生した場合に、災害による被害を最小限に防止することを目的とした消防に関する相互応援協定を締結している。

ウ 石油コンビナート等の消防活動に関する相互応援

石油コンビナート等特別防災区域に係る消防活動に関して、関係市町等は、関係企業と相互応援協定を締結している。

エ 海上保安部との業務協定

海上災害発生時における応急対策活動に関して、徳山海上保安部との間に協定を締結している。

資料編 【応援協定】 ・ 山口県内広域消防相互応援協定

2 防災関係機関との協定

災害時において、防災関係機関の円滑な協力が得られるよう市は、協定の締結を推進する。

資料編 【応援協定】 ・ 災害時における下松市と下松市内郵便局との相互協力に関する覚書

3 民間団体との協定

市、県及び関係防災機関は、災害応急対策を実施する上で支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努めるものとする。

第4項 派遣職員に係る身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取り扱いについては、災対法第32条、同施行令第17条、第18条にその取り扱いが規定されている。

第5項 応援者の受入措置

1 応援者の受入先

他の市町、他県からの応援者の受入れについては、応援を求めた市長又は知事（各対策部）において、受入れに必要な措置を講じるものとする。

- (1) 到着場所の指定
- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置

2 応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、応援を求めた市長、又は知事（各対策部）の下に活動するものとする。

2 災害派遣の範囲

(1) 派遣方法

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

- ア 災害が発生し、市長が人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、市長が予防のため要請をし、事情止むを得ないと認めた場合
- ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、市長等からの要請を待つ時間的余裕がないと認めて自主的に派遣する場合。

この場合の判断基準は、次のとおりである。

- a 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- b 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- c 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
- d その他の災害に際し、上記 a～c に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待つ時間的余裕がないと認められること。この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2) 災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

(3) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解としておおむね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡すること。

- ア 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要であること。
- イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ、適当であること。
 - a 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められる差し迫った必要性（緊急性）があること。
 - b 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。
 - c 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。
- ウ 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第2項 災害派遣要請の手続き

1 要請権者

(1) 要請権者

- ア 知事 …………… 主として陸上災害の場合
- イ 海上保安長官、第六管区海上保安本部長 …… 主として海上災害の場合
- ウ 空港事務所長 …………… 主として航空機遭難の場合

(2) 市長の措置

市長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、第1項1に掲げる災害派遣要請系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に派遣要請の要求（要請依頼）をするものとする。

2 要請手続き

(1) 県の要請事務処理窓口

自衛隊の災害派遣の連絡窓口は、県対策本部本部室班とする。

(2) 事務処理の方法

市長は、知事に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、事態が切迫している場合は口頭又は電信、電話等により要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣連絡窓口一覧表

区分	要請先	所在地	活動内容
陸上自衛隊 に対する もの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上宇野令 784 (083-922-2281) 広島県安芸郡海田町寿町 2-1 (082-822-3101) 伊丹市緑ヶ丘 7-1-1 (0727-82-0001)	車両・航空機・地上部隊による各種救助活動
海上自衛隊 に対する もの	呉地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町 8-1 (0823-22-5511) 岩国市三角町 2 丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町 3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町 4-8-1 (083-286-2323)	航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、急患搬送、応急給水等
航空自衛隊 に対する もの	第12飛行教育団司令 航空教育隊司令 西部航空方面隊司令官	防府市田島 (0835-22-1950) 防府市中関 (0835-22-1950 内線 231) 春日市原町 3-1-1 (092-581-4031 内線 2348)	主として航空機による偵察・人員・物資輸送等

3 市長の派遣要請の要求

市長の知事への派遣要請の要求は、災害派遣要請依頼書（様式）によるものとし、緊急を要する場合には、電話等により派遣要請の要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。

なお、市長は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。この場合において、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知すること。

資料編 【様式】 ・災害派遣要請依頼書

4 自衛隊との連絡

(1) 情報連絡

自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適宜連絡するものとする。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等に係る情報収集に努めるものとする。

(2) 県との連絡

ア 陸上自衛隊第17普通科連隊は、県に災害対策本部が設置された場合、県本部室に連絡員を派遣するものとする。

イ 災害対策本部を設置しない場合でも、災害の発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときにおいて必要と認めるときは、防災危機管理課に連絡員を派遣するものとする。

ウ 派遣に際しては、必要に応じて無線機器を携行するものとする。

第3項 災害派遣受入れ

1 市長の措置

知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

(1) 部隊の受入準備

- ア 市の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。
- イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。
- ウ 部隊が集結した後、直ちに指揮官とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置をとるものとする。

(2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

(3) 自衛隊の活動等に関する報告

市長は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜県災害対策本部本部室班に報告するものとする。

2 経費の負担区分

(1) 自衛隊が負担する経費

- ア 部隊の輸送費
- イ 隊員の給与
- ウ 隊員の食料費
- エ その他部隊に直接必要な経費

(2) 派遣を受けた側が負担する経費

- (1) に掲げる経費以外の経費

第4項 自主派遣の場合の措置

- 1 指定部隊の長は、できる限り早急に県知事等に自主派遣したことの連絡をするものとする。この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等について行うものとする。
- 2 知事等は前記の連絡を受けたときは、直ちに当該部隊が派遣された地域の市長等に通知するものとする。
- 3 市長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3項に定める措置に準じた措置をとるものとする。
- 4 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、前記第2項に定める措置をとるものとする。

第5項 災害派遣部隊の撤収

1 撤収要請の時期

- (1) 要請権者（知事等）が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めるとき。

- (2) 市長から災害派遣部隊の撤収要請の依頼があったとき。
- (3) 知事は、市長から撤収の依頼を受けた場合又は自ら撤収の必要を認めた場合にあっても、民心の安定、民生の復興に支障がないように各機関の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

2 撤収要請の手続き

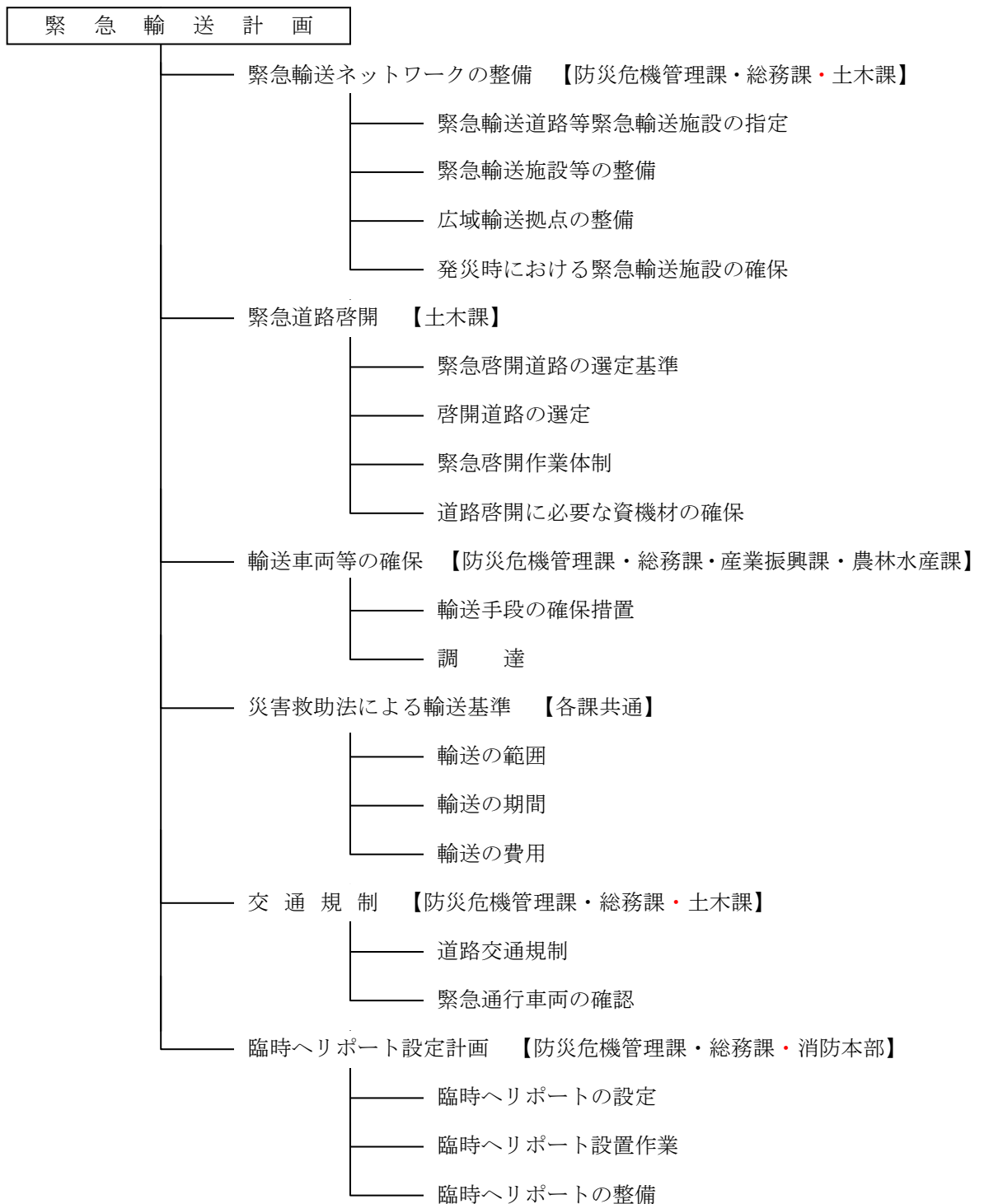
撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書（様式）によるものとする。

第8章 緊急輸送計画

基本的な考え方

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送道路の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・土木課 】

第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

市は、大規模災害時に物資の受入、被災地への輸送、被災者の避難先・拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、交通手段を活用した緊急輸送ネットワークを形成するため、緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

1 緊急輸送施設等の指定

(1) 道路

県指定緊急輸送道路に接続し、輸送拠点及び市役所、避難所、医療機関等の防災拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路として指定する。

(2) 港湾

海路による救援物資等の受入れ港として、また、それを補完する港として港湾（漁港）を指定する。

(3) 飛行場等

空路による救援物資等の受け入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時航空基地として、陸路での防災拠点である下松スポーツ公園内に臨時ヘリポートを指定する。

名 称	所 在 地
下松スポーツ公園総合グラウンド	下松市大字河内字恋路 10140

(注) この他下松小学校、下松中学校、米泉湖公園運動広場が臨時ヘリポートとして指定されているが、内2箇所（下松小学校、下松中学校）が指定避難所のため、下松スポーツ公園総合グラウンドを優先して使用するものとする。

2 市は、市内における物資輸送配送のための緊急輸送道路の指定を行うとともに、緊急時の臨時ヘリポートの指定をしておくものとする。

第2項 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は、施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努めるものとする。

第3項 広域輸送拠点の整備

1 市の拠点整備

市は、県内他地域及び他県等からの緊急物資の受入れ、一時保管並びに各地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点として、山口県広域受援計画において予め指定した民間倉庫の活用を検討し、民間倉庫が活用できない場合に活用する広域輸送拠点について、次のように定める。

また、高潮や液状化等による沿岸地域の広域輸送拠点の被災等に備え、バックアップのための施設・用地について市内内陸部を中心に確保し、拠点ヤードとして活用する。

名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
下松市温水プール (下松スポーツ公園内)	下松市大字河内字恋路 10140	0833-41-6200	広域輸送拠点

2 輸送拠点の整備

輸送拠点の整備に当たっては、地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

3 代替地の選定

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を選定確保する。

第4項 発災時における緊急輸送施設の確保

大規模災害時には、民間倉庫又は緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。

第2節 緊急道路啓開

【関係機関：土木課】

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、各道路管理者において、対象道路の障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。

第1項 緊急啓開道路の選定基準

被災状況を確認して、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の対象路線から選定する。ただし、対象道路の損傷が大きく応急復旧が困難である場合は代替路線を詮索する。

第2項 啓開道路の選定

1 啓開道路の選定

市及び県は、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

2 災害対策基本法に基づく車両の移動命令等

【各道路管理者】

各道路管理者は、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

- (1) 当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令。
- (2) 所有者等が(1)の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者自らによる当該措置の実施。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 上記の措置をとるため必要な限度において、他人の土地の一部利用又は竹木その他の障害物の処分。
- (4) (2)又は(3)の措置をとったときは、通常生ずべき損失の補償。

3 国土交通省大臣、県知事からの指示

国土交通省(中国地方整備局)は、道路管理者である県又は市に対し、県(土木建築部)は、道路管理者である市に対し、広域的な見地から、必要に応じて、上記2の措置をとることについて指示をすることができる。

第3項 緊急啓開作業体制

1 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者が行う。

なお、道路啓開に当たっては、被災地方公共団体、その他の道路管理者等及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

2 啓開作業

市は、区域内の道路被害及び道路上の障害物等の状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、所管する道路については、県に準じて啓開作業を実施する。

- (1) 市は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め県及び国土交通省に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) 道路の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に車両の離合ができる退避所を設ける。
- (5) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。
- (6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会、高速道路株式会社等関係団体の支援を要請する。

第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業協会、高速道路株式会社等を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第3節 輸送車両等の確保

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・産業振興課・農林水産課 】

市、県及び防災関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

第1項 輸送手段の確保措置

- 1 輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する機関が行うこととするが、災害が激甚で、これらの機関において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。
- 2 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によることとする。このため市、県及び関係機関は、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図るものとする。

(1) 車両による輸送

実施機関が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講じるものとする。

- ア 公共的団体の車両
- イ 営業所有者の車両
- ウ その他の自家用車両

(2) 列車による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、当該対策の実施機関は、西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に要請して、列車輸送を行うものとする。

(3) 舟艇による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、当該対策の実施機関は、適宜次の措置を講じるものとする。

- ア 徳山海上保安部所属船艇への支援要請
- イ 中国運輸局に対する海上輸送措置のあっせん又は調整の要請
- ウ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

(4) 他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行うものとする。

- ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- イ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請
- ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

資料編 [輸送] ・市所有車両一覧

第2項 調 達

1 実施体制

- (1) 災害輸送は、それぞれの対策本部、班の責任において実施するものとする。
- (2) 市所有車両による輸送力の調整確保措置は、総務部防災班が総括的に担当する。

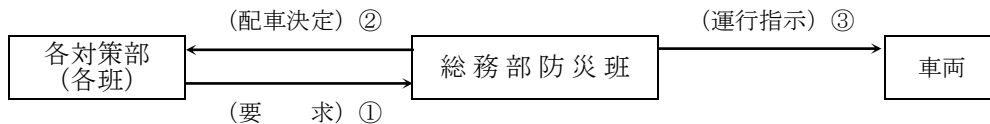
2 市所有車両等の確保

- (1) 総務部防災班は、災害上の非常配置が必要であると認めるときは、所有車両及び運転者の招集、待機の措置を講ずるものとする。
- (2) (1)の措置によってもなお車両が不足するときは、所有車両以外の自動車の動員を行うものとする。この場合は、当該車両の管理責任者と協議して実施する。

3 災害輸送の配車要求

市本部各班が災害輸送のための配車要求を行うときは、次の経路により処理するものとする。

【 配車申込書の提出及び運行の指示 】



4 市所有輸送力以外による輸送の確保措置

市の輸送力で処理できないときは、次の措置を講じるものとする。

- (1) 指定公共機関、指定地方公共機関に対する協力要請
 - ・西日本旅客鉄道株式会社（人員）
 - ・日本貨物鉄道株式会社（貨物）
 - ・中国ジェイアールバス株式会社（人員）
 - ・日本通運株式会社（人員・貨物）
 - ・防長交通株式会社（人員）
- (2) その他の輸送業者との契約

状況により、中国運輸局（山口陸運支局）を通じて、輸送力確保のあっせんを行う。
- (3) 輸送業者以外の個人、会社等が所有する車両の借り上げ
- (4) 海上輸送力の確保

総務部防災班が徳山海上保安部、中国運輸局に支援要請を行うほか、経済部農林水産班は、状況により山口県漁業協同組合所有船舶（漁船）の借り上げ等についてあっせんを依頼するものとする。

5 応援要請

市が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市又は県にあっせんを依頼するものとする。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び必要台数

- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- (6) その他参考となる事項

6 燃料の確保

- (1) 災害時における自動車燃料の確保は、総務部防災班が担当する。
- (2) 調達方法は、市内業者の販売系統による。

第4節 災害救助法による輸送基準

【 関係機関：各課共通 】

第1項 輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

1 罹災者を避難させるための輸送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送

2 医療及び助産のための輸送

- (1) 重症患者で、救護班では処理できない場合等の病院又は産院への輸送
- (2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送
- (3) 救護班の人員輸送

3 罹災者の救出のための輸送

救出されたり災者の輸送及び救出のために必要な人員、資材等の輸送

4 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、濾過器その他の機械器具、資材等の輸送

5 救済用物資の輸送

罹災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

6 遺体の処理のための輸送

- (1) 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送
- (2) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送

7 輸送の特例

応急救助のため、輸送として上記1～6以外の措置を必要とするときは、知事は、内閣総理大臣に対して特別基準の協議を行うものとする。

第2項 輸送の期間

- 1 救助法による各救助の実施期間中とする。
- 2 各種目の救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

第3項 輸送の費用

- 1 輸送業者における輸送又は車両の借上のための費用は、本県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。
- 2 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。
- 4 官公署及び公共的団体（農業協同組合、森林組合等）の所有する車両を借上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。
（燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。）

第5節 交通規制

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・土木課 】

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

第1項 道路交通規制

1 交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

(1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第1次交通規制、第2次交通規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害発生直後における交通混乱を最小限にとどめるため

- a 被災地域方向へ向う車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。
- b 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。
- c 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

イ 第2次交通規制

- a 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。
- b 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。
- c 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し、又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき。	緊急通行 車両以外 の車両	災対法 第76条 第1項
同上	同上	県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第4条 第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1ヵ月を超えないものについて実施するとき。	同上	道路交通法 第5条 第1項
警察官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めるとき。	同上	道路交通法 第6条 第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法 第46条 第1項

2 交通情報の収集伝達

警察本部（交通管制センター）は、道路管理者等と連携して、交通情報を収集するとともに、各種広報媒体を活用して、市民等及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

(1) 交通情報の収集

管制施設（カメラ等）、航空機（ヘリコプター等）、車両（パトカー、二輪等）、警察官等により、次の事項を調査する。

- ア 幹線道路の被害状況
- イ 交通規制の実施状況
- ウ 鉄道、駅等の被害状況
- エ 交通の流れの状況
- オ その他

(2) 交通情報の伝達

収集した交通情報は、次の広報媒体を活用して、広報を実施する。

- ア 管制施設（交通情報板、路側通信等）
- イ ラジオ、テレビ等の放送施設（日本放送協会、民放各社等）
- ウ 日本道路交通情報センター
- エ その他

3 交通規制の実施要領

(1) 第1次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

ア 被災地域への流入交通の抑止

- a 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。

- b 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。
- イ 避難車両の流出誘導の実施
 - a 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。
 - b 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。
- (2) 第2次交通規制
 - ア 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

 - a 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。
 - b 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。
 - c 規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。
 - イ その他の交通規制の実施
 - a 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。
 - b 被災地域内の生活道路の確保を図る。
- (3) 警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用
 - ア 警察官等の規制実施体制及び隣接県、近隣県等を含めた広域的な交通規制の必要がある場合、県公安委員会は、これらの県の公安委員会に対して交通規制及び広報について要請する等、相互の連携を取りながら実施する。これらについては、別に定める。
 - イ 交通規制に当たっては、道路交通法第4条第5項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第1項の規定に基づく、同法施行規則第5条第1項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。
 - ウ 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか、信号機の早期機能回復を講じる。

4 交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材等の整備を計画的に行う。

5 被災現場措置

(1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員、道路管理者は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

区分	項目	内容	根拠条文
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	災対法第76条の3第1項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法第76条の3第2項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法第76条の3第2項
自衛官 消防吏員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	ア 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して行うものとする。 イ 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して行うものとする。 a 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。	災対法第76条の3第6項
自衛官 消防吏員	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	b 破損行為を行った場合は、原則として破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付の上、通知の際送付するものとする。	
道路管理者	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	道路における車両の通行が停止等により、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあり、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、管理する道路について区間を指定し、車両その他の物件の占有者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。 道路管理者は、区間の指定をしたときは、道路の区間内にあるものについて、区間を周知する。	災対法第76条の6第1項第2項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法第76条の6第3項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法第76条の6第3項

(2) 車両運転者の義務

項目	内容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項、第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項、第2項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法 第76条の2 第4項

6 道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び必要な措置をとることを要請することができる（第2節第2項2参照）。

第2項 緊急通行車両の確認

災害発生時において県公安委員会が、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合において、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認が必要となることから、この確認について次により行う。

1 確認実施機関

市が保有し、応急対策活動に使用する車両及び応急対策活動に必要として調達した車両については、総務部防災班が県公安委員会に申請し、証明書の交付を受ける。

2 確認対象車両

災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送に必要な車両について、緊急度、重要度等を考慮し実施するものとする。

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じておおむね以下のとおりとするが、輸送活動に当たっては、①人命の安全②被害の拡大防止③災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 災害応急対策用車両

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

- ウ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- オ 応急復旧対策用車両

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 緊急通行車両確認証明書等の交付

緊急通行車両確認証明書の発行は公安委員会（警察本部及び警察署）又は県（物品管理班）において行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

- 資料編 【輸送】
- ・緊急通行車両確認標章
 - ・緊急通行車両確認証明書

第6節 臨時ヘリポート設定計画

【関係機関：防災危機管理課・総務課・消防本部】

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。このため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について、必要な事項を定める。

第1項 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの確保

市は、災害時の対応に備え、地域内に1箇所以上の臨時ヘリポート予定地を確保する。

2 臨時ヘリポートの選定

- (1) 消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県（防災危機管理課）と協議し、定める。
- (2) 自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県経由（防災危機管理課）により、陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）と協議し、現地調査の上、定める。

3 臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件としては、おおむね次の要件を満たすものであること。

具 体 的 事 項	備 考
1 着陸帯は、平坦な場所で転圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂又はかれ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等をしておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高压線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約 35m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・ 自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約 50m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・ 着陸地点中心から半径約 100m以内は高さ 12m以上の障害物がないこと。 ・ 着陸地点中心から半径約 150m以内は高さ 20m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

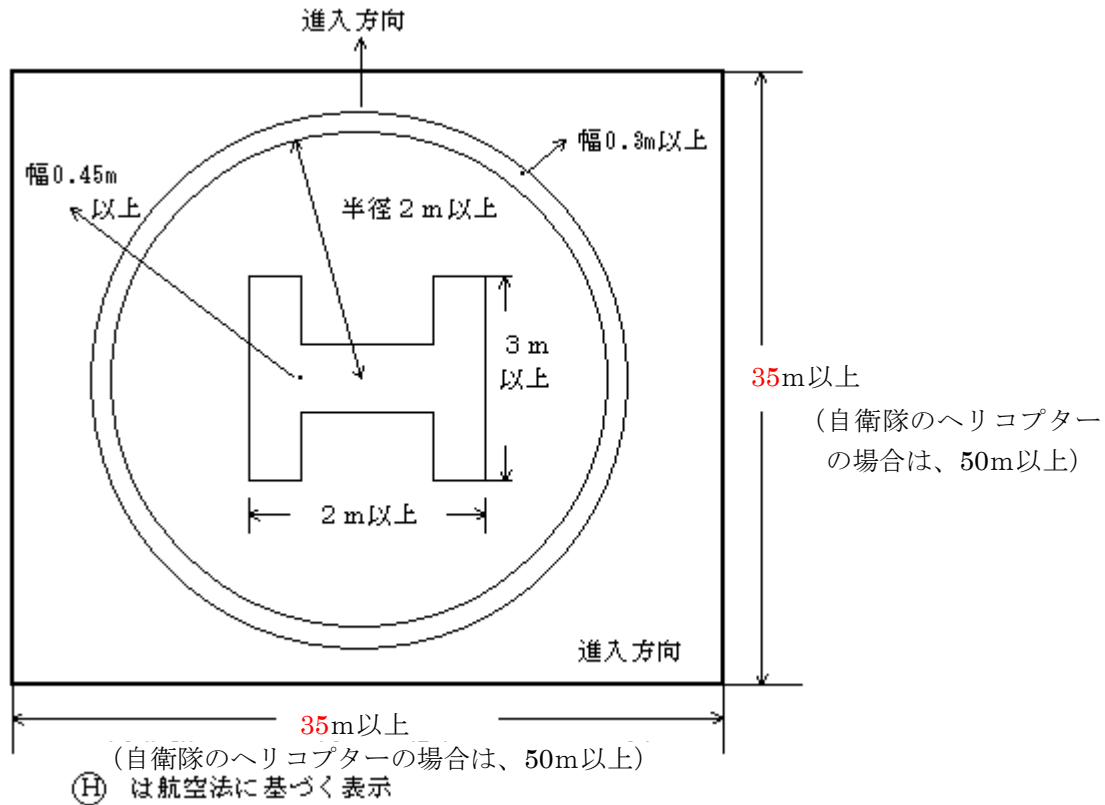
資料編 〔防災物資・施設・資機材〕 ・臨時ヘリポート一覧

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(1) ヘリポートの標識



(2) 標示方法

表示場所の区分	具 体 的 事 項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を表示する。 （注）ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いため、吹き飛ばされやすいもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 （注）原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（35m×35m）の雪を取り除き周囲を踏み固める。（自衛隊のヘリコプターの場合は、50m×50m）
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別し易い色）の吹流しを掲揚する。 （注）ポール等（3m以上）の位置は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備

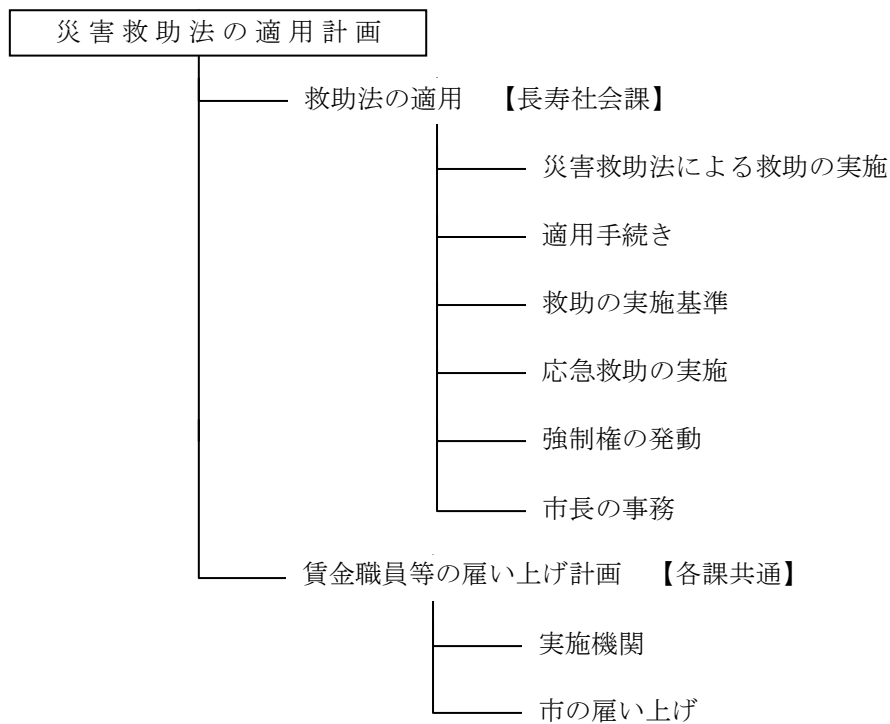
市は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポートの確保整備に努めるものとする。

第9章 災害救助法の適用計画

基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、市は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。



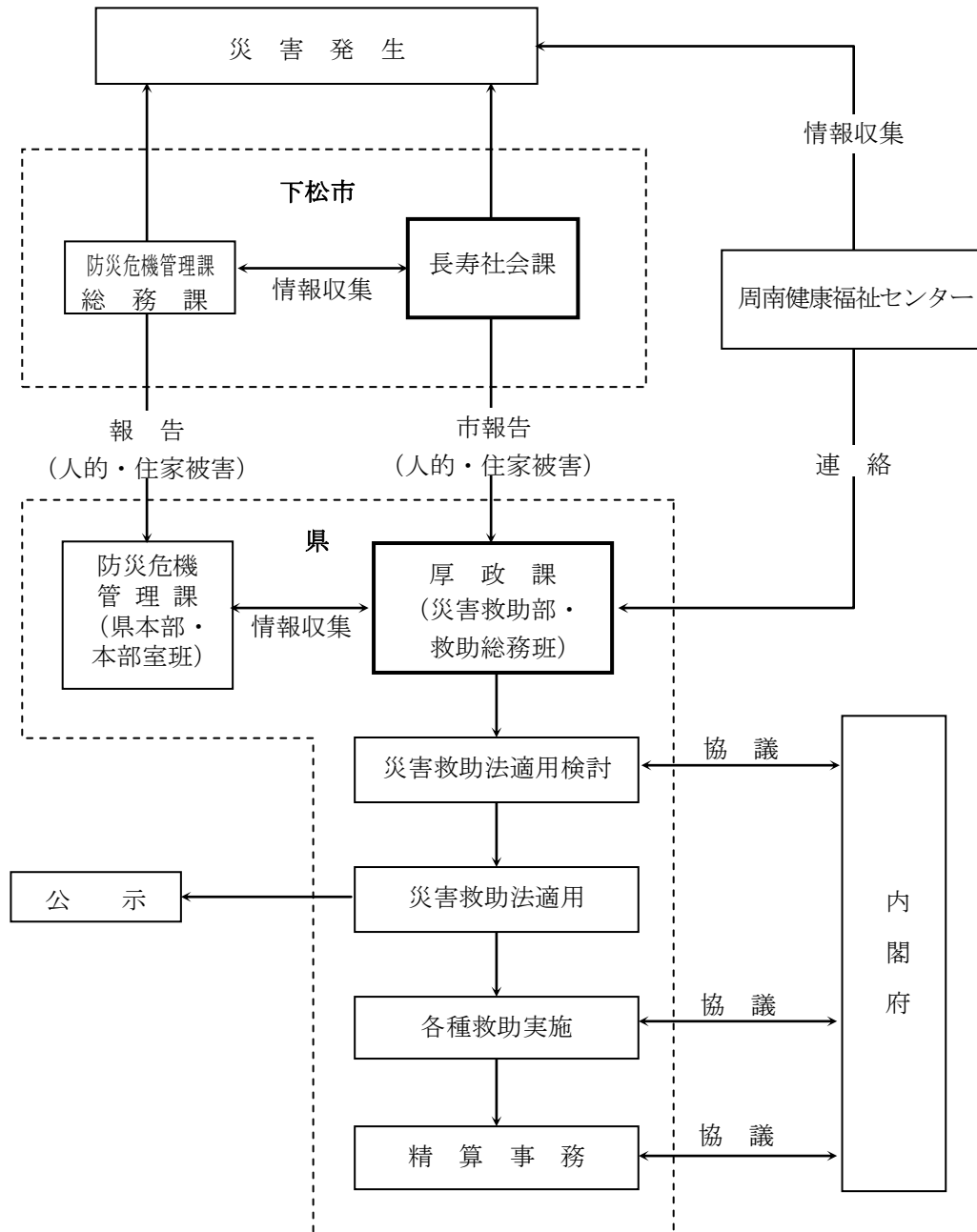
第1節 救助法の適用

【関係機関：長寿社会課】

市の地域に救助法適用の災害が発生した場合、知事は、救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を実施するものとする。

第1項 災害救助法による救助の実施

1 救助法事務処理系統図



2 実施機関

- (1) 救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。
- (2) 市長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から市長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。

(4) なお、市長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救 助 実 施 内 容	実施機関
1 避難所の設置	市
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 入居予定者の選考、敷地の選定	県 市
3 炊き出しその他による食品の給与	市
4 飲料水の供給	市
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	市
6 医療及び助産	市、県
7 被災者の救出	市
8 被災した住宅の応急修理	市
9 生業に必要な資金の貸与	市
10 学用品の給与	市、県
11 埋葬	市
12 遺体の搜索	市
13 遺体の処理	市
14 障害物（土石、竹木等）の除去	市、県

(5) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

3 適用基準

県及び市は、以下の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第2項に示す手続きを行う。

(1) 当該市の区域内の人口に応じて次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失していること。		
ア 住家滅失世帯基準数		
市の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
	5,000 人未満	30
5,000 人以上	15,000 人未満	40
15,000 人以上	30,000 人未満	50
30,000 人以上	50,000 人未満	60
50,000 人以上	100,000 人未満	80
イ 市町別災害救助法適用基準表		
市町名	人口	適用基準
	人	世帯
下松市	55,812	80
(人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在 国勢調査結果による。)		
(2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が 1,500 世帯以上であって、当該市町の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表に掲げる基準の 1/2 以上に達したとき。		
(3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が 7,000 世帯以上であって、当該市町の区域内の被害世帯数が多数である場合		

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする 内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で 定める基準に該当するとき。
備 考 適用基準の算定方法（単位：世帯） 適用基準＝(全壊・全焼・流失等)＋{(半壊・半焼等)×1/2}＋{(床上浸水・土砂の堆積等)×1/3}

第2項 適用手続き

1 適用手続きに係る処理事項

救助法を適用するに当たって、市長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

(1) 報 告	ア 市長 a 市長は、当該市域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。 b 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。 c 報告内容 罹災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 d 報告系統 「第1項1救助法事務処理系統図」による。 e 報告主任の設置
(2) 適用の 公告	救助法を適用したときは、知事は速やかに次により公告するものとする。（公告形式） ○月○日発生のお○災害に関し○月○日から○市町の区域に救助法による救助を実施する。

2 適用時における市長の措置

市長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができるものとする。

この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告しなければならない。

第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」によるものとする。

資料編 【その他】 ・災害救助法による救助の程度・方法及び期間「一般基準一覧表」

第4項 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救 助 の 種 類	本 計 画	担当部局名
救助の総括	本章 救助法の適用計画	健康福祉部
被害状況等の調査・報告	第3編 第2章 災害情報の収集・伝達計画	総務部ほか

救助の種類		本計画	担当部局名
避難所の設置		第3編 第5章 避難計画	総務部、健康福祉部、文教対策部
応急仮設住宅の供与		第3編 第12章 応急住宅計画	建設上の措置-県又は建設部 対象者、敷地の選定-建設部
被災住宅の応急修理			
炊き出しその他による 食品の給与		第3編 第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の 供給計画	生活環境部ほか
飲料水の給与			上下水道対策部
被服、寝具その他生活必 需品の給与又は貸与		第3編 第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の 供給計画	確保措置及び輸送-県 調査、割当、配分-生活環境部ほか
学用品の給与		第3編 第17章 応急教育計画	文教対策部
医療及び助産		第3編 第4章 救助・救急、医療等活動計画	健康福祉部
被災者の救出			健康福祉部、消防本部ほか
遺体の搜索		第3編 第11章 第2節 遺体の処理計画	搜索、処理、埋葬-健康福祉部 埋葬許可-生活環境部
遺体の処理			
埋葬			
障害物の除去		第3編 第11章 第3節 第3項 障害物除去計画	建設部
業務 協力	輸送協力	第8章 第3節 輸送車両等の確保	総務部、経済部
	労務協力	本章 第2節 賃金職員等の雇い上げ計画	総務部、建設部

第5項 強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するに当たり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

1 従事命令及び協力命令

(1) 従事命令

一定の職種の者（医療、土木建築工事又は輸送関係者）を救助に関する業務に従事させることができる。（救助法第7条）

(2) 協力命令

被災者、その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。（救助法第8条）

2 管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

(1) 管理、使用、保管命令及び収用

ア 知事は、次に掲げる場合において施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、特定業者に保管命令を発し又は救助に必要な物資を収用することができる。（救助法第9条第1項）

a 救助を行うため特に必要があると認めるとき。

b 救助法第14条の規定による内閣総理大臣の応援命令を実施するため必要があると認めるとき。

イ 管理

病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する権限

ウ 使用

土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

エ 保管

災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

オ 収用

災害の場合、必要物資を多量に買いだめ、売惜しみしているような場合、その物資を収用する権限

カ 公用令書の交付

物資の保管命令、物資の収用、施設の管理又は土地若しくは物資を使用する場合には、当該物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して、公用令書を交付して行うものとする。

(2) 損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。(救助法第9条第2項)

第6項 市長の事務

1 救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

- (1) 市長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存するものとする。
- (2) 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

2 被災者台帳の作成

市長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、救助法による救助の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成するものとする。

3 罹災証明書の発行

市長は、救助の実施のため必要があるとき又は被災者からの要求があったときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、「罹災証明書」を発行するものとする。

- (1) 罹災証明書は、「被災者台帳」に基づき、発行するものとする。
- (2) 災害の混乱時においては、「仮罹災証明書」を発行し、後日「罹災証明書」と取り替えることができるものとする。

第2節 賃金職員等の雇い上げ計画

【関係機関：各課共通】

大規模災害時には、市の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な賃金職員等の雇い上げができることになっており、これに関して市、県及び関係機関がとるべき措置について定める。

第1項 実施機関

賃金職員等の確保に必要な措置は、市の各応急対策実施部局が、担当部局（救助法実施機関）及び関係機関と調整の上、実施するものとする。

第2項 市の雇い上げ

1 方法

- (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な賃金職員等の雇い上げは、公共職業安定所等を通じて行う。
- (2) 求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応するものとする。

2 給与の支給

賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費を支給する。

3 救助法による賃金職員等の雇い上げ

(1) 賃金職員等雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため、市長は、次の範囲で救助の実施に必要な賃金職員等を雇い上げる。

	内 容
被災者の避難の避難	災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、市長等が雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	a 救護班による対応ができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員等 b 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等 c 傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等
被災者の救出	a 被災者救出行為そのものに必要な賃金職員等 b 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための賃金職員等
飲料水の供給	a 飲料水そのものを供給するための賃金職員等 b 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 c 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員等

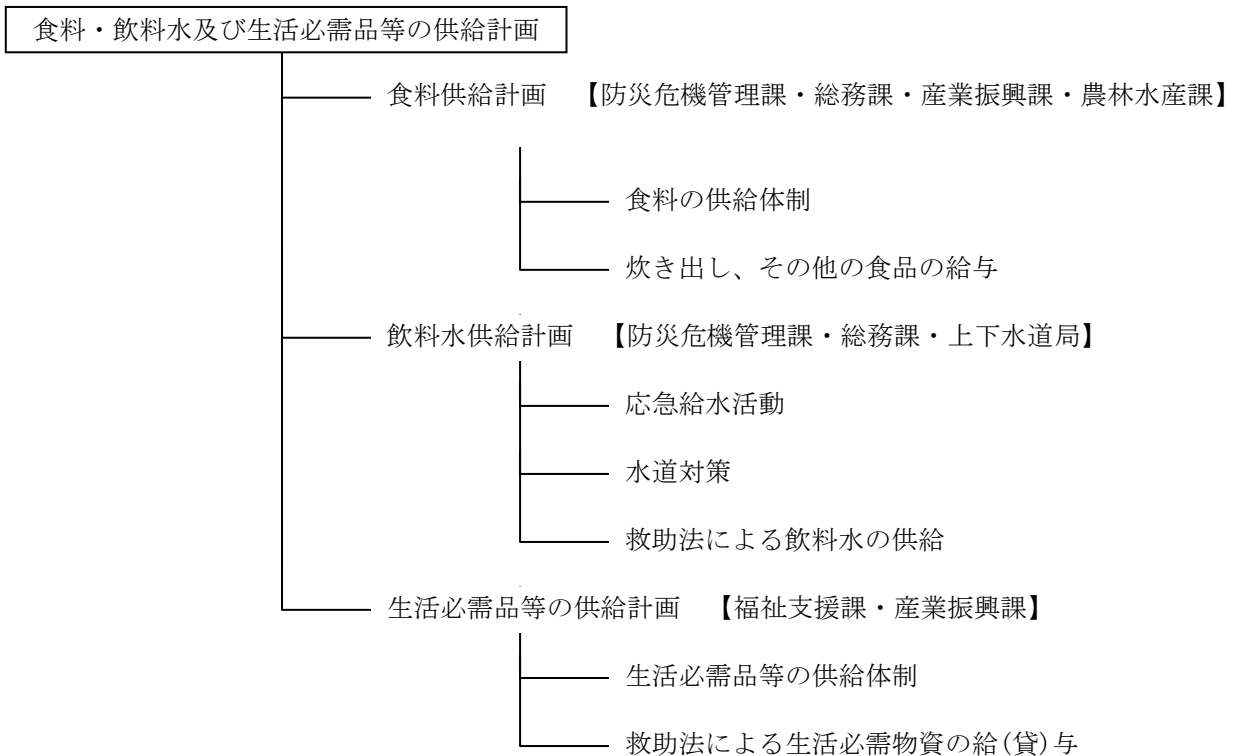
	内 容
救済用物資（義援物資を含む）の整理、輸送及び配分	<ul style="list-style-type: none"> a 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切に係る賃金職員等 b 救済用物資の被災者への配分に係る賃金職員等
遺体の搜索	<ul style="list-style-type: none"> a 遺体の搜索行為自体に必要な賃金職員等 b 遺体の搜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員等
遺体の処理 （埋葬は除く）	<ul style="list-style-type: none"> a 遺体の洗浄、消毒等の処置をするための賃金職員等 b 遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特 例 （特別基準）	<p>上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て賃金職員等の雇い上げをすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 埋葬のための賃金職員等 b 炊き出しのための賃金職員等 c 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

- (2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難いときは、内閣総理大臣の同意を得て期間延長ができる。
- (3) 賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

基本的な考え方

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となる。



第1節 食料供給計画

【関係機関：防災危機管理課・総務課・産業振興課・農林水産課】

大規模な災害の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。

このため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

第1項 食料の供給体制

応急用食料の供給は、市を実施機関とし、県は、市の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。

なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、総合防災情報システムの救援物資管理機能を活用する。

1 主食の供給

(1) 応急用米穀の供給

災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省政策統括官が定める「政府所有米穀の販売要領」及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」により実施するものとする。

ア 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した市に引渡し、市長が供給の実施に当たるものとする。

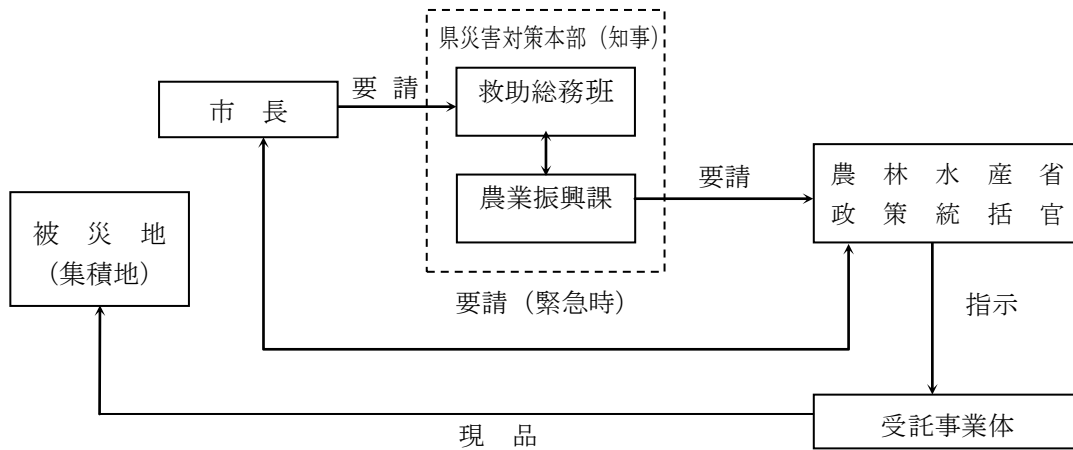
- a 救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。
- b 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省政策統括官に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。
- c 農林水産省政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業者に対し、知事又は知事の指定する者（原則として被災市町長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。
- d 知事又は知事の指定する者は、指示された受託事業者より災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は市を通じ、その供給を行う。
- e 市長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省政策統括官に直接その引渡しを要請することができる。

イ 「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府米等を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した市に引渡し、市長が供給の実施に当たるものとする。

- a 救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。
- b 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、山口農政事務所長に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。
- c 山口農政事務所長は、農政事務所地域課長に対し、知事又は知事の指定する者（原則として被災市長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。
- d 知事又は知事の指定する者は、指示された政府指定倉庫において災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は市を通じ、その供給を行う。
- e 市長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農政事務所地域課長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に直接その引渡しを要請することができる。

【 災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図 】

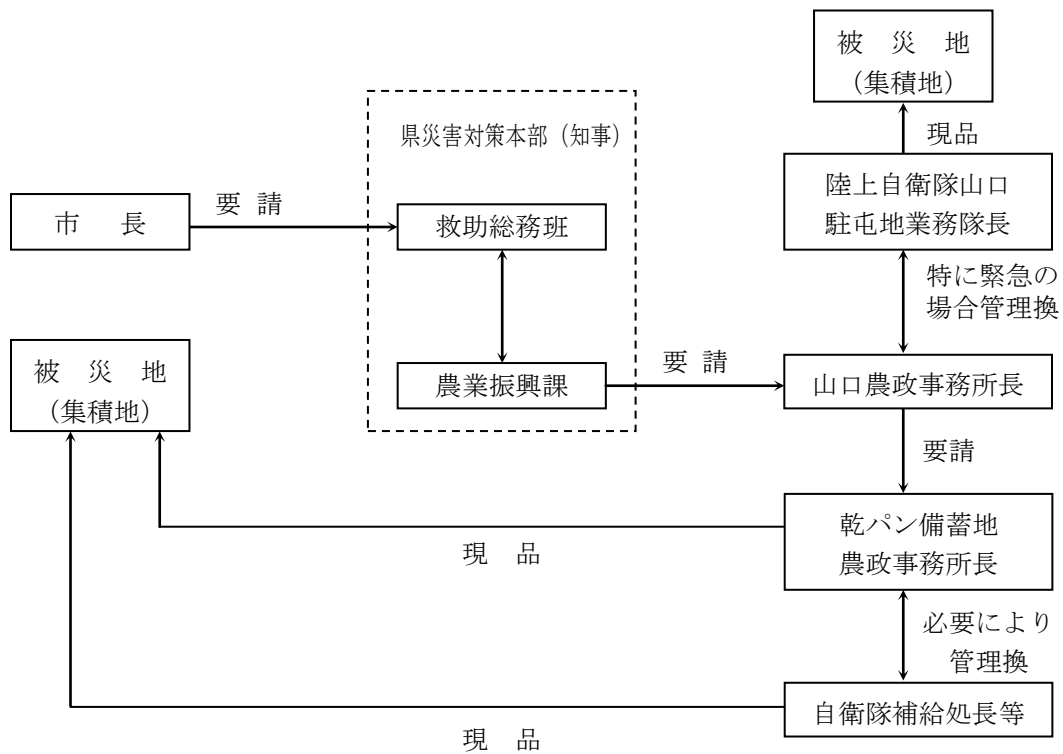


(2) 災害対策用乾パンの供給

発災直後における被災者の食料として乾パンは、次により供給する。

- ア 市は、炊き出し等が困難で、特に緊急を要する場合には、県（救助総務班）に対し、必要量の提供を要請する。
- イ 県は、市の要請に応じ、直ちに、山口農政事務所長にその必要量の確保・供給を要請する。
- ウ 山口農政事務所長は、県からの要請があった場合、直ちに、乾パン備蓄地農政事務所長に供給を要請する。
- エ 要請を受けた備蓄地農政事務所長は、県からの要請量を供給できる場合は、直ちに、被災地への運送措置をとる。県の要請量に対応できない場合は、陸上自衛隊補給所長、海上自衛隊造修補給所長、航空自衛隊基地業務担当部隊の長に対して、必要な乾パンの管理換えを受ける。
- オ 災害の状況により、特に緊急を要するときは、山口農政事務所長は、第 17 普通科連隊長（陸上自衛隊山口駐屯地業務隊長）に対して、乾パンの管理換えを受けることができる。
- カ 交通途絶等により、農政事務所長が手配する政府運送では、緊急の用に間に合わないおそれがある場合は、県は自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊に被災地までの運送を要請する。

【 災害対策用乾パン供給経路図 】



2 副食等の供給

県は、次の食料について市から要請を受けたとき、又は県が必要と認めるときは、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、市への供給措置を講じる。

パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉、鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等

3 食料の輸送

(1) 輸送方法

調達した食料については、実施機関である市が、直接引き取ることを原則とし、県は、被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、市が指定する集積地までの輸送を行う。この場合、食料等の輸送に県有車両等の配車が必要となったときは、物品管理班に配車要求を行うものとする。

(2) 自衛隊等への輸送要請

知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部・署に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。

第2項 炊き出し、その他の食品の給与

大規模災害発生時には、住家被害も多数にのぼり自宅で炊飯等ができない、また流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならず被災者は日常の食事にも困窮する。このため、被災者に応急的に炊き出し、その他の食品の給与が必要となる。

1 実施機関

救助法による炊き出し等の食品の給与は、市長が実施する。
(救助法が適用された都度知事から委任)

2 食品の給与措置

(1) 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であつて、炊事のできない者。なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、被災地の市において炊き出しの対象とすることができる。

(2) 給与の方法

ア 炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で行う。適当な場所がない場合は、飲食店又は旅館等を使用することも認められる。

イ 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。
(現金、原材料等の給与は認めない。)

ウ 食品の給与は、産業給食(弁当等)によつてもよい。

エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によつても差し支えない。

(3) 給与のための費用

救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。

(4) 給与の期間

災害発生の日から7日以内、ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

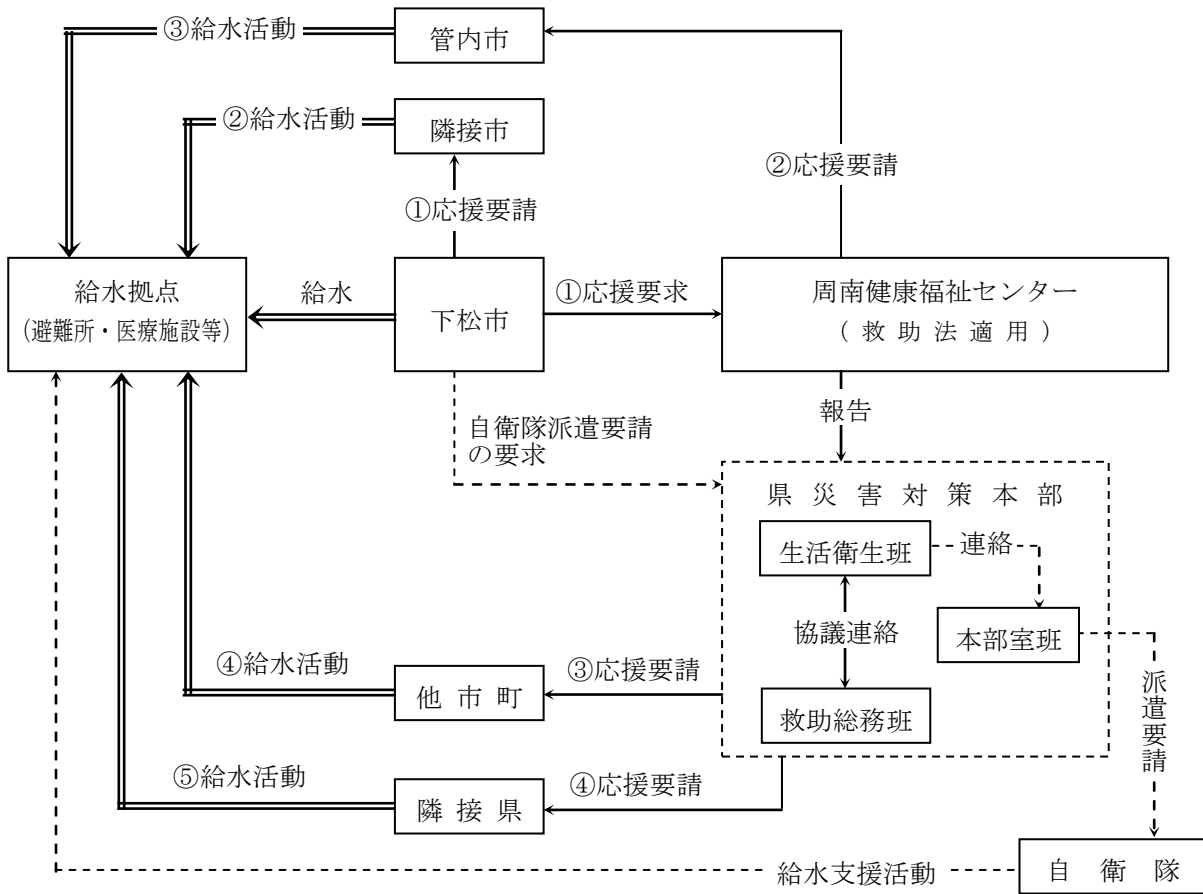
第2節 飲料水供給計画

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・上下水道局 】

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

第1項 応急給水活動

1 応急給水活動系統図



2 実施機関

- (1) 被災者に対する応急給水は、水道事業者が実施する。
- (2) 県は、市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに、他市、隣接県に対し、応援要請を行う。
また、自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

3 実施場所

水道事業者があらかじめ定めた場所（避難所等）を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

4 給水の方法

- (1) 災害時における供給水量の基準
 - ア 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
 - イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

給 水 条 件	給水基準量 (1人1日当り)	備 考
救助法による飲料水の供給	3 リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	14 リットル	上記用途+雑用水（洗面、食器洗い）
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	21 リットル	上記用途+洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	35 リットル	上記用途+入浴用

(2) 給水の確保

- ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- イ 通常使用していない井戸水、また、飲料水が汚染した場合にあっては、ろ過器により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。
- ウ 防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要があるときは、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保するものとする。

5 給水体制

(1) 市

- ア 水道事業者は、災害が発生した場合、給水状況や市民等の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。
- イ 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、上下水道局保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。
- ウ 道路啓開が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、濾過器により処理した井戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。
- エ 後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所及び重症重度心身障害者施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

(2) 県

- ア 環境生活対策部生活衛生班を窓口、県が保有する資機材の提供及び他の市町、隣接県に対し、給水資機材、人員の派遣要請を行うとともに、自衛隊による給水活動の派遣要請を行う。
- イ 応急給水が円滑に実施できるよう、必要な資機材、応急復旧に必要な水道事業者等に関して周南健康福祉センター（環境保健所）に必要な資料の整備を行う。

6 給水の応援要求

市において、飲料水の確保及び供給ができないときは、水道事業者は、次により応援の要求を周南健康福祉センターに行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、直接隣接市に行うことができるものとする。

(1) 応援要求に必要な事項

- ア 供給水量（何人分又は1日何リットル）

- イ 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
- ウ 供給地（場所）及び現地への道路状況
- エ 供給を必要とする期間
- オ その他参考となる事項

(2) 県の給水支援

- ア 水道事業者から応援要求を受けた周南健康福祉センター（環境保健所）は、他の市に
 応援要請を行うとともに、県災対本部（生活衛生班）に報告するものとする。
- イ 県災対本部（生活衛生班）は、周南健康福祉センター管内の市の応援では対応でき
 ないと認めるときは、直ちに他市町及び隣接県に対して応援要請を行う。

7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

(1) 給水施設等の整備

ア 市

- a 水道事業者は、水道施設設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じ
 て施設の補強を計画的に実施するものとする。
- b 水道事業者は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に
 整備する。

イ 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園（所）者を要する施設の管理者等は、災
 害発生時の断水に対処できるよう所要の措置を講じるものとする。

(2) 給水拠点の整備

水道事業者は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所・避難所あるい
 はその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備するものとする。

(3) 資機材の整備

水道事業者は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

資料編 【防災物資・施設・資機材】 ・ 応急給水用資機材整備状況
 【防災組織等】 ・ 下松市指定給水装置工事事業者一覧

第2項 水道対策

1 水道水の緊急応援（水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第40条）

知事は、災害発生の場合において、緊急に水道用水を補給する必要があると認めるときは、
 水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に
 取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命じることが
 できる。

2 水道施設被害報告

水道事業者は、周南健康福祉センターを通して県生活衛生課に報告するものとする。

- ・ 市長－「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」
- ・ 水道事業者－「水道事故報告書」

資料編 【防災物資・施設・資機材】 ・ 上水道施設の現況

第3項 救助法による飲料水の供給

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは、飲料水を汚染させる等により飲料水の確保が困難な状況になることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図る上で最も重要であることから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給は、水道事業者が実施する。
(救助法が適用された都度、知事から委任)

2 飲料水供給の措置

(1) 対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者

(2) 飲料水供給の方法

ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。

イ 飲料水の供給という中には、ろ過器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。

(3) 給水量の基準

1人1日最大おおむね3リットル

※ 法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。

(4) 飲料水供給のための費用

救助法に基づく飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。

ア 水の購入費

イ 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

エ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

(5) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内

ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

ウ 民間業者等との協力体制

市は、災害時における物資調達について民間業者等との協力体制を確保しておく。

エ 小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要なものに限定する。

(2) 法令による物資の確保調達

大規模な災害時において、救助物資の円滑な供給及び確保ができない場合で、特に必要があると認められるときは、知事は、救助法第9条の規定に基づき物資の生産、集荷、販売、配給保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ又は物資を収用するものとする。

3 生活必需品等の給（貸）与

(1) 給与基準

被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定させるものであることから、被災者への給与基準は市の定めるところによる。

(2) 被災者への物資の給（貸）与

被災者に対する物資の給（貸）与の措置は、市長が行う。

(3) 各機関の実施内容

ア 市

- a 市長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（厚政課）と協議し、あらかじめ定めておく。
- b 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市長が実施する。
- c 市において、給（貸）与の実施が困難な場合は、市長は知事（厚政課・周南健康福祉センター）に応援を要請する。

イ 県

県（厚政課・周南健康福祉センター）は、市長から応援要請があった場合又は自ら実施することが必要と認めた場合、直ちに災害救助部内各班及びその他の部の協力を得て、応援措置を講じるものとする。

なお、併せて、日本赤十字社山口県支部に対して、物資の放出並びに配送等に必要となる人員確保のため、「日赤奉仕団」の応援を要請するものとする。

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

(1) 市

集積する物資には、調達分、他県・他市町、一般人等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要がある。

避難所（場所）並びに交通アクセス、連絡に便利な公共施設又は広場を災害時における物資の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、県に連絡する。

(2) 県

ア 県は、市が選定した地域内輸送拠点及び集積地を把握するとともに、資料の整備をするものとする。

イ 県は、他県等からの応援物資の受け入れのための広域輸送基地として、陸上6箇所（航空機離発着可能）、海上9箇所を確保している。

ウ 県は被害想定に応じ活用する広域輸送拠点をあらかじめ選定しておくとともに、各基地における搬入・搬出手順等を定めておく。各基地における搬入・搬出手順等については、別に定める支援物資物流マニュアルによるものとする

5 輸送体制

(1) 市

市長は、市の備蓄する生活必需品等の輸送、配分の方法、受け入れ配送体制について定める。

(2) 県

ア 県は、市が指定する場所に、備蓄物資・業者調達物資を直接又は借上げた車両等により輸送する。

イ 他県等からの応援物資等は、「広域輸送基地」で引継ぎ、ボランティア等民間人の協力を得て、市が指定する場所に輸送する。

ウ 輸送に必要な車両の確保は、経理部物品管理班に、労働者は、商工労働対策部労働対策班にそれぞれ調達を依頼する。

エ 大規模災害時には、必要に応じ、広域輸送拠点における支援物資の集配業務を民間の輸送関係業者に委託する。

第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給（貸）与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

1 対象者

次の要件を満たす者であること。

(1) 災害により、住家に被害を受けた者等であること。

この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。

(2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。

(3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 給（貸）与の方法

(1) 物資の購入計画

物資の購入については、市からの「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、県が購入計画を樹立する。

この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において、緊急に物資の手配をする必要があるときは、市の平均世帯構成人員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとるものとする。

(2) 物資の確保及び購入の措置

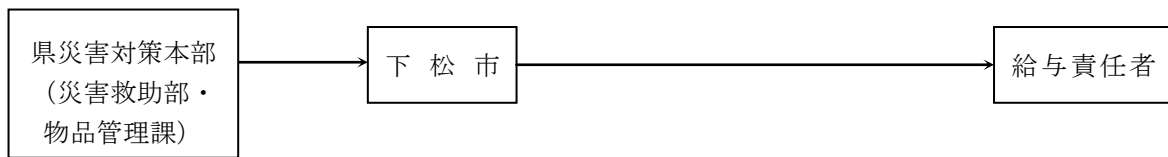
- ア 市から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から行うものとする。
- イ 現地において調達可能な物資については、保健センター所長及び市長において措置するものとする。

3 物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

ア 原則として県本部が実施するが、市が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当するものとする。

イ 送達経路



(2) 割当及び配分

- ア 知事又は事務を委任された市長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行うものとする。
- イ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積もり方は、時価評価による。
- ウ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、知事又は事務を委任された市長が実施するものとする。

4 被服、寝具その他生活必需品の品目

品目	内 容
寝具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外衣	洋服・作業衣・子供服
肌着	シャツ・パンツ等の下着類
身回り品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食器	茶わん・皿・箸等の類
日用品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として以上の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

5 物資給（貸）与の期間

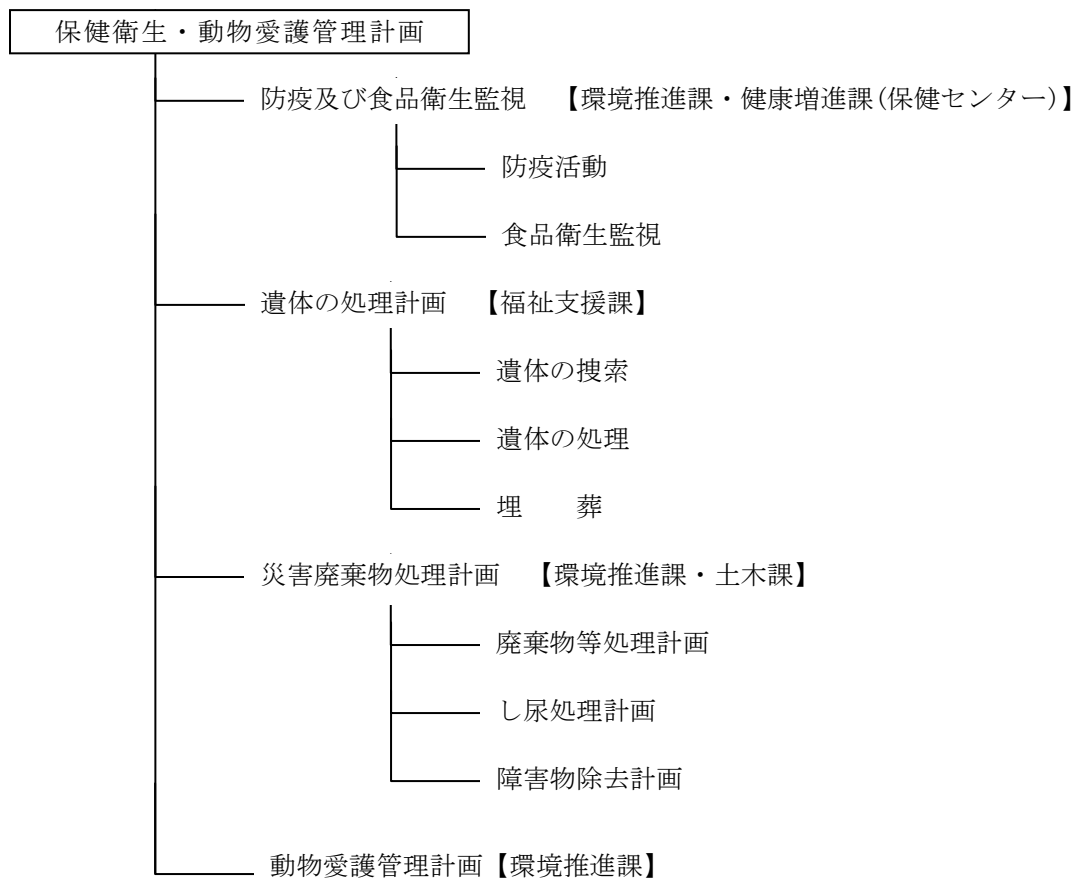
災害発生の日から10日以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了するものとする。ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第11章 保健衛生・動物愛護管理計画

基本的な考え方

災害の発生により、被災地では大量のごみやがれきの発生、また、多数の死者・行方不明者の発生、更には感染症や食中毒等の発生も危惧される。

被災住民の安定を図るには、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。



第1節 防疫及び食品衛生監視

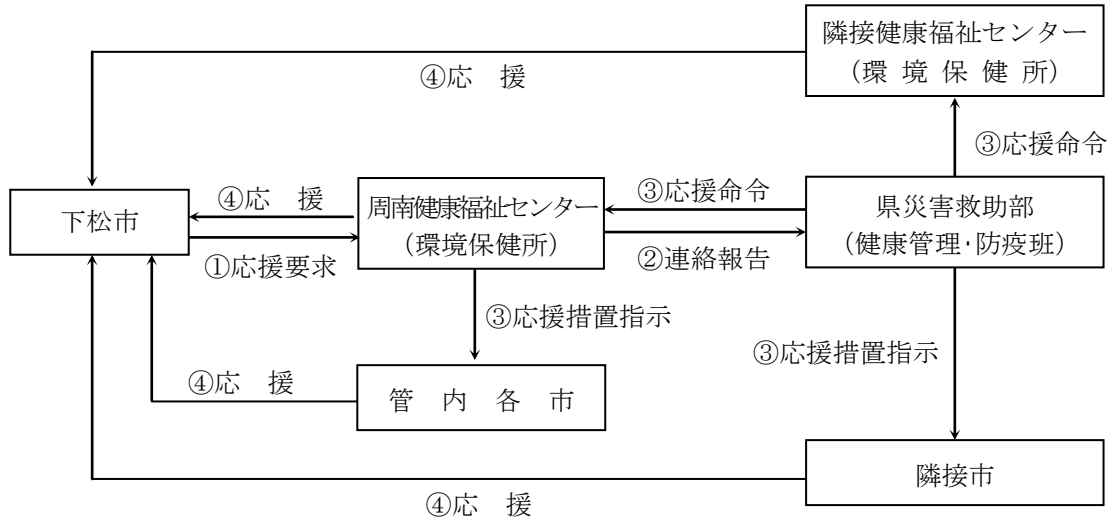
【関係機関：環境推進課・健康増進課(保健センター)】

災害時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

第1項 防疫活動

災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき被災地の市長が実施するものであるが、市のみによることは困難であることから、市、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。



1 市の防疫措置

(1) 防疫組織

市は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、おおむね次の基準により防疫班及び検病調査班を編成する。

防疫班及び検病検査班の構成は、状況に応じて医師等を編入するなど弾力的な構成とする。

防疫班	事務職員1名・作業員2名
検病調査班	保健師又は看護師2名

(2) 措置事項

ア 市は、防疫措置の必要を認めた場合は、県災害救助部長に対し、防疫班及び検病調査班の応援要請を行う。

イ 衛生対策部の指揮のもとに、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行うものとする。

防疫班	<ul style="list-style-type: none"> ① 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ② 避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ③ 井戸の消毒を実施する。 ④ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ ねずみ族、昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 ⑥ 被災地域の清掃を実施する。 ⑦ 感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。）
検病調査班	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・滞水地域 週1回以上 ・避難所等 状況に応じた適切な回数

検病調査班	② 被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 ③ 健康診断を実施する。 ④ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ウ 健康診断の実施

検病調査の結果、必要に応じて健康診断を実施する。

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管するものとする。

2 県の防疫措置

ア 指導

周南健康福祉センター所長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号以下、本章では「法」という。）第27条、第28条及び第29条により災害の状況に応じて職員を現地に派遣し、市が実施する防疫活動等の必要な措置を指導する。

イ 周南健康福祉センターは、市から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市による応援措置について、調整指示を行う。

ウ 市に対する指示及び命令

a 法に基づく指示

- ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（第27条第2項）
- ・ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（第28条第2項）
- ・物件に係る措置に関する指示（第29条第2項）
- ・生活用水の供給の指示（第31条第2項）

b 予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）に基づく実施又は指示

- ・臨時予防接種に関する実施又は指示（第6条）

エ 代執行

市における被害が甚大であるため又は市の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により市長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事は、代執行を行うものとする。

3 防疫体制及び防疫資機材の備蓄・調達

ア 市は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画を立てておくものとする。

イ 資機材の保有状況の把握

市は、防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

4 防疫薬剤の使用

- (1) 防疫薬剤の使用に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年12月28日厚生省令第99号）第14条及び15条に定めるところによるものとする。なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布に当たっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

使用薬剤及び方法（参考）

防疫箇所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。やむを得ず使用する場合は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸した布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、適度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で清拭する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族・昆虫等の駆除のため、殺虫剤を散布する。

資料編 【防災物資・施設・資機材】 ・防疫体制及び防疫機械器具の保有状況

第2項 食品衛生監視

災害時には停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、市は、県と協力し食品の安全確保を図る。

第2節 遺体の処理計画

【関係機関：福祉支援課】

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく捜索、遺体処理、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図る上で重要であることから、実施について必要な事項を定める。

第1項 遺体の捜索

遺体の捜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また、被災後の人心の安定を図る上からも必要であることから実施するものである。

1 実施機関

(1) 市

遺体の捜索は、市長において労務者を雇い上げ、捜索に必要な機械器具等を借上げて実施するものとする。

(2) 県

市からの要請に基づき、遺体の捜索について関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう努める。

(3) 警察

警備活動に付随し、市が行う遺体の捜索に協力する。

(4) 海上保安部

- ア 行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。
- イ 行方不明者については、巡視艇又は航空機を活用して捜索に当たる。
- ウ 必要に応じて本部に応援を求め捜索に当たる。
- エ 市が行う遺体捜索に協力する。

2 捜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この捜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者の罹災場所が対象となるものである。

3 遺体の捜索期間

- (1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。
- (2) 上記期間内の捜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行うものとする。

4 費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

- (1) 借上費又は購入費 捜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で直接捜索作業に使用したものに限る。
- (2) 修繕費 捜索のために使用した機械器具の修繕費
- (3) 燃料費 機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、捜索作業を行う場合の照明用灯油代等

第2項 遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施するものである。

1 遺体処理の内容

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
遺体の識別のための処置として行う。
- (2) 遺体の一時保存
遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（下松市地域交流センター（やまももホール）をはじめ、寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

(3) 検 案

- ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。
- イ 検案は、遺体の処理として行う場合は、救護班又は医師により行う。

2 遺体処理の方法

(1) 実施機関

ア 市

遺体の処理は、市が行う。

- a 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）
救護班又は医師により行う。
- b 遺体の収容及び一時保存
被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等）に遺体収容所を開設し、収容する。
この場合、遺体収容所に適当な既存建物がないときには、天幕、幕張り等の設備をする。
- c 警察署及び海上保安部による検視及び救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。
- d 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

イ 県

救助法が適用された災害の場合、遺体処理に必要な措置を行う。

- a 遺体収容所へ救護班を出動させ、遺体の検案及びこれに必要な措置（市が実施する業務）を行う。このため、救護班の医療活動と検案との業務の仕分け等についてあらかじめ整理しておく。
- b 市の行う遺体の輸送を含む全般的事項について、市及び関係機関と必要な連絡調整を行う。
- c 警察の協力を得て、行方不明者の搜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

ウ 日本赤十字社山口県支部

救助法が適用された災害の場合は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(2) 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間の延長（特別基準）を協議する。

(3) 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用
- イ 遺体の一時保存のための費用

ウ 検案に要する費用

- a 通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。
- b 一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

(4) 救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地域以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引き取りができない場合に限り、次により取り扱う。

ア 遺体の身元が判明している場合

a 県内の他の市に漂着した場合

当該地の市長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

b 他の県内の市に漂着した場合

漂着地の市において処理されるものとし、その費用については、救助法第35条の規定により求償を受ける。

イ 遺体の身元が判明していない場合

a 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取扱うものとする。

b 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市長が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

資料編 【防災物資・施設・資機材】 ・火葬場処理能力

第3項 埋 葬

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものである。

1 実施機関

- (1) 遺体の埋葬は、市が実施する。
- (2) 県は、市が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

2 埋葬の方法等

(1) 埋葬の要件

ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡したものであれば、直接災害により死亡したものに限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であって、まだ、葬祭が終わっていない者も含まれる。）

イ 災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合

- a 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。
- b 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
- c 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。

d 埋葬すべき遺族がいないか又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

(2) 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（市長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア 市は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。

イ 市は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処票」を整理の上引き渡す。

(3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

ア 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査に当たるとともに、埋葬は土葬とする。

イ 身元不明の遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年令、容貌、身体的特徴等を記録する。

ウ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

エ 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。警察は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

(4) 埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長（特別基準）を協議する。

(5) 費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費及び輸送費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

エ 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。

(6) 必要施設の確保

周南地区衛生施設組合の火葬場処理能力の把握に努めるとともに、近隣県の施設利用について、災害時における支援協力にかかる依頼、手続等にかかる事務処理体制を整備しておく。

(7) 体制の確保

市は、平常作業及び臨時雇い上げ等により埋葬体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。

3 広域火葬計画

(1) 基本方針

広域火葬が必要となった場合には、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、山口県広域火葬実施要領に基づき、広域火葬を実施するものとする。

(2) 処理体制等

ア 大規模災害時には、多数の埋葬を必要とすることから、市は、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。

イ 県は、山口県広域火葬実施要領に基づき市と連携した広域的な埋葬（火葬）に必要な対応を行うほか、埋葬業者、その他事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、棺、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行う。また、関係部局等の協力による搬送体制の確立を図るものとする。

ウ 県は、広域的な視点から、遺体の円滑な埋葬（火葬）を支援するため、厚生労働省の火葬データベースを活用する。

エ 市は、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

オ その他の事項については、1及び2に準ずる。

第3節 災害廃棄物等処理計画

【 関係機関：環境推進課・土木課 】

地震等による大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、市民等の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設の被害によりし尿処理も困難になることが想定される。このため、災害廃棄物の処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

なお、津波堆積物やし尿を含む災害廃棄物等の処理については、別に「災害廃棄物処理マニュアル」を定め、それに基づき処理するものとする。

第1項 廃棄物処理計画

1 実施機関

(1) 市

ア 被災地域の廃棄物の処理は、市が実施する。

イ 大規模災害により大量の災害廃棄物が発生した場合においても円滑な処理が行えるよう、災害廃棄物処理マニュアルを策定するとともに、県内市町、関係団体、民間事業者等との相互協力体制の整備や的確な体制の運営を図る。

(2) 県（環境生活対策部廃棄物・リサイクル対策班）

ア 被災地域を管轄する周南健康福祉センター（環境保健所）は、災害廃棄物処理対策に関する技術援助を行う。

イ 周南健康福祉センター（環境保健所）相互間、市町相互間及び関係団体の応援の調整、指示を行うとともに、あらかじめ市と協議の上、市町相互間の補完体制を整えておくものとする。

ウ 国や他県の応援を必要とする場合や被災市町からの要請に基づく代行措置等に備え、所要の体制を整備するものとする。

エ 県は、関係団体の応援を必要とする場合に備え、協力体制の確立及び機材等の所有状況等所要の資料を整備するものとする。

オ 市の災害廃棄物処理計画の策定促進を図るとともに、上記の相互協力体制が的確に運営できるための対策を講じておくこととする。

2 災害廃棄物等の種類及び特性

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがあり、その種類及び特性に応じた処理が必要となる。

災害廃棄物	内容	特性
災害によって発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物 分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物 リサイクル不可適正処理
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど リサイクル可能
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など リサイクル可能
	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など リサイクル可能
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など 腐敗性のため基本的には、リサイクル不可、可燃物として適正処理（市の関係施設では困難）
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理
	廃自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは適正処理（市の関係施設では困難）
	廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶 リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは、適正処理（市の関係施設では困難）
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等 適正処理（市の関係施設では困難）
その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど 適正処理（市の関係施設では困難）	

災害廃棄物		内容	特性
土砂及び津波堆積物等		水害等で発生する土砂のほか、海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	有害物などを含まない状態でリサイクル可能 有害物が混入している場合は適正処理
思い出の品等		写真、位牌、賞状、貴重品等	返還を想定した回収・保管管理
廃棄物 生活に伴い発生する廃	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど	
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿	適正処理

3 災害廃棄物等の発生量の推定

災害廃棄物等の種類別発生量については、次の指標を用い推計する。

(1) 災害廃棄物発生量

項目	計算式、パラメータ等
災害廃棄物発生量	被害を受けた建物の総床面積×面積あたり廃棄物重量 ＝（全壊・焼失棟数）×1棟あたり床面積×床面積あたりの廃棄物発生量
床面積あたりの廃棄物発生量	木造：0.6トン/㎡、非木造：1.0トン/㎡ 火災による焼失：0.23トン/㎡
津波浸水ごみの1棟あたり廃棄物発生量	116トン/棟
1棟あたり平均床面積	木造：118㎡/棟、非木造：329㎡/棟

(2) 津波堆積物発生量

項目	計算式、パラメータ等
津波堆積物発生量	津波浸水面積×平均津波堆積高×体積重量換算係数
体積重量換算係数	1.10～1.46トン/㎡

(3) 災害廃棄物の種類別内訳比率

項目	水害、液状化揺れ、津波	火災	
		木造	非木造
可燃物	18%	0.1%	0.1%
不燃物	18%	65%	20%
コンクリートがら	52%	31%	76%
金属	6.6%	4%	4%
柱角材	5.4%	0%	0%

(4) 避難所から発生する生活ごみ量

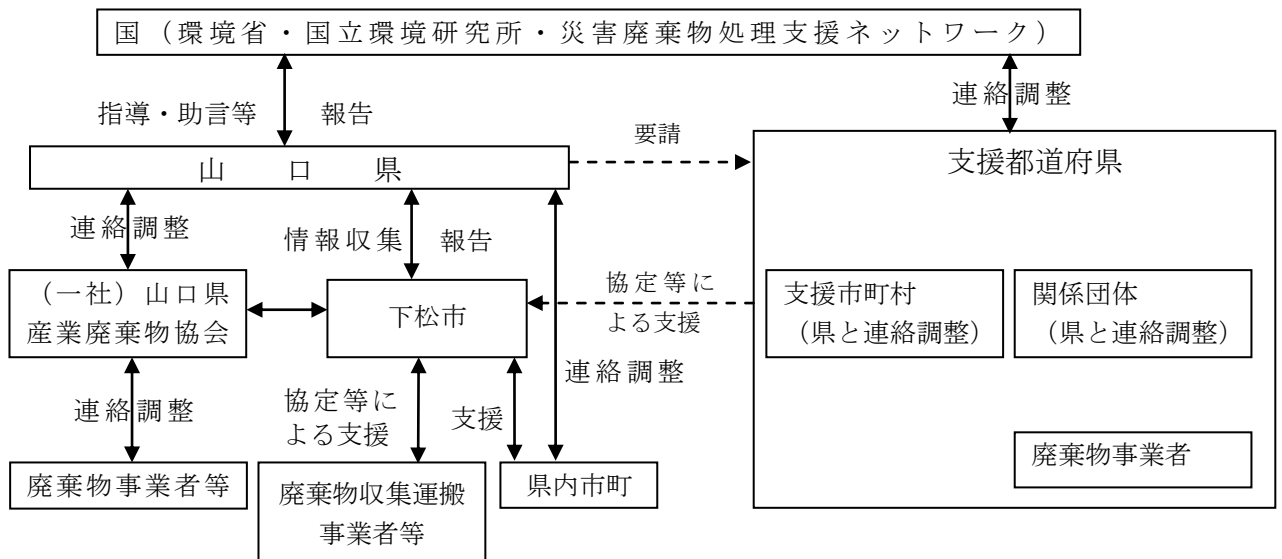
項目	計算式、パラメータ等
避難所から発生する生活ごみ量	災害時における避難者数×一人1日平均排出量
一人1日平均排出量	生活系ごみ収集量/収集人口

4 処理体制の整備

(1) 市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県、国関係機関等から人員及び資機材の応援を得て実施する。このため、市は、あらかじめ、民間の廃棄物処理関連業者に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えとともに、応援受け入れ体制、作業手順等について所要の対策を講じておくものとする。

なお、被害が甚大で、市が自ら処理することが困難であり地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託があった場合は、県が災害廃棄物の処理を実施することができる。

(2) 対策系統



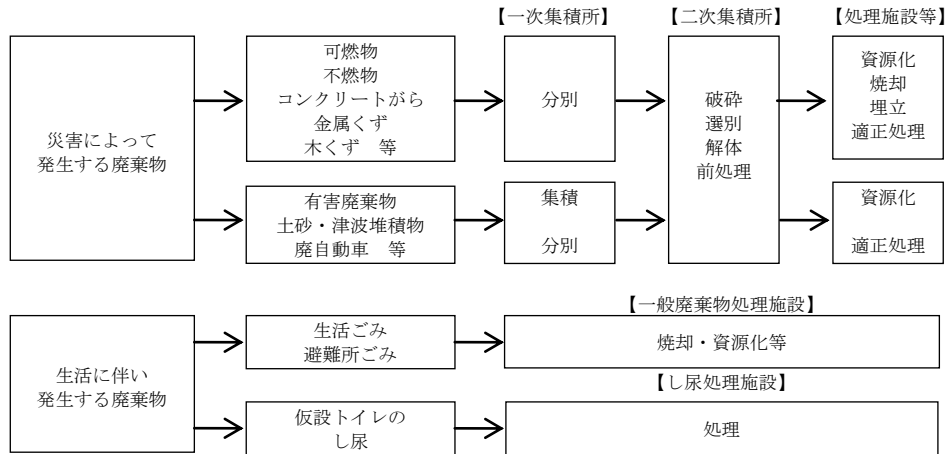
5 災害廃棄物等の処理対策

(1) 処理計画

被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、市は災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、具体的な処理方針や処理計画を決定し、緊急度等を勘案して、迅速かつ適切な処理を実施する。

(2) 処理フロー

災害廃棄物等の収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により迅速かつ適切に行う必要がある。また、処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。



(3) 収集運搬体制

ア 市は、一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについて、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。

イ 収集運搬体制の編成基準

種 別	数量	備 考	
運搬車（トラック）	1 台	※ 一班で1日20戸を処理する。	
作業員	8～10人		
所要器具	スコップ		作業員相応
	トビロ		
	手ミ		

(4) 仮置場（一次集積所・二次集積所）の選定・確保、仮設焼却場の設置

ア 市は、焼却施設が被災することも考慮に入れ、廃棄物の集積場所及び処理施設の確保を図る。

その際、必要な広さを有し、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、仮置場（一次集積場）とするなどの対策を講じる。

項目	計算式、パラメータ等
面積	集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1+作業スペース割合）
集積量	災害廃棄物等の発生量－処理量
処理量	災害廃棄物等の発生量÷処理期間
見かけ比重	可燃物 0.4 (t/m ³)、不燃物 1.1 (t/m ³)
積み上げ高さ	5m以下が望ましい
作業スペース割合	0.8～1

イ 災害時には、粗大ごみ、不燃ごみを始め、多様な廃棄物が大量に排出されることから、市は、災害廃棄物の迅速かつ適切な分類・処理・処分に必要な仮置場（二次集積場）の確保や仮設焼却場の設置等の方策を講じる。

ウ 仮置場（一次・二次集積所）の選定にあたっては、主に下記の点に留意する。

分類	留意点
仮置場（一次・二次集積所）全般	<p>1 候補地は、以下の点を考慮して選定すること。</p> <p>①公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（市有地、県有地、国有地等） ※船舶の係留等</p> <p>②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）</p> <p>③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域</p> <p>④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無</p> <p>※ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。</p> <p>2 仮置場の候補地については、できる限り土壤汚染の有無等を事前に把握すること。</p> <p>3 特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となること。</p> <p>4 津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要があること。</p> <p>5 二次災害のおそれのない場所であること。</p>
一次集積所	<p>1 被災地内の公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定すること。</p> <p>2 住民やボランティアによる持ち込みがあることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要があること。</p> <p>3 初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した資料を配布・共有しておくこと。</p>
二次集積所	<p>1 災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定すること。</p> <p>2 災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とすること。</p> <p>3 災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮すること。</p> <p>4 搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。</p> <p>5 グラウンドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要であること。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。</p>

上記の点に留意し、本市では二次集積所（仮置場）の候補地として、可燃系廃棄物は下松スポーツ公園第4駐車場、不燃系廃棄物は市東海岸通り不燃物中継基地を選定する。

エ 必要機材、人員

災害廃棄物等の発生量や仮置場の状況に応じて、必要な重機や人員を積算する。

(5) 環境対策

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

(6) 倒壊家屋等の解体・撤去

ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記の初動対応終了後、速やかに次により計画的に処理をする。

(ア) 市は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を災害廃棄物処理マニュアルに基づいて、計画的な処理を行う。

(イ) 県は、市の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じ、市の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを推進する。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市又は工事請負事業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

このため、廃棄物・リサイクル対策班は、地域ごとに処分施設の把握に努め、所要の資料の整理をしておくものとする。

ウ 倒壊家屋等の解体・撤去に必要な機材及び人員（1班編成）

区分	数量	備考
大型ダンプ車	6	(1班の1日の作業量192トン) ※ 次の条件による作業の場合 (1) 搬出場所が往復1時間の場所にある。 (2) 積み込み作業に10分間を要する。 (3) 大型ダンプの積載量が4t (10tダンプ×40%) とする。 (4) 稼働時間を8時間とする。
大型ブルドーザー	1	
トラクターシャベル	1	
バックホー	1	
作業員	3	

(7) 有害性・危険性廃棄物

市は、有害性・危険性がある廃棄物を業者引取ルート of 整備等の対策を通じて適正に処理する。

区分	項目	収集方法	処理方法	
有害物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品ではないもの）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却	
	塗料、ペンキ		焼却	
	廃乾電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破碎、選別、リサイクル
		ボタン電池	電気店等の回収（箱）へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）	
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル	
	有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却	
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	
	カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する場合は、穴をあけて金属として排出	破碎	
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、リサイクル	

区分	項目	収集方法	処理方法
感染性 廃棄物 (家庭)	使用済注射器針 使い捨て注射器等	医療機関での回収(使用済注射器 針回収薬局等)	焼却・溶融、埋立

(8) 土砂及び津波堆積物の処理

市は、水害に伴う土砂や津波堆積物の取扱いについて、悪臭などにより人体や生活環境への影響が懸念されるヘドロを優先して処理を進める。

(9) 思い出の品等の取扱い

市は、写真や位牌、賞状等の所有者によって価値のある思い出の品等については、市で保管・管理・返却を行うとともに、貴重品・有価物については警察に届け出る。

(10) その他

ア 死亡獣畜処理

(ア) 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

(イ) 死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事（健康福祉センター（環境保健所））の指示により処分するものとする。

イ 放射性物質の処理

大規模災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取り扱いについては、他のごみ、がれき等と同様な取扱をすることは極めて危険である。

このため、これの処理方法については、別に処理要領等を定め処理するものとする。

6 一般廃棄物の処理施設の復旧

周南地区衛生施設組合・周南東部環境施設組合の処理施設の復旧に当たっては、関係市との連携を密に図り、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

資料編 【防災物資・施設・資機材】 ・ごみ収集運搬車保有状況

第2項 し尿処理計画

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常の上尿処理が困難になることが予想される。このため、市は、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等におけるし尿処理について、必要な事項を定める。

1 実施機関

被災地域のし尿処理は、市が実施する。

2 し尿排出量の推定

し尿排出量は、以下の指標で推計する。なお、正確な数値が判明しない場合は、一人1ヵ月約50リットルとして計算する。

項目	計算式、パラメータ等
し尿収集必要量	災害時におけるし尿収集必要人数×一人1日平均排出量 = (仮設トイレ必要人数+非水洗化区域し尿収集人口) ×一人1日平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数+断水による仮設トイレ必要人数
断水による仮設トイレ必要人数	[水洗化人口-避難者数×(水洗化人口/総人口)]×断水率×1/2
非水洗化区域し尿収集人口	し尿収集人口-避難者数×(し尿収集人口/総人口)
一人1日平均排出量	し尿収集量/し尿収集人口

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、汲み置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。また、マンホールトイレが整備されている避難所については、マンホールトイレを活用することとする。

(4) 仮設トイレ

市は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備するものとする。

(5) 野外仮設トイレの設置（マンホールトイレを含む）

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次によるものとする。

項目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数/仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量/し尿の一人1日平均排出量/収集頻度
仮設トイレの容量	400Lとする。
収集頻度	3日/回

注意事項

- ・立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。
- ・迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておくものとする。

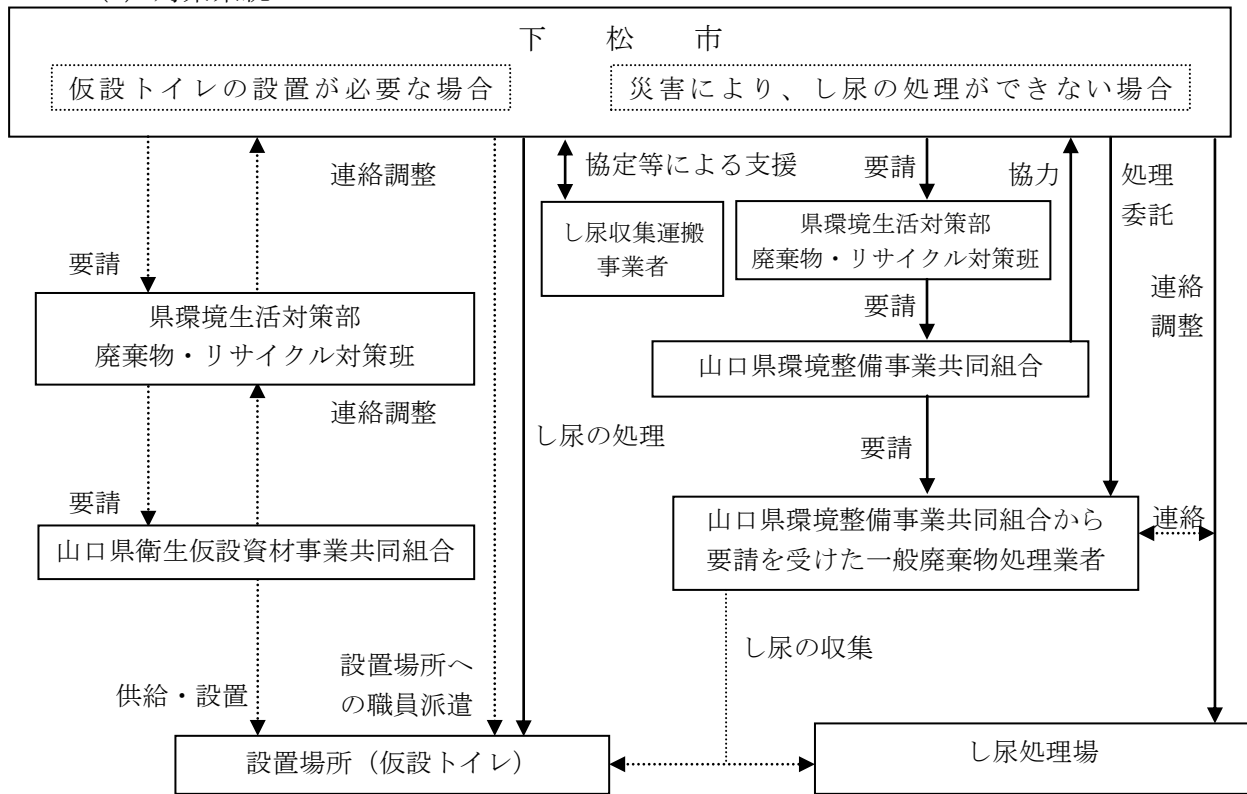
(6) 要配慮者への配慮

仮設トイレの設置等については、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮するものとする。

4 処理体制の整備

(1) 大規模災害発生時においては、市の処理機能が停止することも想定されることから、市は、し尿収集運搬業者との災害協定に基づく協力や近隣市に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業者及び近隣市等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておくものとする。

(2) 対策系統



5 処理対策

- (1) 避難所、空地等の仮設トイレのし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。また、水洗トイレの使用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。
- (2) 収集運搬体制

運搬車	作業員	1日処理戸数
1台	2人	30戸

- (3) 大規模災害発生時においては、市の処理機能は、麻痺することを前提に、処理体制を構築しておくものとする。

資料編 【防災物資・施設・資機材】 ・清掃施設・機材等の状況

第3項 障害物除去計画

障害物の除去は、災害の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営む上で支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施するものである。

(1) 実施機関

ア 救助法が適用された災害による障害物の除去は、市長が実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)

イ 県は、大規模災害発生の場合は、被害も広域、甚大となることから、関係機関との連絡調整をし、除去活動が円滑に実施されるよう努める。

(2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

ア 対象者

被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者

イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、便所等)に運び込まれた障害物に限られること。

(3) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況(被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別)、市民税課税状況(非課税、均等割、所得割の別)、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ 除去作業の実施

a 市長が労務者、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。

b 労力、機械等が不足する場合は、県(救助総務班)、隣接市からの派遣を求めるものとする。

c 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図るものとする。

(4) 障害物除去の実施期間

ア 発生の日から10日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し特別基準(期間延長)の協議を行うものとする。

(5) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、市が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、市、県、関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

特に、緊急啓開路線については、優先的に実施する。

機 関 名	対 策
市	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力するものとする。
県 (土木建築対策部)	出先機関、市、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに、所管の道路上の障害物を除去する。
警 察	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力するものとする。
中国地方整備局	所管する道路について県、市、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速 道路株式会社	所管する道路について県、市、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

(2) 河川・港湾、漁港関係障害物除去計画

機 関 名	対 策
市	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 (土木建築対策部)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、県に連絡するなどの措置をとる。
国土交通省 中国地方整備局	所管する河川について、県・市・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。
徳山海上保安部	海難船舶又は漂流物、その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 汚 物

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第4節 動物愛護管理計画

第1項 特定動物の逸走防止等

1 実施機関等

原則、飼養者とする。

県は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。

2 実施方法

飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護並びに特定動物の逸走を防止する措置を行う。

県は、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第2項 被災動物の救護

災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。

このため、県、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。

1 実施機関等

原則、飼い主とするが困難な場合は、県及び市が関係機関等と連携して実施する。

2 飼い主の責務

飼い主は逸走した動物が飼い主のもとに帰ることができるようにするため、名札やマイクロチップ等で所有者明示を行うように努める。

また、避難する際は、動物の同行と適正な管理に努める。

3 被災動物の救護体制

(1) 被災地域における愛玩動物の保護・収容

(公社) 山口県獣医師会は、飼い主不明や負傷した愛玩動物の保護、収容、治療等を行うため、動物救護本部を設置する。

県及び市は(公社) 山口県獣医師会に協力し、必要な支援を行う。

県は飼い主不明や負傷した愛玩動物について、市、関係団体等と協力して保護し、動物愛護センター又は保健所の収容施設に収容する。

(2) 愛玩動物の飼養場所の設置

市は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

(3) 避難所における指導

県は、避難所を設置する市と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(4) 他自治体への応援要請

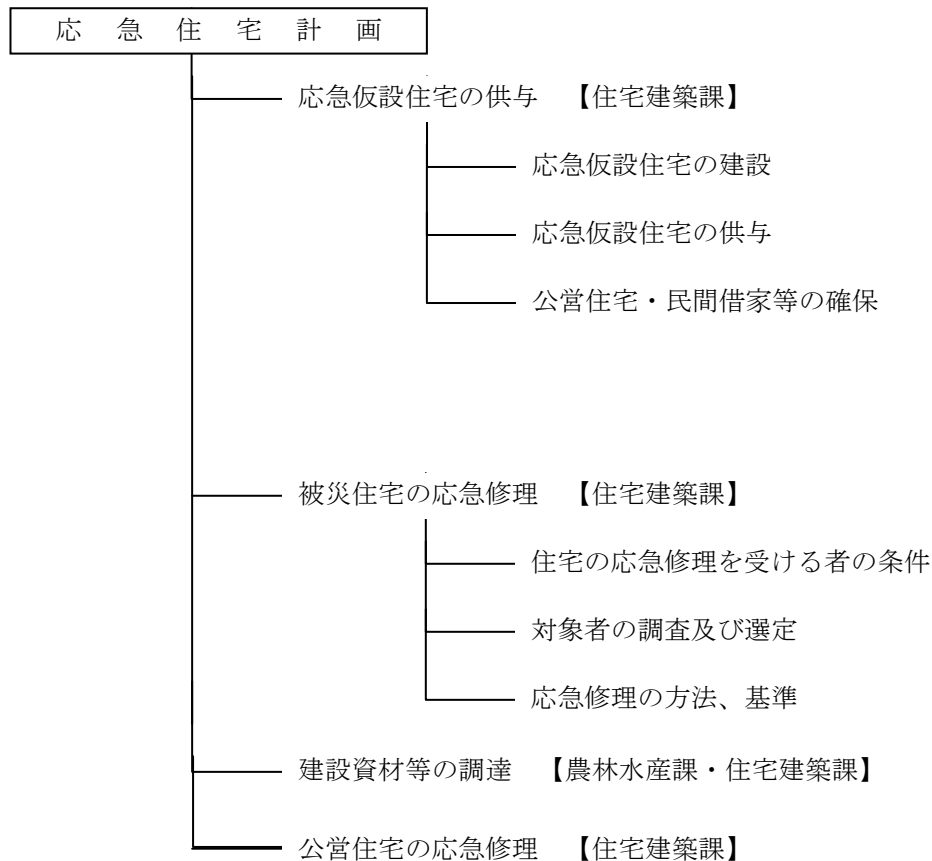
県は、県単独では愛玩動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。

第12章 応急住宅計画

基本的な考え方

災害のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は住宅の応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の供与、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。



第1節 応急仮設住宅の供与

【関係機関：住宅建築課】

第1項 応急仮設住宅の建設

1 供与の目的

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に收容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に收容するものであるから、その期間は短期間に限定される。これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市長）は、救助法により応急仮設住宅を供与する。

2 応急仮設住宅に収容する罹災者の条件

- (1) 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等
- (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者
これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。
 - ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産がない失業者
 - ウ 特定の資産がない寡婦、母子世帯
 - エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者
 - オ 特定の資産がない小企業者
 - カ 上記に準ずる経済的弱者等
- (3) 災害時に、現実に救助法適用市に居住していること。（被災地における住民登録の有無は問わない。）

3 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市長に委任して実施する。

4 建設場所の選定

- (1) 建設場所の選定は、原則として市が行い、公有地等を優先して建設敷地を決定する。
なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。
- (2) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場（一次集積所、二次集積所）と調整を図るものとする。
- (3) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能なことから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第22条）

5 建設方法

- (1) 応急仮設住宅建設の措置は、県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。
- (2) 応急仮設住宅は、県が建築業者と契約して建設する。
- (3) 県は、市において建設することが適当と認めたときは、市に対し応急仮設住宅設計図書を示すものとする。
- (4) 応急仮設住宅の建設に関して、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会の協力を求めるに当たっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。
- (5) 応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

6 建設基準

- (1) 延べ床面積
1戸当たりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。
- (2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

- (3) 同一敷地内又は隣接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- (4) 高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

7 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。(県救助総務班が協議して定める。)

8 建設期間

- (1) 災害発生の日から 20 日以内に着工する。
- (2) 災害の状況により、20 日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準(着工の延長)の協議を行う。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 対象者及び入居予定者の選定

- (1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長が行う。
- (2) 入居資格については、第1項の2「応急住宅に収容する罹災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者世帯に配慮すること。
- (3) 市長は、民生委員の意見を聴くなど罹災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。
- (4) 入居者の決定は、市長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

2 応急仮設住宅の管理

- (1) 県が市に委託し、市長が公営住宅に準じて維持管理する。
- (2) 供与期間
供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。

第3項 公営住宅・民間借家等の確保

被災者の生活安定を図る上で住居の確保は、最も重要であることから、県及び市は、積極的に公営住宅・一般住宅の確保に努める。

設備の整ったこれらの住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることに留意して、その確保に努めるものとする。

1 公的住宅の確保

- (1) 市営住宅、県営住宅の確保に努める。この場合、他の市町に対しても、必要に応じて住宅の確保、提供を要請する。
- (2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。
- (3) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。なお、この場合において、高齢者、障害者等に配慮するものとする。

ア 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号）、同法施行令及び県営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

- a 入居期間は、原則として1年以内とする。
- b 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。
- c 災害による暫定入居として公募除外対象とする。
- d 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

イ 被災者か否かは、原則として市が発行する当該災害に係る罹災証明書等により行う。

ウ 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

2 民間住宅の確保

- (1) 市営住宅、県営住宅の確保に努める。この場合、他の市町に対しても、必要に応じて住宅の確保、提供を要請する。
- (2) 民間賃貸住宅の確保に関して、（一社）山口県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会山口県本部、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会及び（公財）日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。
- (3) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

3 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障害者等の要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第2節 被災住宅の応急修理

【 関係機関：住宅建築課 】

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件

災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。

第2項 対象者の調査及び選定

市が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市が発行する罹災証明書に基づき県が選定する。場合によっては、市に選定事務を委任する。

第3項 応急修理の方法、基準

1 応急修理の方法等

- (1) 市長が、建設業者に請負わせるか又は市直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社)山口県電業協会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。
- (2) 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等)に限るものとする。
- (3) 他の者が行う応急修理は排除しない。
 - ア 家主が借家を修繕する場合
 - イ 親類縁者の相互扶助による場合
 - ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合

2 修理の期間

- (1) 災害発生の日から1ヵ月以内に完成させるものとする。
- (2) 1ヵ月の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は、内閣総理大臣に特別基準(期間延長)の協議を行う。

第3節 建設資材等の調達

【 関係機関：農林水産課・住宅建築課 】

応急仮設住宅の資機材は、県が関係団体((一社)山口県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会)の協力を得て調達する。

用材木の確保については、県農林水産対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体((一社)山口県木材協会)又は生産工場を通じて確保する。

第4節 公営住宅の応急修理

【 関係機関：住宅建築課 】

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。公営住宅の応急修理については、救助法の適用はないものであること。

第13章 水防計画

基本的な考え方

洪水、津波又は高潮により水害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防体制について定めるものとする。

水 防 計 画	
——	計画の目的及び性格 【各課共通】
——	水防実施機関の業務及び責任 【土木課・農林水産課・消防本部】
——	市の水防体制 【各課共通】
——	気象状況等の連絡系統 【土木課・防災危機管理課・総務課】
——	水位、雨量等の連絡系統 【土木課】
——	水防用備蓄器具、資材の整備、確保 【各課共通】
——	水位の通報及び氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)の通知 【各課共通】
——	水 防 警 報 【各課共通】
——	水 防 活 動 【各課共通】
——	公 用 負 担 【各課共通】
——	水防標識・水防信号・身分証票 【各課共通】
——	水 防 訓 練【土木課】
——	水防協力団体【土木課】

第1節 計画の目的及び性格

【関係機関：各課共通】

第1項 目的

市域における洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するため、水防管理団体である市の水防に関する業務の分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能が円滑に遂行されることを目的とする。

この章で定める水防計画は、災対法（昭和36年法律第223号）に基づく市地域防災計画の一部であるとともに、水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定に基づく水防計画として位置づけられるものである。

この章において、「法」とは水防法をいう。

第2節 水防実施機関の業務及び責任

【関係機関：土木課・農林水産課・消防本部】

第1項 市一水防管理団体（法第3条）

市は、水防の第一次的責任を有する地方公共団体として、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

1 組織、連絡系統等の整備

市は、法2条にいう水防管理団体であり、法4条に基づく知事の指定により、指定水防管理団体（水防管理者は市長）である。

水防管理団体は、円滑な水防活動が行われるよう、消防機関及びため池管理者の組織、連絡系統等を整備しておくものとする。

2 浸水想定区域の指定

市域を流れる切戸川、平田川及び末武川は、県より水位周知河川の指定を受けており、市は住民へ周知するために、避難判断水位の伝達方法を定めるとともに、浸水想定区域を示した防災マップ等を作成し、円滑かつ迅速な避難の確保に努める。また、浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児、その他防災上の配慮を要する者が利用する施設若しくは大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（所有者または管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合については、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達方法を定めるものとする。

また、住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第3項に規定する事項又は津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。（法第15条）

資料編 【災害危険区域】 ・重要水防箇所及び予定避難場所

3 水防計画の策定

市は、水防計画を定め、又は変更をしようとするときは、あらかじめ市防災会議に諮らなければならない。

また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。（法第32条）

指定水防管理団体の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

市は、河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。（法第33条）

第2項 県（法第3条の6）

県は、市が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報を発表するとともに、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると指定した河川（水位周知河川）について氾濫危険水位（水防法13条で規定される洪水特別警戒水位。以下この章において同じ。）を定め、水位情報を通知する。また、緊急の際の立ち退きの指示あるいは水防に要する資材の融通などを通じて、市が十分な水防活動を実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。その他、洪水予報河川及び水位（情報）周知河川について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。

第3項 県の関係出先機関

現地における状況を的確に把握し、県の水防関係各課及び水防管理団体と密接な連絡を保つとともに、県の水防関係各課の指示を受けて、水防管理団体が実施する水防活動を指導応援する。

第4項 気象庁下関地方気象台（法第10条、第11条）

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所及び知事に通知する。また、知事が気象庁長官と協議して指定した河川について、知事と共同して洪水予報を行う。さらに、これらを必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動用の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合
	大津波警報 (津波特別警報)	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

第5項 国土交通省 ー 中国地方整備局山口河川国道事務所、太田川河川事務所 (法第10条、第16条、第48条)

県又は水防管理団体(市)に対し水防上必要な勧告、助言を行う。

第6項 ため池管理者の責務

ため池管理者は、水害が予想されるときは、当該ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉の開閉を行わなければならない。

第7項 居住者等の水防義務(法第24条)

市内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関(市の消防本部、消防署、消防団並びに消防職員及び消防団員の養成機関をいう。以下この計画において同じ。)の長が、水防のためにやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

第3節 市の水防体制

【 関係機関：各課共通 】

第1項 配備体制の種類

水防に関する職員の配備体制は、第3編 第1章「応急活動計画」を準用する。(本3-1-10参照)

第2項 配備体制の解除

気象警報・注意報が解除されるなど、配備体制の原因がなくなったときは、配備体制を解除する。ただし、市長が継続配備の必要を認めて指示した場合を除く。

第4節 気象状況等の連絡系統

【関係機関：土木課・防災危機管理課・総務課】

第1項 水防に関する気象警報、注意報等の連絡系統

水防に関する気象警報、注意報等の連絡系統は、第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」を準用する。(本3-2-5参照)

第2項 温見ダム及び末武川ダムとの連絡

気象情報の通知を受けたときは、直ちにダム管理者に連絡をするとともに、密接な連絡をとるものとする。

第5節 水位、雨量等の連絡系統

【関係機関：土木課】

第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

1 雨量、水位、ダム諸量の把握

市は、周南土木建築事務所より雨量、水位等の情報を集め、随時状況を把握する。

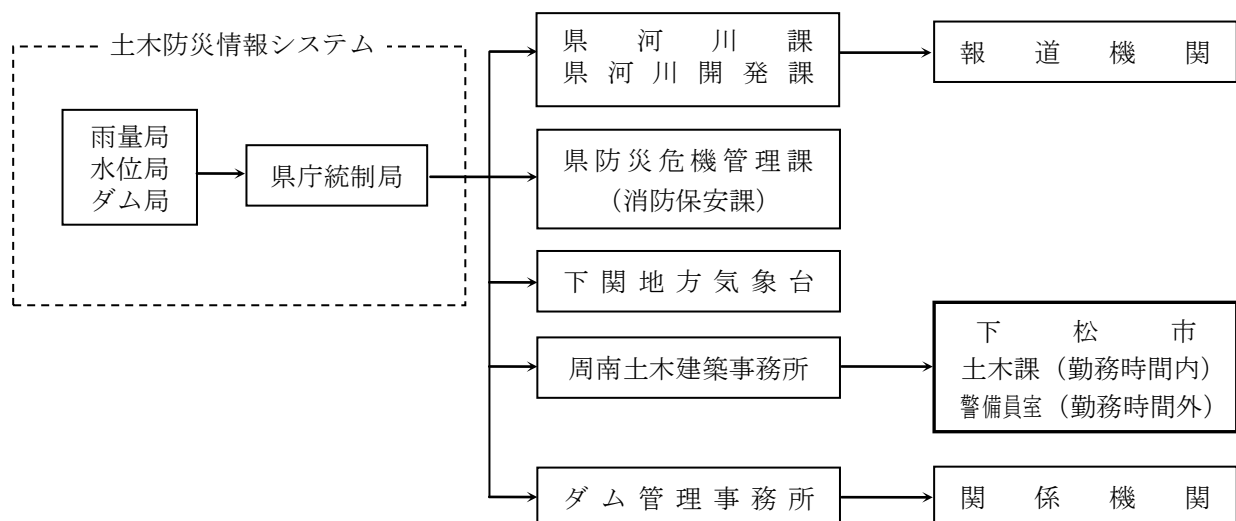
2 土木防災情報システムによる情報の提供

雨量、水位の情報は、土木防災情報システムを通じて、市、関係機関、報道機関及び市民等に提供される。

3 雨量、水位の連絡系統

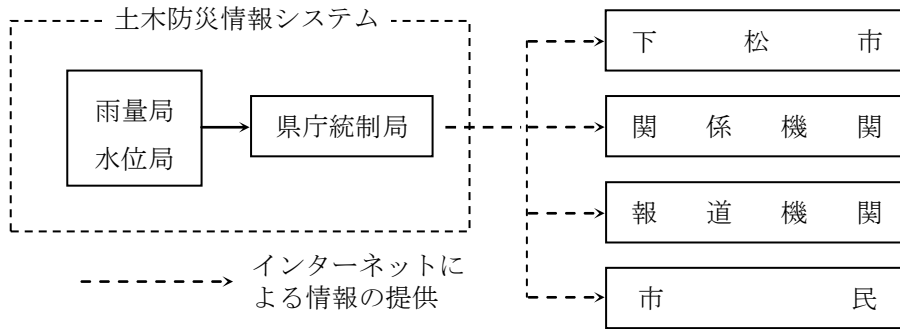
気象情報、水防警報の通知のあったとき、又は、降雨の状況により、通報水位、通報雨量に達するおそれがあるときは、周南土木建築事務所長等の関係者と連携を密にし、その変動に注意しなければならない。

雨量、水位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



4 雨量、水位の情報連絡系統

雨量、水位の情報連絡系統は、次の図のとおりとする。



資料編	〔観測・予報施設〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所及び通報水位・警戒水位 ・ 雨量観測所 ・ 風速計一覧
-----	-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

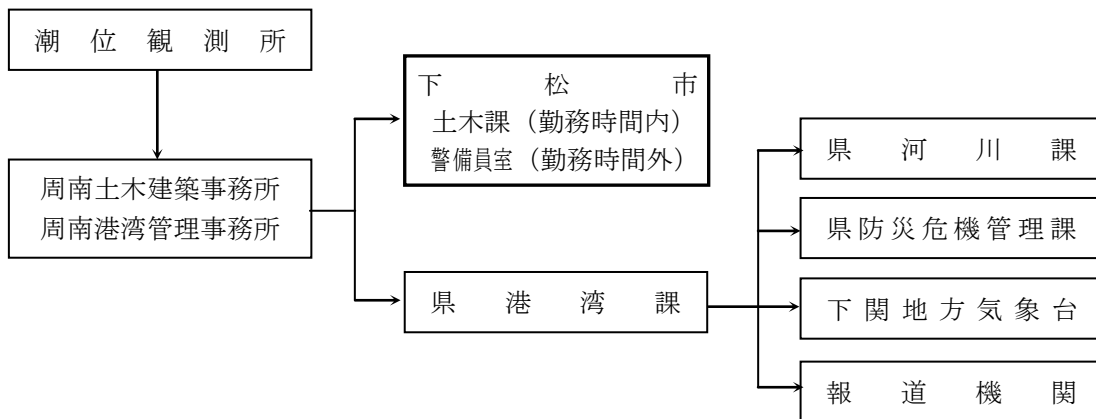
第2項 潮位の情報収集及び連絡

1 潮位の観測

気象情報の発表又は潮位の異常が認められるときは、状況、風向、風速等及び潮位等を観測し、周南土木建築事務所長等の水防関係者と連絡を密にし、その変動に注意しなければならない。

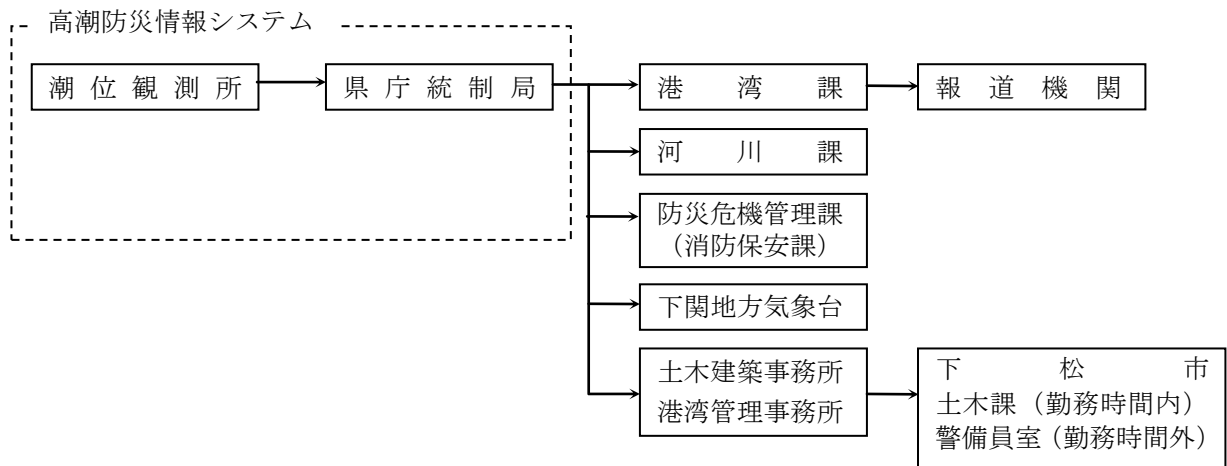
2 高潮防災情報システムによる情報の提供

高潮防災情報システムを通じて、潮位、風向、風速の情報を市、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。



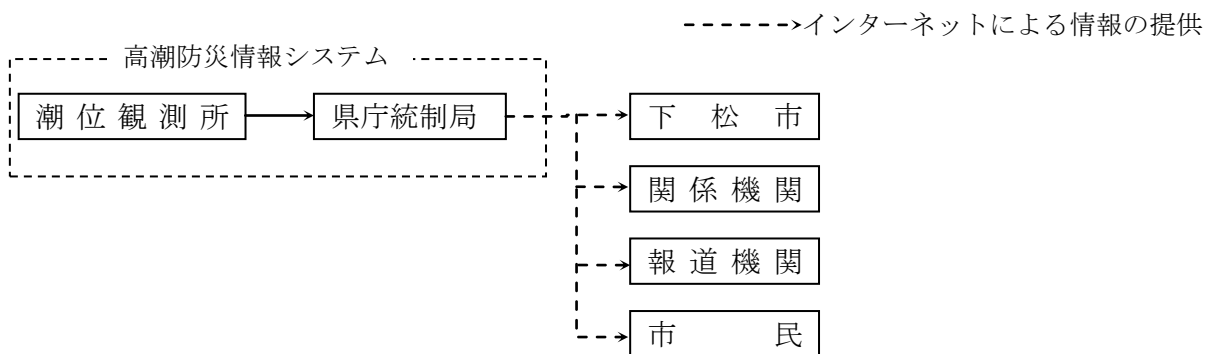
3 潮位の連絡系統

潮位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



4 潮位の情報連絡系統

潮位の情報連絡系統は、次の図のとおりとする。



第6節 水防用備蓄器具、資材の整備、確保

【関係機関：各課共通】

第1項 水防用備蓄器具、資材

1 備蓄器具、資材の使用

市の水防用備蓄器具及び資材は資料のとおりであり、その使用については、関係各課の要請により、水防管理者（市長）が決定する。

2 備蓄器具、資材の補充

備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは、早急に補充し、又は修理し、緊急水防時に支障のないよう留意する。

3 備蓄器具、資材の応援

現有の水防資機材のみで災害に対処できないときは、県に保有資機材の応援要請を行う。

第2項 指定水防管理団体の水防用備蓄器具、資材の基準

指定水防管理団体（市）は、おおむね水防警報区域及び重要水防箇所内の堤防の延長およそ2キロメートルについて1箇所の割合で水防倉庫又は資材備蓄場を設け、次の器具資材を準備しておく。

品名	数量	品名	数量
くわ	20丁	杭（長さ5m）	20本
つるはし	5丁	杭（長さ3m）	40本
掛矢	5個	杭（長さ2m）	80本
鋸	20本	ロープ	550kg
おの	5個	ブルーシート	200枚
スコップ	35丁	鎌	100挺
ハンマー	7個	11番鉄線	50kg
ペンチ	5個	14番鉄線	30kg
土のう袋	2,200俵	照明用具	若干

資料編 【防災物資・施設・資機材】 ・水防用備蓄器具・資材一覧

第3項 ため池管理者の水防資材、機材の整備

ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて、所要の資材、機材を備蓄するものとする。

第4項 民間水防用資機材の確認

出水期において、周南土木建築事務所長及び水防管理者（市長）は、あらかじめ市内の水防資機材を保有する店舗等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意するものとする。

第7節 水位の通報及び避難判断水位（特別警戒水位）の通知

【関係機関：各課共通】

第1項 水位の通報及び公表（法第12条）

1 水防団待機水位（法第12条第1項）

水防管理者、国又は県は、水防団待機水位を超えるときはその水位の状況を関係者に通報する。

2 氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条第2項）

国又は県は、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を公表する。

3 県が行う通報及び公表

水位の連絡系統については、第5節 第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡の3及び4による。なお、報道機関への通知は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときに必要に応じて行う。

4 欠測時等の措置

国又は県は、自らが管理する観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、必要に応じその状況を関係機関等に速やかに周知する。

欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関に周知する。

第2項 氾濫危険水位の通知（法第13条で規定される洪水特別警戒水位）

1 水位情報の内容

国土交通省又は知事は、それぞれ指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

2 県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）

県が指定する河川について、氾濫危険水位を定め、河川の水位がこれに達したときは市長に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知する。

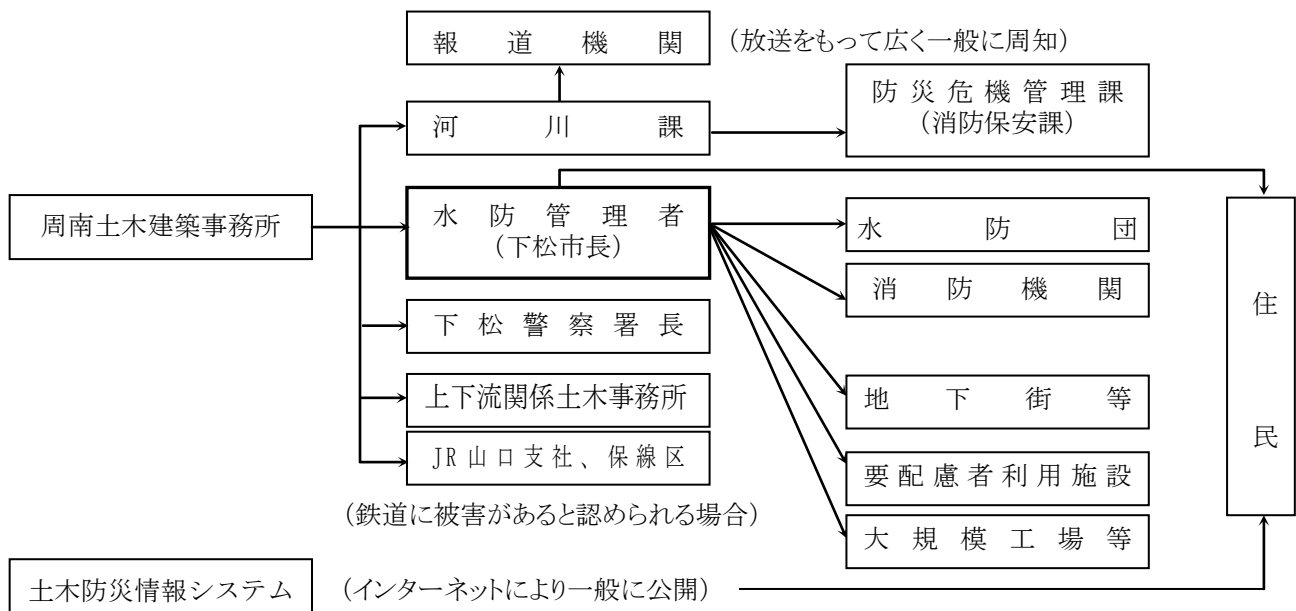
* 氾濫危険水位は、避難勧告等の発令判断の目安となる水位をいう。

(1) 水位周知河川

水防警報を発する指定河川から洪水予報を行う河川以外は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める河川（水位周知河川）とする。

(2) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。



(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達方法

周南土木建築事務所長は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を通知するときは、水位周知用紙をFAXで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。一般加入回線が途絶えている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

第8節 水防警報

【 関係機関：各課共通 】

国土交通大臣又は知事は、それぞれ指定した河川、湖沼、海岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防警報を発表する。

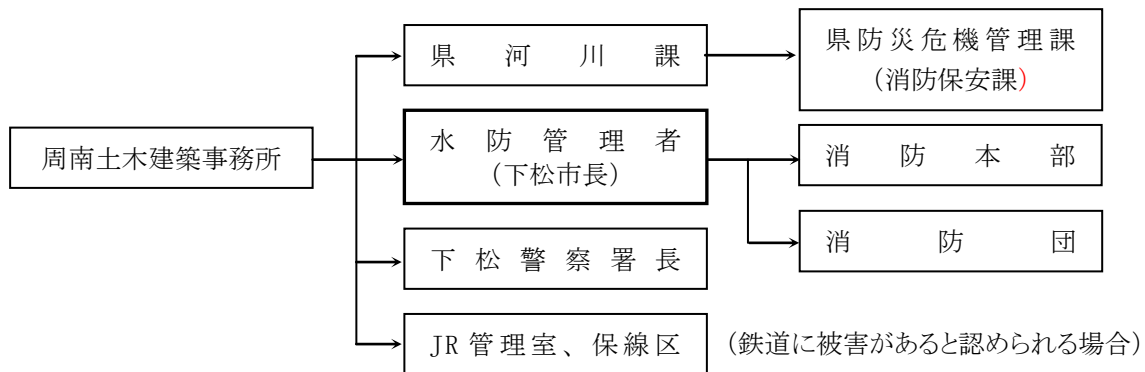
1 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）

(1) 河川及び海岸の指定

知事は、河川については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸については、高潮災害の想定される海岸について指定する。

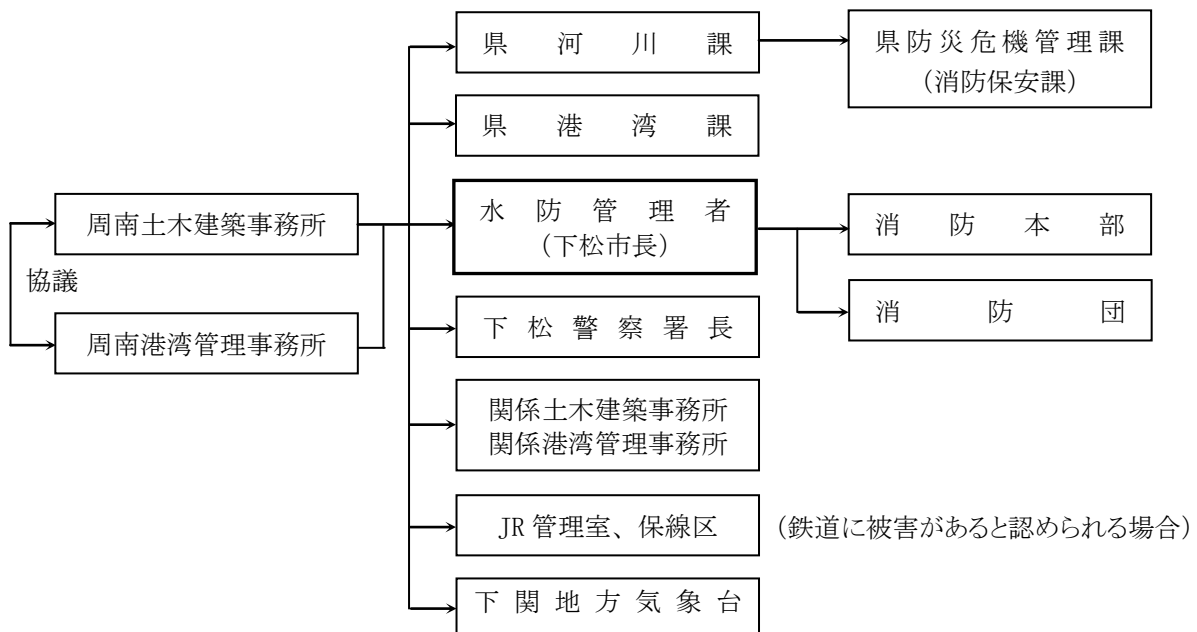
知事が発する水防警報は、周南土木建築事務所長（周南港湾管理事務所が管理する海岸が含まれる場合については、周南土木建築事務所長と周南港湾管理事務所長が協議の上連名で）が発するものとし、下表により関係機関に通報するとともに直ちに警報の内容を県河川課に報告する。

(2) 指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図



※ この系統図は、国土交通大臣が発する水防警報を受けた場合に準用する。

(3) 指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図



(4) 水防警報の伝達方法

周南土木建築事務所長又は周南港湾管理事務所長は、水防警報を発するときには、水防警報用紙をFAXで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。一般加入回線が途絶している場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達する。

(5) 水防警報の種類、内容及び発令時期（知事が発する水防警報）

ア 河川について

種類	内 容	発 令 時 期
待機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの	気象、河川状況等からみて必要と認められるとき。 特別な事情のない限り、発令しない。
準備	1 水防資機材の点検、整備 2 陸閘の操作 3 逆流防止水門、溜池等の水門の開閉準備 4 河川、その他危険区域の監視 5 水防要員の配備計画等のための水防準備を通知するもの	河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇し警戒水位に達するおそれがあり、出動の必要が予測されるとき。
出動	1 水防要員の警戒配置 2 水防作業の実施等のため、水防要員の出動を通知するもの	1 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。 2 危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想されるとき。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの	1 河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき。 2 災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの	1 河川の水位が氾濫注意水位以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められたとき。 2 危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき。

イ 海岸について

種類	内 容	発 令 時 期
準備	1 陸閘の閉鎖 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民への警戒呼びかけ	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮注意報・警報が発表された直後又は高潮発生が予想される12時間程度前に発令する。
出動	1 水防要員の警戒配置 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民の避難誘導 5 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される4時間程度前までに発令する。
解除	水防活動の終了を通知するもの	気象状況等により、高潮のおそれなくなったとき。

(6) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条）

水防警報等の発表の指標として、水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）を定める。

2 水防警報の発表形式

(例) 水防警報第〇号 山口県周南土木建築事務所発表

〇〇水位局では、水防団待機水位（通報水位）を超過しました。
水防機関は、いつでも出動できるように準備をしてください。

第9節 水防活動

【 関係機関：各課共通 】

第1項 安全確保

洪水、津波又は高潮いずれにおいても、水防団又は消防機関自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等により、水防団又は消防機関自身の安全を確保しなければならない。

第2項 重要水防箇所

本章で定める重要水防箇所は、資料編のとおりである。

資料編 【災害危険区域】 ・重要水防箇所及び予定避難場所

第3項 ダム、排水ポンプ場、水門、排水門等の操作

1 点検、整備

ダム、排水ポンプ場、水門、排水門の管理者は、日常の維持管理に万全を期するとともに、特に出水期には、点検、整備を厳重にし、非常時の操作に支障がないよう留意する。

2 ダムによる洪水調節

ダムによる洪水調節は、それぞれのダムごとに定められている操作規則によって行う。

3 防潮水門・排水ポンプ場の運転

防潮水門及び排水ポンプ場については、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき、防潮水門を閉鎖し、排水ポンプ場の運転を行う。

このほか、津波注意報・津波警報が発表された場合には、防潮水門を閉鎖する。

4 水門、排水門、陸閘の操作

- (1) 逆流防止のために設けられた水門、排水門のうち、操作を要するものについては、それぞれの操作要領に基づき操作を行う。河川や海岸に設けられている陸閘については、洪水時又は高潮時で水位が上昇することが見込まれる場合に、あらかじめ閉鎖する。
- (2) 陸閘の閉鎖時期は、洪水対策の場合は、河川の水位が操作規則に定める水位に達し、なお水位上昇が予測され災害の生ずるおそれがあるとき、高潮対策の場合は台風等により災害の生ずるおそれがあるときに閉鎖することを原則とする。
- (3) 津波注意報・津波警報が発表された場合、堤外海浜地へ出ている人の避難誘導を優先し、操作に従事する者の安全が確保できる場合に限り、陸閘を閉鎖する。

5 河川公園利用者への周知・誘導・退去指導

河川公園の管理者又は管理受託者は、平素から看板を設置するなどして、河川公園の利用者に対し、河川公園が冠水する可能性が大きくなったときは、河道内から退去するよう注意を促すものとする。

6 貯水池等の監視

- (1) ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について通報水位を定めておく。
- (2) ため池管理者は、異常洪水による貯水状況、老朽危険箇所、漏水等に注意し、必要に応じてため池の警戒操作に当たるとともに、水防管理者（市長）と協議して、土のう積み、余水吐切開、ポンプによる排水、その他必要な措置をとる。
- (3) 水防管理者（市長）は、必要な措置の状況等を周南農林水産事務所長に通報する。

第4項 水防措置

1 通常警戒

水防管理者（市長）は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに土木建築事務所長に通報し必要な措置を求めるものとする。

2 非常警戒

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたときから警戒を厳にし、水防警報区域及び重要水防箇所に掲げる区域、既往の被災箇所の巡回、監視を行い異常を発見したときは、直ちに周南土木建築事務所長に通報する。

3 警戒区域の設定（法第21条）

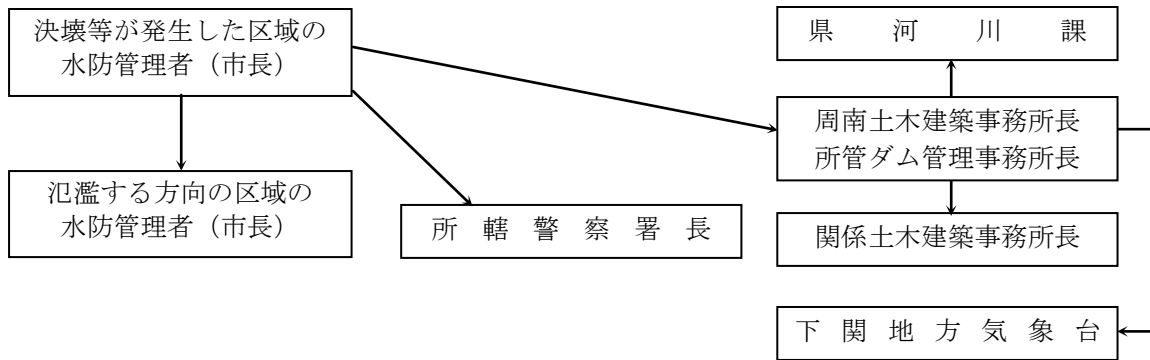
水防管理者（市長）は、水防上緊急の必要がある場合においては、水防作業等の円滑を図るため、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその地域から退去を命ずることができる。

4 警察官の派遣要請（法第22条）

水防管理者（市長）は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

5 決壊・漏水等の通報（法第25条）

水防管理者（市長）は、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、直ちに次の図により関係者に通報する。



6 決壊等後の措置（法第26条）

堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長又は消防機関の長はできる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第5項 出動及び水防作業

1 出動

水防管理者（市長）は、次の場合に直ちに、あらかじめ定めた計画に基づいて出動させ、警戒配置につかせるとともに、適当な水防作業を行う。

- (1) 出動を要する水防警報が発せられたとき。
- (2) 河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測される時。
- (3) 堤防の異常を発見したとき。
- (4) 風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被害が予想される時。
- (5) 津波による被害が予想される時。

2 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団又は消防機関は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、水防団又は消防機関が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者（市長）は、平素から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、非常事態においても最も適切な水防作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(1) 非常事態の通報及び措置

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者（市長）は、直ちにその旨を周南土木建築事務所長及びその他関係ある機関、氾濫のおそれのある方向の隣接区域の水防管理者に通報するとともに、水防作業を実施しなければならない。

(2) 水防作業の実施要領

洪水に際して、堤防に異常の起きる時期は、滞水時間によることはもちろんであるが、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を突破する前後であることが多い。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に起きる場合が多く、水位 7～8 割程度に減水したときが最も危険であるから、洪水の最高水位を下っても直ちに警戒を解いてはならない。

作業を実施するに当たっては、堤防の組織材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料が、その付近で得やすい工法を施行することが必要である。

工法はその選定を誤らなければ、1 種類の工法を施行するだけで成果を挙げ得る場合が多いが、ときには数種の工法を併施してはじめてその目的を達成する場合があるため、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を逐次施工し、極力水害の防止に努めなければならない。

(3) 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防活動従事者の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難の所要時間がかかる場合は、水防活動従事者の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防活動従事者の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

(4) 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても次の事項に留意し水防活動従事者の安全を確保したうえで水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者の安全は確保しなければならない。

- ① 水防活動時にはヘルメット、ライフジャケットを着用する。
- ② 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ③ 水防活動時には、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ④ 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。

第6項 緊急走行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般の交通に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

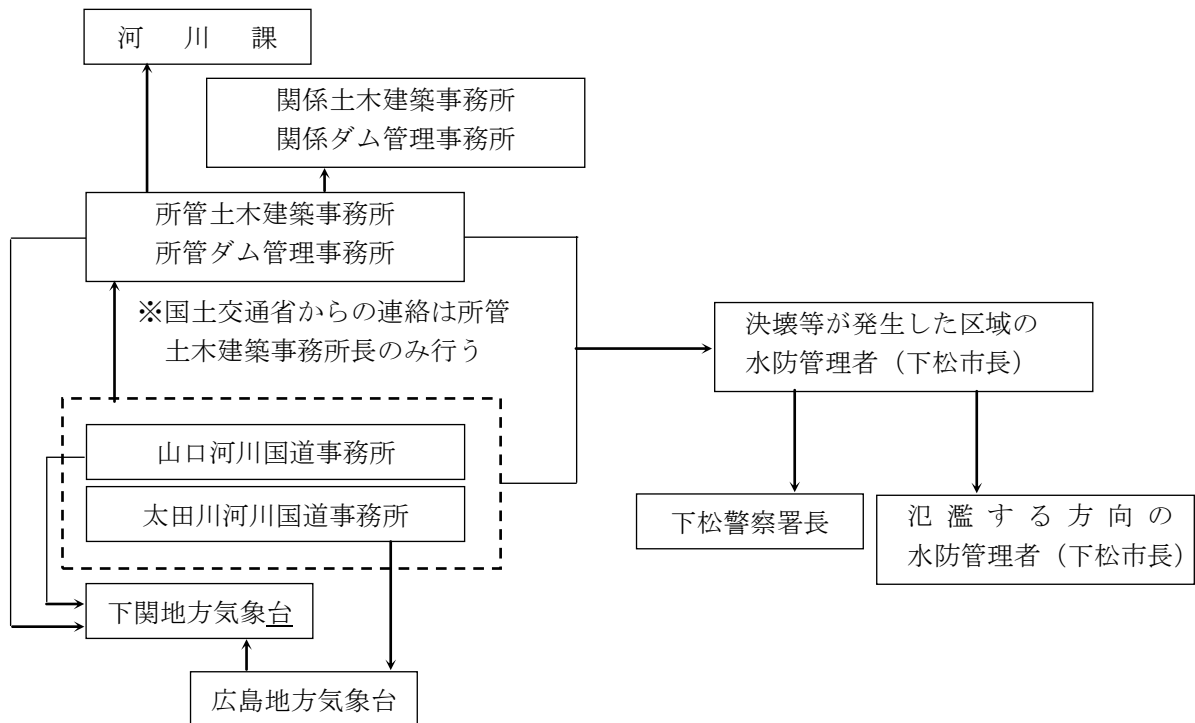
第7項 水防管理団体等相互の協力

1 河川管理者の協力

河川管理者山口県知事及び水防管理者（市長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- (2) 関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達に代えることができる。）

<連絡系統図>



- (3) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (4) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2 水防管理団体等相互の応援、協力

水防管理団体が他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲で作業員及び必要な資材器具を応援しなければならない。従って隣接水防管理者は、あらかじめ協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行われるよう努めなければならない。

第8項 立退きの指示

1 避難

避難のための具体的な措置は、第2編 第7章「避難予防対策」に定めるところによる。

2 立退きの指示（法第29条）

洪水、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事及びその命を受けた県職員又は水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。

第9項 輸送

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、第3編 第8章「緊急輸送計画」に定めるところによる。

第10項 水防体制の解除

水防警戒の必要がなくなり、水防体制を解除した場合は、水防管理者（市長）はその旨を関係機関に周知する。

第11項 水防てん末報告

水防管理団体（市）が水防活動を行ったときは、水防活動終了後5日以内に周南土木建築事務所を経由して、県河川課経由で知事に報告する。

第10節 公用負担

【 関係機関：各課共通 】

水防法に定める公用負担については、次のとおりとする。

第1項 物的公用負担（法第28条）

水防管理者（市長）又は消防機関の長は、水防のための緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木、その他の資材の使用、収用
- 3 車両、その他の運搬用機器の使用
- 4 排水用機器の使用
- 5 工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記1から4（2における収用を除く。）の権限を行使することができる。

第2項 人的公用負担（法第24条）

水防管理者（市長）又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その地域の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

第3項 損失補償及び損害補償（法第28条、第45条）

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、法第28条及び第45条に規定するところによる。

第11節 水防標識・水防信号・身分証票

【 関係機関：各課共通 】

第1項 水防標識（法第18条）

水防のため出動する優先通行車両の標識は、次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県 規則第54号）第2条）



- (1) 標識の大きさは、縦15cm、横21cmとする。
- (2) 標識の材質は、紙製又はプラスチック製とする。
- (3) 地色は白色とし、記号は赤色とし、文字は黒色とする。

第2項 水防信号（法第20条）

知事の定める水防に用いる水防信号は、次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第3条）

種 類	発信の方法	警鐘による場合			サイレンによる場合		
警戒信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○— 約15秒 休止	約15秒 休止 約5秒 ○—	約5秒 ○—
出動信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○休止	○—○—○休止	○—○—○	約15秒 ○— 約5秒 休止	約5秒 休止 約15秒 ○—	約15秒 ○—
総出動信号	必要と認める区域内の居住者で水防活動ができる者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○休止	○—○—○—○休止	○—○—○—○	約30秒 ○—	約5秒 休止	約30秒 ○—
避難信号	必要と認める区域内の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打			約1分 ○—	約5秒 休止	約1分 ○—

- (1) 信号は、適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること。
- (3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第3項 身分証票（法第49条）

水防計画を作成するため必要な土地に立入る場合に、携帯提示する身分証票は次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第4条）

なお、用紙の大きさは、縦6cm、横9cmとする。

(表)

第 号
水 防 公 務 証
所 属 職 氏 名
上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号） 第49条第1項の規定により立入りをする者であることを証明します。
年 月 日発行 下松市長
印

(裏)

水 防 法 抜 粹
(資料の提出及び立入) 第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第12節 水防訓練

【 関係機関：土木課 】

指定水防管理団体（市）は、法第32条の2に定めるところにより、毎年1回以上訓練を実施し、水防技術の向上を図るとともに、水防組織の整備点検を行うものとする。

この水防訓練は、県及び市地域防災計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えない。

第13節 水防協力団体

【 関係機関：土木課 】

第1項 水防協力団体の指定、監督及び情報提供（法第36条、39条、40条）

水防管理者は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。また、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため、水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2項 水防協力団体の業務（法第37条）

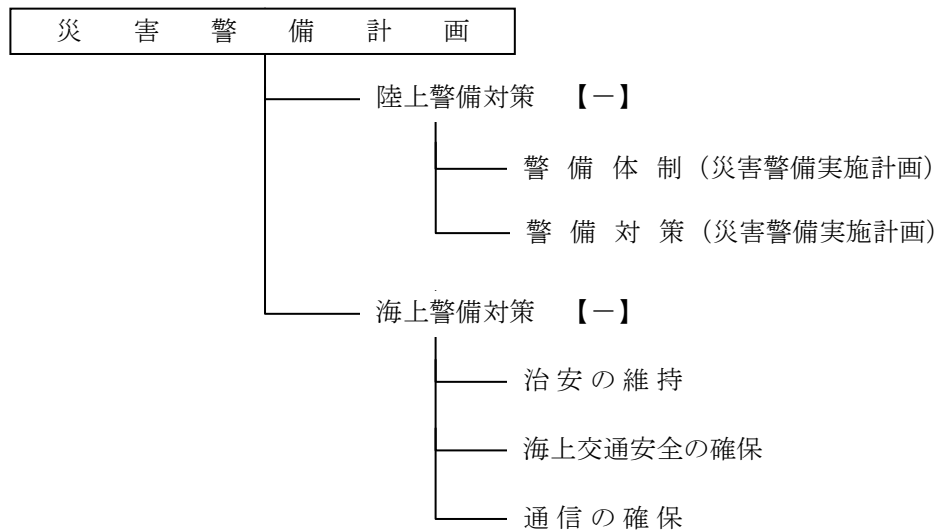
水防協力団体は、次の業務を行う。

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒、その他の水防活動への協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第14章 災害警備計画

基本的な考え方

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上及び海上における災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、下松警察署及び徳山海上保安部は、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持に当たる。



第1節 陸上警備対策

第1項 警備体制（災害警備実施計画）

1 職員の招集・参集

下松警察署の職員は、県内に地震及び津波による災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集するものとする。

2 警備体制の種別

(1) 第1次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発表され、その他災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想されるとき。

(2) 第2次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発表され、その他災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき。

(3) 第3次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等により、大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき。

3 警備本部の設置

県内に警戒体制及び非常体制を要する災害が発生した場合は、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部を設置する。

県に災害対策本部が設置された場合には、災害警備本部は、県本部の公安部としての活動を実施する。

4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

第2項 警備対策（災害警備実施計画）

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互の災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2 救出救助活動等

(1) 機動隊等の出動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。また、被害の状況により他都道府県警察の広域緊急援助隊の応援を要請する。

(2) 警察署等における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

(3) 行方不明者の搜索等

行方不明者の搜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、市等関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。また、障害者等の要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

4 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。また、当該施設等の管

理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

6 遺体捜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、市が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に配慮し迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について市災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。

また、避難所等の被災者の不安を和らげるため警察官の立寄り等の活動を推進する。

10 通信の確保

災害により被害が発生し又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

第2節 海上警備対策

第1項 治安の維持

徳山海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 1 巡視船艇及び航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行うものとする。
- 2 巡視船艇及び航空機により、警戒区域又は重要施設周辺海域の警戒を行うものとする。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行うものとする。

第2項 海上交通安全の確保

徳山海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 1 災害等による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行うものとする。
- 2 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 3 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。
- 4 海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告するものとする。
- 5 水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 6 航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努めるものとする。
- 7 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要なと思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第3項 通信の確保

徳山海上保安部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

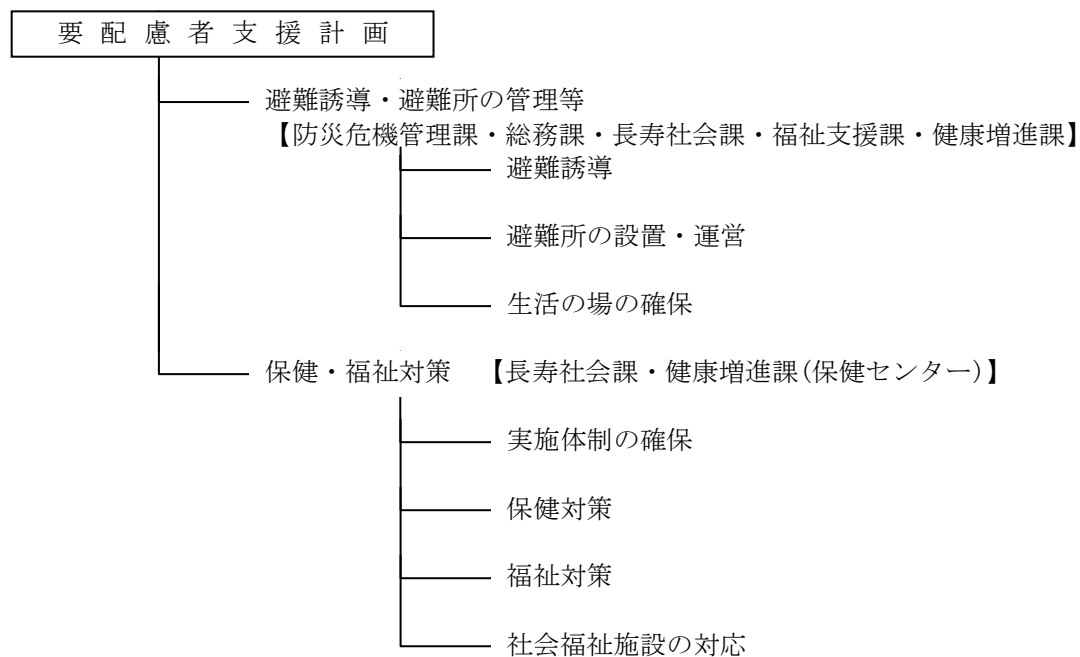
- 1 情報通信施設の保守に努め、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧に努める。
- 2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した巡視船艇を、必要に応じて、被災地前面海域等に配備し、通信の代行を行わせる。
- 3 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。また、関係機関から災害に関する重要な通報の伝達について要請があったときは、速やかにその要請に応じる。
- 4 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

第15章 要配慮者支援計画

基本的な考え方

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等、要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。

このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要がある事項について定める。



第1節 避難誘導・避難所の管理等

【関係機関：防災危機管理課・総務課・長寿社会課・福祉支援課・健康増進課・地域交流課】

市は、避難計画の実施に当たり、次の事項に留意し、要配慮者に配慮した避難誘導等を行う。また、高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

第1項 避難誘導

1 避難の勧告等の伝達

避難の勧告等を行う市長は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客にも配慮するものとする。

2 避難誘導の方法

避難勧告等が発令された場合、市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民等を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。

3 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両等による移送に配慮する。

4 避難行動要支援者名簿の活用

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第2項 避難所の設置・運営

市は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

なお、市は県と連携して、広域的な福祉支援にも配慮する。

1 避難所の管理

(1) 市

ア 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。

イ 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。

介護支援専門員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。

ウ 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。

また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や女性の視点等に配慮するものとする。

エ 自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

オ 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

(2) 県

県は、市等からの応援要請を受けた場合、関係福祉団体と調整し、必要な福祉人材の派遣を行う。

2 被災者の他地区等への移送

(1) 市

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者、妊産婦等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。また、外国人旅行者を含む観光客の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

(2) 県

県は、市等からの応援要請を受けた場合、関係福祉団体と調整し、必要な福祉人材の派遣を行う。

第3項 生活の場の確保

高齢者、障害者等の避難生活のハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

1 応急仮設住宅の建設・供与

(1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

(2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦世帯等に配慮する。

2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、市は、その確保に努める。

3 宿泊施設の確保

宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

第2節 保健・福祉対策

【 関係機関：長寿社会課・健康増進課(保健センター) 】

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、市は、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

第1項 実施体制の確保

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

1 市の体制

市は、災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。

この場合、必要に応じ県又は他の市町等への応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

2 県の体制

県は、市からの要請に応じ福祉関係職員を派遣するとともに、相談援助業務等に支障が生じるおそれがある場合は、国又は他の都道府県、更には、各種施設・協議会関係団体の職員派遣等の協力要請を行う。

第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、市は、保健師による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

- 1 市の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導
- 2 周南健康福祉センター等におけるメンタルヘルスケア
- 3 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、市は、他の市町の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

1 要配慮者の把握等

市は、発災後直ちに福祉関係職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、更には家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を通して行う訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等の連携を図る。

2 福祉サービスの提供

- (1) 市は、介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。
- (2) 県は、市との連携のもとに、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入れの可能性を探るとともに、保育所での一時預かり、児童養護施設や里親等への一時保護委託等を行う。
また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。
- (3) 市は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

3 情報の提供

市は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、インターネット、FAX等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚障害者、聴覚障害者については、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

4 生活資金等の貸付

市は、県を通じて、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付（小口資金貸付制度）の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、市、県の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行う。

1 入所者等の安全確保

- (1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。
- (2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供電、給食等の施設設備の安全を確認する。
- (3) 市は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要配慮者の受入れ

- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行うものとする。

なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は市に対し、支援を要請する。

市は、これら社会福祉施設の対応を支援する。

- (2) 被災地以外の地域の施設は、市の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力するものとする。

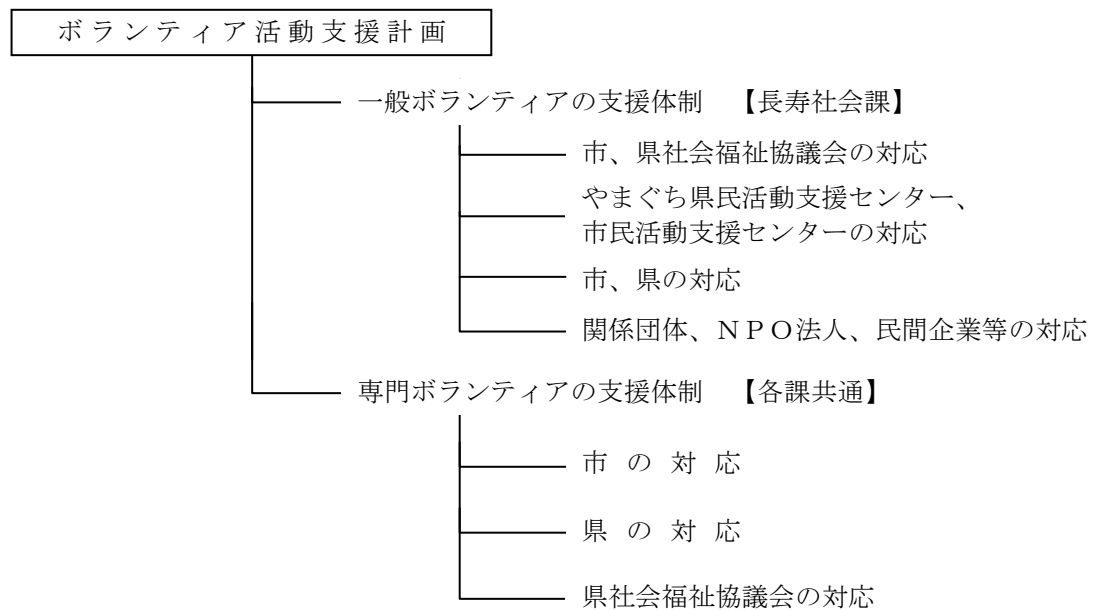
第16章 ボランティア活動支援計画

基本的な考え方

大規模災害時には、市、県及び防災関係機関の救助活動に併せ、一般市民の協力を必要とする。また、一方において、被災を免れた市民等から被災地の救援活動への参加も予想される。

これらの者の善意を救助活動等に効果的に活かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。

このため、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その支援計画について定める。



第1節 一般ボランティアの支援体制

【関係機関：長寿社会課】

第1項 市、県社会福祉協議会の対応

大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援体制のための体制を確立し、県、市災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

1 現地センターの設置

ボランティア活動の第一線の拠点として現地センターを設置し、市災対本部と連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。また、大規模かつ広域的な災害が発生し、市社会福祉協議会が被災等によってその機能が十分に発揮できない場合には、必要に応じ、他の市町社会福祉協議会と現地センターの共同設置や民間支援組織等との協働運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

- (1) 被災者ニーズの把握
- (2) ボランティアの募集及び受付

- (3) ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の提供等

2 県災害ボランティアセンターの設置

県社会福祉協議会内に県災害ボランティアセンターを設置し、現地センターが救援活動に専念できるよう、県・市災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。また、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合には、必要に応じ、当該ブロックごとに、現地センターの活動を支援する広域支援センターを設置し、必要な支援を行う。

- (1) ボランティアの募集及び派遣
- (2) ボランティアコーディネーター等の応援要請及び派遣
- (3) ボランティア募集のための広報
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等
- (5) その他関係団体、NPO等、中間支援組織による救援活動の支援調整など

3 その他の市町社会福祉協議会

被災地以外の社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び現地センターへ必要な支援を行う。

- (1) 県内ボランティアの募集
- (2) コーディネーターの派遣
- (3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

第2項 やまぐち県民活動支援センター、市民活動支援センターの対応

やまぐち県民活動支援センター、市民活動支援センターは、市・県災害対策本部、県災害ボランティアセンター、現地センターとの連携を図りながら、必要な支援を行う。

第3項 市、県の対応

災対本部にボランティア担当窓口を設置し、県災害ボランティアセンター、現地センターと一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

1 市の対応

- (1) 県、県災害ボランティアセンター、現地センター、各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズの把握
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他現地センターの運営や活動に対する必要な支援

2 県の対応

- (1) 国、他県、市町、やまぐち県民活動支援センター、県災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズ等の情報収集

- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 広域的な活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他現地センターの運営や活動に対する必要な支援

第4項 関係団体、NPO法人、民間企業等の対応

ボランティアや県災害ボランティアセンター、現地センターの円滑な活動を支援するため、専門人材の派遣や資機材の提供など、必要な支援を行うとともに、平時からの連絡体制の構築に努める。また、民間企業等においては、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できるかぎり配慮に努める。

第2節 専門ボランティアの支援体制

【 関係機関：各課共通 】

第1項 市の対応

市は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県災対本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第2項 県の対応

専門ボランティア関係各班は、市からの要請により、あらかじめ登録され、あるいは、県社会福祉協議会を通じて、新たに登録された専門ボランティアの派遣、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第3項 県社会福祉協議会の対応

県社会福祉協議会は、一般ボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、登録内容を県災害救助部救助総務班に報告し、救助総務班は関係各班に報告する。

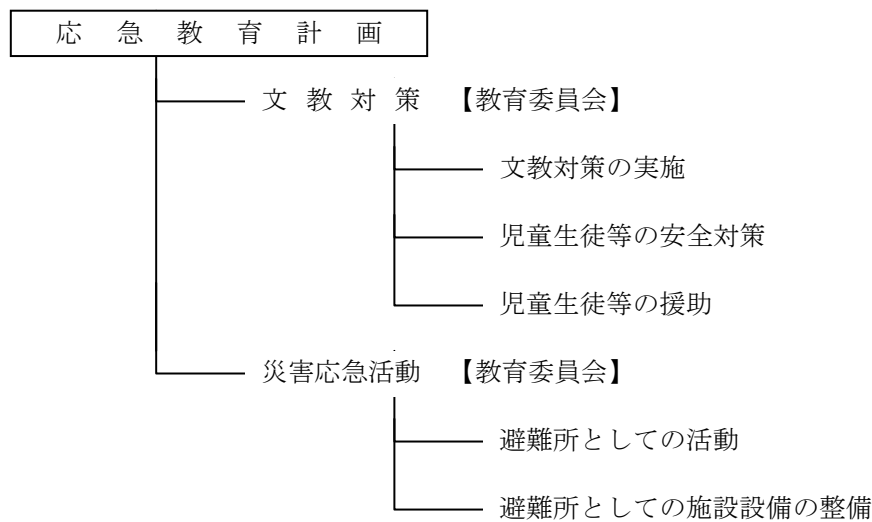
第17章 応急教育計画

基本的な考え方

大規模災害発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小中学校、高等学校等、中等教育学校、専修学校、各種学校、総合支援学校、大学（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。



第1節 文教対策

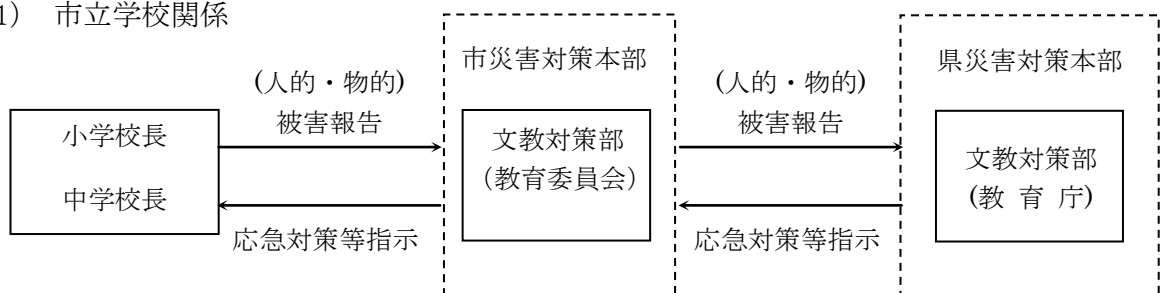
【関係機関：教育委員会】

災害時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

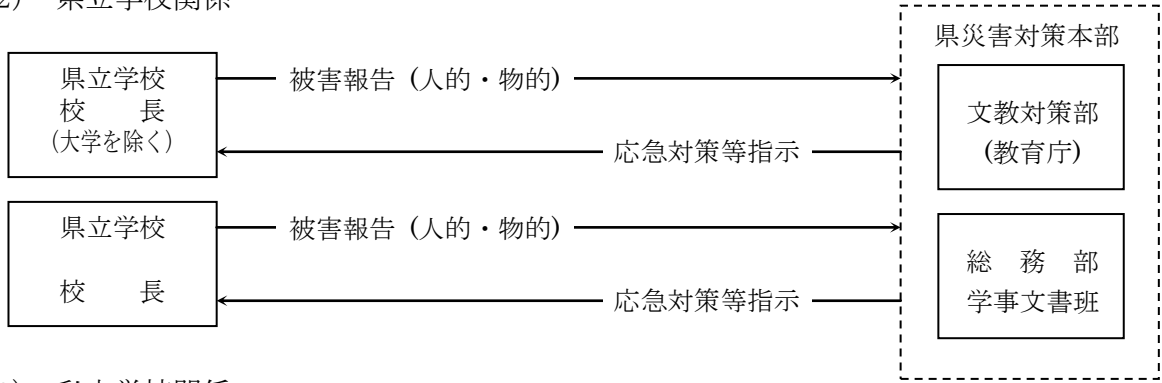
第1項 文教対策の実施

1 文教対策実施系統図

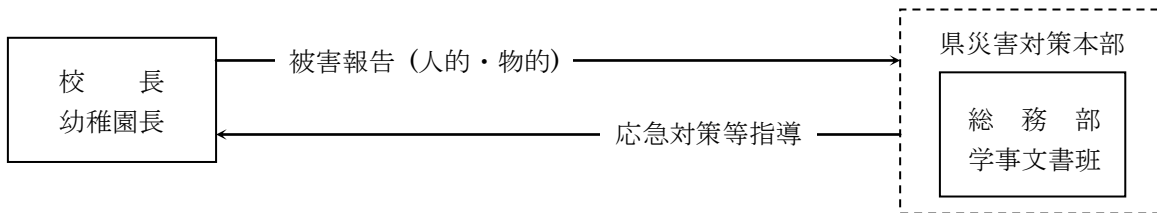
(1) 市立学校関係



(2) 県立学校関係



(3) 私立学校関係



2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・災害速報 ・公立学校人的被害に関する報告 ・公立学校物的被害に関する報告 (施設、教科書等) ・要保護、準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・県立学校生徒等被害調査報告 ・私立学校人的被害に関する報告 ・私立学校物的被害に関する報告 ・学校給食関係被災状況調査報告 ・教職員住宅被害報告
(2) 報告者、報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」によるものとする。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

資料編 [様式] ・被害状況報告

第2項 児童生徒等の安全対策

市教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施してきたが、更に次の視点に立った取り組みを推進していく。

取り組みの主な視点

- 1 様々な災害を想定した学校安全計画の充実
- 2 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- 3 安全に関する職員研修の充実
- 4 通学路の安全点検
- 5 家庭・地域社会の連携強化
- 6 ボランティア活動の推進
- 7 自他の生命を尊重する態度の育成
- 8 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

市教育委員会は、所管する学校における災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校における災害応急対策計画の策定指導

市教育委員会は、学長、校長又は園長（以下「校長」という。）に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者に周知するよう指導する。

市教育委員会は、上記について校長に指導する。

応急対策計画の主な項目

- a 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- b 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- c 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- d 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- e 連絡体制（市教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡体制）
- f 避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- g 実験・実習中の対策
- h 火元の遮断と初期消火活動
- i 救護活動（児童生徒等、避難者）
- j 避難所の開設・運営（市との連絡体制・初動対応）
- k 総合支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿舎への食料・飲料水の確保等）

イ 防災訓練の実施

校長等は、児童生徒等が災害時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、市、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- a 総合防災訓練（県によるもの）
- b 地域防災訓練（市、防災関係機関等によるもの）
- c 学校で行う訓練（県立学校は毎学期1回以上の実施）

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

a 防災上必要な設備等の点検整備

区 分	内 容
消 火 設 備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避 難 ・ 救 助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医 薬 品 ・ 食 料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水

b 破損、火災等による被害防止

区 分	該 当 施 設	点 検 確 認 事 項 等
窓 ガ ラ ス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
理 科 実 験 類 医 薬 品 類	理科実験室・実習室 ・保健室	混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガ ス	理科実験室・調理室 ・給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無
石 油 ガ ス ト ー プ	教室・職員室・事務室 ・用務員室	周囲の引火物の有無

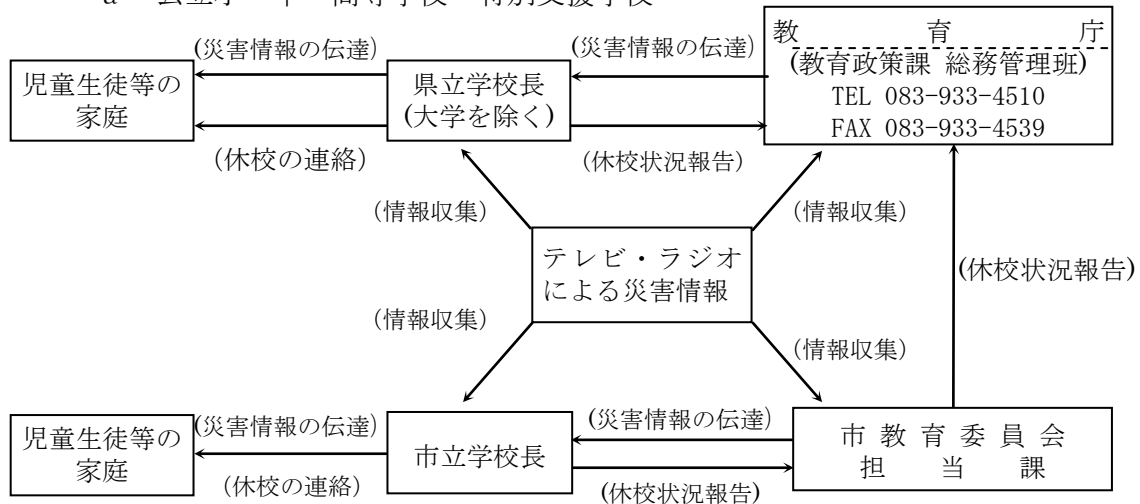
エ 気象情報の収集

学校は、市教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

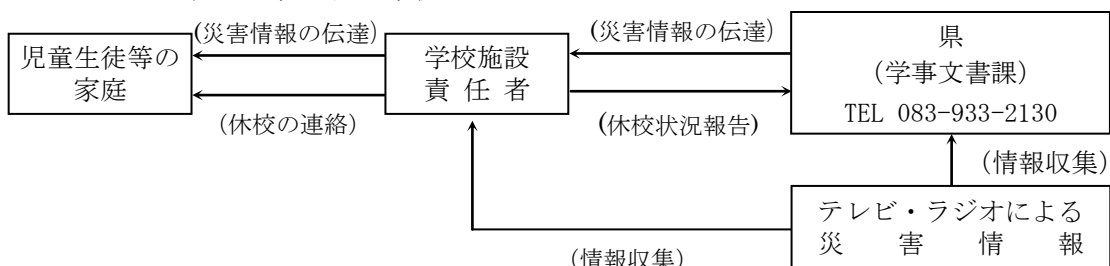
また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校については、児童生徒等の登校前、遅くとも午前6時頃までに決定し、連絡することとする。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会（県立大学及び私立学校にあっては学事文書課）にその旨の報告を行い、市教育委員会は、教育庁教育政策課に休校の状況を報告することとする。

a 公立小・中・高等学校・特別支援学校



b 県立大学・私立学校



(2) 災害時の対応

- ア 市教育委員会は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導及び支援に努める。
- イ 学校教育施設の確保を図るため、下記に記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導、助言を行う。

【校長】

- ア 校長は災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じるものとする。
- a 学校の管理する危険物安全措置
 学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じるものとする。
- b 保健衛生に関する指導、助言
 災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。
 ・飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
 ・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
 ・被災地域における感染症予防上の措置
- イ 校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、県（教育庁各課・学事文書課）又は市教育委員会に報告する。児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、市又は市民等の協力を求める。災害速報を、被害等の把握の都度報告する。
- ウ 校長は、状況に応じ県（教育庁各課・学事文書課）又は市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会（私立学校にあっては、学事文書課）にその旨の報告を行い、市教育委員会は、教育庁教育政策課に休校の状況を報告することとする。
- エ 校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。なお、確保については下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行うものとする。
- オ 校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、県（教育庁各課・学事文書課）又は市教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。
- カ 校長は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは、市に応援を求める。

【市教育委員会及び県教育委員会】

- ア 各学校等の応急教育計画の作成にあたり、市教育委員会及び県教育委員会は、所管する学校を指導助言及び支援する。
- イ 災害が大規模または広域にわたるため、下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開が必要な施設の確保について市教育委員会での対応が困難な場合は、必要に応じて市教育委員会及び県教育委員会による対策チーム（リーダー：義務教育課）を設置し、異校種間の調整や市域を越える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

ウ 市教育委員会及び県教育委員会は、学校施設として代替可能な公民館等の公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握しておくこと。

(3) 災害復旧時の対応

ア 市教育委員会は、授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導及び支援する。

- a 学習場所の確保等
- b 教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他府県への応援要請等の措置）
- c 教科書等の供給

イ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。

ウ 市は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市に対して行うことができるものとする。

エ 市教育委員会は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び市教育委員会に依頼するものとする。

【校長】

ア 校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、県（教育庁各課・学事文書課）及び市教育委員会と連絡し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育活動再開に向けての態勢を整備する。

イ 校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

ウ 校長は、避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあつせん依頼を行う。

エ 校長は、災害復旧の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

オ 校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

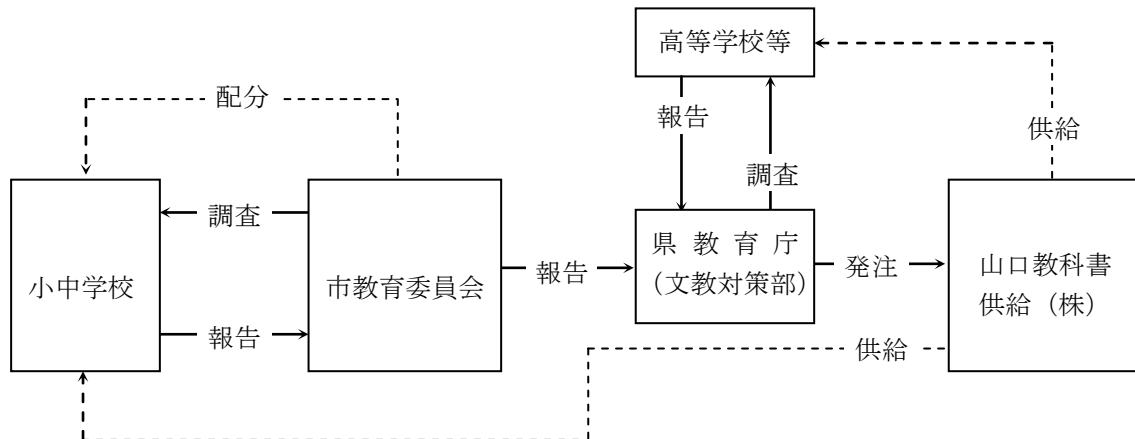
<p>ア 学校施設の応急復旧</p>	<ul style="list-style-type: none"> a 施設の安全点検と危険箇所の表示 b 応急復旧計画の樹立等の措置 c 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 d 被害状況の詳細な記録（写真等） e 現地指導員の派遣
<p>イ 学校施設の被害に応じた施設確保の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> a 応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 b 学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、体育館等を利用する。 c 校舎の大部分が使用できない程度の場合 公民館等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 d 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付け文初管第211号）によるものとする。

【教科書の供給幹線系統図】



2 学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し以下のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（総合支援学校の小学部児童含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程の生徒及び総合支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校生徒（高等学校、中等教育学校の後期日程、総合支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒又は学生）

(2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた市長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア 教科書及び教材

- a 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年7月10日法律第132号）第2条に規定する教科書
- b 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ 私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材・・・・・・・・・・・・・・・・・・災害発生の日から1ヵ月以内

イ 文房具及び学用品・・・・・・・・・・・・・・・・・・災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

学校または共同調理場の管理者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、市教育委員会または県教育委員会はへ報告する。市教育委員会又は県教育委員会は施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校または共同調理場の管理者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、ガス・水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校または共同調理場の設置者及び管理者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校または共同調理場においては、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校または共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従事者の確保及び健康診断

県教育委員会及び市教育委員会は調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理従事者を確保する。また、調理従事者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校または共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 災害が大規模または広域にわたり、単一の学校または市で対応できない場合は、市教育委員会及び県教育委員会による対策チーム（リーダー：県学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

イ 市教育委員会及び県教育委員会は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

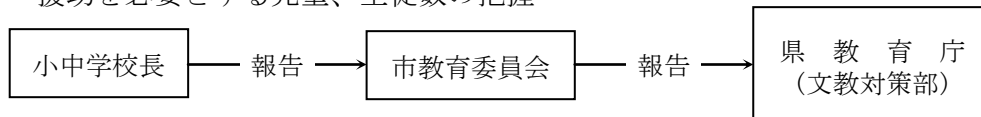
4 児童生徒等に対する就学援助

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については、学校教育法に基づき援助措置を講じる。

これに必要な取り扱い内容等は、以下による。

ア 援助を必要とする児童、生徒数の把握



イ 援助措置の内容

a 児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等

b 補助率

国庫負担 1/2、市負担 1/2

c 交付手続き

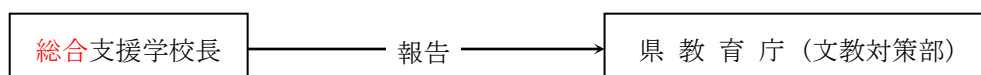
市からの交付申請

(2) 被災総合支援学校児童生徒等就学奨励

総合支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は以下による。

ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握



※寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による。

イ 援助措置の内容

a 児童、生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、通学又は帰省に要する交通費、付添人の付添に要する交通費、学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

b 援助額

全部又は一部

c 交付手続き

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

5 授業料等の減免及び学資貸与

(1) 県立学校授業料等の減免等（県使用料手数料条例（昭和31年山口県条例第1号）

ア 生徒等の被災状況の調査報告

a 県立高等学校

県立高等学校生徒被災状況報告書により、報告するものとする。

校長 → 県教育委員会

b 県立大学→県（学事文書課）

イ 減免措置

県教育委員会は、減免を決定し、関係学校に通知する。

県立大学においては、公立学校法人の理事長が減免を決定する。

(2) 私立高等学校生徒に対する授業料減免補助

子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金により、私立高等学校を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

(3) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ、県ひとりづくり財団、日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

第2節 災害応急活動

【関係機関：教育委員会】

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、大規模災害が発生した場合は、市民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

第1項 避難所としての活動

学校が地域防災に果たす役割は、地域の特性、災害の規模等により異なるが、災害発生時において、その役割及びこれに必要な対応について定める。

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市が行うものとする。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

第2項 避難所としての施設設備の整備

市防災計画において、避難所に指定された施設整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じるものとする。

(1) 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

(2) 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等、必要に応じ防災機能の整備を図る。

(3) 必要な資材等の備蓄

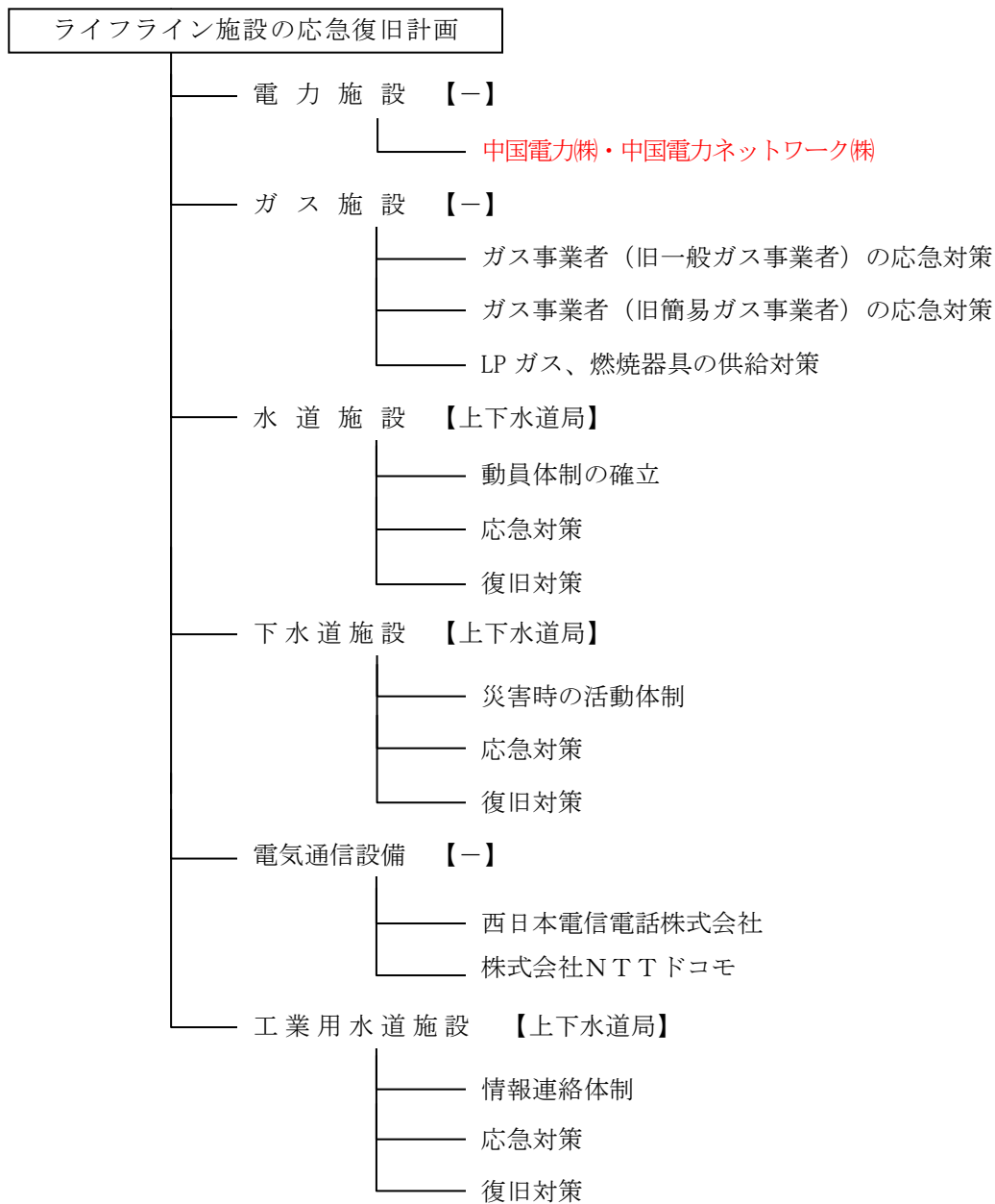
避難所としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

第18章 ライフライン施設の応急復旧計画

基本的な考え方

大規模災害が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、市民生活に大きな支障が生じるおそれがある。これらの施設は、どれも市民等の日常生活に欠くことのできないものであり、被災後の速やかな応急復旧を必要とする。

市は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する必要がある。



第1節 電力施設

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。このため、災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。

第1項 中国電力(株)・中国電力ネットワーク(株)

所管する電気施設等に災害が発生した場合の対応については、防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

1 災害発生時の防災体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、総本部、支社及び各事業場において必要な防災体制を発令する。

防災体制は、警戒体制、非常体制、特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。

(1) 防災体制の発令の考え方（周南ネットワークセンター）

区 分	発 令 基 準
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風等が接近し、担当区域に一定の被害が予測される場合 ・ 複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の事業所に非常体制が発令された場合、または防災体制の発令が必要と判断された場合
特別非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど、社会的影響が非常に大きい場合

(2) 防災体制発令時の構成及び任務

中国電力ネットワーク(株)及び中国電力(株)の社内規定に基づき、別に定める。

2 災害応急対策

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、次のような事項により応急対策を実施する。

対策事項	対応措置
(1) 災害に関する予報及び警報の伝達方式	<p>ア 災害に関する予報及び警報の伝達方式は、社内通信設備による。</p> <p>イ 社内通信施設の被災又は故障により伝達ができないときは、局線・非常通信協議会構成員の無線施設等を利用する。</p>
(2) 災害時における市への情報伝達	<p>ア 伝達を要する場合</p> <p> a 気象予警報が発表され、中国電力ネットワーク(株)周南ネットワークセンターに災害対策本部広報班が編成されている間の被害状況</p> <p> b 大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。</p> <p>イ 伝達系統図</p> <p> a 周南ネットワークセンター及び市に災害対策本部が設置された場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 中国電力ネットワーク(株)周南ネットワークセンター 周南対策副本部広報班 TEL 0834-26-1935 FAX 0834-36-1169 </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市本部班 (総務部防災危機管理課) TEL 0833-45-1832 FAX 0833-44-2459 </div> </div> <p> b 周南ネットワークセンターに防災体制が発令されていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間内 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 中国電力ネットワーク(株)周南ネットワークセンター ネットワークサービス課 TEL 0834-36-1120 FAX 0834-36-1164 </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市(総務部防災危機管理課) TEL 0833-45-1832 FAX 0833-44-2459 </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間外、休日 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 中国電力ネットワーク(株)周南ネットワークセンター ネットワークサービス課 TEL 090-1189-2019 (正) TEL 080-5239-1070 (副) </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市(警備室) TEL 0833-45-1700 </div> </div>
(3) 応急対応要員の確保	<p>あらかじめ定める動員計画に基づき、必要な要員を確保する。</p>

3 災害復旧対策

復旧に際しては、被害の状況、設備の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短期日の復旧に努める。

4 保安対策

火災又は注水により危険があると認めた場合及び消防関係者、警察官の命令があった場合は、次により停電する。

- (1) 高压線 最寄りの開閉器
- (2) 低压線 変圧器の一次側又は低压線路の適当な箇所
- (3) 引込線 柱上分岐点

第2節 ガス施設

災害等が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図ることが求められる。

このため、災害発生時の活動体制、初動措置、応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

第1項 ガス事業者の応急対策

1 実施機関

山口合同ガス株式会社

2 災害時の活動体制

非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、ガス事業者は、あらかじめ定めている計画に基づき、必要な活動体制を確立するものとする。

実施機関名	活 動 体 制
山口合同ガス株式会社	本社及び各地区に非常災害対策本部を設置し、全社的な応急活動体制をとる。 ア 非常災害対策組織及び系統 イ 本社対策本部活動組織及び各担当の業務分担 ウ 地区対策本部活動組織及び各担当の業務分担 エ 非常災害時の連絡体制 オ 非常時における特別出動（動員）連絡 カ 地区（支店）間相互の応援体制

3 応急対策

災害により、所管するガス供給設備等に被害が発生した場合における応急対策は、ガス事業者があらかじめ作成している計画に基づき、必要な応急措置を実施するものとする。

対策事項	実 施 す る 活 動
(1) 災害時における初動措置	ア 県、市防災関係機関及び社内事業所等から被害情報等の情報収集 イ 供給設備等の点検 ウ 工場、整圧器における送出入量の調整又は停止 エ 被害状況に応じたガス導管網のブロックごとの遮断及び減圧措置 オ その他状況に応じた措置
(2) 応急措置	ア 本社・各地区対策本部の指示に基づき、各事業所等は有機的に連携を図り、設備の応急復旧措置に当たる。 イ 設備の点検を行い、機能及び安全性を確認する。 ウ 工場の製造設備が被災の場合は、ガスホルダーにより供給する。 エ 供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地域の供給を停止する。 オ ガス貯蔵設備が被災した場合は、直ちに付近住民の避難措置が必要かどうかの判断を行い、市、県、消防、警察等に連絡をとるとともに、必要に応じて避難誘導を行う。
(3) 復旧対策	ガス設備の被災に係る保安、応急工事の施工等応急対策の実施の基準は、ガス事業法関係法令の保安基準に基づいて実施するものとする。 ア ガス設備の復旧活動 ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害の発生防止を第一として、復旧作業を進める。 a 工場における復旧作業

対策事項	実施する活動
	b 整圧器における復旧作業 c 高圧・中圧導管の復旧作業 d 低圧導管と需要家設備の復旧作業 イ 供給再開時における事故発生防止措置 ガスを停止した場合特に問題となるのは、ガス供給再開時における取扱いである。操作手順を誤ると思わぬ二次災害に結びつくため、特に慎重な対応のもと実施する。 a 工場 ガス事業関係法令の保安基準等に基づく作業手順により、各設備の点検を実施し、必要に応じて補修を行い、各設備の安全性を確認の上、製造・供給を開始する。 b 供給設備 二次災害を防止するための点検措置を実施する。 c 需要家設備 各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態を確認したのち使用を再開する。
(4) 供給を停止した場合の需要家への周知措置	ア ラジオ、テレビ、広報車等を通じ、以下の内容について周知する。 a ガスの供給を停止したこと。(停止地区をわかりやすく) b ガス栓、器具栓、メーターガス栓を閉めておくこと。 c ガス事業者が安全を確認するまでガスを使わないこと。 イ 市等関係機関へガスの供給を停止したことを伝えるとともに、広報活動への協力を要請する。 ウ 供給継続地区へのガス安全使用についての注意喚起の実施。
(5) 資機材の調達・応援体制	ア 資機材の調達 復旧用資機材の確保については、在庫、予備品等を把握し、不足する資機材は、次のいずれかにより確保する。 a 取引先、メーカー等からの調達 b 各事業所間の流用 c 他ガス事業者からの融通 イ 応援体制 「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき、洪水発生時、救援要請時に、迅速かつ的確に中国部会を通じて日本ガス協会に連絡を行う。

第2項 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策

1 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）

- (1) ガス事業者（旧一般ガス事業者）に準じた応急対策をとり、被害の拡大防止及びガス供給の再開に努めるものとする。
- (2) (一社)日本コミュニティガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

第3項 LP ガス、燃焼器具の供給対策

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営む上での重要な対策となる。

LP ガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。

- (1) 市において、LP ガス等の確保が必要となった場合は、県災対本部（防災危機管理課）にあっせんを要請する。

- (2) 県災対本部は、LP ガス、ガス器具等の供給について、(一社) 県 LP ガス協会に要請する。
- (3) (一社) 県 LP ガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災対本部に連絡する。
- (4) 県災対本部は、市に連絡するとともに、物資の引渡し場所について要請市町と調整の上決定する。
- (5) 連絡を受けた市は、当該事業者に連絡し、必要な LP ガス等を調達するものとする。
また、引渡しに当たっては県災対本部又は要請市町は物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

第3節 水道施設

【 関係機関：上下水道局 】

災害による水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災市民の生活安定に重大な影響を与える。このため水道事業者は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施することとしている。

第1項 動員体制の確立

1 要員の確保

- (1) 災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ、上下水道局職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。
- (2) 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、上下水道局に参集し、応急対策に従事する。
- (3) 上下水道局職員が不足する場合の人員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部（生活衛生班）へ応援を求める。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

- (1) 被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定給水装置工事事業者等へ協力要請を行う。この場合、市内の業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市又は県災対本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。
- (2) 隣接、近接の市に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県災対本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

3 情報連絡活動

- (1) 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。
- (2) 大規模災害による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、県災対本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指定するなどしておく。

第2項 応急対策

対策項目	措置内容
(1) 災害復旧用資機材の整備	<p>ア 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。</p> <p>イ 不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておくものとする。</p>
(2) 施設の点検	<p>災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。</p> <p>ウ 次の管路等については、優先して点検を行う。</p> <p>a 主要送水管路</p> <p>b 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路</p> <p>c 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路</p> <p>d 河川、鉄道等の横断箇所</p>
(3) 応急措置	<p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。</p> <p>ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>イ 送水・配水管</p> <p>a 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。</p> <p>b 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。</p>

第3項 復旧対策

水道事業者は、復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、必要な改良復旧を行うとともに、計画的に復旧対策を進める。

対策項目	措置内容
(1) 取水・導水施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
(2) 浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
(3) 管路の復旧計画	<p>災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施するものとする。</p> <p>ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。</p> <p>イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。</p> <p>ウ 送水・配水管路における復旧の優先順位</p> <p>a 第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路</p> <p>b 第二次指定路線 重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路</p>

対策項目	措 置 内 容
	エ 給水装置の復旧活動 a 送水管の復旧及び通水と平行して実施する。 b 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。
(4) 広報活動	ア 災害時における市民等の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。 イ 広報活動は、広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。 ウ 活動体制を確立し（責任者を定めるなど）、万全を期すものとする。

資料編	〔防災物資・施設・資機材〕	・ 応急給水用資機材整備状況
	〔防災組織等〕	・ 下松市指定給水装置工事事業者一覧

第4節 下水道施設

【 関係機関：上下水道局】

下水道は、市民等の日常生活に大きくかかわっており、災害により、施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また、被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、下水道事業管理者は、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応することとしている。

第1項 災害時の活動体制

市の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

1 要員の確保

- (1) 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、担当業務、担当者を定めておく。この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておくものとする。
- (2) 上下水道局下水道課職員が不足する場合の要員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災对本部に対して応援を求める。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

- (1) 被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請するものとする。
- (2) 大規模災害等発生の場合、市内の業者については、被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災对本部に応援あつせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

3 情報連絡活動

- (1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱がおきないようにしておく。

(2) 災対本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

4 広域支援

災害により被災自治体独自では対応が困難な場合は、「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、災害相互支援体制を確立するものとする。

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等）について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

災害発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

- (1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

3 応急措置

- (1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。
- (2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。
- (3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限にとどめるよう指示を行い、必要に応じて、現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、マンホールトイレの利用や応急仮設トイレ等の確保対策を行う。

この場合、環境推進課と連携を図りながら、協力して実施する。

第3項 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水柵、取り付け管の復旧を行う。

3 広報活動

公共施設の被害は、市民等の生活を直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施するものとする。

資料編 [防災物資・施設・資機材] ・公共下水道現況一覧

第5節 電気通信設備

今日、市民等の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。災害時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。

このため、災害時において、通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等について必要な事項を定める。

第1項 西日本電信電話株式会社

災害が発生した場合には、西日本電信電話株式会社山口支店（以下「山口支店」という。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「西日本電信電話株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

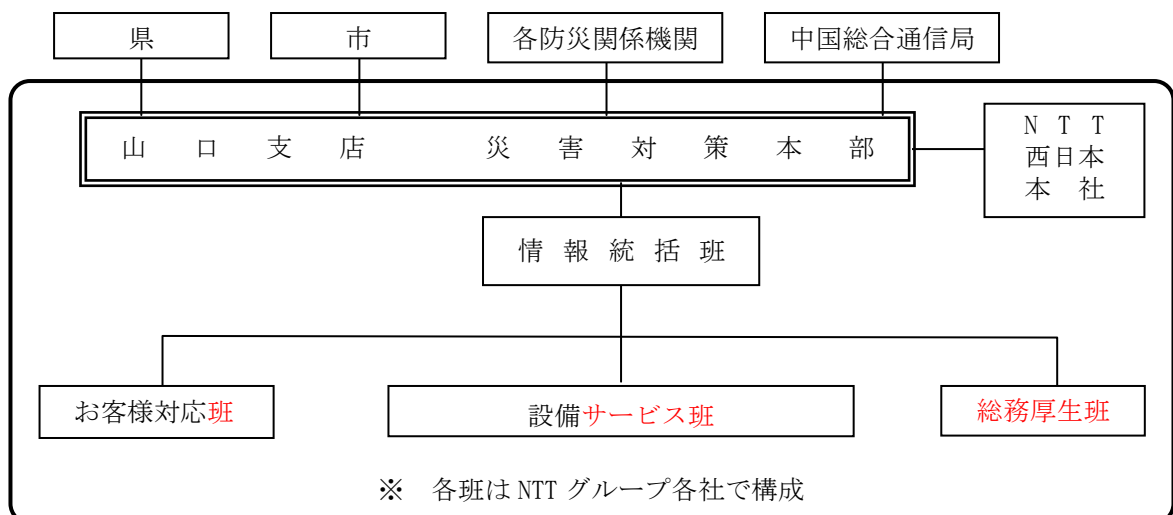
1 災害対策本部の設置

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、山口支店に災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービス班」、「お客様対応班」及び「総務厚生班」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

2 災害情報連絡体制の確立

災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

- (1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図



(2) 災害情報の収集伝達概要

ア 災害状況等の報告経路

山口支店災害対策組織は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかに NTT 西日本災害対策組織に連絡する。

イ 災害対策情報の伝達

山口支店は、各事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。

ウ 災害対策情報の広報及び報告

- a 県（災対本部又は防災危機管理課）への報告は、情報統括班（本部を設置していない場合は災害対策室）が行う。
- b 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、総務厚生班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。
- c 県及び市へ伝達を要する場合
 - ・重大な被害（通信不通区間を生じたとき）が発生した場合
 - ・気象警報発表中における一般電話のり障状況
- d 伝達様式省略

エ 災害速報

a 災害速報と災害概況

災害が発生した場合、まず第1報として災害発生速報（日時、場所及び判明模様）を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況等については、判明しだい災害概況を取りまとめ、報告する。

b 報告様式

c 報告の期間

災害が発生した時点から、応急復旧を完了し、再発のおそれがほぼなくなるまで行うものとする。

d 速報の経路

災害速報経路図による。

オ 災害対策組織設置報告

災害対策組織を設置した場合は、その日時並びに情報連絡責任者正副各1名及び担当者を関係事業所に報告又は連絡するものとする。連絡系統は、災害対策組織設置連絡図による。

カ 社内外への災害情報の周知

a 社内

- ・支店内は、店内放送により災害情報を周知する。
- ・事業所に対しては、適時管内の被害状況を周知する。

b 社外

- ・総務厚生班から災害情報を提供する。

3 応急対策

(1) 災害対策機器の配備

ア 非常用可搬形収容装置類

災害により、NTTの交換設備等が被災したときに運搬し、電話やインターネットサービスを提供する。

イ 無線装置

通信途絶のおそれがある地域への衛星無線（ポータブル衛星）及び可搬無線機を配備している。

ウ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を主要事業所に配備している。

エ 応急復旧ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを配備している。

(2) 特設公衆電話の設置と緊急・非常扱い電報の受付け

ア 特設公衆電話の開設

救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む）や事変その他の非常事態が発生した場合には、開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に特設公衆電話を設置する。

イ 緊急・非常扱い電報の受付け

a 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付番号 115 番で受け付ける。その際発信人はその旨を電報サービス取り扱い所に申し出るものとする。

b 緊急扱いの電報・非常扱いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

(3) 電気通信設備の点検

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次の設備、機材の点検等を行う。

ア 電気通信設備の巡回、点検並びに防護

イ 災害対策用機器及び車両の点検、整備

ウ 応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配

(4) 応急措置

災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

ア 臨時回線の作成

イ 中継順路の変更

ウ 規制等による疎通確保

エ 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)の運用

オ 特設公衆電話の設置

カ その他必要な措置

4 復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら次の工事を実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。
- (4) 災害復旧工事の計画
 - ア 応急復旧工事
 - イ 現状復旧工事
 - ウ 本復旧工事
- (5) 復旧の順位等

被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

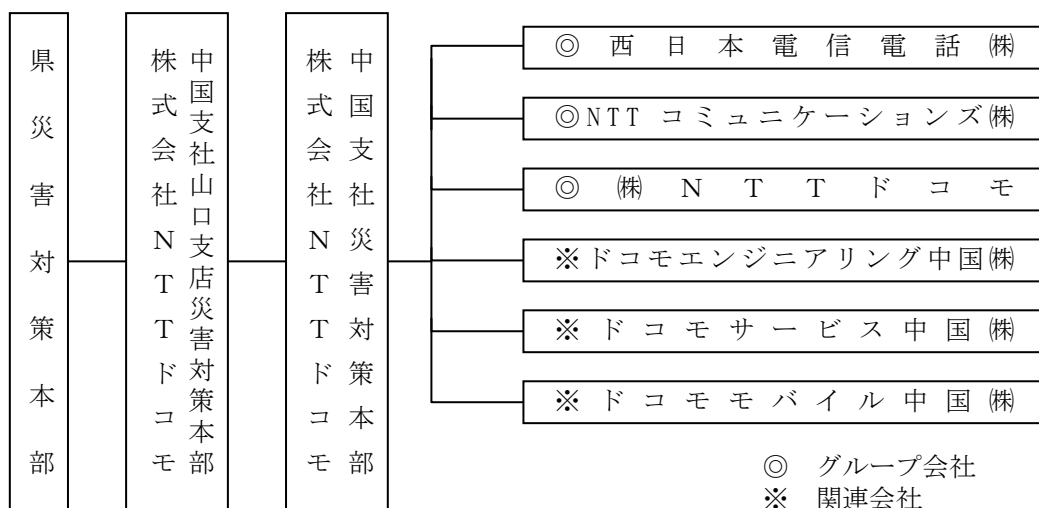
第2項 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモは、災害発生に際し、移動体通信施設の被害の防止を図るとともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、移動体通信の確保を図る。

1 応急対策

非常災害が発生し、また発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めるときは本社及び山口支店内に災害対策本部を設置する。

- (1) 情報連絡体制



移動通信サービス復旧順位は、公共の利益のため、緊急を要する通話を確保するために、以下の措置を行う。

順位	復旧サービス	
第1順位	衛星電話サービス（陸上・海上）	
第2順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	重要通信を確保する機関の 通話サービス
第3順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	一般電話サービス
第4順位	第1順位、第2順位、第3順位に該当しないもの	

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関、ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及びこれ以外の国又は地方公共団体

第6節 工業用水道施設

【 関係機関：上下水道局 】

工業用水道は、企業活動にとって必要不可欠なものであり、災害等により工業用水道施設に被害が発生した場合は、産業経済活動に与える影響も大きいため、応急・復旧に努める。

第1項 情報連絡体制

災害発生直後は、被災状況の把握が急務である。このため、管理事務所の監視装置によるデータの収集を行うとともに、施設の巡視を行う。また、上下水道局及び各ユーザーを含めた連絡体制を密にしながら、関係機関及び市民等から管路等の破損、漏水等の情報収集に努める。

第2項 応急対策

1 発生直後の保安

工業用水道施設は、配水管、貯水槽等の施設を有していることから、当施設の損傷等による二次災害の発生を防止するため、当該地域における総合的な対応マニュアルに基づき、応急措置を講じ、被害を最小限に止める。

2 復旧対策

施設台帳、管路台帳等の関係図書類及び資機材（管種管径に応じた継輪、携帯用発電機、排水ポンプ等）を整備し、迅速な処置がとれるようにしておくとともに、下松市水道組合と災害時における水道施設の災害復旧に関する協定書に基づき対応する。

3 広域支援

災害により被災自治体だけでは対応が困難な場合は、「工業用水道事業における災害相互応援に関する基本的ルール」に基づき、相互支援体制を確立するものとする。

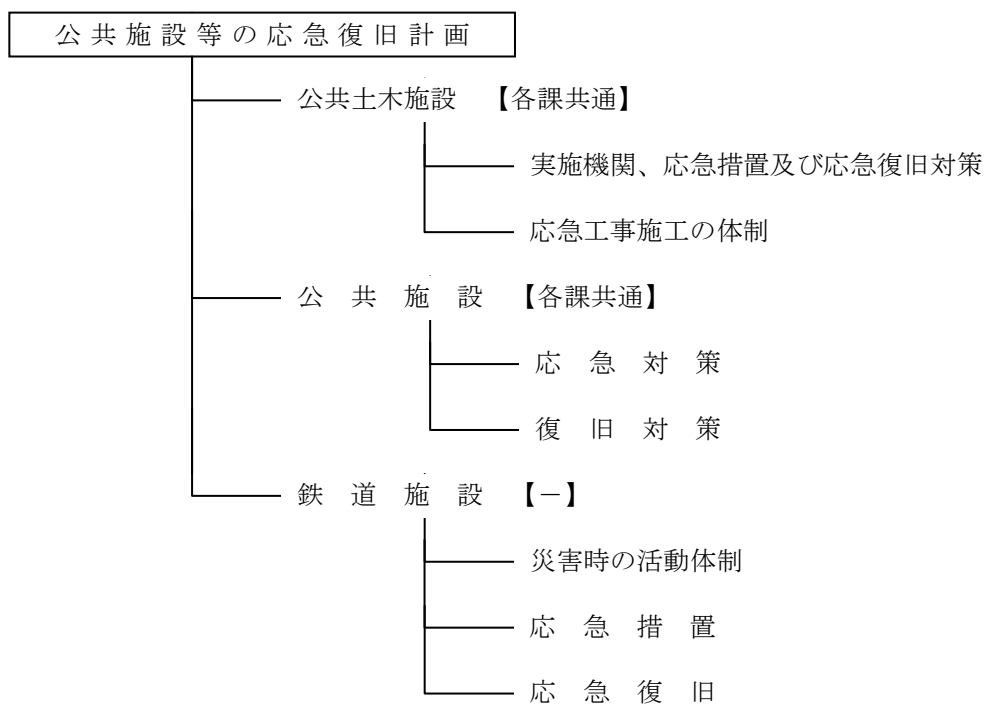
第19章 公共施設等の応急復旧計画

基本的な考え方

道路、河川、橋梁、港湾、漁港等の公共土木施設や鉄道施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、市民等の日常生活に大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も市民等の日常生活に大きくかかわっており、これらの施設が災害により被害を受けた場合は、市民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これらの公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策が必要となる。



第1節 公共土木施設

【関係機関：各課共通】

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

(1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施するものとし、各機関のとりべき対応については、次のとおりとする。

実施機関名	応 急 措 置
市	<p>ア 県が実施する応急復旧対策に準じ、必要な対策を実施する。</p> <p>イ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。</p> <p>ウ 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。</p>
県 (土木建築部) (農林水産部)	<p>ア 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。</p> <p>イ まず、緊急輸送路線の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。</p> <p>ウ 次に二次災害の発生のおそれのある箇所のある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。</p> <p>エ 応急活動等を実施する上で比較的緊急度の高い都市部周辺の施設について、迅速な被害状況及び応急措置状況の把握に努める。</p> <p>オ 県は、市が応急措置を実施する上で必要な技術的援助(職員の派遣を含む。)及び各種の総合調整を行う。</p> <p>カ 所管する道路、橋梁の被害状況を把握する。</p> <p>キ 海上輸送基地に指定された施設周辺の所有する道路、橋梁の被災箇所の応急措置及び所が異物の除去を実施する。</p>
警 察	<p>ア 発災直後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報収集活動を実施する。</p> <p>イ 各道路管理者と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。</p> <p>ウ 必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。</p> <p>エ 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。</p> <p>オ 災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じるものとする。</p>
中国地方整備局 (山口河川国道事務所)	<p>ア 所管する道路及び橋梁の被害状況を速やかに把握する。</p> <p>イ 県の防災計画に指定されている緊急輸送路の交通の確保に全力をあげ、被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。</p>
西日本高速道路株式会社	<p>ア 災害発生後速やかに警察と協力して、交通規制を実施する。</p> <p>イ 県の防災計画に緊急輸送路として指定されている路線を優先して被害状況の把握に努めるとともに、被災箇所の応急措置、障害物の除去に努める。</p> <p>ウ パトロールカー及び情報板、看板等により、また、報道機関(ラジオ)の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。</p> <p>エ 災害発生時の通報体制 県災対本部に情報連絡を行う必要がある場合は、「全面交通止め、住民に重大な被害を与える事故の発生」とする。 災対本部が設置されていない場合は、県防災危機管理課へ連絡するものとする。</p>

(2) 応急復旧対策

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
市	<p>県が実施する応急復旧対策に準じ、必要な対策を実施する。</p>
県	<p>ア 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送路の道路啓開を最優先に行う。</p> <p>イ その後、一般道路のうち、応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で、二次災害を誘引する被災箇所(陥没、決壊等)の応急復旧工事を実施する。</p> <p>ウ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。</p>

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
県	エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せ発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。緊急時で、時間的余裕がないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡するものとする。
中国地方整備局 (山口河川国道事務所)	被害を受けた道路について、緊急輸送路、その他の道路の順に応急復旧工事を行い道路機能の確保に努める。
西日本高速道路株式会社	速やかな交通の確保及び被害の拡大防止の観点から、応急復旧を実施するものとし、通行止めを実施している場合は、少なくとも上下1車線の走行が可能な状態になるよう復旧させるものとする。

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設

暴風、高潮等により堤防、護岸、ダム及び海岸保全施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
市	<ol style="list-style-type: none"> (1) 水防活動と並行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 (2) 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。 (3) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるとして内水による浸水被害の拡大を防止する。 (4) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。
県 (土木建築部) (農林水産部)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害が発生した場合、直ちに所管する河川、ダム、下水、ため池等の管理施設の被災点検を実施する。 (2) 市が応急措置を実施する上で必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。 (3) 所管する被災施設の応急復旧工事を実施する。 堤防、護岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流入を止める工事を行うが、実施する工法等については、地形等を勘案し適切な工法によるものとする。 (4) 排水施設の被害を取りまとめるほか、移動排水ポンプを確保し、被災市町へ派遣する。 (5) 特に、市民等の安全確保の観点から、緊急に応急復旧を実施する必要がある対象としては、おおむね次のとおり ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊、ダムの損壊等で放置すれば市民等の生命財産に重大な影響を与えるおそれのあるもの イ 河川が埋まり流水の疎通を著しく阻害するもの ウ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの (6) 流域下水道の下水ポンプ等排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。

3 港湾・漁港施設

港湾、漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模地震等が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

暴風、高潮により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

(1) 応急措置・応急復旧対策

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
<p>県 (土木建築部) (農林水産部)</p>	<p>ア 港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（海上保安部・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。</p> <p>イ 漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。</p> <p>ウ 海上輸送基地として指定された港湾、漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。</p> <p>エ 港湾・漁港に係る応急工事 a 後背地に対する防護 高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 b 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 c けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。</p>
<p>徳山海上保安部</p>	<p>災害発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。</p> <p>ア 被災区域の交通規制の実施</p> <p>イ 被災区域内の交通整理</p> <p>ウ 航路障害物の除去</p> <p>エ その他の防災上の措置 a 気象情報の収集伝達 b 船舶在泊状況の把握 c 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導 d 危険物荷役の中止勧告 e 港内整理及び避泊錨地の推薦 f 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止 g 必要に応じ、移動命令及び航行制限 h 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導 i 海上における流出油等の防除 j 船舶火災、海上火災の消火活動</p>

4 海岸保全施設

海岸保全施設が、暴風、高潮等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
<p>市</p>	<p>県が実施する応急復旧対策に準じ、必要な対策を実施する。</p>
<p>県 (土木建築部) (農林水産部)</p>	<p>(1) 気象情報（暴風、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想される場合は、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。</p> <p>(2) 管理する施設が暴風、高潮等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。</p> <p>ア 堤防</p> <p>イ 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。</p>

5 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設が災害により被害を受けた場合は、住民の生活に特に大きな支障を及ぼすため、被害状況を速やかに調査し、二次災害から住民を守るため必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
市	県が実施する応急復旧対策に準じ、必要な対策を実施する。
県 (土木建築部) (農林水産部)	(1) 砂防設備 ア 砂防えん堤 砂防えん堤が決壊した場合は、仮土留めや仮水路の設置、土石の排除等、通水断面確保のための応急対策工事を実施する。 イ 溪流保全工 溪流保全工が決壊した場合は、大型土のうを設置する等により応急対策工事を実施する。 (2) 地すべり防止施設 地すべりが発生した変状範囲の確認、移動量、変位量等の計測を行うとともに、地表水排除工、排土工、押え盛土等の応急対策工事を行う。 (3) 急傾斜地崩壊防止施設 地すべりが発生した変状範囲の確認、移動量、変位量等の計測を行うとともに、地表水排除工、排土工、押え盛土等の応急対策工事を行う。

6 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
市 県 (農林水産部)	(1) 治山施設 えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。 (2) 林道施設 ア 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。 イ 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。 a 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。 b 復旧資材、農産物(生鮮食料の搬出)及び林産物の搬出に著しい影響がある場合 c 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

市及び県、中国地方整備局(以下「応急措置等実施機関」という。)は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

(1) 技術者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じるものとする。

(2) 建設業者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時には、緊急動員できるよう適切な措置を講じるものとする。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、応急措置等実施機関は、大型建設機械及び土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じるものとする。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくものとする。

2 関係機関に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、市単独で対応できない場合には、隣接市、県等に必要資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお、自衛隊の派遣が必要な場合は、総務部防災班が県へ派遣依頼を行う。

3 建設機械等の緊急使用計画

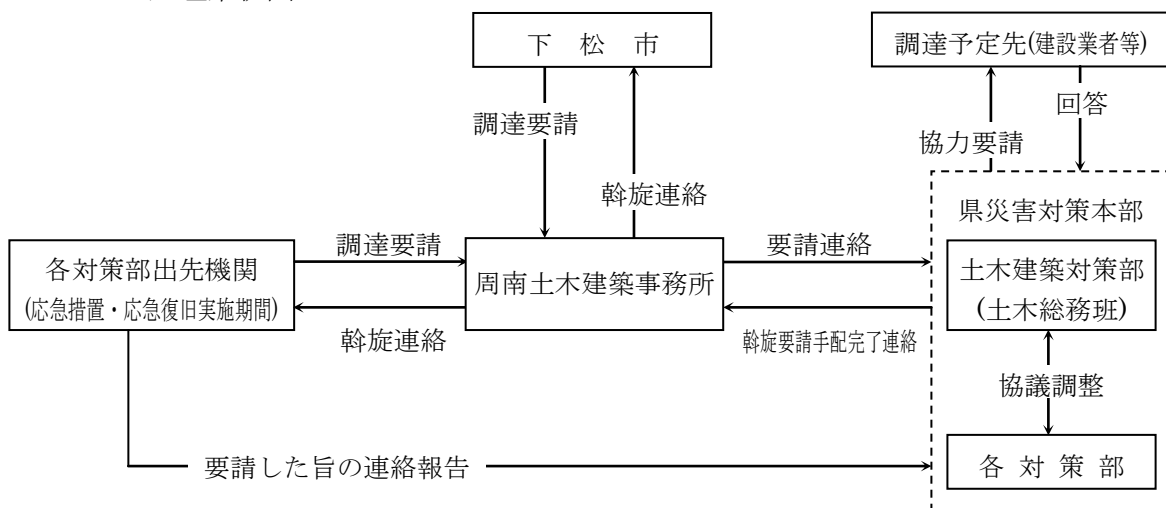
(1) 現況把握

公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県が周南土木建築事務所管地域に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成する。この台帳は、年1回以上検討を加え、現況整理を行うものとする。

(2) 緊急使用のための調達

災害又は広域に及ぶ災害のため、各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、若しくは建設機械が不足するときは、県土木建築対策部が、県域全般の調達計画の策定及び調整、運用等の措置を担当する。

ア 処理系統図



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- a 使用場所及び使用期間
- b 使用目的（作業内容）
- c 機械の種類及び必要台数
- d その他必要な事項

(3) 中国地方整備局に対する応援要請

中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ 平成20. 8. 20 各県土木関係部長、広島市道路交通局長及び中国地方整備局企画部長間」に基づき行うものとし、その概要は次のとおりである。

市は、大規模災害時に中国地方整備局長に対し、応援を求めた場合、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、中国地方整備局所管の災害対策用機械を派遣することができる。

(4) 調達方法

緊急時における建設機械等の調達について、県土木建築対策部は、調達順位、調整手段、費用負担等について、応急措置等実施機関並びに建設業者とあらかじめ協議しておくものとする。

第2節 公共施設

【 関係機関：各課共通 】

市及び県が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災市民の民心安定を図る上で重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第1項 応急対策

市は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

(1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

(2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

(3) 応急対策の実施

- ア 被災当日及びその後における施設の運営
- イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置
- ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置

(4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について市対策本部に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

第2項 復旧対策

各施設管理者は、市対策本部及び県の各施設管理課と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

また、二次災害の防止や施設の応急復旧を効果的に行うため、建築物の危険度判定を実施する。

第3節 鉄道施設

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、災害等により被害が発生した場合、市民生活に重大な支障を与え、また、利用者の人命に直接かかわるおそれがある。

このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

第1項 災害時の活動体制

災害の発生が予想される場合は、速やかに警戒体制を整える。

1 災害、運転事故対策本部の設置

機関名	内 容
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、また被災現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置する。 (2) 復旧本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、必要に応じ復旧責任者を置く。 (3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、復旧責任者が到着するまでの間、暫定復旧責任者として任務を遂行し、復旧責任者が到着したときはその任務を引継ぐものとする。 (4) 事故発生時における対策本部等の防災組織は、防災規定による。 (5) 対策本部及び復旧本部の業務は、おおむね次のとおりである。 ア 対策本部 a 運転事故、防災及び災害の情報に関すること。 b 併発事故、災害の未然防止に関すること。 c 被害の拡大防止に関すること。 d 運転事故、災害の復旧に関すること。 e 応急輸送に関すること。 イ 復旧本部 a 運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。 b 運転事故及び災害の情報に関すること。 c 被害の拡大防止に関すること。 d 応急輸送に関すること。
日本貨物鉄道株式会社	災害が発生した場合、西日本旅客鉄道(株)の対策本部及び復旧本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道(株)と同様の対策本部及び復旧本部を設置して同様の業務を行う。

2 警戒体制

災害の発生が予想される場合は、おおむね次の警戒体制をとる。

機関名	内 容
西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(1) 支社又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに必要な指示を行う。特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。 (2) 山口支社長等は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。 (3) 天候不良時の警戒については、関係地方気象台からの鉄道気象電報等及びその地区の気象状況等により線路等の警戒を行うとともに、関係地方気象台との連絡及びラジオその他による気象情報に注意し、気象の推移、台風の進路等の予測に努める。 (4) 強風、豪雨発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は運転速度の制限を行う。

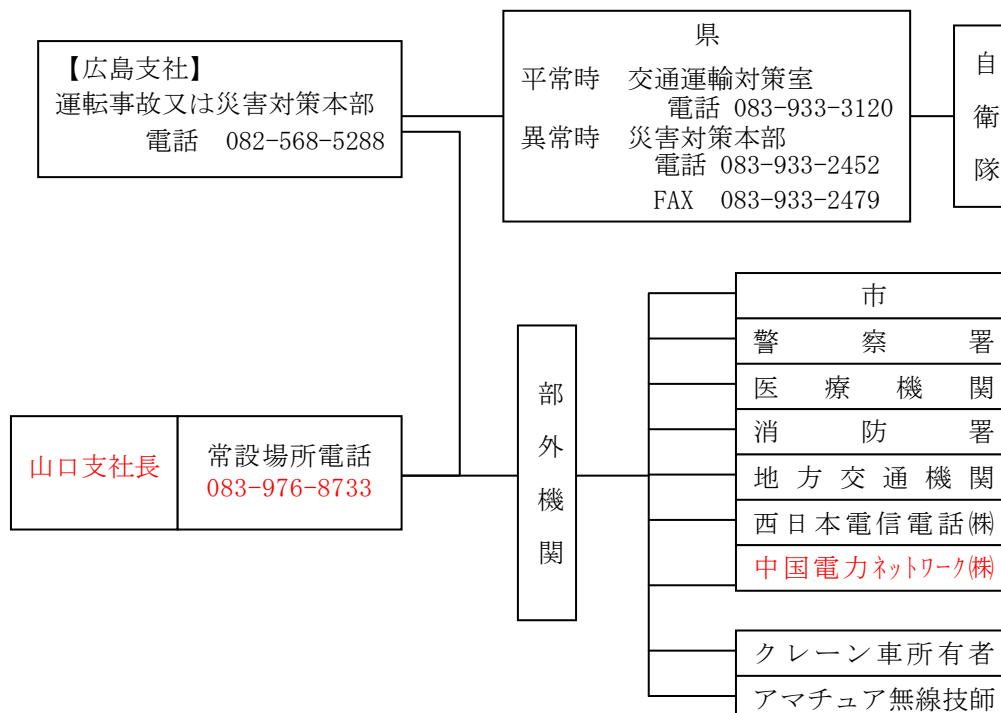
第2項 応急措置

- 1 災害が発生したとき、又は、発生が予想される場合は、人命の救護を第一とし、併発事故等被害の拡大防止に努めるとともに、関係箇所への連絡等の適切な処置をとるものとする。
- 2 事故の状況を判断して部外機関の応援を必要と認めたときはその出動を要請する。
- 3 事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第3項 応急復旧

鉄道施設は、公共輸送機関として市民等の日常生活、社会経済活動を営む上で重要な役割を担っており、災害が発生した場合速やかな応急復旧を実施する。

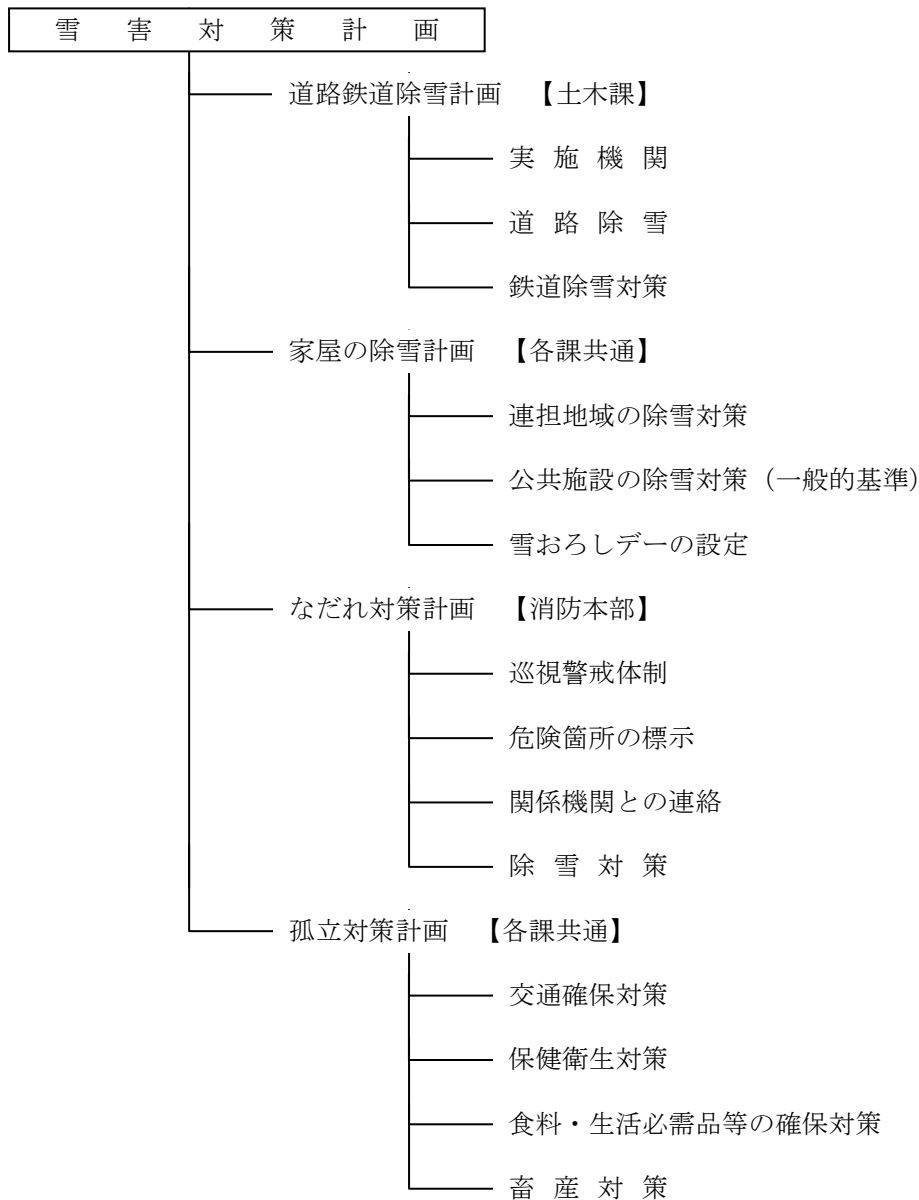
【 部外機関との連絡系統図〔西日本旅客鉄道株式会社広島支社〕 】



第20章 雪害対策計画

基本的な考え方

雪害による交通の途絶、農林業をはじめとする各種産業に及ぼす被害及びなだれ等による災害の拡大を防止し、民生の安定に寄与するため、必要な事項について定める。



第1節 道路鉄道除雪計画

【 関係機関：土木課 】

第1項 実施機関

積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施するものとする。

1 市道の除雪

市

2 国道の除雪

直轄道路については、中国地方整備局（国土交通省山口河川国道事務所）

3 県道及び県管理国道の除雪

県土木建築部道路整備課（周南土木建築事務所）

4 西日本高速道路株式会社の管理する道路の除雪

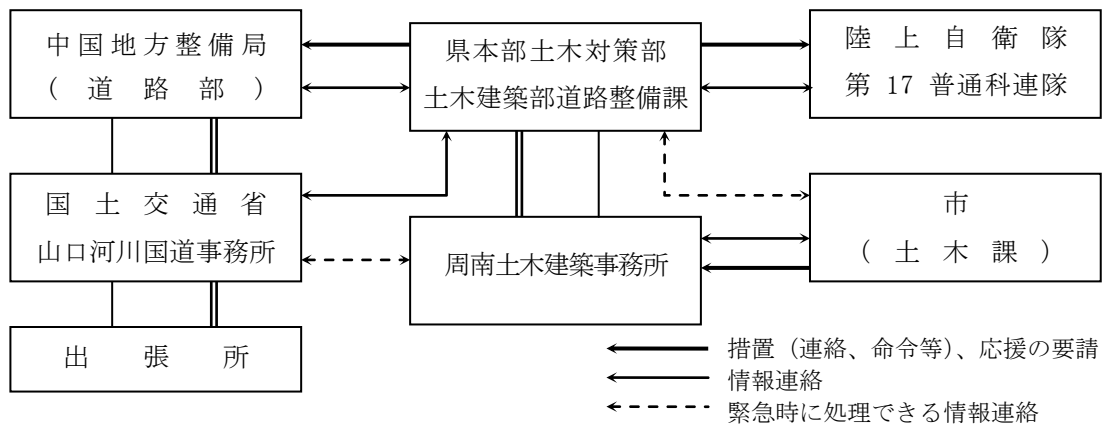
西日本高速道路株式会社

5 鉄道除雪

西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

第2項 道路除雪

1 対策系統



2 市の除雪対策

(1) 周南土木建築事務所との連携

市は、周南土木建築事務所と密接な連携のもとに実施するものとし、除雪作業の一貫性を図るよう努めるものとする。

(2) 除雪路線の決定

市は、交通量、国・県道との接続等を考慮し、住民生活に影響の大きい路線又は孤立地区が生じるおそれのある場合に回避するための路線等を優先的に選定し、除雪を実施するものとする。

(3) 住民の協力体制の確立

市が行う道路除雪に関連して、地域住民による排雪作業の協力体制の確立を推進する。
なお、市は、あらかじめ雪の運搬方法、雪の捨て場の指定についてあらかじめ決定しておくものとする。

3 県の除雪対策

県は、県管理道路のうち、除雪可能区間について機械除雪を実施し、冬季道路交通の確保を図るものとする。

(1) 除雪区分

区 分	除雪路線の区分	除雪目標	緊急確保区分
第1種	日交通量おおむね 1,000台以上の区間	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。	異常降雪時には5日以内に2車線確保を図る。
第2種	日交通量おおむね 500～1,000台の区間	2車線幅員確保を原則とするが状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。	異常降雪時には約10日以内に2車線又は1車線確保を図る。
第3種	日交通量おおむね500台未満の区間で次に該当するもの 1 国道その他重要な路線 2 代替道路のない路線又はバス路線で民政安定上特に重要路線	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時交通不能となってもやむを得ない。	

(2) 除雪路線の指定

県は、毎年対策実施時期に、周南土木建築事務所管内の除雪路線及び除雪機械の配備を決定し、除雪実施体制を確立するものとする。

4 災害時における道路交通確保のための緊急措置

市は、積雪時における道路除雪活動を円滑かつ迅速に実施するため、緊急確保路線、除雪用機械及び除雪要員の動員及び連絡系統その他必要な事項を定めるものとする。

(1) 情報連絡

ア 情報連絡系統

イ 情報連絡の内容

a 指定観測点における降雪量、積雪量等の積雪気象状況

b 道路交通確保状況

c 除雪機械及びオペレーターの動員数

(2) 雪量観測点及び警戒積雪深

ア 雪量観測点

土木建築事務所	観測点名	警戒積雪深	観測器具
周 南	鹿 野	50cm	1 雪板（降雪量測定） 良質の木材で、30cm角板厚さ2.4cm程度で長さ60cm程度の角柱（6cm角）を立てたものとする。（角柱に目盛りをいれる） 2 雪尺（積雪量測定） 金属管（φ2インチ）又は良質の木材（10cm×5cm）に白
	葉の内	50cm	

土木建築事務所	観測点名	警戒積雪深	観測器具
	上渋川	50cm	色ペイントを塗り目盛りは黒色エナメル書したものとし、高さは2m程度のものを設置する。

(注) 各観測点には観測に必要な器具（雪尺、雪板、雪暖計等）を整備すること。

イ 警戒積雪深

警戒体制に入る基準の積雪深として、雪量観測点における毎年の積雪の深さの最大値の累年平均（最近5カ年以上の間における平均をいう。）をその観測点の警戒積雪深とする。

(3) 応援派遣等に関する事務的処理

災対法に基づき、市が、中国地方整備局長に対し応援の要請を求めた場合は、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、除雪機械を貸し付けることができる。その際の機械貸付料金は無償である。その他の場合（災対法に基づかない場合等）は有償である。

なお、貸付料以外の費用（オペレーター等）は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」（平成20年8月20日）による。

第3項 鉄道除雪対策

西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店は、除雪対策を樹立し、積雪時には除雪対策を実施する。

1 除雪計画の樹立

降積雪がはなはだしい場合は、早期にラッセル車を運転する。この場合必要により、一部の営業列車を運転休止することもあり得るものとする。

- (1) 積雪状況の把握及び段階的想定
- (2) ラッセル車運転計画の樹立
- (3) 一部営業列車の運転規制及び列車の迂回運転計画の樹立

第2節 家屋の除雪計画

【関係機関：各課共通】

第1項 連担地域の除雪対策

市及び周南土木建築事務所は、屋根の雪おろし時期、雪の排除方法又は雪捨て場の指定について相互に協議し、適切な排雪計画を樹立、実施に努めるものとする。

第2項 公共施設の除雪対策（一般的基準）

公共施設の管理者は、次の基準に基づいて除雪に努めるものとする。

- 1 多雪地帯では、屋根上50cm以上積雪の場合に除雪開始
- 2 両方屋根面の均等除雪の実施
- 3 排雪場所、処分方法の計画的実施
- 4 長期降雪が予想されるとき残雪の除雪

第3項 雪おろしデーの設定

屋根上の雪おろし及びこれに伴う排雪、並びに基幹線以外の道路除雪等の作業は、地域住民が一致協力して計画的に実施することが効果的であり、かつ関係機関の対策実施上必要であるので、市は、特に多降雪時において地域毎に「雪おろしデー」又は「市民除雪デー」を設定して、自主的な防災活動を促進するものとする。なお、「雪おろしデー」等の設定に当たっては、周南土木建築事務所等関係機関と事前に十分な連絡をとるものとする。

1 除雪

雪の捨て場の指定についてあらかじめ決定し、屋根の雪おろし、私道・小路の除雪等の共同作業を計画的に実施する。

2 雪の運搬処理

家屋連担地域の路線、特に幹線道路においては、屋根の雪おろしと同時に、道路上の雪を適切な場所に運搬処理することが交通確保対策上に緊要であるので、雪の運搬方法、雪の捨て場の指定についてあらかじめ決定しておくものとする。

第3節 なだれ対策計画

【 関係機関：消防本部 】

第1項 巡視警戒体制

市においては、消防機関、警察機関、土木機関等の関係機関と協力のもとに査察を行い、危険箇所の早期発見に努めるものとする。

第2項 危険箇所の標示

市においては、関係機関との連絡のもとに、「なわ張り」、「赤旗」等により標示し、市民等、通行者に周知徹底を図るものとする。

第3項 関係機関との連絡

市は、なだれによる被害防止対策について、防災会議関係機関と緊密な連携を保ち、情報の交換、対策の調整に努めるものとする。

第4項 除雪対策

なだれの発生により、市民等の生活、交通確保の上に重大な支障を生じた場合は、早急な除雪対策を講じるものとする。

第4節 孤立対策計画

【 関係機関：各課共通 】

第1項 交通確保対策

国土交通省、県、市、西日本高速道路株式会社中国支社・九州支社は必要に応じて所管路線の巡視警戒並びに除雪を実施し、交通確保のための対策を実施するとともに、警察及び運輸関係機関との連絡調整を図るものとする。

第2項 保健衛生対策

1 救急患者の緊急輸送対策

- (1) そり、スノーボードによる輸送対策及び要員の確保
- (2) ヘリコプターによる空中輸送対策
- (3) ヘリポートの設定及び標識

2 環境衛生対策

- (1) 水道施設の保全等飲料水の確保
 - ア 水源施設、浄水施設、配水池の換気孔の除雪
 - イ 消毒薬品特に塩素の確保備蓄
 - ウ 滅菌器及び予備滅菌器の整備並びに保温設備の整備
 - エ 送水設備の補助機関の整備及び試験的送電の実施
 - オ 積雪地における、どろ吐管、空気弁、制水弁、消火栓、計量装置等の位置の標示並びに消火栓の除雪確認、凍結防止のための措置
 - カ 配水系統の調査と危険箇所の確認並びに給水装置等露出配管の凍結破損防止措置
 - キ 断水時の給水措置は、市防災計画に定めるものとする。
 - ク 雪どけ時においては、井戸の汚染防止のための事前除雪、汚水の排水を行う。
- (2) し尿、ごみの処理
 - ア し尿の汲取処分
 - a 大雪警報発表の場合は、各家庭の便槽を汲取っておくこと。
 - b 積雪時に汲取り運搬車の運行不能の場合を想定し、雪どけ時に飲料水、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、あらかじめ標識を設けておくこと。なお、処理場への投棄に際しては、同時に消毒剤の散布を行うこと。
 - イ ごみの収集処分
ごみは、各家庭で焼却処分を行い、残物は環境衛生上支障なく、雪どけ後運搬便利な場所を指定し堆積しておくこと。
- (3) 遺体埋火葬
 - ア 火葬場への交通途絶の場合は、応急の「そり」による輸送を図ること。
 - イ 輸送不能の場合は、臨時野焼き場を設置処理すること。
この場合は、所轄警察署への連絡に留意すること。

(4) 家畜の死体処理

死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）は、知事（周南健康福祉センター（環境保健所））の指示により処分すること。

3 食品衛生対策

(1) 食品

ア 食品不足に備え、びん詰、かん詰、インスタント食品を備蓄すること。

イ 食中毒防止のため、食品備蓄方法の指導を行うこと。

ウ 洗浄用水の不足が予想されるので、使い捨て容器や衛生手袋を確保すること。

(2) 搾乳業者の指導

生乳用容器の不足が予想されるので、保存容器の確保及び臨時容器、既存容器の保清について十分指導すること。

第3項 食料・生活必需品等の確保対策

市は、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して市民等に供給できるよう、県、防災関係機関等と連携し、食料及び生活必需品等の確保対策を実施する。

また、物資の供給を円滑に進めるため、市は、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、県へ速やかに状況を報告する。

1 飯米の確保

積雪中必要な飯米の貯蔵確保

2 乳児用ミルク等の確保

人工栄養乳児用粉ミルク、砂糖の確保

3 生鮮食料品、生活必需品の調達確保

(1) 生鮮食料品の確保

ア 野菜の防寒貯蔵

イ 鶏卵、魚、肉類の貯蔵確保

(2) 保存食品の確保

ア 自家用漬物、乾燥野菜、その他食品の加工、貯蔵

イ 缶詰、塩干魚、煮干、豆類、海草類、調味料の確保

(3) 燃料の確保

第4項 畜産対策

市は、災害により飼料の確保が困難となり、市民等から要請があった場合は、県、国に対し、飼料用穀類の放出を要請するほか、関係農業団体又は飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給の要請を行う。

1 飼養管理

(1) 飲水対策

(2) 衛生対策

2 家畜飼料の確保

- (1) 粗飼料の調達確保
- (2) 濃厚飼料の調達確保

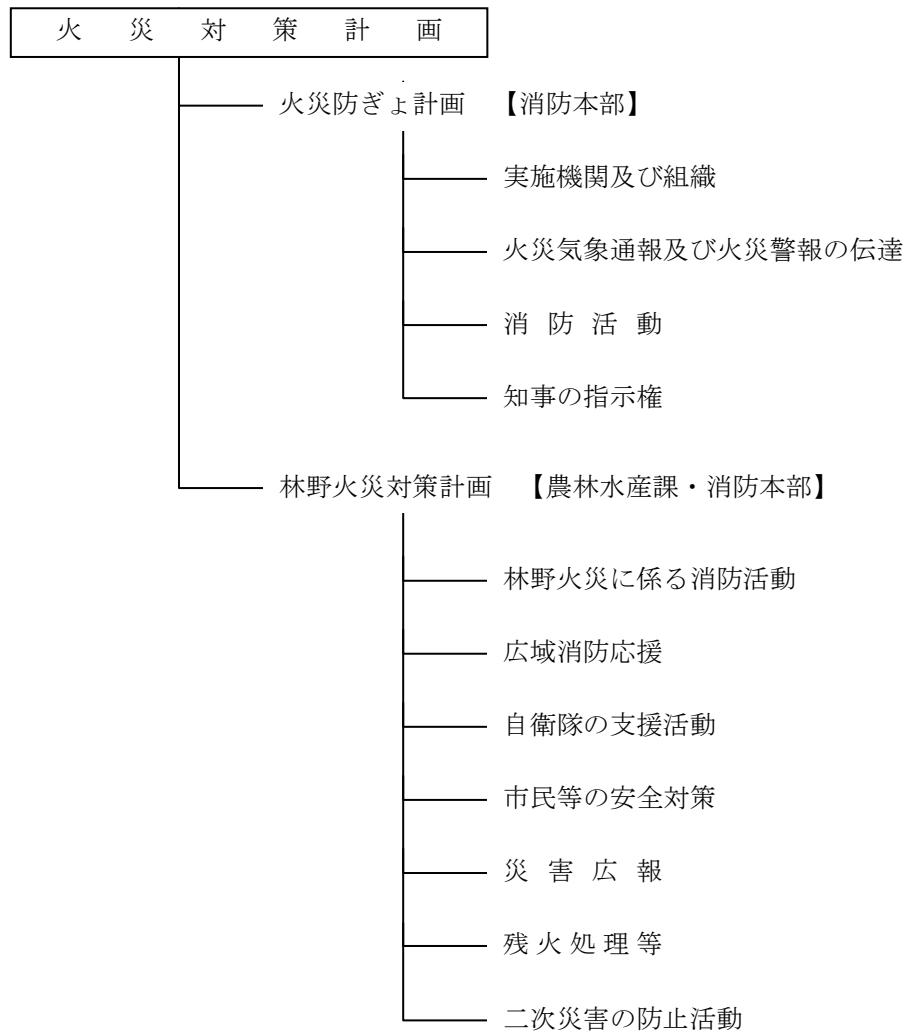
3 畜産物の品質低下の防止

- (1) 異常乳の防止
- (2) 生乳・鶏卵の凍結及び腐敗防止

第21章 火災対策計画

基本的な考え方

火災による被害の軽減を図るため、消防活動及び消防応援等についての火災防ぎよ計画を定めるとともに、大規模林野火災の自衛隊災害派遣等について林野火災対策計画を定める。



第1節 火災防ぎょ計画

【関係機関：消防本部】

火災の警戒及び延焼の防止等、火災防ぎょに必要な対策について定める。

第1項 実施機関及び組織

1 実施機関

(1) 市

現行の消防組織は市消防が原則であり、従って区域内における建物、山林、その他の工作物等の火災に係る防ぎょ活動を実施する。

(2) 県

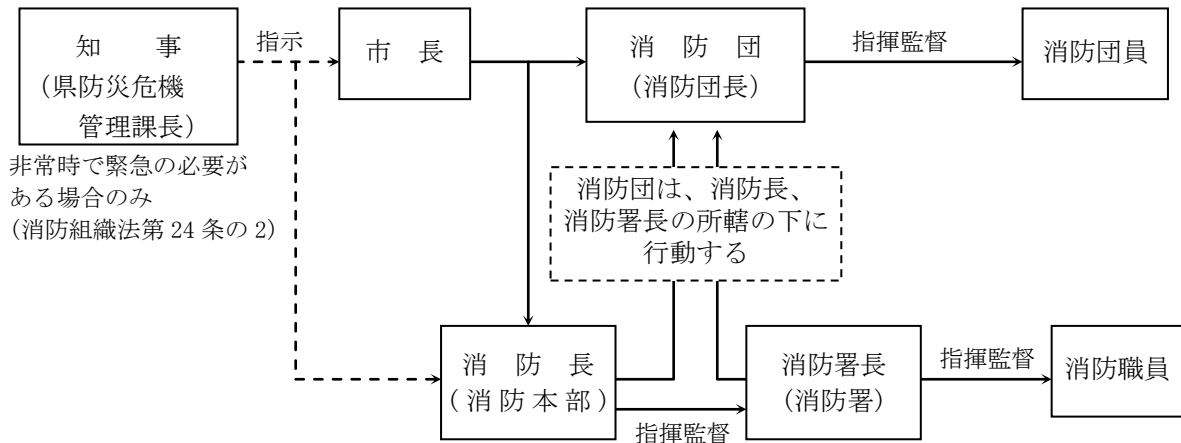
大規模火災で必要がある場合、又は市から要請のある場合、市町相互間の連絡調整又は火災防ぎょのための必要な指導、助言若しくは勧告等を行い、市を支援する。

(3) 警察本部

市民等の生命身体及び財産の保護を図るため、消防と相互に協力して火災の防ぎょに必要な措置（交通規制等）を行う。

2 消防の組織体制

市消防機関の系統及び県との関係は下記のとおりである。



第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

1 火災気象通報

(1) 下関地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。

ア 定時に行う火災気象通報

気象台長は毎朝5時頃に、おおよそ24時間先までの気象状況の概要を、気象概況として知事に通報する。

この気象概況通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しに「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には火災気象通報に該当しないこととして、見出しの明示を行わない。
 イ 随時に行う火災気象通報

直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨に関し随時通報する。

【火災気象通報の通報基準（＝乾燥注意報、強風注意報の発表基準）】

火災気象通報【乾燥】 (乾燥注意報)	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合
火災気象通報【強風】 (強風注意報)	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が10m/s以上予想される場合
火災気象通報【乾燥・強風】 (乾燥注意報及び強風注意報)	(上段二つの条件に該当する場合。)

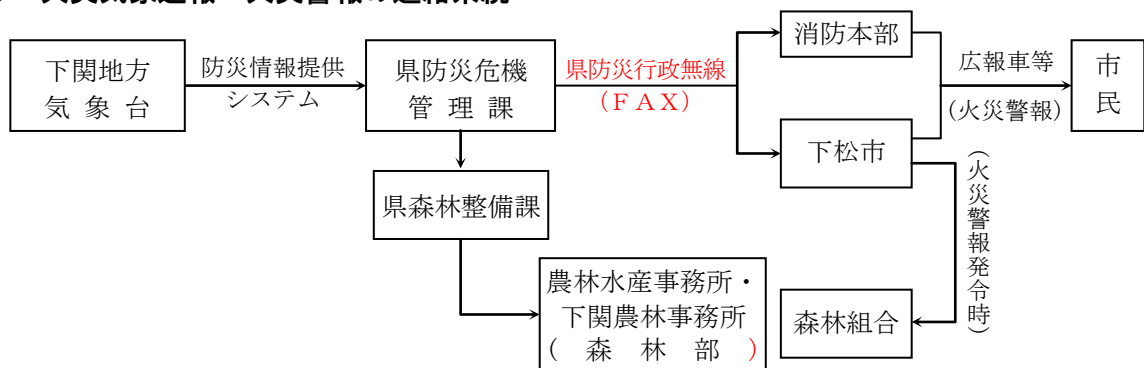
(2) 知事(防災危機管理課)は、下関地方気象台長から気象の状況が火災予防上危険である旨の通報があったときは直ちにこれを市長に通報する。

2 火災警報の発令

市長は、知事(防災危機管理課)から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、一般に対して警戒を喚起するため「火災警報」を発令する。なお、火災警報の発令基準については、市において地域の実態を勘案しあらかじめ決めておくものとする。気象台からの火災気象通報以外にも火災予防上必要な注意報として以下のものがあり、市長はこれを有効に活用し必要な措置を講じるものとする。

強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合 具体的には次の条件に該当する場合 平均風速が10m/s以上予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合 最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合

3 火災気象通報・火災警報の連絡系統



4 火災気象通報・火災警報の周知

(1) 火災発生防止のための市民等への呼び掛け

ア 県(防災危機管理課)は、下関地方気象台から火災気象通報を受けた場合、森林整備課に連絡するとともに市及び消防本部に防災行政無線(一斉FAX)により伝達し注意を促す。

- イ 県から通報を受けた市長（消防長）は、広報車、防災メール等を活用し、市民等に対して火の元の確認、たき火の中止等について呼び掛け、火災発生の未然防止を図る。
- (2) 市は、火災警報を発令したときは以下の方法により（単独で又は組み合わせるなどして）一般に周知を図る。
 - ア 主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示
 - イ 防災メール
 - ウ 主要地域における吹流しの掲揚
 - エ 警報信号
 - オ 広報車による巡回広報

5 防火パトロールの実施

火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、市職員、消防職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時（火災気象通報、警報・注意報発表中）には、特に警戒体制を強め、広報車等でパトロールを強化する。

第3項 消防活動

市長は、当該区域内における消防に関して定めている「消防計画」及び「市防災計画」に基づき、所有する資機材、人員を活用して迅速かつ効果的な消防活動を実施する。

1 情報収集活動

火災発生時における応急対策活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。

このため、市、消防機関は情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。

初 期 情 報	中 期 情 報
<ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生場所、程度、延焼方向 ・大規模救助、救急事象の発生場所及び程度 ・付近の消防水利の状況 ・進入路確保の有無 ・その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ・消火活動の見通し ・交通混雑による通行不能箇所及び状況 ・市民等の避難状況及び避難者の動向 ・危険物、高圧ガス等の漏洩・流出及び火災危険の状況 ・その他必要事項

2 資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防部隊等に適切な資機材、物資の供給が必要となることから、平時から次により、必要資機材の把握に努める。

- (1) 資機材の配置状況
- (2) 必要資機材等の種別
- (3) 資機材等の使用状況及び予備資機材の状況
- (4) 資機材等の調達先（協力先）の状況
- (5) 資機材等の使用期間

資料編	〔防災物資・施設・資機材〕	<ul style="list-style-type: none"> ・消防車両一覧 ・消防資機材一覧 ・主要救急用資機材（訓練用含む）一覧 ・消防水利の現況 ・消防団車両等一覧 ・化学消火薬剤及び油処理剤等の所在状況
-----	---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 情報伝達

(1) 関係機関への伝達

ア 市消防機関は、火災が発生し、拡大し、又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予測等について関係機関（県、警察署、隣接市・消防本部等）に対し速やかに伝達するものとする。また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を速報するものとし、具体的、詳細な情報は判明次第逐次伝達する。

イ 市消防機関から県への「火災即報」については、原則として、国が定めた「火災・災害等即報要領」による事項とするが、次のいずれかに該当する火災については火災発生後直ちに電話・FAXにより報告するものとする。

- a 死者が3人以上生じた火災又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災
- b 特定防火対象物で死者の発生した火災
- c 定期点検報告制度の特例認定を受けた防火対象物等の火災
- d 空中消火を要請した林野火災
- e トンネル内車両火災、列車火災等社会的に影響が大きいもの
- f 危険物の漏洩、流出、爆発等の事故
- g 放射性物質の漏洩等の事故
- h 可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故で、社会的影響の大きいもの

4 市民等に対する安全対策

大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、付近住民が危険にさらされるおそれがあり市民等の安全確保対策が必要となる。また、消火活動を円滑に実施するため付近住民等への規制措置も必要となることから、市消防機関は、以下の対策を講じるものとする。

(1) 火災警戒区域・消防警戒区域の設定

ア 火災警戒区域の設定

消防長、消防署長又は警察署長（消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防職員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき）は、ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ火災が発生したならば付近住民の人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用禁止、一定の者以外の者への退去命令・出入りの禁止等の措置を行う。

イ 消防警戒区域の設定

消防職員、消防団員又は警察官（消防職員又は消防団員が現場にいないとき又は消防職員又は消防団員から要求があった場合）は、火災現場において、市民等の生命又は身体の危険を防止するため及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

ウ 設定・表示要領等

- a 警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに適切な表示や付近住民に対する広報等を実施する。
- b 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。掲示板による表示には、立入禁止の旨と実施責任者名（災害対策本部が設置された場合は市長又は権限を委任された者、その他の場合は、消防長又は消防署長）を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加する。
- c 警戒区域には、関係者以外の者の立ち入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。

(2) 避難勧告等

火災の延焼拡大、危険物等の漏洩、流出、爆発等の危険が予想される場合において、市民等の身体生命の保護のため、必要に応じ避難勧告等、誘導を実施する。

ア 一般的な避難判断基準

- a 火災
 - ・延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想されるとき。
 - ・炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。
- b 危険物の流出
 - 危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は発生が予想され人的被害が生じるおそれがあるとき。
- c ガス等の漏洩
 - 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の人的被害が予想されるとき。

イ 避難場所・避難誘導

- a 避難場所の決定
 - 市防災計画に定める避難場所のうち、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。
- b 避難順位
 - 火災現場の風下に位置する住民のうち病弱者、高齢者、障害者、子供、女性を優先する。
- c 避難方法等
 - 火災現場付近は、極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。
- d 避難経路
 - 比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。
- e 避難誘導
 - 消防団員、市職員によるほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て実施する。
- f 避難場所・退去跡地の警戒
 - 警察官、市職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難場所・避難跡地の防犯活動を実施する。

5 災害広報

市民等の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。この場合、情報の混乱をきたさないよう、市と消防機関で情報の一元化、役割分担等について協議するものとする。

なお、広報活動は、市民等に対する広報と報道機関に対する広報に大別して行う。

(1) 市民等に対する広報

市民等に対する注意と警戒を喚起するとともに避難勧告等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する。

ア 災害情報

- | | |
|--------------------|-----------|
| a 気象情報 | e 道路交通情報 |
| b 被害状況 | f その他必要事項 |
| c 危険区域の状況、警戒区域設定状況 | |
| d 安否情報 | |

イ 避難に関する広報

- a 避難勧告等の出された地域の範囲等
- b 避難先（一時避難所又は避難所の所在地、名称）
- c 避難経路
- d 避難の理由（危険切迫の理由）
- e 避難上の留意事項（戸締まり、火気の点検、服装、携行品、集団避難等）
- f 避難順位
- g その他必要事項

(2) 報道機関に対する広報

市、警察、消防本部等と調整の上、次の事項について発表する。

なお、市災害対策本部が設置された場合は、消防単独の発表は行わない。

ア 被害状況等

- a 消防活動の概況及び関係機関の対応状況等
- b 災害危険区域等
- c 避難、警戒区域設定状況
- d 避難状況、災害に対する留意事項

(3) 伝達・広報手段

ア 広報は、広報車、防災メール、口頭伝達、テレビ、ラジオ等公共放送機関を活用して行う。

イ 市民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の手続きをとる。

第4項 知事の指示権

知事は、台風、水火災等で、数市町にまたがる広域災害、一市町の全域にわたって甚大な被害が発生するなどの非常事態の場合で、特に必要があると認めるときは、災対法第72条及び消防組織法第43条の規定による知事の指示権により、市長、消防長、水防管理者に対して災害防ぎょ措置に関し指示し、又は他の市長に応援出動の措置を指示して人的被害の防止に努める。

1 指示権を発動する場合の基準

応急対策措置については、市長が第一次的に相互応援又は応援要求により処理すべきであり知事の指示権は、市の機能では適切な防ぎよ措置を講じることができない場合に発動する。

(1) 指示の範囲

- ア 対策要員の応援派遣
- イ 災害防ぎよ、鎮圧の措置
- ウ その他災害防ぎよ措置に関し必要と認める事項

(2) 指示権の発動の区分

指示権の発動区分及び派遣人員の基準は原則として下記によることとするが、指示先の市と協議の上、出動人員は適宜増減する。

第1次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣接市町に対してその所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員の1/3の人員を派遣することを指示する。
第2次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地周辺の市町に対してその所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員の1/2の人員を派遣することを指示する。
第3次指示権の発動	災害が2地区以上に及び、その被害が甚大の場合発動するものであって、被災地域以外の市町に対して、その所属する消防職員、消防団員、水防団員の1/2の人員を派遣することを指示する。

第2節 林野火災対策計画

【 関係機関：農林水産課・消防本部 】

林野火災の警戒及び延焼の防止等、林野火災に係る必要な応急対策計画について定める。
実施機関及び組織、火災気象通報及び火災警報の伝達については、第1節1項・2項を参照。

第1項 林野火災に係る消防活動

1 消防活動の実施機関

- (1) 市長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。
消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、林野火災防御図の活用を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく、近隣市に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。
- (2) 林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。
- (3) 市民等及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

2 消防活動の組織体制

第1節 第1項2参照

3 林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、又活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから以下にその概略を示す。

事象の経過	市・消防機関の対応	関係機関の対応
異常気象	警戒体制措置 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検整備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員（団員）の招集準備 (4) 車両の移動配置準備	1 下関地方気象台 「火災気象通報」の発表 2 県 (1) 防災危機管理課 市・消防本部、森林整備課へ 「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課（農林事務所（森林部））森林保全巡視指導員によるパトロールの強化
出火	覚知（通報受信） 1 覚知情報の伝達 2 出動 (1) 火災初期における防ぎよ体制 ア 非番職員、団員の非常招集 イ 現場指揮本部の開設 ウ 車両部署、水利部署位置の選定 エ 消火隊員の進入位置、注水位置の選定 オ 現場全体の状況把握と飛火警戒 3 消防防災ヘリコプター出動要請	1 覚知情報入手 (1) 県の対応 ア 消防防災ヘリコプターによる状況把握 イ 自衛隊への通報・協議 ウ 県警察ヘリによる状況把握要請 エ 市からの情報収集 オ 関係先連絡 カ 下関地方気象台からの情報収集 (2) 森林組合等 (3) 隣接市・消防機関 ア 警戒体制 イ 応援出動準備 ・ 応援隊員の確保 ・ 資機材の確保と点検 ・ 応援隊輸送準備
火災拡大	1 広域応援要請（隣接・他県消防） 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市等から空中消火資機材の確保 ア 水のう イ 消防ポンプ車 ウ 無線通信設備 4 付近住民に対する広報と協力要請 5 危険地域の住民に対する避難勧告・避難指示（緊急） 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保	県の対応 (1) 消防防災ヘリコプターによる空中消火 (2) 隣接県への広域応援要請 ア 消防庁への要請 イ 隣接県防災危機管理課への連絡 (3) 自衛隊災害派遣要請 ア ヘリコプター・要員の派遣 イ 消火資機材の搬送 ウ 地上部隊員の派遣 (4) 消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣
鎮圧	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置 2 関係機関への連絡	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2 派遣部隊撤収要請
鎮火	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防ぎよ鎮圧活動関係	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 警察の対応 (1) 火災原因の究明等

4 消防資機材の貸付け

(1) 県（防災危機管理課・周南農林水産事務所）が保有する林野火災対応資機材

県（防災危機管理課）は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう等の整備を進め関係先に寄託している。

また、周南農林水産事務所は、樹木伐採用に保有するチェーンソーを、必要に応じて貸し付けることができるものとする。

(2) 貸付け手続き

ア 借り受け側（市）の手続き

「災害対策用資機材貸付け申請書」を、空中消火用資機材にあつては防災危機管理課長へ、周南農林水産事務所（森林部）所有資機材にあつては周南農林水産事務所森林部長に提出する。

ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い事後速やかに申請書を提出する。

イ 連絡先

a 勤務時間内

県防災危機管理課（TEL 083-933-2367 又は 2360）

周南農林水産事務所（TEL 0834-33-6461）

b 勤務時間外

防災危機管理課長宅（守衛室経由）、周南農林水産事務所森林部長宅（森林整備課長宅）

ウ 借用証の提出

借り受けに係る資機材を受領するときは、防災危機管理課長又は周南農林水産事務所森林部長（以下「貸付者」という。）あてに提出する。

エ 貸付け条件

a 貸付資機材については、借り受け者の責任において管理する。

b 災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市、他県等からの応援者が使用する場合は派遣を要請した市長に貸付けたものとする。この場合の借り受け手続きは(2)、(3)の手続きによる。

c 借り受け者は、借り受け資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。

d 借り受け資機材を滅失又は破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借り受け者において補てん又は修繕を行なう。ただし、借り受け者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りでない。

e 借り受け者は、借り受け資機材を目的外に使用してはならない。

f その他貸付者が必要と認めた事項

第2項 広域消防応援

市の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難なときには、近隣市、他県の消防隊の応援（航空消防応援）を得て対応することになる。

第3項 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項にて定める。

1 自衛隊の災害派遣要請

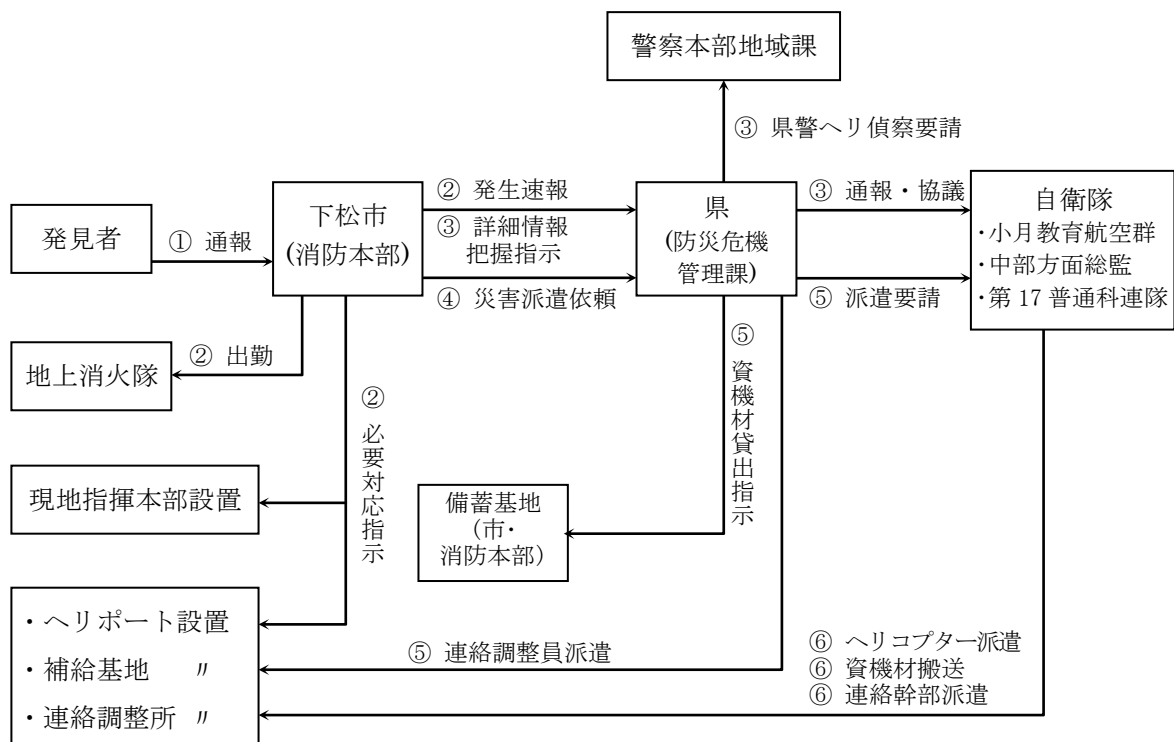
災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、第3編 第7章 第2節「自衛隊災害派遣要請計画」参照。

2 ヘリコプターの派遣要請に当たっての留意事項

要請に当たっては、次のことを十分考慮する。

- (1) 空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること。
- (2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間
- (3) 空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間
- (4) 空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間

3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



4 空中消火活動体制

(1) 現地指揮本部

ア 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

イ 現地指揮本部の空中消火に関する任務

a 情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

b 空中・地上消火隊との活動統制

防ぎよ戦術の実施に際して、各消火隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

(2) 補給基地ヘリポート

ア 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、おおむね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

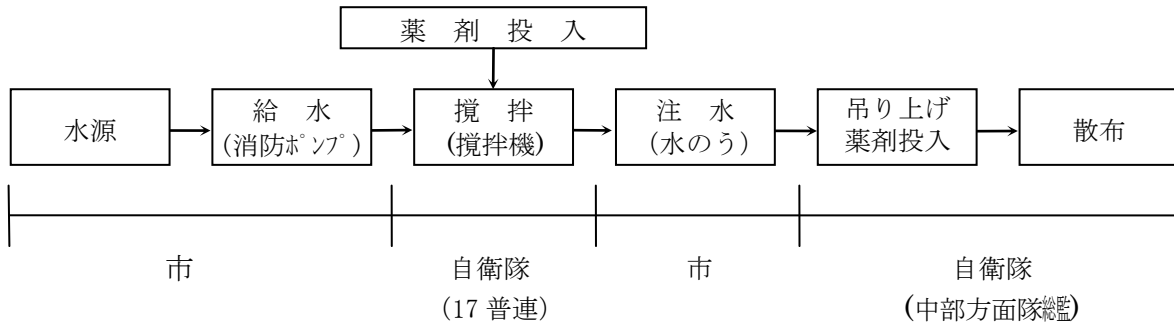
- a ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。
- b 消火剤吊り下げ時は、風向に正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。
- c 気流の安定した場所であること。

イ ヘリポートの設営

林野火災に係るヘリポートの設営については、「林野火災用空中消火資機材運用基準」による。(県資料編参照)

(3) 補給作業

ア 補給作業体系



イ 補給作業の内容

- a 給水作業
- b 薬剤準備・投入作業
- c 攪拌作業
- d 消火剤注水作業

ウ 作業1個班の人数

市が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的人数は下記のとおり。

要員の確保に当たってはこれを目安に要員を確保するものであること。

班 長	給水係	薬 剤 注入係	連 絡 警戒員	計	備 考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車(1台) 防塵眼鏡・防塵マスク・ハンドマイク・手旗等用意

5 空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において次の事項について綿密に協議を行い空中消火作業に支障のないようにするものとする。

(1) 空地連絡

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

(2) 偵 察

火災の状況、空中消火区域など地図（地形・林相図等）に基づき十分打ち合せをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

(3) 地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行われるよう火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防ぎよ方法について地上消火隊との連携を図る。

(4) 消火効果の連絡

地上消火隊と緊密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況との効果を正確に把握する。

6 安全基準

空中消火活動時に当たっては、次の事項に十分注意し、事故の防止を図るものとする。

(1) 一般的注意事項

ア 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合せた後、作業を開始すること。

イ 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること。

ウ ヘリコプターの行動には十分注意を払うこと。

エ 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て関係者以外立ち入りを禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起すること。

オ 燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲50m以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。

(2) ヘリコプター活動中の注意事項

ア 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意志の疎通を図ること。

イ ヘリコプターから半径15m以内での火気の使用を禁止すること。

ウ ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。

エ ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。

オ ヘリコプターに接近する場合は、誘導員（多くの場合自衛隊員）又はパイロットに連絡（合図）した後、前方から接近すること。

第4項 市民等の安全対策

都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民が危険にさらされるおそれがある。また入山者、遊山者も危険にさらされる。

このため、これらの者の安全確保を図るため、市は必要な対策を講じる。

- 1 市長は、林野火災の延焼拡大により市民等の生命安全に危険が及ぶとき、又は予想されるときは法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難勧告等を行う。また、火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、市民等の生命身体の安全確保を図る。
- 2 入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

第5項 災害広報

市、県及び消防本部は、市民等の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため必要な情報を住民等に伝達する。林野火災時において市民等への伝達事項等は下記のとおり。

1 災害広報事項

- (1) 気象警報・注意報発表
- (2) 災害危険区域等に関すること。
- (3) 避難、警戒区域設定に関すること。
- (4) 消火活動の概況及び関係機関の対応に関すること。
- (5) その他必要事項

2 伝達手段

- (1) 防災メール等
- (2) テレビ・ラジオ等公共放送機関
- (3) 広報車
- (4) 職員及び自主防災組織による口頭伝達

第6項 残火処理等

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。

また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意するものとする。

1 残火処理留意事項

- (1) 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理に当たること。
- (2) 残火処理については、防ぎよした焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
- (3) 堆積可燃物の処理に当たっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。また注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。
- (4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処理する。

- (5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急処置を行わせる。

2 事後措置

(1) 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認するものとする。

- ア 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等
- イ 利用資機材の点検
- ウ その他

(2) 火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。

(3) 調査事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 火災原因関係
 - a 火災発生日時、場所
 - b 発生原因
 - c 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件
 - d 被害状況
- イ 火災防ぎょ鎮圧活動関係
 - a 消防機関の覚知時刻及び経過
 - b 出動人員及び出動時刻
 - c 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況
 - d 防ぎょ活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等）
 - e 広域応援部隊の活動状況
 - f 残火処理活動
 - g 防ぎょ指揮及び防ぎょ作業の経過概要
 - h 救護、資機材給与概要
 - i その他

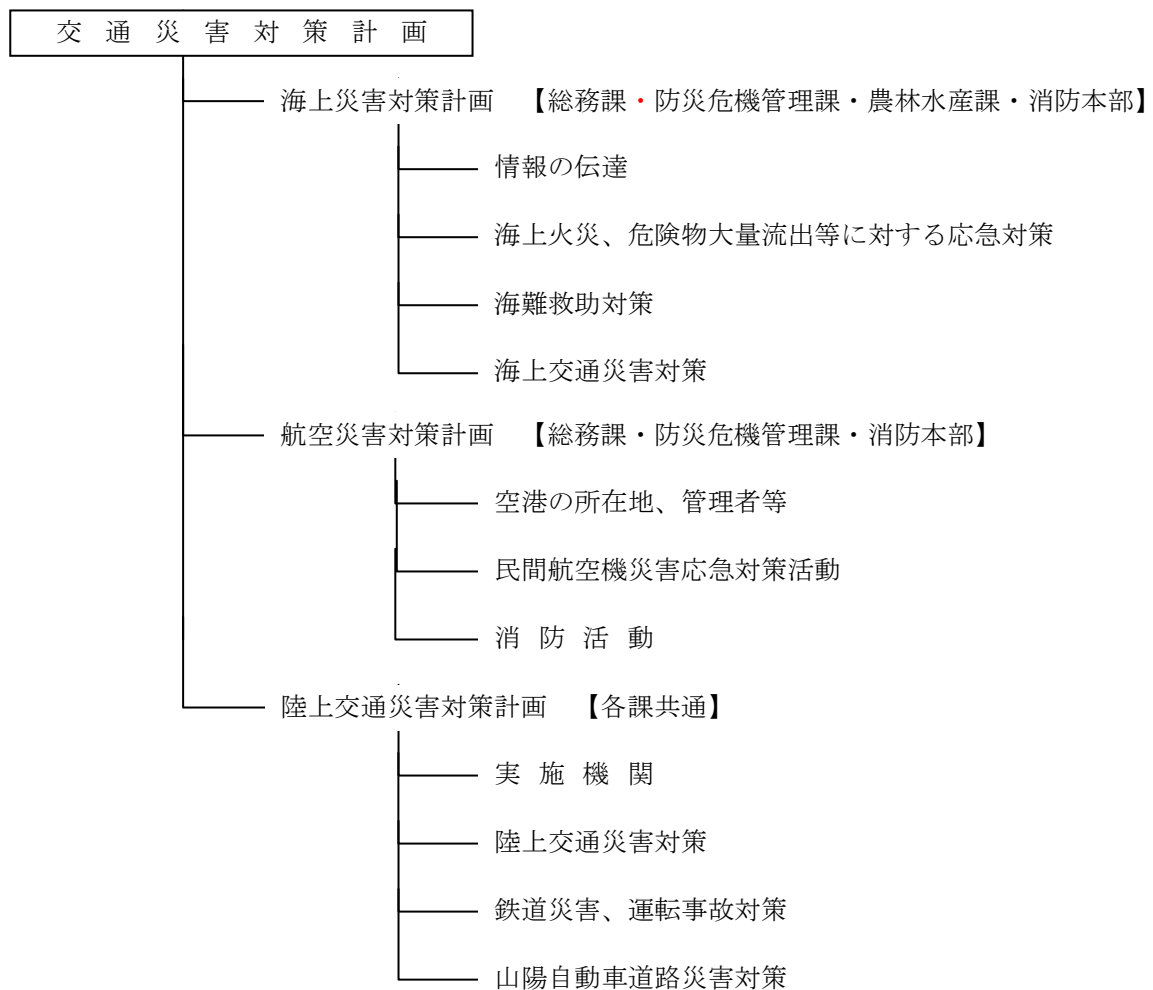
第7項 二次災害の防止活動

- 1 市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。
- 2 市は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的かつ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第22章 交通災害対策計画

基本的な考え方

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、航空災害及び陸上交通災害など大規模な事故による災害についても防災対策の一層の充実強化が求められており、市、国、県をはじめ各防災関係機関は連携の下、各種の応急対策を実施し、市民等の生命財産の保全に努めるものとする。



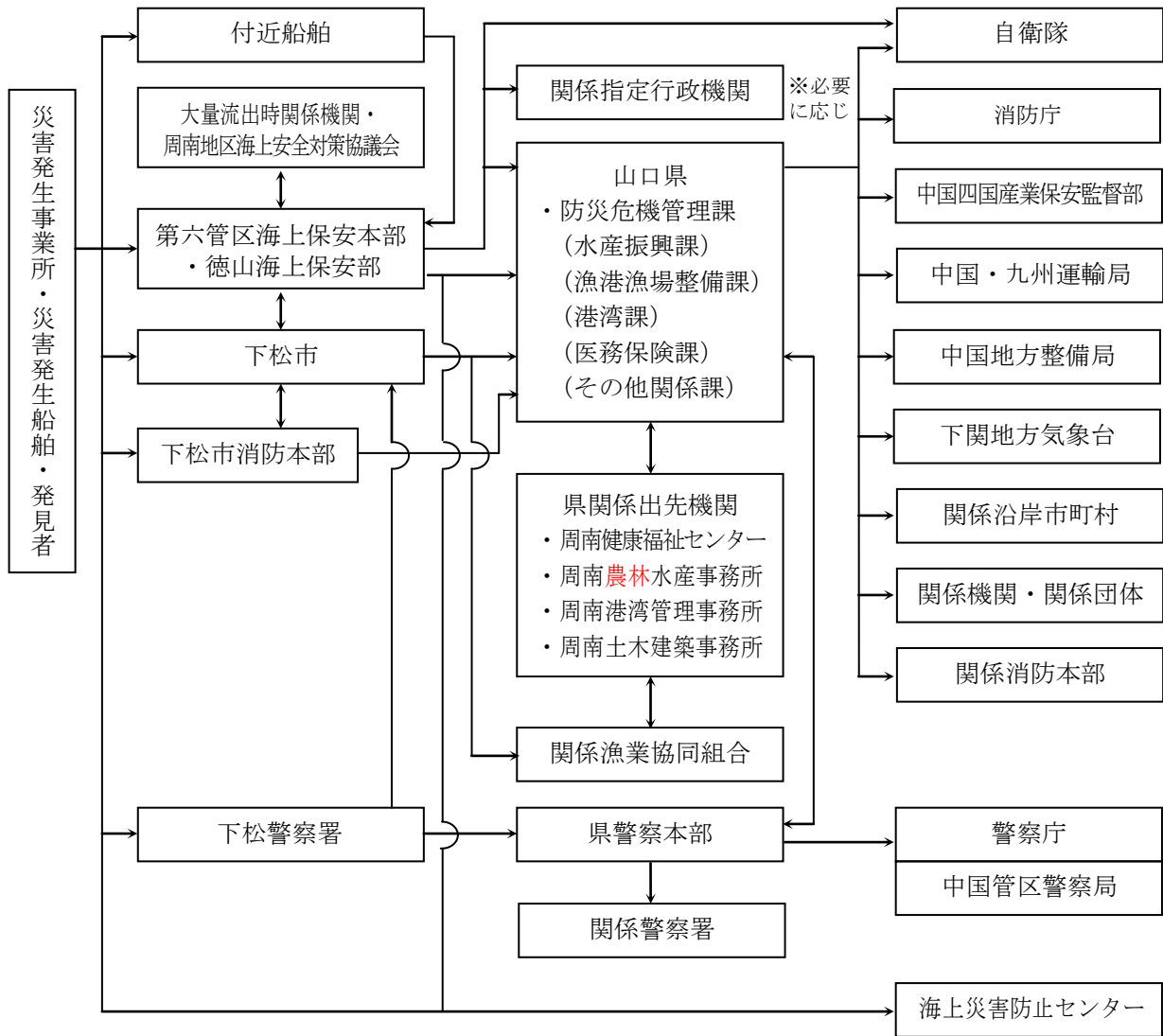
第1節 海上災害対策計画

【関係機関：防災危機管理課・総務課・農林水産課・消防本部】

県海域で油・危険物の漏えい、流出、火災又は爆発等の災害が発生した場合において防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

第1項 情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は次のとおりである。なお、周南地域における大油流出事故等の連絡系統は、周南地区海上安全対策協議会で定める連絡系統による。



第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、海上保安部、中国地方整備局、県、市（消防本部）、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて、港湾管理者、漁業協同組合、関係企業、地域住民に対して協力を求める。

1 応急対策活動

海上災害発生時において関係機関等がとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

<p>1 災害発生事業所（船舶所有者等（管理者、占有者、使用者）・施設の設置者を含む。）の措置</p>	<p>(1) 所轄海上保安部、消防本部、市町村等関係機関に対し、直ちに災害発生の通報を行うとともに現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。 なお、付近住民に危険が及ぶと判断される場合は、市民等に対して避難するよう警告する。</p> <p>(2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。 なお、消火活動等を実施する場合にあっては、陸上への拡大防止について十分留意して実施する。</p> <p>ア 大量の油の流出があった場合</p> <p>a オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡大を防止するための措置の実施</p> <p>b 損傷箇所の修理等、新たな油の流出防止措置の実施</p> <p>c 損壊タンク内等における残油の抜き取り、移替え等の措置の実施</p> <p>d 流出した油の回収の実施</p> <p>e 油処理剤の散布等による流出油の処理の実施</p> <p>f 関係機関への情報連絡・報告</p> <p>イ 危険物（原油、液化ガスその他政令で定める引火性の物質）の排出があった場合</p> <p>a 損傷箇所の修理の実施</p> <p>b 損壊タンク内の危険物の抜き取り、移し替え等の措置</p> <p>c 薬剤の散布等による流出した危険物の処理の実施</p> <p>d 火気の使用制限及びガス検知の実施</p> <p>e 船舶にあっては安全な海域への移動等</p> <p>f 自衛消防隊による消火活動の準備</p> <p>g 必要に応じて付近住民への避難警告</p> <p>ウ 海上火災が発生した場合</p> <p>a 放水、消火薬剤による消火活動の実施</p> <p>b 事故付近の可燃物の除去</p> <p>c 火災が発生していないタンク等への冷却放水の実施</p> <p>d 火点の制御活動の実施</p> <p>f 船舶にあっては安全な海域への移動等</p> <p>エ 消防本部、海上保安部等による消火・防除活動が円滑に行えるよう誘導員・連絡員の配置を行い、爆発危険の有無、現場付近の引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様等を報告するとともに消防本部、海上保安部の指揮に従い、積極的に消火活動及び流出油等の防除活動を実施する。</p>
<p>2 徳山海上保安部の措置</p>	<p>(1) 巡視船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達</p> <p>(2) 遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助</p> <p>(3) 流出油応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送</p> <p>(4) 付近航行船舶の安全確保のため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒</p> <p>(5) 船舶交通の安全確保のため、周辺海域において航行の制限又は禁止、現場海域での火気使用制限、退去命令、侵入禁止命令等の措置を講じ、船舶通信により船舶への周知徹底を図る。</p> <p>(6) 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令を行う。</p>
<p>2 徳山海上保安部の措置</p>	<p>(7) 油、有害液体物質、危険物等の漏洩及び排出があった場合は、必要に応じて海上保安庁の機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導に当たらせる。</p> <p>(8) 船体並びに流出油の非常処分の実施</p> <p>(9) 巡視船艇及び航空機を出動させ、必要な資機材を迅速に調達し、関係市町村、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物の拡散防止措置及び除去活動を実施する。</p> <p>(10) 必要に応じて、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに防災関係機関に対して応援を要請する。</p> <p>(11) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。</p>

<p>3 県の措置</p>	<p>(1) 海上保安部、関係市町村（他県等）、漁協等から必要な情報を収集し、また、自衛隊に対して航空機による情報収集を要請するなどして早期の状況把握に努め、関係者に伝達する。</p> <p>(2) 応急活動に必要な体制を確立し、海上保安部、中国地方整備局又は関係市町村（消防機関）が実施する防除活動に協力するとともに、所有船舶を出動させ、警戒活動、防除活動を行う。</p> <p>(3) 港湾、漁港等の管理者として、港湾・漁港等への入港制限及び施設の利用制限等の制限措置を講じるとともに、災害発生に伴う防除措置を実施する。</p> <p>(4) 備蓄資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の搬送、その他必要資機材の調達確保を行う。</p> <p>(5) 漁具の移動、オイルフェンスの展張等関係者に対し自衛措置を指導する。</p> <p>(6) 水質環境に係る調査、保全措置を行う。</p> <p>(7) その他、陸上での水火災等発生時の場合に準じて必要な支援、指導又は自ら必要な措置を行う。</p> <p>ア 関係沿岸住民に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示及び支援</p> <p>イ 化学消火薬剤等の調達確保</p> <p>ウ 他市町村、他県、国等への応援要請</p> <p>エ 必要に応じて自衛隊の災害派遣要請</p> <p>オ 市町村が実施する医療・救護活動等への支援</p> <p>(8) 発災後速やかに情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行い、被災者及びその家族等に対して、適切な情報提供を行う。</p> <p>(9) 大量油流出事故等発生時における応急対策活動実施体制（別表参照）</p>
<p>4 市の措置</p>	<p>(1) 県に準じた活動体制を確立する。</p> <p>(2) 関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、海上保安部、県等関係機関に通報伝達する。</p> <p>(3) 災害の危険が及ぶおそれのある沿岸住民及びふ頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令又は一般住民の立入制限、退去等の措置命令を行い、周知のための広報活動を実施する。</p> <p>(4) 沿岸漂着油の防除措置を講じるとともに、管内沿岸海面の浮流油の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難の勧告又は指示を行う。</p>
<p>4 市の措置</p>	<p>(5) 事故貯油施設の所有者等に対して海上への油等流出防止措置について指導する。</p> <p>(6) 消防計画等に基づき消防隊を出動させ、関係海上保安部と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。</p> <p>(7) 火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町村又は県、その他関係機関に対して応援の要請を行う。</p> <p>(8) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。</p> <p>(9) 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。</p> <p>(10) 港湾、漁港施設への被害の未然防止、利用者への被害防止に必要な措置を行う。</p> <p>(11) 大量油流出事故等発生時における応急対策活動実施体制（別表参照）</p>
<p>5 警察の措置</p>	<p>(1) 警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り</p> <p>(2) その他陸上災害に準じての応急対策活動</p> <p>ア 警戒区域の設定、避難誘導</p> <p>イ 海上保安部、消防機関と連携した、人命の救助活動の実施</p> <p>ウ 危険防止又は民心安定のための防犯活動、広報活動等</p>
<p>6 中国地方整備局の措置</p>	<p>油流出事故が発生した場合、要請等を受けて油回収船を出動させ、防除活動を行う。</p>
<p>7 その他の企業、関係機関・団体、市民等の措置</p>	<p>消火資機材、油防除資機材、有効に活動できる機動力、技能等を有するものは、海上保安部をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力する。</p>

(別表) 大量油流出事故等発生時における応急対策活動実施体制

	県	市
第1警戒体制 (連絡調整会議)	<p>1 配備基準</p> <p>(1) 本県近海で大量油流出事故が発生し、県沿岸への漂着の可能性等、その状況を監視する必要があるとき。</p> <p>(2) 沿岸海域で少量の油流出事故等が発生したとき。</p> <p>2 体制 応急対策関係課の担当で連絡調整会議を設置する。</p> <p>3 構成</p> <p>(1) 防災危機管理課、環境政策課、廃棄物・リサイクル対策課、厚生課、農村整備課、水産振興課、漁港漁村整備課、河川課、港湾課</p> <p>(2) 関係出先機関(農林水産事務所、下関水産振興局、港湾管理事務所、土木建築事務所)</p>	<p>1 配備基準</p> <p>(1) 本県近海で大量油流出事故が発生し、市沿岸への漂着の可能性等、その状況を監視する必要があるとき。</p> <p>(2) 沿岸海域で少量の油流出事故等が発生したとき。</p> <p>2 体制 応急対策関係課の担当で第1警戒体制をとる。</p> <p>3 構成 防災危機管理課 土木課 農林水産課 環境推進課 消防本部</p>
第1警戒体制 (連絡調整会議)	<p>4 実施する活動の概要</p> <p>(1) 早期情報収集体制の確立</p> <p>ア 海上保安部、警察、自衛隊、その他関係機関等からの情報収集</p> <p>イ 県所有船舶による情報収集</p> <p>ウ 県関係出先機関への早期情報収集体制確立の指示</p> <p>エ 市町村(消防機関)への早期情報収集体制確立の指示</p> <p>オ 漁協への早期情報収集体制確立の要請</p> <p>(2) 油防除資機材(オイルフェンス、処理剤、吸着材等)の所在地、数量の確認及び点検</p> <p>ア 県、市町村保有分</p> <p>イ 民間企業等(特防協、油災協、漁協等)保有分</p> <p>(3) 漂着油回収資機材(蓋付き空ドラム缶等)の調達先、数量の確認</p> <p>(4) 他県からの応援要請への対応</p>	<p>4 実施する活動の概要</p> <p>(1) 早期情報収集体制の確立</p> <p>ア 海上保安部、警察、自衛隊、県、近隣市町その他関係機関等からの情報収集</p> <p>イ 漁協への早期情報収集体制確立の要請</p> <p>(2) 油防除資機材(オイルフェンス、処理剤、吸着材等)の所在地、数量の確認及び点検</p> <p>ア 県、市町村保有分</p> <p>イ 民間企業等(特防協、油災協、漁協等)保有分</p> <p>(3) 漂着油回収資機材(蓋付き空ドラム缶等)の調達先、数量の確認</p>
第2警戒体制 (警戒本部)	<p>1 配備基準</p> <p>(1) 本県近海で大量の油流出事故が発生し、県沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき</p> <p>(2) 県の沿岸海域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、県の総力をあげて対応するまでに至らないとき</p> <p>2 体制 総務部長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。</p> <p>3 構成</p> <p>(1) 第1警戒体制の構成課に、次の各課を加える。 広報広聴課、県民生活課、自然保護課、医務保険課、農林水産政策課、監理課、物品管理課、県警警備課</p> <p>(2) 出先機関については、地域行政連絡協議会としての対応とする。</p>	<p>1 配備基準</p> <p>(1) 本県近海で大量の油流出事故が発生し、市沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき</p> <p>(2) 市の沿岸海域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、市の総力をあげて対応するまでに至らないとき</p> <p>2 体制 応急対策関係課の担当で第2警戒体制をとる。</p> <p>3 構成</p> <p>(1) 第1警戒体制の構成課に、次の各課を加える。 総務課・地域政策課</p>

	県	市
	4 実施する活動の概要 (1) 海上保安部、自衛隊その他の関係機関からの情報収集 (2) 県所有船舶による警戒・防除活動	4 実施する活動の概要 (1) 海上保安部、警察、自衛隊、県、近隣市町その他関係機関等からの情報収集 (2) 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等）
第2警戒体制 (警戒本部)	(3) 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等） (4) 漂着油回収資機材の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等） (5) 不足資機材の確保 (6) 他県への応援要請事項等の整理及び窓口、手順等の確認（中国、九州・山口、中国・四国、全国知事会相互応援協定） (7) 防除活動要員（ボランティアを含む）の確保 (8) 状況により自衛隊の派遣要請	(3) 漂着油回収資機材の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等） (4) 不足資機材の確保 (5) 防除活動要員（ボランティアを含む）の確保
災害対策本部体制	1 配備基準 流出油が大量に本県に漂着すると認められるとき 2 構成 知事を本部長とし、全課・全出先機関により災害対策本部を設置する。 この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認められたときは、現地に「現地災害対策本部」を設置する。 3 実施する活動の概要 (1) 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施（海上保安部、関係市町村等関係機関との連携による油の回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等） (2) 自衛隊の派遣要請 (3) 他県、他機関への応援要請 (4) 復旧・復興対策	1 配備基準 流出油が大量に本市に漂着すると認められるとき 2 構成 市長を本部長とし、全庁体制により災害対策本部を設置する。 この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認められたときは、現地に「現地災害対策本部」を設置する。 3 実施する活動の概要 (1) 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施（海上保安部、県、近隣市町等関係機関との連携による油の回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等） (2) 復旧・復興対策

2 応援協力関係

海上保安部、市、民間企業等は、海上災害発生時における応急対策を迅速、円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。

(1) 市及び消防機関と海上保安部（消防協定）

関係海上保安部	協定の相手方
徳山海上保安部	周南市、下松市、防府市、光地区消防組合消防本部、柳井地区広域消防本部

(2) 関係企業と海上保安部（消防協定）

関係海上保安部	協定の相手方
徳山海上保安部	船舶消防の相互応援に関する覚書（昭和42年7月25日締結） 出光興産(株)徳山製油所、出光興産(株)徳山工場 ※ 上記のほか、新日本石油(株)下松事業所、トクヤマ、東ソー(株)南陽工場、日本ゼオン(株)徳山工場との間で同趣旨の覚書が取り交わされている。

(3) 関係企業間の協定（曳船業者と精油所との申し合わせ）

対象海域	協定企業
出光興産(株)徳山製油所及び出光興産(株)徳山工場岸壁付近海域	船舶消防の応援派遣に関する申し合わせ（昭和42年8月1日締結） 出光興産(株)徳山製油所及び出光興産(株)徳山工場、熊谷海事工業(株)、(株)シーゲートコーポレーション徳山支店、日本海事興業(株)徳山出張所、出光徳山船舶安全協議会

この申し合わせのほか、新日本石油(株)下松事業所と曳船会社との間でも同趣旨の申し合わせがなされている。

(4) 排出油防除協議会等

機関の名称	会員
周南地区海上安全対策協議会	国、県、市、事業所、漁協等

(5) 化学消火剤共同備蓄に関する協定

危険物火災、その他の特殊火災発生時に消火活動が有効適切に行えるよう、消防機関、関係企業からなる周南地区化学消火剤共同備蓄協議会を設置し、会則を設け、消火剤の共同購入、備蓄等を行っている。

3 応急対策用資機材及び薬剤等の保有状況

海上保安部、県、市、企業等は海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の備蓄を行っている。

資料編 「防災物資・施設・資機材」 ・化学消火薬剤及び油処理剤等の所在状況

4 海上災害防止センター

(1) 海上災害防止センターの業務

- ア 海上保安庁長官の指示を受けて排出油の防除のための措置を実施すること
- イ 船舶所有者等の委託を受けて、海上防災のための措置を実施すること
（昭和62年4月から、排出された有害液体物質等の防除措置についても実施）
- ウ 油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者の利用に供すること
- エ 海上防災訓練に関すること
- オ 海上防災に関する調査研究を行うこと

(2) 海上災害防止センターの保有資機材等

海上災害防止センターは、全国33箇所に排出油防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な体勢を整えている。

山口県内には岩国、徳山下松、宇部、関門の4基地があり、それぞれの基地において基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について、現地業者と契約を締結している。

現地業者との契約締結状況

基地名	基地業務代行	防除作業手配	保管、管理	陸上輸送	海上輸送
徳山下松	山九(株)周南支店	同左	山九(株)周南支店 (株)シーゲートコーポレーション	山九(株)周南支店	(株)シーゲートコーポレーション 熊谷海事工業(株) 日本海事興業(株) 徳山出張所

5 流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から国（国土交通省）において使用基準が定められており、応急対策実施機関等はこれを十分留意して使用する。

第3項 海難救助対策

1 海難救助活動に関する協力体制

海上における遭難者の捜索、救助活動等については、国際条約（SAR条約「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」）により、必要な対策を講じてきている。

捜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、また「救助調整本部（RCC）」が各管区海上保安本部に設けられているとともに、それぞれ活動方針が定められている。

また、関係省庁（警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁）の間で「海上における捜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられる。

なお、遭難船舶の救護事務は最初に事件を認知した市町村長が実施する（水難救護法）ことになっており、市長は海上保安部と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに県、関係機関へ協力要請を行う。

2 応急対策活動

海難捜索救助に関して管区海上保安本部・海上保安部署、県、市町村及び防災関係機関が実施する応急対策活動は、別に定める北九州救助調整本部活動方針、広島救助調整本部活動方針及び県・市防災計画に基づき、必要な対策を実施する。

海上保安部、消防機関、警察等は、船舶及び航空機等多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。

海上保安部は、必要に応じ、船位通報制度、航行警報を活用する等、付近の航行船舶についてもできる限り捜査活動への協力を求める。

第4項 海上交通災害対策

海上交通の安全確保については、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」、「港則法」のいわゆる海上交通3法によりその確保が図られる。

1 被災区域の交通規制等

災害により船舶交通の障害となる事態が発生し、船舶の安全を確保する必要がある場合は、航路又は区域を指定するなどして船舶の航行を禁止又は制限し、次の措置を講じる。

- (1) 実施する規制措置に係る公示を行うとともに、応急標識等の設置に努める。
- (2) 規制措置について付近航行船舶、関係者に対して周知を図る。

2 被災区域内の交通整理

所属巡視船艇等をもって被災区域の船舶交通の整理を行う。

3 漂流物、沈没物等航路障害物の処理

漂流物、沈没物等により航路の障害となる事態が発生した場合は、次の措置を講じる。

- (1) 港内及び境界線付近にある障害物については、当該物件の所有者又は占有者に対して除去を命じ、応急措置を必要とするものについては、関係機関と協力し除去する。
- (2) 除去した障害物の処理は、状況により次の措置をとる。
 - ア 水難救護法の規定によりその海域を管轄する市町村長に当該物件を引き渡す。
 - イ 災対法の規定により、海上保安部に保管した場合は、公売、所有者への引渡し等を行うことができる。

4 在港船舶対策

台風、津波、高潮、河川のはんらん等の気象災害及び火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは船舶に災害が及ぶおそれがある事態が生じたときは、必要に応じて、港内にある船舶に対して、移動命令、停泊の制限を行う等必要な防災上の措置を講じる。

5 災害事象別防災措置の一般的基準（例示）

災害事象	実施措置	措置の概要
台風	避難勧告	各港で定めた基準に従い、船舶は直ちに港内又は港外の安全な場所に避難する。
津波	避難勧告	台風に合わせて安全な場所に避難するよう勧告する。
火災	曳船移動による 消火	(1) 他船への延焼を防止するため、曳航により移動し、消火に当たる。 (2) 曳航不能の場合は、付近在泊船に対して移動を命じ又は勧告する。
流木	船舶交通の制限・注意喚起・ 障害の除去	必要に応じ、港則法等により、船舶の航行を制限するほか、所有者等に対し障害となる流木を速やかに回収・除去するよう命じ又は勧告する。

6 二次災害の防止活動

気象台は、二次災害防止のため、海上風、海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予警報等の措置を発表する。

7 その他の防災上の措置

海上交通災害防止に関連して、おおむね次の措置を講じる。

- (1) 気象情報の収集及び関係者への伝達
- (2) 在泊船舶の状況把握
- (3) 港内整理及び避泊地の推せん
- (4) 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止
- (5) 必要に応じ、移動命令又は及び船舶制限の適用
- (6) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導、並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導
- (7) 港湾台風対策委員会との相互連絡及び防災措置の推進
- (8) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導
- (9) 危険物荷役の事故防止指導
- (10) 海上における流出油の処理
- (11) 自衛隊等への災害派遣の要請

第2節 航空災害対策計画

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・消防本部 】

市内において、航空機の墜落炎上事故の発生又は事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

第1項 空港の所在地、管理者等

所在地	空港の名称	管理者	備考
宇部市	山口宇部空港	県知事	特定地方管理空港
下関市	海上自衛隊小月航空基地	海上自衛隊小月教育航空群司令	
防府市	航空自衛隊防府北基地	航空自衛隊第12飛行教育団司令	
岩国市	岩国飛行場（民航地区）	国土交通大臣	国管理空港
	海上自衛隊岩国航空基地	海上自衛隊第31航空群司令	
	米国海兵隊岩国航空基地	米国海兵隊岩国航空基地司令官	

第2項 民間航空機災害応急対策活動

市内で民間航空機による墜落事故等が発生した場合において、市、県をはじめとする防災関係機関が実施する応急対策活動等について定める。

1 実施機関

航空機災害が発生した場合、航空運送事業者等が必要な応急対策活動を実施することはもちろんであるが、市域で災害が発生した場合、市（消防機関）、県、警察及び医療機関等は協力して被災者の救助救出、被害の拡大防止・軽減に努めることとする。

市（消防機関）、県、防災関係機関等が実施する活動内容については次のとおりである。

(1) 市（消防機関）

ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

イ 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し一般市民等の立入り制限・退去等を命じる。

ウ 空港事務所、地元関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。

この場合、発災地消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市消防機関及び他県の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める。

（近隣市町・消防本部等への応援要請については、第21章第1節火災防ぎょ計画参照）

エ 負傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置又は手配を行うとともに地元医療機関等の応援を受け、医療班を編成して現地に派遣し、応急措置を施した後適切な医療機関に搬送する。

岩国飛行場内の災害にあたっては、大阪航空局岩国空港事務所と、山口宇部空港内での災害にあっては、山口宇部空港事務所と協力して救護所、収容所の設置を行う。

（遺体の収容、捜索、処理活動等は第11章第2節遺体の処理計画参照）

オ 必要に応じて、被災者及び家族等の関係者に対して食料及び飲料水等を提供する。また家族等への宿泊施設のあっせん等も航空会社と協力して行う。

カ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。

キ 救助活動等に関して自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県（防災危機管理課）に対して自衛隊の派遣要請の要求をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。

ク 事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に職員の派遣を要請するとともに、県に対しては指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣についてあっせんを求める。

(2) 国（大阪航空局岩国空港事務所）

ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、又は発見者から通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより関係機関に通報する。

イ 空港内及び周辺地域において航空機事故が発生した場合には、別に定める「岩国空港緊急計画」に基づき初期消火、救助活動、空港利用者等の避難誘導措置等を講じるとともに、地元消防機関、警察の協力を得て消防活動、救助活動等必要な措置を講じる。

ウ 空港内及び周辺地域での大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所等を確保する。

エ 岩国空港事務所長は、災害の状況に応じて自衛隊の災害派遣に係る要請を行う。

（この場合の要請手続き等については、第7章第2節自衛隊災害派遣要請計画参照）

オ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。

(3) 県

ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

イ 市の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに必要により他の市町に対して応援を指示する。

ウ 大規模航空機事故の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、地方独立行政法人山口県立病院機構、日本赤十字社山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む）の出動要請を行う。

エ 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

オ 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の機関に対してあっせんを行う。また特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対しても応援を求める。

カ 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。

キ 山口宇部空港事務所がとる措置

a 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより関係機関に通報する。

b 空港内及び周辺地域において航空機事故が発生した場合には、別に定める「山口県山口宇部空港災害対策要綱・実施要領」、「山口宇部空港消防救難隊についての業務協定」に基づき初期消火、救助活動、空港利用者等の避難誘導措置等を講じるとともに、地元消防機関、警察の協力を得て消防活動、救助活動等必要な措置を講じる。

c 空港内及び周辺地域での大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所等を確保する。

d 山口宇部空港事務所長は、災害の状況に応じて知事（港湾課又は防災危機管理課）に自衛隊の災害派遣に係る要請を行う。

e 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。

(4) 航空運送事業者

ア 自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡するものとする。

イ 自己の運航する航空機について事故が発生した場合には、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡するものとする。

ウ 応急対策の活動状況等を国土交通省に連絡する。

エ 発災後速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

(5) 警察

ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

イ 事故発生現地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示・警告及び避難誘導を行う。

ウ 市職員が現場にいないとき又はこれらの者からの要求があったときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命じる。

エ 行方不明者の捜索及び人命救助活動の実施

オ 遺体の検視及び捜査活動の実施

カ 必要に応じて事故発生地及び周辺の交通規制の実施

キ 関係機関の実施する救助活動及び復旧活動の支援

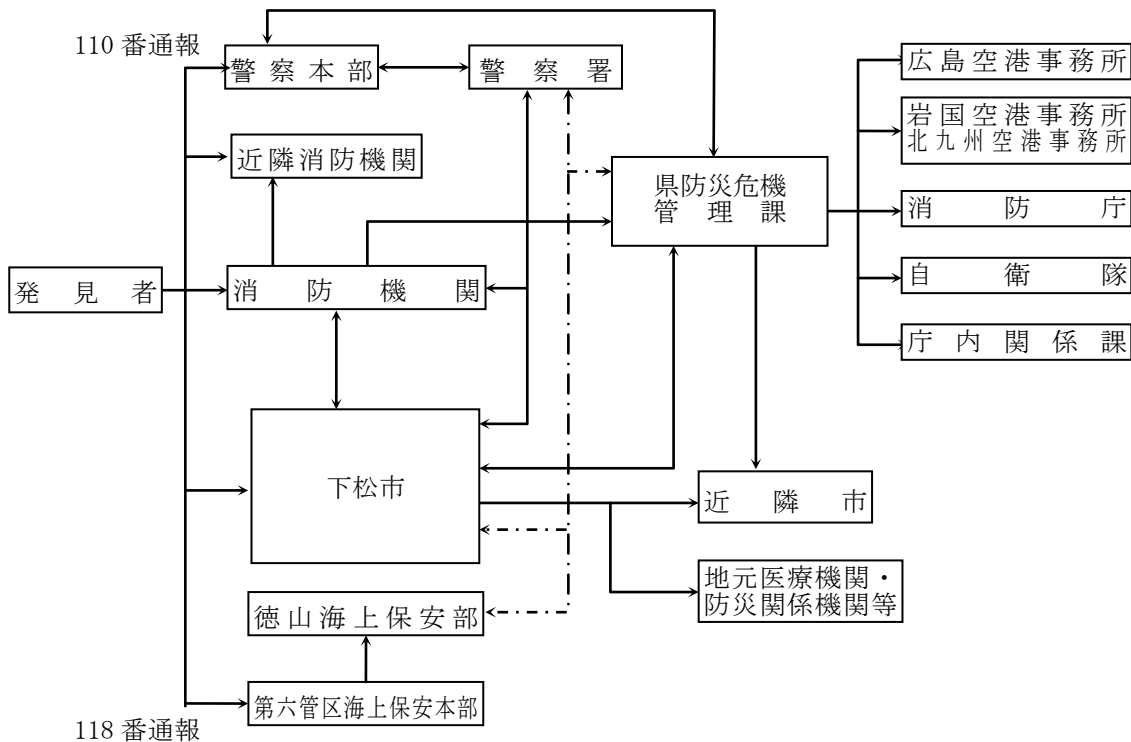
- (6) 地元医療機関・日本赤十字社山口県支部・医師会等
 - ア 市又は県の要請により医療救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)を編成し、現地での医療救護活動の実施及び負傷者の受け入れを行う。
 - イ 必要に応じて救援物資の提供及び日赤奉仕団による救援活動の実施
- (7) 徳山海上保安部
 - ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより、県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
 - イ 海上における遭難機の捜索、被災者の救助救出活動、行方不明者の捜索及び救護班の緊急輸送を実施する。
 - ウ 事故現場及び周辺海域の警戒及び航行船舶の規制等の措置の実施
 - エ 関係機関が実施する救助活動及び復旧活動の支援
- (8) 自衛隊

空港事務所長(国機関)又は県知事からの災害派遣要請を受け、航空機等を活用して遭難機の捜索、被災者の救助救出活動及び行方不明者の捜索等について消防機関、空港事務所等と協力しながら応急対策活動を実施する。

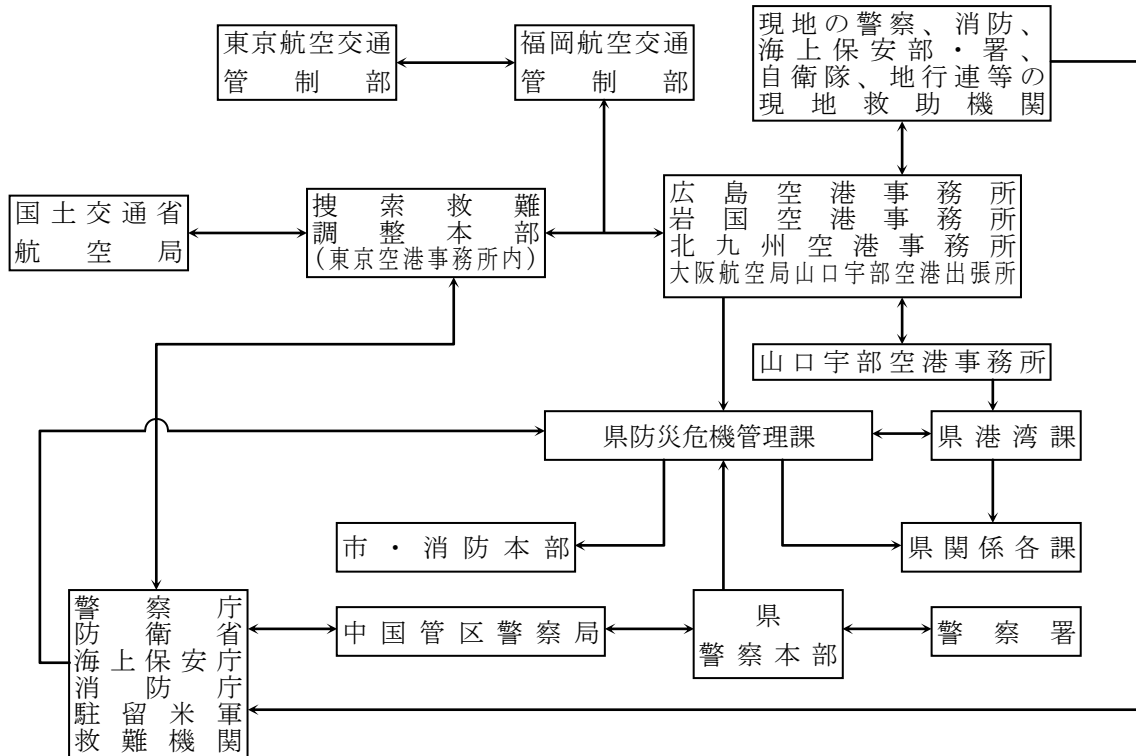
2 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは速やかに次の連絡システムにより通報連絡するものとする。

- (1) 市域内で発生した場合
 - ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明確な場合（遭難機の搜索）



3 航空機事故等発生時の応急活動体制

航空機事故等が発生した場合における市の応急対策活動実施体制は以下のとおりとする。

災害事象	市の実施体制	実施する応急対策の概要及び実施機関等
市域内で旅客航空機の遭難、行方不明又は墜落等の事故が発生した場合	<p>災害対策本部体制</p> <p>(1) 市長は直ちに災害対策本部を設置するとともに現地に「現地災害対策本部」を設置する。</p> <p>(設置及び運営等については第3編第1章に定めるところによる。)</p>	<p>市域内で旅客航空機の遭難、行方不明又は墜落等の事故が発生した場合で、市が防災関係機関と協力し、全力を上げて人命の救助及び消火活動等に取り組む体制</p> <p>なお、関係機関が到着するまでの応急対策は、現地関係機関が実施することになる。</p> <p>《応急対策活動の概要等》</p> <p>発災現地の市・消防機関、警察、防災関係機関及び県等は、必要な応急対策活動を実施する。</p>

4 災害情報の収集伝達

市及び消防機関は、大規模航空機事故等が発生した場合における災害情報の収集伝達について定める。

(1) 大阪航空局岩国空港事務所長・山口宇部空港事務所長

ア 発見者、航空会社、関係機関等から事故等の通報を受けた場合は、直ちに第2項2に定める通報連絡システムにより港湾課及び関係機関に通報する。

(2) 情報収集伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立するものとする。

- (3) 県への通報は国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行うことになる。
以下取扱いを順に示す。
- ア 事故発生等の通報、情報を得た場合は、直ちに電話、無線等で発生場所、覚知時間、市の対応等を報告する。
 - イ 事故発生当初の段階で十分な被害状況の把握ができていない場合は、「災害概況即報」により把握した情報を順次報告する。
 - ウ 被害状況がある程度把握され、また応急活動の概況も把握されだした段階からは、「火災即報」又は「救急・救助事故即報」により報告する。

第3項 消防活動

航空機事故により火災が発生した場合、空港管理者及び消防機関は、化学消防車、化学消火剤等を活用して早期の鎮火に努める。

この場合において、空港管理者、消防機関の消防力では十分な対応ができない場合は直ちに隣接消防機関等に対して応援要請を行い必要な消火活動を行う。

なお、県下19市町長及び消防組合管理者は「山口県内広域消防相互応援協定」を締結し、広域的な消防応援体制を整備している。

第3節 陸上交通災害対策計画

【 関係機関：各課共通 】

第1項 実施機関

1 実施方針

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策及び災害時における交通規制並びに主要交通路線の確保等について防災関係各機関は、本節並びに県、市防災計画に定めるところにより、各種の応急対策を実施し、市民等の生命財産の保全に努めるものとする。

2 実施機関

企業体、市、県、警察、道路管理者、西日本高速道路株式会社中国支社、防災関係各機関

第2項 陸上交通災害対策

1 応急対策実施機関

道路……自動車運輸業者、道路管理者、警察、西日本高速道路株式会社中国支社

2 市

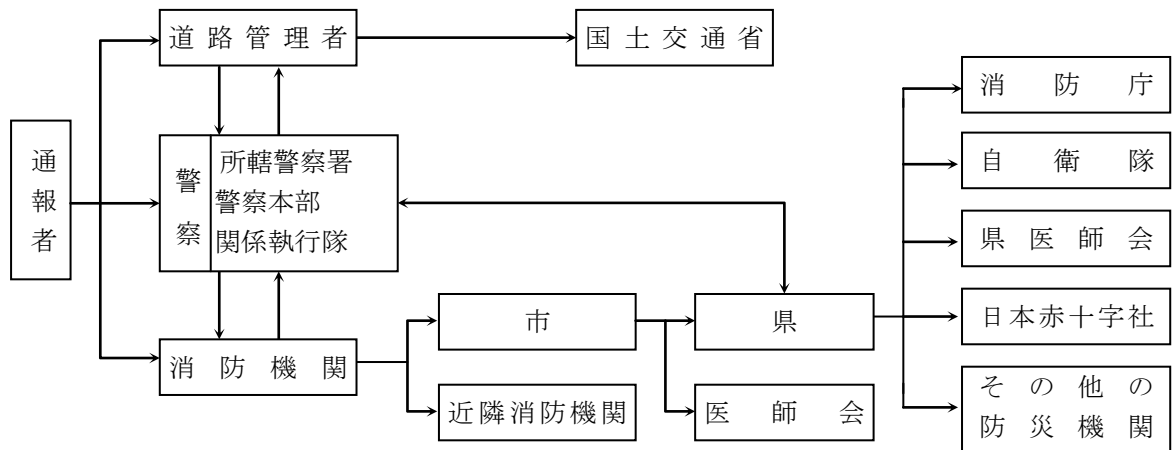
- (1) 大規模な陸上交通災害の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたとき、4に定める通報連絡システムにより関係機関に通報するとともに、必要な体制を確立する。
- (2) 市は、国土交通省から受けた情報を関係機関等へ連絡する。

3 県

- (1) 大規模な陸上交通災害の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは3に定める通報連絡システムにより関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- (2) 国土交通省から受けた情報を市、関係機関等へ連絡する。
- (3) 市の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに必要により他の市町に対して応援を指示する。
- (4) 大規模な陸上交通災害の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、地方独立行政法人山口県立病院機構、日本赤十字社山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む）の出動要請を行う。
- (5) 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (6) 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係の機関に対してあつせんを行う。
- (7) 特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対しても応援を求める。
- (8) 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。

4 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは速やかに次の連絡システムにより通報連絡するものとする。



5 交通規制措置

本編第8章 第5節「交通規制」参照

6 道路災害事故防止対策についての申し合せ事項

- (1) 道路災害事故防止対策について、県警察本部、国土交通省山口河川国道事務所、山口県土木建築部は、道路管理と交通規制について申し合せをした。(昭和43年10月21日道路整備649号)
- (2) 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定

第3項 鉄道災害、運転事故対策

1 応急対策実施機関

- (1) 軌道・・・西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店
- (2) 鉄道・・・西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

2 市（消防機関）

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

3 県の措置

- (1) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは第3編 第19章 第3節「鉄道施設」に定める通報連絡システムにより関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- (2) 国土交通省から受けた情報を市、関係機関等へ連絡する。
- (3) 市の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに必要により他の市町に対して応援を指示する。
- (4) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、地方独立行政法人山口県立病院機構、日本赤十字社山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む）の出動要請を行う。
- (5) 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (6) 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の機関に対してあっせんを行う。
- (7) また特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対しても応援を求める。
- (8) 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。

第4項 山陽自動車道路災害対策

1 目的

山陽自動車道において暴風、豪雨、豪雪、濃霧、洪水、地震等の異常な自然現象に伴い道路の損壊又は重大な交通事故等が発生した場合、又は発生のおそれがある場合にこれを未然に防止し被害の拡大を防ぎ、及び、災害復旧を迅速に行うため処理すべき業務の要領を定め、もって道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図ることを目的とする。

2 防災及び交通管理施設

高速道路には、円滑な通行及び安全確保を図るための設備が設置されている。また、トンネルには火災などの事故に備えてトンネル延長、交通量等に応じて各種の設備が設置してある。

(1) 可変標示板設備

情報板 インターチェンジの約200m手前の本線上等に設置され、道路、交通、気象状況を表示する設備である。

(2) 移動無線設備

移動無線 無線は、パトロールカー（無線機取付車）と道路管制センターまたは高速道路事務所等との間で無線電話連絡を行うものである。

(3) 通報設備

押しボタン式通報器 トンネル内の側壁に約50m間隔で片側に設置されており、火災、事故等の発生時に当事者又は発見者が押ボタンを操作することにより、道路管制センターへ通報するものである。

火災検知器 トンネル内の側壁に約25m間隔で片側に設置されており、火災発生時には火災検知器が自動的に作動し、火災発生とその位置を道路管制センターへ通報するものである。

非常電話機 道路の両側約1km毎に設置してある。また、トンネル内には約200m毎に設置してある。

(4) 非常警報設備

警報標示板 トンネルの入口付近あるいは、トンネル内に設置し、トンネル内の異常情報を表示する設備である。

(5) 消火設備

消火器 トンネル内の側壁に約50m間隔で片側に設置してある。

消火栓 トンネル内の側壁に約50m間隔で片側に設置されており、初期消火を目的とした通常の火災に対する放水設備である。

給水栓 トンネル管理者及び消防関係者用として設置するもので、消火栓を設けるトンネルの非常駐車帯及び坑口付近に設置してある。

水噴霧 長大トンネル内で火災が発生した場合、噴霧状水を放水することによって火勢の抑制や延焼を防止し、消火活動を容易にするための設備である。

(5) その他の設備

避難誘導表示板 トンネル内での災害時に車外に出た人に対しトンネル出入口及び避難連絡坑へ誘導するために連絡坑の位置を表示するものであり、連絡坑付近とその中間の側壁に設置してある。

非常駐車帯 事故等を起こした車両が他の事故を誘発しないよう、また、他の車両の支障にならないように駐車させる場所である。

拡声放送 緊急時に拡声放送することにより、長大トンネルの火災その他の事故発生を道路管理者から運転者等へ伝達する設備である。

ラジオ再放送 緊急時に長大トンネル内で運転者等が道路管理者からの情報を受信するための設備である。

I T V 長大トンネル内の通報設備から受けた情報の確認、消火活動、避難活動等の状況監視を行うための設備である。

気象観測設備 雨量、路温、風、霧等の気象状況を検知する設備である。

3 配備体制

西日本高速道路株式会社における異常気象時の体制を次のとおり定める。

- (1) 警戒体制…警報、気象状況及び、特別巡回及び点検の結果を総合的に勘案して警戒し、かつ災害の発生に備えて、迅速に対応できる体制をとる必要がある場合
- (2) 緊急体制…比較的長時間の通行止を必要とする災害が発生するか、又は、発生するおそれが極めて濃厚な場合
- (3) 非常体制…広範囲又は長期間にわたり通行止を必要とする災害が発生した場合

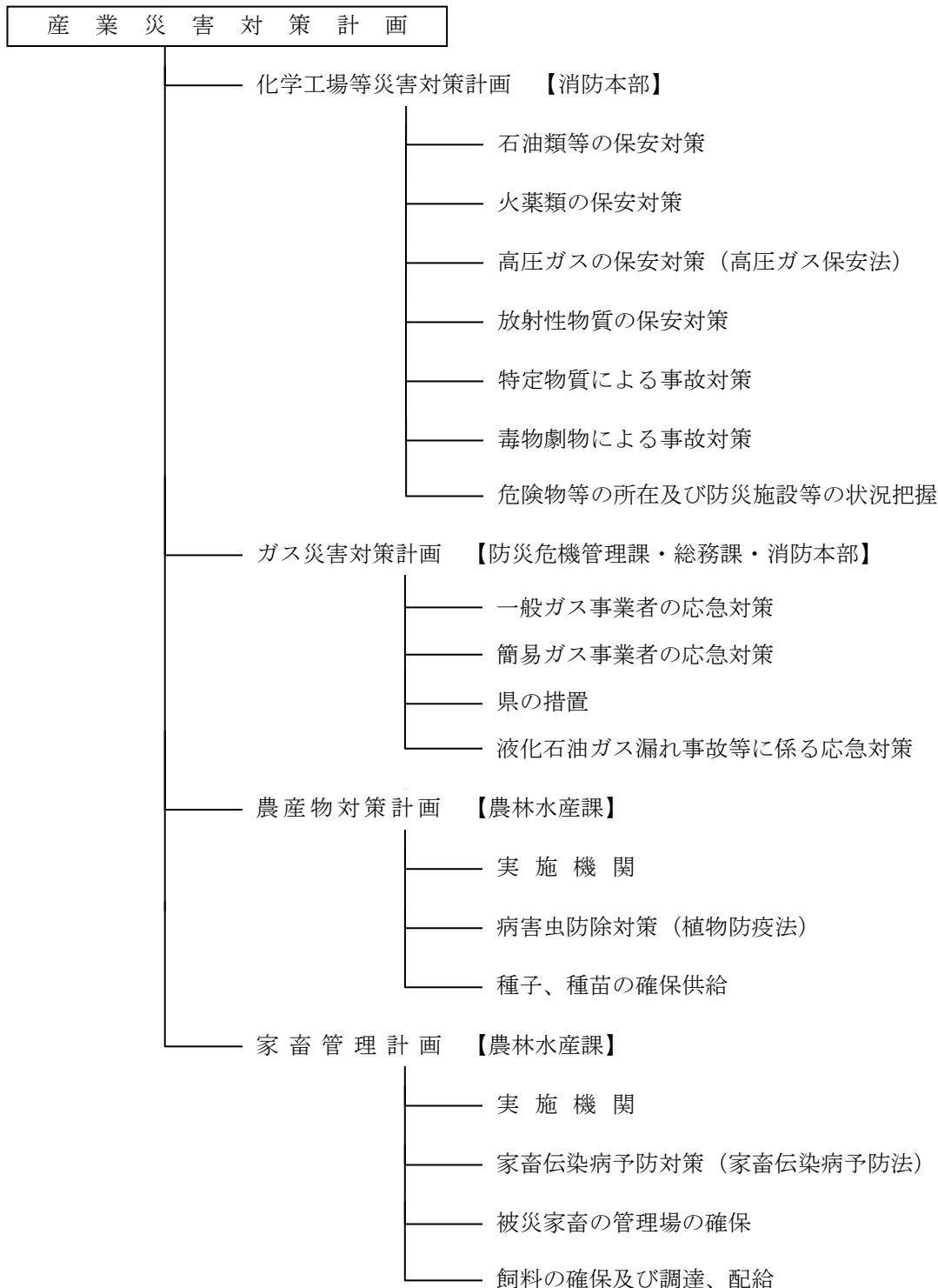
4 通報体制

山口県災害対策本部に情報連絡を行う必要がある場合は「全面通行止め、住民に重大な被害を与える事故の発生」とする。なお、災害対策本部が設置されていない場合は「防災危機管理課」に連絡するものとする。

第23章 産業災害対策計画

基本的な考え方

化学工場等における火災、爆発、ガス漏洩等又は、農産物対策、家畜対策等、各種産業災害に対する対策について防災関係各機関は、各種の応急対策を実施し、市民等の生命財産の保全に努めるものとする。



第1節 化学工場等災害対策計画

【 関係機関：消防本部 】

第1項 石油類等の保安対策

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者（消防法、危険物の規制に関する政令）
- (2) 市長
 - ア 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）
 - イ 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）
- (3) 知事（防災危機管理課）
- (4) 警察（災対法、警察官職務執行法）
- (5) 海上保安部（港則法、海上交通安全法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、災対法）

2 応急措置

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置（指導方針）
 - ア 被害状況を地方公共団体へ連絡する。
 - イ 発災後速やかに、職員の参集、情報連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
 - ウ 消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。
 - エ 的確な応急点検及び応急措置等を講じる。
 - オ 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。
 - カ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。
- (2) 市の措置
 - ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。
 - イ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
 - ウ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。
 - エ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
 - オ 火災の防ぎよは、市の消防機関が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。
 - カ 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。

キ 更に消防力を必要とする場合には、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

ク 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

(3) 県の措置

ア 国（危険物等の取扱規制省庁）へ災害発生について速やかに通報する。

イ 国（危険物等の取扱規制省庁）から受けた情報を市、関係機関等へ連絡する。

ウ 市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援するよう要請する。

エ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

オ 市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

カ 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。

キ 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

(4) 警察の措置

ア 県及び市、市の消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

イ 市長からの要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。（事前措置）

(5) 管区海上保安本部・海上保安部署の措置

ア 被災地港湾への危険物積載船舶等の入港を制限し、又は禁止する。

イ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。

ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊の制限、禁止措置又は停泊地を指定する。

エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し同所有者等による救出措置を指導するとともに必要に応じて巡視船艇による安全な場所への救出措置を講じる。

オ 海上における消火活動を行うものとするが、さらに可能な場合は、必要に応じ、地方公共団体の活動を支援する。

3 化学消防車及び化学消火薬剤の所在状況

資料編のとおり。

資料編 「防災物資・施設・資機材」 ・化学消火薬剤及び油処理剤等の所在状況

第2項 火薬類の保安対策（火薬類取締法）

1 実施機関

- (1) 火薬類の製造者及び火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者
- (2) 中国四国産業保安監督部
- (3) 知事・市町長（萩市、阿武町、岩国市、和木町、防府市、山口市、美祢市、宇部市、山陽小野田市）（火薬類取締法施行令第16条により知事が行うこととされる経済産業大臣の権限に属する事項も含む。）
- (4) 警察
- (5) 海上保安部

2 応急措置

- (1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置（指導方針）
 - ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、移動の措置をとり、見張を厳重にする。
 - イ 危険又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。
 - ウ 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、必要によっては、付近住民に避難の警告を行う。
 - エ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。
- (2) 県・市町（萩市、阿武町、岩国市、和木町、防府市、山口市、美祢市、宇部市、山陽小野田市）の措置（新産業振興課）
 - ア 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じる。
 - イ 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。
 - ウ 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。
 - エ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。

（注）緊急措置命令（火薬類取締法第45条）

経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、航空機による運搬については、国土交通大臣、自動車、軽車両その他の運搬については県公安委員会）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、上記の措置について緊急措置命令を発する。

この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

(3) 警察の措置

第1項石油類等の保安対策における措置に準じる。

(4) 海上保安部の措置

第1項石油類等の保安対策における措置に準じる。

第3項 高圧ガスの保安対策（高圧ガス保安法）**1 実施機関**

- (1) 高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「製造業者等」という。）
- (2) 知事（防災危機管理課）
- (3) 警察
- (4) 中国四国産業保安監督部
- (5) 海上保安部

2 応急措置

(1) 製造業等の措置（指導方針）

ア 製造施設又は消費施設が危険状態になったときは製造又は消費の作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、若しくは容器を安全な場所に移す。

ウ 消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を行う。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中若しくは地中に埋める。

(2) 県の措置（防災危機管理課）

ア 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じる。

イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命じる。

（注）緊急措置命令（高圧ガス保安法第39条）

経済産業大臣又は知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合は、上記の措置について緊急措置命令を発する。

この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

(3) 警察の措置

第1項石油類の安全対策における措置に準じる。

(4) 海上保安部の措置

第1項石油類等の保安対策における措置に準じる。

第4項 放射性物質の保安対策

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者
- (2) 市（消防機関）
- (3) 県
- (4) 警察
- (5) 海上保安部

2 応急措置

- (1) 施設の所有者及び管理者の措置
 - ア 放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、国（所轄労働基準監督署、海上保安部・署等）、警察、市、海上保安部・署等に通報する。
 - イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。
- (2) 市の措置（消防機関）
 - ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。
 - イ 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難勧告、避難の指示を行う。
 - ウ 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。
 - エ 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。
- (3) 県の措置（防災危機管理課・環境政策課・厚政課・医務保険課・地域医療推進室・健康増進課）
 - ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国（消防庁）へ通報する。
 - イ 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。
 - ウ 放射性物質使用病院で被害が発生した場合、観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。
 - エ 放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。
- (4) 警察の措置
 - ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、警察庁、県へ通報する。
 - イ 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
- (5) 海上保安部の措置
 - ア 第1項(5)ア～エの措置に準じた措置を講じる。
 - イ 海上における緊急時モニタリングに関し、知事等からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。

第5項 特定物質による事故対策

1 実施機関

- (1) 企業（特定物質を発生する施設を有する工場又は事業場）
- (2) 知事

2 応急措置

- (1) 企業の措置
特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出された時にはただちに次の措置をとる。
 - ア 被害の拡大防止及び施設の復旧措置
 - イ 知事に対する事故状況の報告
- (2) 知事の措置
届出その他の方法で事故の発生を知った場合は、直ちに大気汚染の状態を把握し、企業に対して事故の拡大又は再発防止のため必要な措置について協力を求め、又は勧告するとともに関係機関と協調して必要な応急対策を実施する。

第6項 毒物劇物による事故対策

1 実施機関

- (1) 毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者
- (2) 知事（薬務課）
- (3) 市長
- (4) 警察
- (5) 海上保安部

2 応急措置対策

- (1) 毒物劇物取扱者の措置（毒物及び劇物取締法第16条の2）
 - ア 事故の状況を周南健康福祉センター、警察署又は消防機関に直ちに届け出る。
 - イ 保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。
 - ウ 毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。（指導方針）
- (2) 県又は市の措置
 - ア 被害の状況により、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
 - イ 中和剤等の資材が不足するときは、その収集あっせんを行う。
- (3) 警察の措置
県及び市消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。
- (4) 海上保安部・署の措置
 - ア 被災地港湾への毒物劇物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。

- イ 毒物劇物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
- ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
- エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った毒物劇物積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

第7項 危険物等の所在及び防災施設等の状況把握

企業体別の高圧ガス、危険物製造施設、貯蔵所等の所在、ばい煙、特定有害物質を発する施設、責任者、連絡窓口並びに企業体における自衛防災体制、防災施設設備の状況については、毎年資料を整備するものとする。

第2節 ガス災害対策計画

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・消防本部 】

第1項 ガス事業者の応急対策

1 実施機関

山口合同ガス株式会社

2 応急措置対策

ガス事業者が実施する応急対策等は、おおむね次のとおりとする。

(1) 緊急時の連絡、出動体制の確立

ガス事業者は、緊急事故に備え、あらかじめ出動体制、連絡体制等を確立しておくものとする。出動体制は、常に要員、車両、資材を確保し直ちに出勤し、適切な処置がとれるよう体制を整えておくものとする。

(2) 消防署、警察、関係官署への連絡、通報

事故の状況、内容により消防署、警察、関係官署に連絡し協力、指示を求めるものとする。

(3) 事故発生時の措置

ア 初動措置は、事故の状況に応じ適切な措置を講じなければならない。また常に適切な措置がとれるよう訓練をしておかなければならない。

イ ガス事故により災害が拡大、波及するおそれがある事故については、交通規制等により、事故拡大の防止に努めなければならない。

(4) 供給停止の場合の措置

ア やむを得ずガスの供給を停止する場合には、供給先に周知徹底を図り二次災害の防止に努めなければならない。

イ 供給停止後は、早期に供給が再開されるよう努めなければならない。

第2項 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策

1 実施機関

ガス事業者（旧簡易ガス事業者）

2 応急対策

- (1) ガス事業者（旧一般ガス事業者）に準じた応急対策をとるものとする。
- (2) 日本コミュニティガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

第3項 県の措置

- 1 国（危険物等の取扱規制担当省庁）へ災害発生について速やかに通報する。
- 2 市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援するよう要請する。
- 3 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 4 市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。
- 5 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。

第4項 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

1 実施機関

- (1) ガス消費者
- (2) ガス供給業者（液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限るものとする。）
- (3) 保安機関
- (4) 市（消防機関）
- (5) 警察
- (6) 県（防災危機管理課）
- (7) 中国四国産業保安監督部（保安課）

2 ガス漏れ事故等について

「ガス漏れ事故等」とは、次の各事項に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発事故

- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

3 応急対策

(1) ガス消費者の措置

ア ガス漏れ事故等を発見したとき又はガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じるとともに、ガス供給業者、保安機関又は消防機関に通報する。

イ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

(2) ガス供給業者の措置

ア ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ市（消防機関）と協議された事項に基づいて市（消防機関）に必要な応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

ウ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

(3) 保安機関の措置

ガス消費者等から通報があったとき又は自らが発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

(4) 市（消防機関）の措置

ア ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じるものとする。

(5) 県の措置

事故の状況により、関係機関との連絡をとりながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的助言等を行い、事故の拡大防止に努めるものとする。

(6) 警察の措置

ガス漏れ事故等の状況により、関係機関との連絡をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり被害の拡大防止に努めるものとする。

4 事前対策

ガス供給業者と市（消防機関）は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い、相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておくものとする。

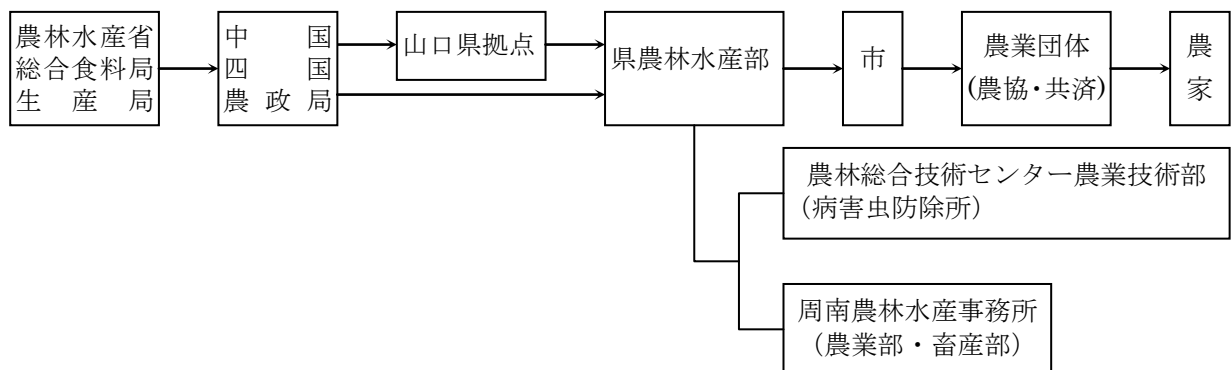
- (1) 連絡通報体制
- (2) 出動体制
- (3) 現場における連携体制
- (4) 任務分担
- (5) 事後の措置
- (6) 共同訓練等の実施
- (7) その他必要な事項

第3節 農産物対策計画

【 関係機関：農林水産課 】

第1項 実施機関

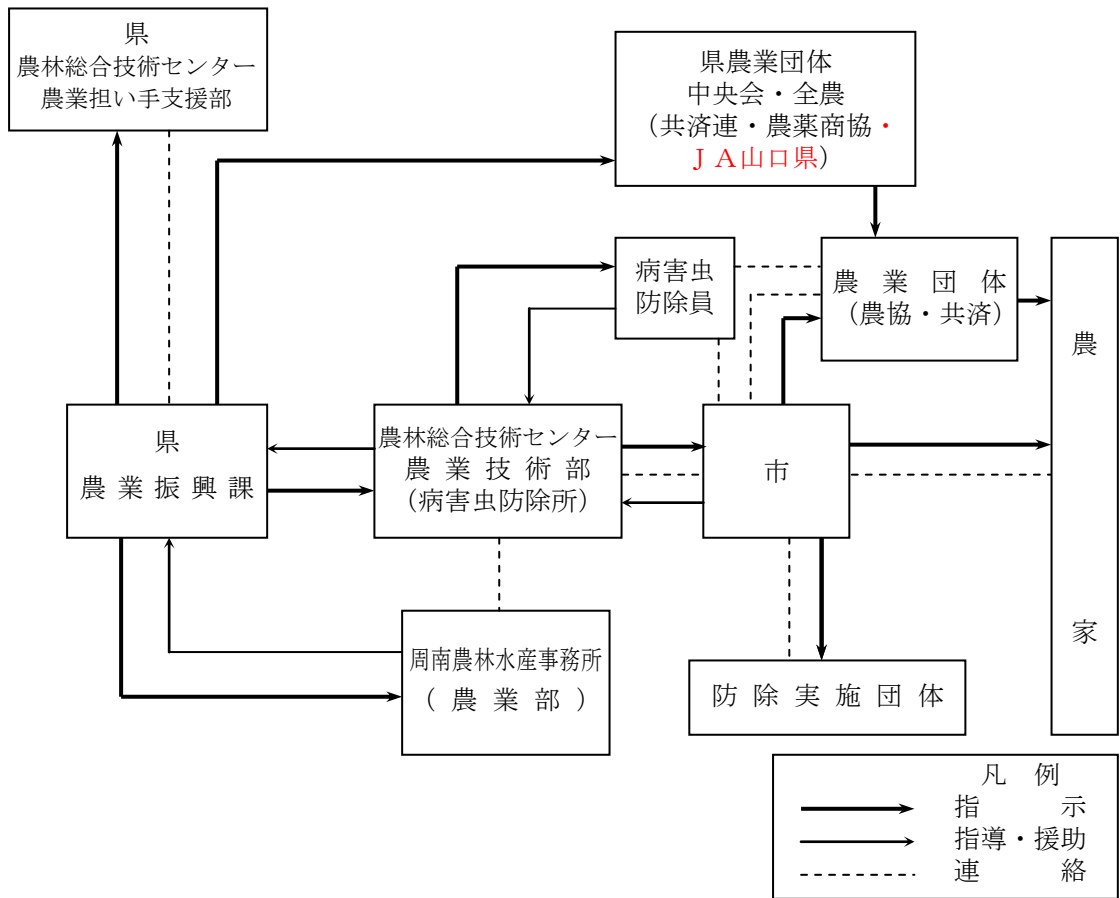
農産物対策全般の実施系統は次のとおりである。



第2項 病虫害防除対策（植物防疫法）

1 病虫害発生予察

予察実施体系は次のとおり



2 県の防除体制

(1) 病虫害防除計画の作成及び指導

県農林水産部は、病虫害防除指導推進要綱に基づき県病虫害防除対策協議会を開催し、協議の上、県防除方針を作成するとともに、市の防除実施計画の立案について指導を行う。

(2) 防除活動

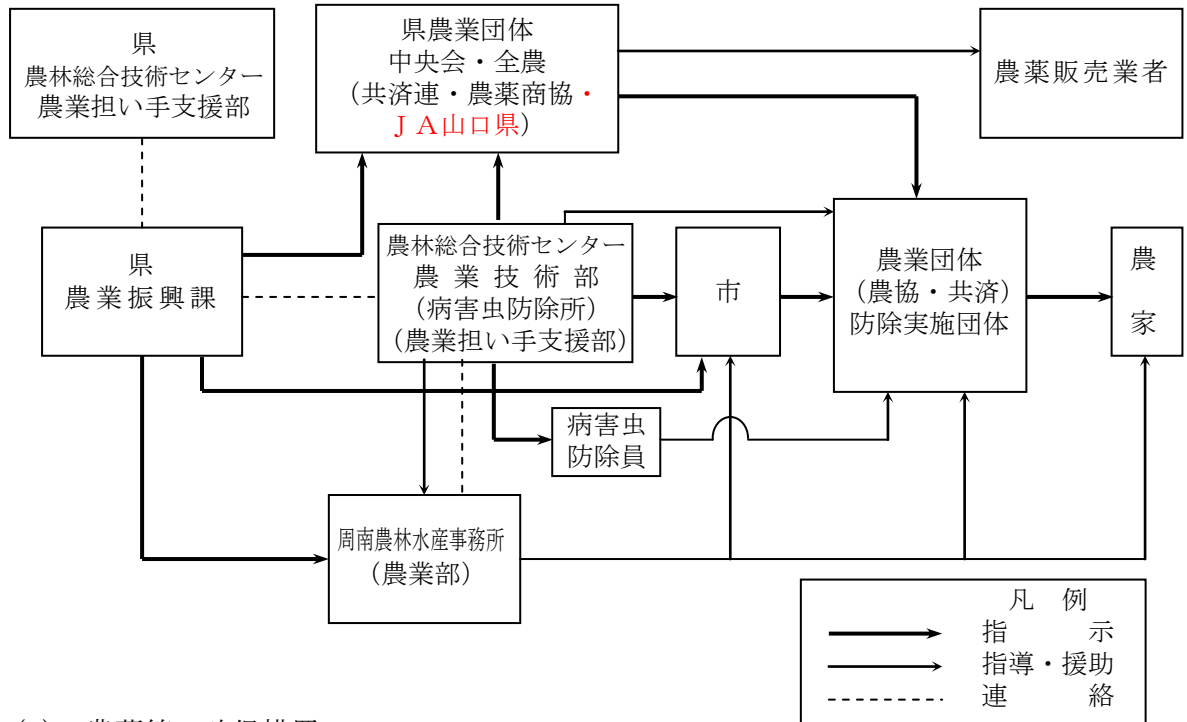
県農林水産部は、県病虫害防除対策協議会を設置し、市に対し、県防除計画に基づき指導を行うとともに、次の措置を講じる。

ア 農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）と周南農林水産事務所（農業部）は一体となって防除技術指導體制を確立し、管内の病虫害発生状況を常時正確に把握するとともに、県農林水産部へ速報する。

イ 農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。

ウ 被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。

(3) 病虫害防除対策実施体系図



(4) 農薬等の確保措置

農薬等防除資材の需給調整について県植物防疫農作業安全協会の協力を求めるものとする。

3 市の防除体制

県の防除体制に準じて体制を整えるとともに必要な事項について定めることとする。

第3項 種子、種苗の確保供給

1 確保の措置

- (1) 水稻関係
災害応急用水稲粳の確保措置
- (2) 野菜関係
野菜指定産地及び野菜認定産地における確保措置
- (3) 飼料作物関係
災害応急用種子の確保措置

2 供給の方法

- (1) 種粳については、市長からの要請申請により、県米麦改良協会を通じ供給のあっせんを行う。
- (2) 野菜・飼料作物関係については、市長からの要請により、全国農業協同組合連合会山口事務所・山口県農業協同組合を通じ供給のあっせんを行う。

第4節 家畜管理計画

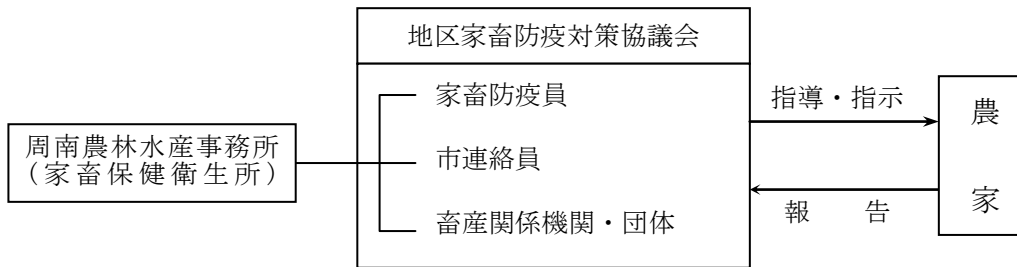
【 関係機関：農林水産課 】

第1項 実施機関

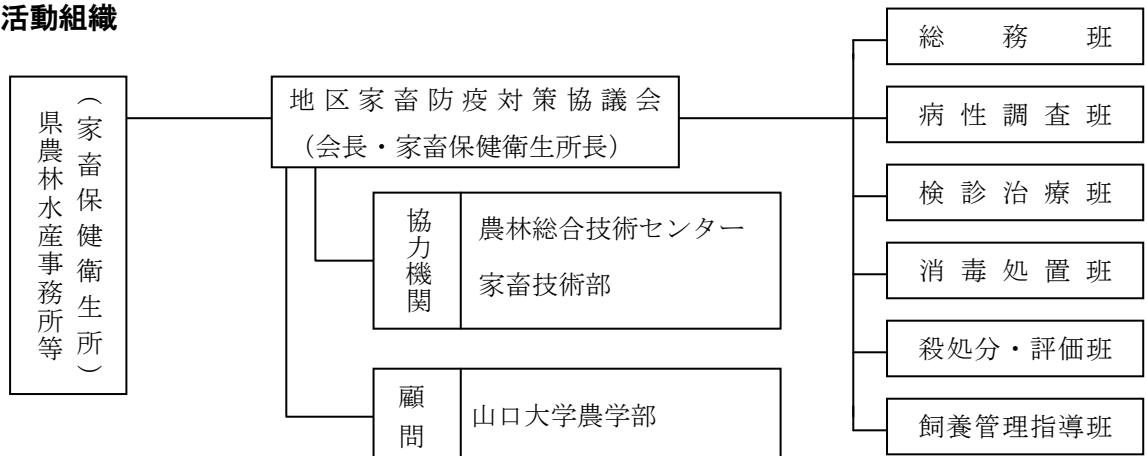
1 実施機関及び関係機関

- (1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、周南農林水産事務所（家畜保健衛生所）を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。
- (2) その他、家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は市が実施する。

2 連絡体系



3 活動組織



第2項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）

1 組織

- (1) 農林水産事務所又は農林事務所（家畜保健衛生所（東部、中部、西部、北部））
- (2) 地区家畜防疫対策協議会の構成

周南農林水産事務所（家畜保健衛生所）、周南健康福祉センター（環境保健所）、県畜産振興協会、市町、全国農業共済組合連合会山口県本部、県獣医師会、農業協同組合、農業共済組合、酪農関係団体、養豚関係団体、養鶏関係団体

2 活動内容

地区家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は次の業務を行う。

- (1) 総務班
 - ア 家畜伝染病に関する啓蒙指導
 - イ 情報収集及び連絡、報告
 - ウ 防疫用資材の調達、あっせん、配分

- (2) 病性調査班
 - ア 疑似患畜及び患畜の病性鑑定並びに疫学的調査
 - イ 発生源及び感染経路の探求調査
- (3) 検診治療班
 - ア 防疫地図の作成
 - イ 家畜伝染病予防法による検査、注射の実施及び協力
 - ウ 疑似患畜の検診、治療
- (4) 消毒処理班
 - ア 発生畜舎、予防指定地域に対する消毒指導
 - イ 死亡獣畜、出荷できない生産物等の埋却、焼却等
 - ウ 疑似患畜及び患畜又は死亡獣畜等の輸送措置及び指導
 - エ と畜場及び死亡獣畜処理場との連絡
- (5) 殺処分・評価班
 - ア 患畜及び疑似患畜の殺処分
 - イ 殺処分家畜及び埋消却等を行う生産物等の評価
- (6) 飼養管理指導班
 - ア 飼養管理の失宜による疾病発生防止指導
 - イ 家畜管理資材の確保及び調達指導

第3項 被災家畜の管理場の確保

家畜飼養頭数の多い地域で、特に水害多発地域においては、被災家畜の管理対策を準備しておくものとする。

1 管理場の設置基準

- (1) おおむね3.3㎡当たり、大家畜1頭、大中豚3頭、小豚10頭、緬山羊3頭、鶏15羽を収容基準とし、排水良好な地点（場所、施設）とする。
- (2) 大家畜、緬山羊は繫養を原則とし、その他の家畜は追込式とする。

2 確保のための措置

市は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について関係機関、団体及び周辺関係者と協議しておくものとする。

3 管理者の確保基準

大家畜10頭、中家畜20頭、小家畜100羽につき管理者1名の割合で、市の関係地区ごとに予定しておくものとする。

第4項 飼料の確保及び調達、配給

畜産、農業関係団体の協力を得て、飼料の確保及び調達、配給対策を講じる。

1 粗飼料

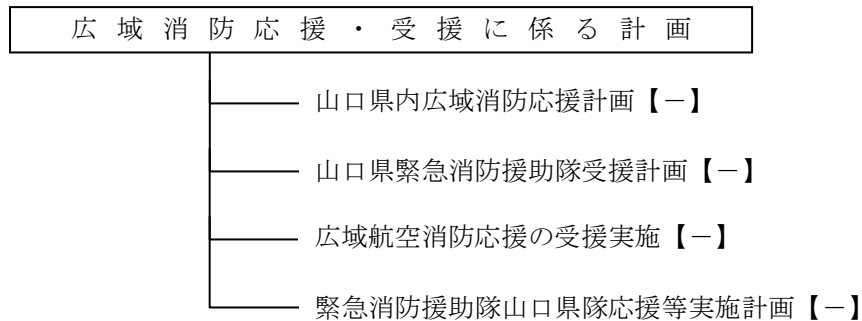
全国農業協同組合連合会県本部等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。

2 濃厚飼料

全国農業協同組合連合会県本部等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。

第24章 広域消防応援・受援に係る計画

基本的な考え方



第1節 山口県内広域消防応援計画

第1項 基本的事項

1 目的

この計画は、山口県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定書（平成24年4月締結。以下「協定」という。）及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）に基づく応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の運用等について必要な事項を定めるものとする。

第2項 用語の定義等

1 受援市町等

管轄区域内で災害が発生し、協定に基づき、他の消防機関に対し、応援要請又は応援要請しようとする県内の市又は消防の一部事務組合をいう。

2 応援実施機関

応援を実施する消防機関は、県内市町等の消防本部及び消防団とする。

3 応援要請の対象とする災害

応援要請の対象とする災害は、次のとおりとする。

応援要請の対象とする災害	消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害
応援要請を必要とする災害規模	<p>[次のいずれかに該当する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与える必要があると求められる場合 ・発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合 ・その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合

4 幹事消防本部

幹事消防本部は、山口県消防長会事務局消防本部とする。

第3項 連絡体制及び無線通信体制

1 応援要請時における連絡体制

応援要請時における市の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時の連絡先は、山口県地域防災計画（資料編）のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

2 出動時における無線通信体制

出動時における無線通信体制は、原則として次のとおりとする。

- (1) 応援隊と受援市町等との通信は、主運用波を使用するものとする。
ただし、被災地が広域にわたるなど、指揮系統を複数に分離する必要があり、かつ、緊急消防援助隊の受援を受けていない場合又は他県の消防防災ヘリコプターの無線運用に支障がない場合に限り、統制波の使用も考慮するものとする。
- (2) 応援市町等との間の通信は、応援市町等の活動波を使用するものとする。

第4項 応援隊の編成

1 応援隊の編成

- (1) 応援可能隊は、山口県地域防災計画（資料編）別表第2のとおりとする。
- (2) 応援可能資機材は、山口県地域防災計画（資料編）別表第3のとおりとする。

2 指揮体制

- (1) 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、指揮者から応援隊の隊員に対し直接指揮できるものとし、後速やかに応援隊の長に指揮内容を報告するものとする。
- (2) 災害の規模及び災害状況により指揮者の補佐が必要と判断したときは、受援市町の長は、指揮隊等を保有する市町等の長に対して応援要請を行い、派遣された応援隊を指揮者の補佐に指名することができるものとする。
- (3) 緊急消防援助隊による応援を受けており県内で指揮支援隊が活動する場合においても、県内の応援隊については、指揮支援隊の活動管理を受けることはなく、受援市町等の消防長の指揮の下、応援活動を実施するものとする。

第5項 発災段階（市が受援する場合の対応）

1 応援要請の手続き

(1) 市長は、災害規模及び被害状況を考慮して、市を管轄する消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、協定に基づき、県内の市町等の長（又は幹事消防本部）に対して応援要請を行うものとし、県及び幹事消防本部にも、その旨報告するものとする。

応援要請にあたっては、次の事項を明確にした上で電話等により要請するものとし、事後速やかに、応援要請書（実施細目別記様式第3号）を応援市町等の長に送付するものとする。

応援要請時の連絡事項	ア 災害の状況（種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由
	イ 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量
	ウ 応援隊の活動内容
	エ 応援隊の到着希望日及び集結場所 等

(2) 市長は、状況によっては、県に対しても応援に関し必要な調整を求めることができるものとする。

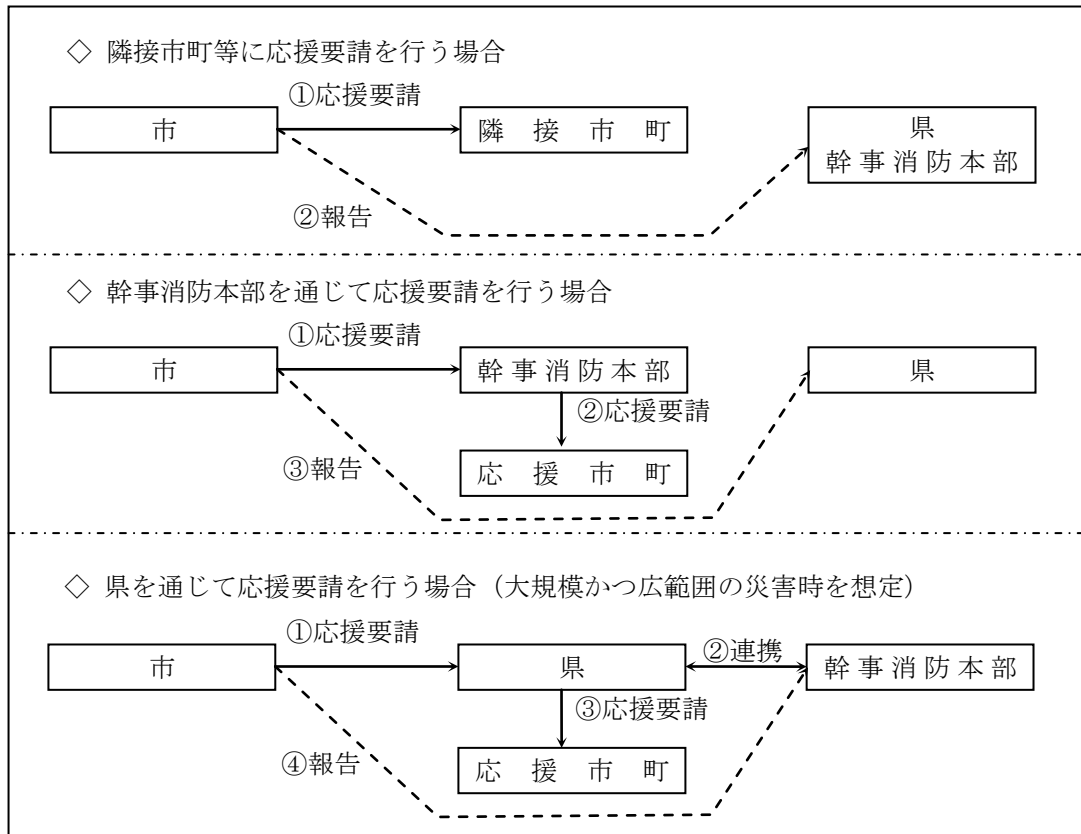
この場合、市長は、知事に対して県内広域消防相互応援協定に基づく応援の要請（山口県地域防災計画（資料編）様式1）により要請するものとし、要請を受けた知事は、幹事消防本部と連携の上、同じく応援の要請（山口県地域防災計画（資料編）様式2）により、他の市町等の長に対して応援の要請又は指示を行うものとする。

2 要請の基準

応援要請は原則として、第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

第一要請	隣接市町等に対して行う要請
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して行う要請

《参考》 応援要請の流れ



3 幹事消防本部等が応援要請を行ったときの連絡

幹事消防本部又は県が県内市町等に応援要請を行ったときは、市に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

4 集結場所の選定等

集結場所は、原則として市の消防本部及び消防署所の中から選定するものとする。

5 応援の特例（覚知による応援）

市の近隣の市町等は、応援要請がない場合においても、覚知した災害の状況から応援が必要と判断したときは、応援要請があったものとみなし、応援を実施するものとする。

この場合、応援市町等は、災害発生場所等を直ちに市に通報するものとし、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

6 知事による応援の指示

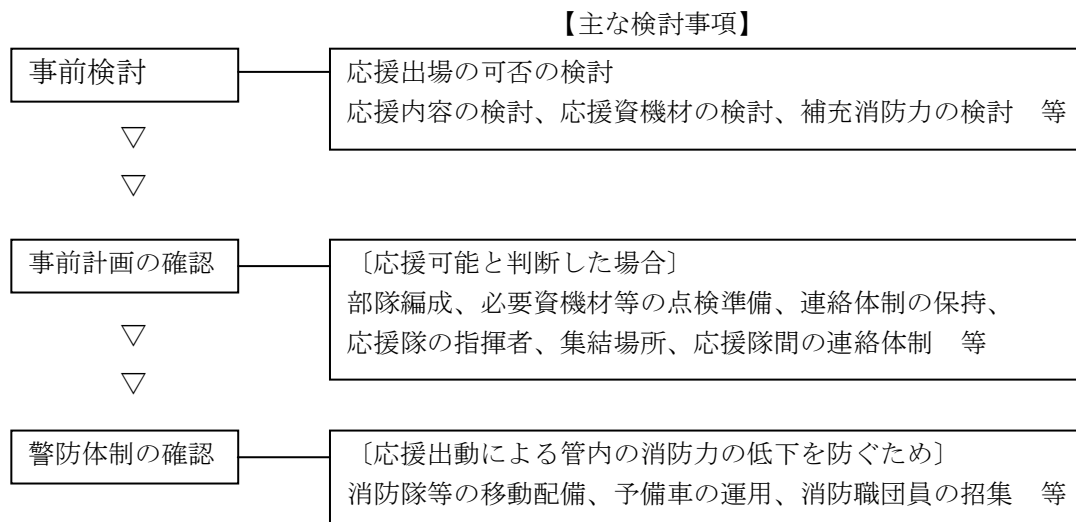
知事は市長から応援要請がない場合においても、災害の状況から応援が必要と判断したときは、消防組織法第43条の規定に基づき、幹事消防本部と連携の上、応援の指示（山口県地域防災計画（資料編）様式3）により各市町等の長に対し、応援の指示を行うことができる。

第6項 発災段階（市が応援する場合の対応）

1 事前検討

応援要請を受けた市は、特別な理由がない限り、応援を行うものとされていることから、隣接市町等で災害を覚知した場合は、あらかじめ次の事項を検討するものとする。

なお、県及び各消防本部においては、より迅速な応援体制を確保する観点から、情報収集及び早期の情報提供に努めるものとする。



2 応援隊の派遣の可否

応援要請の連絡があり応援出動を決定した市長は、受援市町等の長、県及び幹事消防本部に対して、電話により応援隊の派遣を報告するものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合も、同様に報告するものとする。

第7項 応援出動

1 応援出動時の措置

応援隊を派遣する市長は、災害の状況に応じ必要な装備資機材等を携帯し、食糧・資機材等を可能な限り携行の上、速やかに応援隊を出動させるとともに、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して次の事項を報告するものとする。

応援出動時の報告事項	ア 応援隊の長の職氏名 イ 応援隊の人員・車両・資機材 ウ 集結場所への到着予定時間 エ 出動経路 等
------------	--------------------------------------------------------------

2 集結場所到着時の報告

応援隊の長は、集結場所到着後、速やかに指揮者に対して報告するとともに、活動現場や任務等を確認するものとする。

3 現場到着時の報告

応援隊の長は、現場到着後、速やかに指揮者に対し、次の事項について口頭で報告するものとする。

なお、災害の種別によっては、省略することができる。

報告事項	ア 応援隊の現場到着日時 イ 応援隊の人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量
------	---------------------------------------------

4 活動に係る指示事項

応援隊の長は、次の事項について指揮者の指示等を確認するものとする

確認事項	ア 災害の状況 イ 活動方針 ウ 活動地域及び任務 エ 使用無線系統 オ 他の応援隊の隊数及び隊長名、活動概要 カ その他必要な事項
------	-----------------------------------------------------------------------------------

5 応援の中断

応援隊を派遣した市長は、応援隊を当該市の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等と協議の上、派遣を中断することができる。

なお、この場合、派遣を中断する旨を、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

6 現場引き揚げ

指揮者の引き揚げ指示により、応援隊は速やかに現場活動を終了し、受援市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

また、事後、応援隊活動結果書（山口県地域防災計画（資料編）実施細目別記様式第4号）により、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して報告するものとする。

報告事項	ア 応援隊の活動概要 イ 応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無 ウ 応援隊の現場引き揚げ日時
------	-------------------------------------------------------

第8項 その他

1 応援の始期及び終期

- (1) 応援の始期は、応援出動指令を受け応援出動した時点、又は応援隊が消防署所から出動した時点とする。
- (2) 応援の終期は、応援隊が消防署所に帰着した時点とする。

2 経費の負担

- (1) 応援に係る経費の負担は、協定等の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。なお、これ以外の経費については、その都度、応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

<p>応援市町等が負担する経費</p>	<p>ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費 イ 応援の消防職団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費 ウ 応援隊員が受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費 エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費</p>
<p>受援市町等が負担する経費</p>	<p>ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費 イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費 ウ 応援隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償費</p>

- (2) 応援市町等が応援経費を請求する場合は、応援に要した経費の要求（山口県地域防災計画（資料編）実施細目別記様式第6号）により受援市町等に対し請求するものとする。

3 各市町等における事前準備、教育訓練

- (1) 各市町等は、円滑かつ効果的に応援活動が行えるように、無線通信機器、資機材、食糧等の整備に努めるものとする。
- (2) 各市町等は、的確かつ迅速な応援要請、出動及び活動が行えるように、平常時から必要な訓練に努めるものとする。

第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画

第1項 総則

1 目的

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第36条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。
- (2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
- (3) 前項までに定めるもののほか、用語については山口県地域防災計画（資料編）別表第1のとおりとする。

第2項 応援等の要請

1 本県への出動部隊

山口県内で大規模災害等が発生した場合、緊急消防援助隊の応援部隊は、次のとおり規定されている。

【指揮支援隊】

指揮支援隊の所属する消防本部（8消防本部）
広島市消防局（指揮支援部隊長）、福岡市消防局（指揮支援部隊長代行） 北九州市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局、熊本市消防局

【陸上部隊】

第一次出動県隊（4県）
鳥取県、岡山県、広島県、福岡県
出動準備県隊（近畿1県、中国1県、四国全県、九州6県）
兵庫県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県 大分県、宮崎県、鹿児島県

【航空部隊】

第一次出動航空部隊（上段：情報収集航空部隊、下段：救助・救急航空部隊等）
愛媛県、高知県 ★島根県、岡山県、岡山市、広島県、☆広島市、北九州市、福岡市、大分県
出動準備航空部隊
東京都、★京都市、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

★：情報収集航空小隊の代替出動隊 ☆：指揮支援部隊長輸送航空小隊

2 応援等要請の手続き

- (1) 緊急消防援助隊の応援等要請当該要請に係る連絡は、山口県地域防災計画（資料編）別紙第1のとおり行うものとする。
- (2) 市長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町及び山口県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、山口県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式1-2）。
 - ア 災害の概況
 - イ 出動が必要な区域や活動内容
 - ウ その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

なお、知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。
- (3) 被災地の市長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町の災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡するものとする。
- (4) 被災地の市長は、知事に対して(2)の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、(2)各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式1-2）。

- (5) 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び山口県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、(2)各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式1-1）。
- (6) 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- (7) 知事は、被災地の市町長から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。
- (8) 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議する。
- (9) 知事は、被災地の市長から、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。
- (10) 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市長に対して通知するものとする。

3 緊急消防援助隊の応援等決定通知等

知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県を指定している場合、知事は長官と応援先市町を調整するものとする。

4 迅速出動等適用時の対応

- (1) 山口県内の消防本部は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第26条に規定する迅速出動が適用となる災害が山口県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、山口県に対して報告するものとする。
- (2) 山口県は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第26条に規定する迅速出動が適用となる災害が山口県内で発生した場合は、早期に山口県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

- (3) 山口県は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して報告するものとする。

5 連絡体制

応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- ア 応援要請時の連絡先は、山口県地域防災計画（資料編）別表第2のとおりとする。
- イ 連絡方法は、原則として有線電話又はFAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時等には、防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

第3項 受援体制

1 消防応援活動調整本部の設置

- (1) 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

- (2) 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、原則として山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。
- (3) 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事をもって充てるものとする。
- (4) 調整本部の副本部長は、県消防保安課長及び山口県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- (5) 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- ア 県消防保安課の職員
- イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- ウ 被災地を管轄する消防本部の職員
- エ 消防防災航空隊の職員

- (6) 山口県事務決裁規程（昭和44年山口県訓令第4号）第15条の規定に基づき、次に掲げる事務は県総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、県消防保安課長が専決するものとする。

- ア 消防庁長官又は市長への応援の要請等（法第44条第1項及び第3項関係）
- イ 緊急消防援助隊に対する指示（法第44条の3第1項関係）

- (7) 調整本部は、「山口県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- (8) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。

- (9) 調整本部は、山口県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
- ア 被災状況、山口県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - イ 被災地消防本部、消防団、山口県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - ウ 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - エ 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - オ 山口県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - カ 山口県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - キ 山口県災害対策本部に設置された災害救助部との連絡調整に関すること。
 - ク その他必要な事項に関すること。
- (10) 山口県は、山口県地域防災計画（資料編）別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。
- (11) 調整本部は、山口県地域防災計画（資料編）別紙第2を活用し、運用するものとする。
- (12) 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- (13) 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- (14) 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- (15) 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

2 指揮本部の設置

- (1) 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- (2) 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- ア 被害状況の収集に関すること。
 - イ 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - ウ 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - エ その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- (3) 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- (4) 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

- (5) 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- (6) 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第4項 指揮体制及び通信運用体制

1 指揮体制等

- (1) 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- (2) 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、山口県内で活動する指揮支援部隊を統括し、山口県災害対策本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- (3) 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。
- (4) 指揮支援本部長は、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- (5) 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (6) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (7) 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- (8) 緊急消防援助隊の連絡体制は、山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式7のとおりとする。

2 通信運用体制

- (1) 山口県内の無線通信運用体制は、山口県地域防災計画（資料編）別表第4のとおりとする。
- (2) 各消防本部の使用無線周波数は、山口県地域防災計画（資料編）別表第5のとおりとする。

第5項 消防応援活動の調整等

1 進出拠点

- (1) 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。陸上隊の進出拠点及び担当消防本部、航空隊の進出拠点は、別表第5のとおりとする。
- (2) 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- (3) 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

- (4) 連絡員等は、到着した都道府県大隊、都道府県統合機動部隊、都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県大隊長に対して応援先市町、任務等の情報提供を行うものとする。

2 任務付与

指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長等に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- ア 被害状況
- イ 活動方針
- ウ 活動地域及び任務
- エ 安全管理に関する体制
- オ 使用無線系統
- カ 地理及び水利の状況
- キ 燃料補給場所
- ク その他活動上必要な事項

3 資機材の貸出し及び地図の配布

- (1) 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- (2) 各市町のスピンドルドライバーの形状は、山口県地域防災計画（資料編）別表第6のとおりとする。
- (3) 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

4 ヘリコプター離着陸場所

ヘリコプター離着陸場所は、山口県地域防災計画（資料編）別表第7のとおりとする。

5 災害拠点病院等

災害拠点病院等は、山口県地域防災計画（資料編）別表第8のとおりとする。

6 宿営場所

- (1) 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表9のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。
- (2) 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。
- (3) 宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

7 燃料補給場所

調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊長又は指揮支援隊長を通じて、応援都道府県大隊長等へ連絡するものとする。

陸上隊及び航空小隊の燃料補給場所は、山口県地域防災計画（資料編）別表第10のとおりとする。

8 燃料調達要請

- (1) 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。
- (2) 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、山口県地域防災計画（資料編）別表第11のとおりとする。

9 重機派遣要請

- (1) 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。
- (2) 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、山口県地域防災計画（資料編）別表第11のとおりとする。

10 物資等調達要請

- (1) 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。
- (2) 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、山口県地域防災計画（資料編）別表第11のとおりとする。

11 部隊移動

緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、山口県地域防災計画（資料編）別紙第3又は別紙第4のとおり行うものとする。

12 長官の求め又は指示による部隊移動

- (1) 知事は、長官から山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 6-1 により意見を求められた場合は、被災地の市長に対して意見を求めるものとする。
- (2) 被災地の市長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。
- (3) 知事は、被災地の市長の意見を付して、長官に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。
- (4) 知事は、長官から山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 6-4 により連絡を受けた場合は、被災地の市長に対して連絡するものとする。

13 知事による部隊移動

- (1) 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市長の意見を把握するよう努めるとともに、山口県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長に対し、山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別

記様式 6-5 により指示を行うものとする。

- (4) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 6-6 により通知するものとする。
- (5) 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

14 部隊移動に係る連絡

調整本部は、部隊移動を行う場合は、山口県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の処置を要請するものとする。

第6項 応援等の引揚げの決定

1 活動終了及び引揚げの決定

- (1) 被災地の市長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- (2) 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知を F A X により速やかに行うものとする。（山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 4-1）
- (3) 調整本部長は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第7項 その他

1 情報共有

調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。

2 地理情報

山口県及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。

- ア 各部隊の進出拠点
- イ ヘリコプター離着陸場
- ウ 燃料補給可能場所
- エ 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- オ 物資補給可能場所
- カ 宿営場所
- キ 広域避難場所
- ク 救急医療機関

3 災害時の体制整備

知事、各市長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

4 消防本部の受援計画の策定

- (1) 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するよう努めるものとする。
- (2) 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、山口県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- (3) 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

5 航空隊の受援計画

航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、山口県緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

第3節 広域航空消防応援の受援実施

1 広域航空消防応援

大規模な風水害等の自然災害、山林、離島等における大火災、列車事故等集団救急事象等が発生した場合に迅速な消防活動が実施されるよう、都道府県や政令指定市消防機関が所有する防災ヘリコプターを活用した広域消防応援体制が整備されている。

ここでは、山口県消防防災ヘリコプターによる消防応援の受援及び緊急消防援助隊によらない場合の広域航空消防の受援について定める。

(1) 基本事項

ア 山口県消防防災ヘリコプター応援協定

県及び各市町等は、ヘリコプターによる消防応援が必要となった場合に備えて、山口県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「ヘリ応援協定」という。）を締結している。実際に応援を必要とする際は、ヘリ応援協定に基づき、発災市町等から県へ応援要請を行うこととなる。

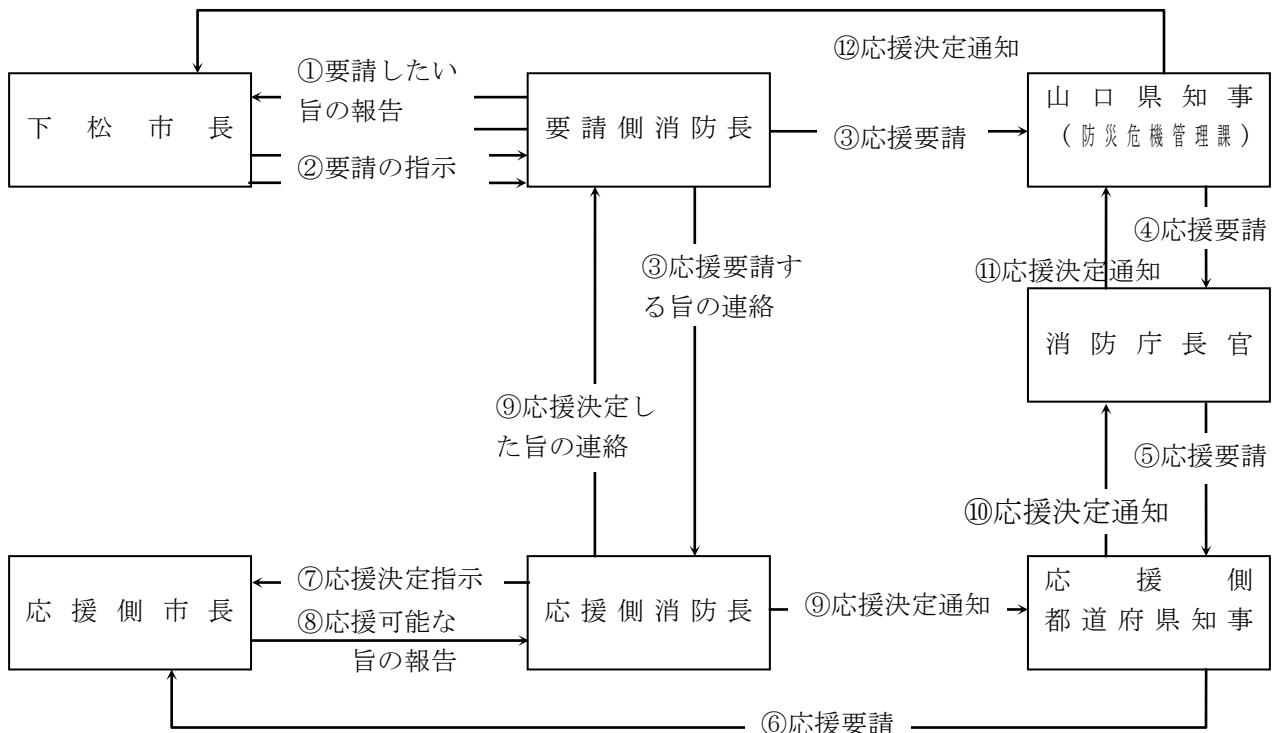
イ 大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱

都道府県域を超えた広域航空消防応援を実施できるよう、消防組織法第44条に基づき、消防庁において広域航空消防応援実施要綱（以下「航空応援要綱」という。）が定められている。県内での発災において、山口県消防防災ヘリコプターのみでは航空消防力が不足する場合（又は山口県消防防災ヘリコプターが点検等により使用不可の場合）は、航空応援要綱に基づき、消防庁長官を通じて応援要請を行う。

また、詳細な手続きは、航空応援要綱の細目に規定されている。

(2) 応援要請の手順

応援要請の手順は次のとおりである。



(3) 要請の方法

ア 消防長は、ヘリコプターによる消防応援が必要になったときは、山口県知事へヘリコプターの応援要請を行う。

イ 要請・連絡事項

知事への要請事項	応援側都道府県（消防本部）への連絡事項
(ア) 要請先市町 (イ) 要請者、要請日時 (ウ) 災害の発生日時、場所、概要 (エ) 必要な応援の概要	(ア) 必要とする応援の具体的内容 (イ) 応援活動に必要な資機材等 (ウ) 離発着可能な場所及び給油体制 (エ) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び無線による連絡の方法 (オ) 離発着場における資機材の準備状況 (カ) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況 (キ) 他にヘリコプターを要請している場合のヘリコプターを保有する消防本部名又は保有する都道府県名 (ク) 気象の状況 (ケ) ヘリコプターの誘導方法 (コ) 要請側消防本部の連絡先 (ク) その他必要事項

ウ 消防庁長官、応援側消防長への要請・連絡

要請又は連絡は、航空応援要綱の細目に定める様式により行うが、とりあえずは電話・FAXで行い、事後速やかに正式文書で要請する。

(4) 広域消防応援に係る担当窓口

山口県地域防災計画（資料編）[表1]のとおり。

第4節 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画

第1項 総則

1 目的

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第35条の規定に基づき、山口県大隊、山口県統合機動部隊（以下「山口県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、山口県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。
- (2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
- (3) 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2項 山口県大隊等の編成

1 連絡体制等

応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

ア 応援等出動時における関係機関の連絡先は、山口県地域防災計画（資料編）別表第2のとおりとする。

イ 県から消防本部への応援出動等の連絡は、原則として有線電話又は防災行政無線FAX（衛星系及び地上系）によるものとし、消防本部から県への連絡は、有線電話又は有線FAXによるものとする。

なお、有線断絶時等の場合は、例外的に、防災行政無線、主運用波、電子メールを使用することができるものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

2 山口県大隊等の編成

- (1) 山口県の登録隊は、山口県地域防災計画（資料編）別表第3のとおりとする。
- (2) 山口県大隊は、緊急消防援助隊に登録された小隊のうち、被災地において行う応援等に必要な小隊等をもって編成するものとする。

なお、山口県大隊を編成する期間は、発隊式から解隊式までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行うものとする。

- (3) 大隊は、都道府県単位とし、山口県大隊と呼称するものとする。
- (4) 山口県大隊長は、代表消防機関の下関市消防局の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の周南市消防本部の職員をもって充てるものとする。

なお、両消防本部から指揮隊を出動させた場合は、代表消防機関代行の職員は山口県大隊副大隊長として大隊長を補佐するものとする。

- (5) 中隊は、消防本部毎又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「(例) 下関中隊、山口県消火中隊」と呼称するものとする。

なお、消防本部毎の中隊長は、各消防本部の出動職員から大隊長が上席者を指定するものとし、任務毎の中隊長は、次の消防本部の出動職員から大隊長が上席者を指定するものとする。

部隊名（中隊）	中隊長を充てる消防本部名
消火中隊	柳井地区広域消防本部
救助中隊	周南市消防本部
救急中隊	宇部・山陽小野田消防局
後方支援中隊	下関市消防局
特殊災害中隊	岩国地区消防組合消防本部
特殊装備中隊	防府市消防本部

- (6) 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「(例) 萩消火隊」と呼称するものとする。

なお、小隊長は、当該小隊の上席者をもって充てるものとする。

- (7) 後方支援中隊の編成は、山口県地域防災計画（資料編）別表第4のとおりとし、県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。
- (8) 統合機動部隊は、別表第5のとおり編成し、山口県統合機動部隊と呼称するものとする。なお、山口県統合機動部隊長は、代表消防機関の下関市消防局の職員をもって充てるものとする。

3 指揮体制等

- (1) 山口県大隊の指揮体制は、山口県地域防災計画（資料編）別紙第1のとおりとする。
- (2) 受援都道府県内での連絡体制は、山口県地域防災計画（資料編）緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。
- (3) 山口県大隊長は、山口県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、山口県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- (4) 山口県統合機動部隊長は、山口県大隊長が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (5) 中隊長は、山口県大隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。
- (6) 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

4 出動基準及び集結場所等

- (1) 山口県大隊の出動基準、第一次出動県及び出動準備県並びに集結場所は、山口県地域防災計画（資料編）別表第6のとおりとする。

山口県地域防災計画（資料編）別表第6【抜粋】

第一次出動の対象となる県（隣県3県）	※アクションプランを除く
島根県、広島県、福岡県	

出動準備県（中国2県・四国全県・九州7県）	※アクションプランを除く
鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	

- (2) 東海地震等の3つの大規模地震における山口県大隊の出動基準等は、山口県地域防災計画（資料編）別表第6下段のとおりである。

山口県地域防災計画（資料編）別表第6【抜粋】

出動準備県（東海地震が発生した場合）※【暫定版】東海地震における緊援隊アクションプラン
山梨県、静岡県、愛知県、三重県
※神奈川県、長野県及び岐阜県は、県内応援での対応を想定

出動県（首都直下地震が発生した場合）	※首都直下地震における緊援隊アクションプラン
神奈川県	

出動県（南海トラフ地震が発生した場合）※南海トラフ地震における緊援隊アクションプラン
宮崎県（九州地方が大きく被災）、大分県（その他の地方が大きく被災）

第3項 山口県大隊の出動

1 出動準備及び出動可能隊数の報告

- (1) 各消防本部は、山口県大隊が第一次出動県大隊及び出動準備県大隊となる県において震度6弱（政令市は5強）以上の地震災害が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合は、出動準備を行うものとする。
- (2) 前項の場合において、各消防本部は、県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、直ちに、県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとする。
- また、県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- (3) 県は、消防庁から山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式2-1により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。
- この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに県及び代表消防機関（下関）代表消防機関代行（周南）に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとし、県は、速やかに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- (4) 県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

2 山口県隊の出動

- (1) 県知事は、消防庁長官から山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 3-1 により出動の求め又は指示を受けた場合は、別表第 3～5 に基づき、代表消防機関との協議の上、出動する小隊の調整、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、山口県地域防災計画（資料編）応援出動要請書（様式 4）により各市長等（各消防本部）に対して出動の求め又は指示を行うものとする。
なお、受援県内の場所を集結場所に指定する場合は、事前に当該受援県の調整本部と調整するものとする。
- (2) 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに各小隊を出動させるものとする。なお、小隊には、原則として 72 時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させるものとする。
- (3) 山口県大隊長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね 1 時間以内に山口県統合機動部隊を出動させるとともに、後続する山口県大隊の円滑な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、山口県大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。
 - ア 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
 - イ 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
 - ウ 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
 - エ 被災地における通信の確保に関すること。
 - オ 初期消火、救助及び救急活動に関すること。
 - カ 航空消防活動の支援に関すること。
 - キ 宿営場所の設営に関すること。
- (4) 出動に係る山口県大隊等の編成は、山口県地域防災計画（資料編）別表第 7 のとおりとする。
- (5) 小隊を出動させた消防本部は、山口県地域防災計画（資料編）派遣小隊連絡書（様式 5）により県及び代表消防機関に対して報告するものとする。なお、出動小隊にも、山口県地域防災計画（資料編）派遣小隊連絡書（様式 5）の写しを携行させ、集結場所到着時、山口県大隊長、統合機動部隊長（以下「山口県大隊長等」という。）に提出するものとする。
- (6) 代表消防機関は、前項の山口県地域防災計画（資料編）派遣小隊連絡書（様式 5）を取りまとめ、山口県地域防災計画（資料編）緊急消防援助隊の派遣（様式 6）により県及び各消防本部に対して報告するものとする。
- (7) 県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 2-2 により出動隊数を報告するものとする。

3 迅速出動

- (1) 迅速出動に係る山口県大隊の編成は、山口県地域防災計画（資料編）別表第 7 のとおりとする。
- (2) 迅速出動に該当する事案が発生した場合、県は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防本部との情報共有に努めるものとする。

- (3) 迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防本部は速やかに出動準備を行うとともに、県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して、山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとし、県は、各消防本部の報告を取りまとめて消防庁に対して報告するものとする。
なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。
- (4) 迅速出動区分Ⅰに該当する事案が発生した場合、前項に定めるもののほか、各消防本部は次のとおり対応するものとする。
 - ア 各消防本部は、出動可能な全隊を出動させるものとする。
 - a 山口県統合機動部隊は、山口県大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。
 - b 第一次編成陸上隊は、山口県統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。
 - c 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動するものとする。
 - イ 県及び代表消防機関は、第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の集結場所及び集結時間を協議の上決定し、各消防本部に対して連絡するものとする。
- (5) 速出動区分Ⅱに該当する事案が発生した場合、(3)に定めるもののほか、山口県統合機動部隊は、山口県大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。
- (6) (4)及び(5)の場合において、後方支援本部は、山口県大隊等が出動する前に消防庁に対して、電話により連絡するものとする。
- (7) 第一次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。
- (8) 第二次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。

4 緊急消防援助隊の車両表示

緊急消防援助隊として出動する車両は、「緊急消防援助隊山口県大隊」と明示したマグネットシート又は表示幕を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

5 集結場所への集結完了

- (1) 出動中隊長は、集結場所に到着した時、山口県地域防災計画（資料編）派遣小隊連絡書（様式5）の写しを山口県大隊長等へ提出するとともに、山口県地域防災計画（資料編）山口県大隊概要（様式7）により山口県大隊長等の概要を確認するものとする。
- (2) 山口県大隊長等は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を消防庁及び後方支援本部に対して報告するものとする。

6 進出拠点への進出

- (1) 山口県大隊長等は、進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- (2) 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

- (3) 山口県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
- ア 被災地の被害概要
 - イ 山口県大隊の活動地域及び任務
 - ウ 山口県大隊の進出拠点及び出動ルート
 - エ 山口県大隊の隊列
 - オ その他必要な事項
- (4) 集結場所から進出拠点までの間は、原則として出動隊の編成毎に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努めるものとする。

7 高速自動車国道等の通行

高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- ア 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- イ 被災地からの帰署（所）途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署（所）途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに公務従事車両証明書（別紙第2）に必要な事項を記入し提出するものとする。
なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。
- ウ 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

8 情報共有

被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

9 進出拠点到着

- (1) 山口県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。
なお、進出拠点に受援県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。
- (2) 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、山口県大隊長等のみが先行して前項の任務を行い、無線等により後続する出動隊に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

10 現地到着

- (1) 山口県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。
- ア 災害状況
 - イ 活動方針

- ウ 活動地域及び任務
- エ 山口県大隊本部を設置する場合は、その位置
- オ 使用無線系統
- カ 地水利状況
- キ その他活動上必要な事項

- (2) 山口県大隊長等は、速やかに山口県大隊現場到着時の報告書（山口県地域防災計画（資料編）様式8）により後方支援本部に対して報告するものとする。
- (3) 山口県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する山口県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が山口県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、山口県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。
- (4) 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する山口県大隊が被災地に到着後は、山口県大隊に帰属し、山口県大隊長の指揮の下、山口県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4項 現場活動

1 山口県大隊本部の設置

- (1) 山口県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に山口県大隊長を本部長とする山口県大隊本部を設置するものとする。
- (2) 山口県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- (3) 山口県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- (4) 山口県大隊長は、山口県大隊の活動内容や現場写真等を記録する要員を配置するものとする。

2 活動時における無線通信運用及び情報収集

- (1) 活動時の無線通信運用体制は、山口県地域防災計画（資料編）別表第8のとおりとする。
- (2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、山口県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

3 各隊の保有資機材等

- (1) 後方支援中隊の保有資機材は、別表第4のとおりとする。
- (2) 後方支援資機材を除く保有資機材は、別表第9のとおりとする。

4 県大隊長への報告等

- (1) 県大隊長は、必要の都度、山口県大隊事前打合事項（様式9）に掲げる事項等について打ち合わせ会合を開催し、県大隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努めるものとする。

- (2) 各中隊長は、災害現場ごとに中隊活動報告書（様式10）により活動結果等を記録し、県大隊長に対して報告するものとする。

5 日報

山口県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5項 後方支援活動

1 後方支援本部の設置

- (1) 山口県大隊等が出動する場合は、県に後方支援本部を設置するものとする。
- (2) 後方支援本部長は、県消防保安課長をもって充てるものとする。
- (3) 副本部長及び本部員は、県消防保安課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。なお、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとする。ただし、後方支援本部長が、被災地の状況等を勘案し、後方支援本部に参集しなくても任務に支障がないと判断した場合は、その限りではない。
- (4) 後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- (5) 後方支援本部は、山口県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
 - ア 消防庁、指揮支援（部）隊長、山口県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
 - イ 山口県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
 - ウ 山口県大隊等の活動記録の集約
 - エ 各消防本部に対する山口県大隊等の活動状況に関する情報提供
 - オ 山口県大隊等に対する災害に関する情報提供
 - カ 必要な資機材等の手配に関する調整
 - キ 食糧（3日目以降）の手配に関する調整
 - ク 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
 - ケ その他必要な事項
- (6) 各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力するものとする。
- (7) 前項までに定めるもののほか、後方支援本部の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。

2 後方支援部隊の任務等

- (1) 後方支援中隊は、山口県大隊長の指揮の下、山口県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。
 - ア 後方支援本部との連絡
 - イ 宿営場所の設置及び維持
 - ウ 物資の調達及び搬送
 - エ 車両及び資機材の保守管理

- オ 交替要員の搬送
- カ 活動の記録
- キ その他必要な事項

(2) 後方支援中隊の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。

3 相互協力

県及び各消防本部は、山口県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

第6項 活動終了

1 山口県大隊等の引揚げ

- (1) 山口県大隊長は、指揮支援部隊長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。
- (2) 山口県大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- ア 山口県大隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
- イ 活動中の異常の有無
- ウ 隊員の負傷の有無
- エ 車両、資機材等の損傷の有無
- オ その他必要な事項

2 帰署（所）報告

- (1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、県に対して報告するものとする。
- (2) 県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7項 活動報告等

1 帰署後における報告

- (1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、県及び代表消防機関に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式5-1、5-2により、速やかに活動報告を行うものとする。
- (2) 県は、代表消防機関と連携して、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式5-1、5-2により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 高速自動車国道等の通行に係る報告

- (1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後5日以内に、代表消防機関に対して山口県地域防災計画（資料編）別紙第3により報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。
- (2) 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、山口県大隊の最終小隊等帰署（所）後7日以内に、県及び消防庁に対して報告を行うものとする。

第8項 その他

1 航空中隊の応援等

航空中隊に係る応援等については、県が別に定めるものとする。

2 消防本部等における事前準備

- (1) 各消防本部等は、山口県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。
- (2) 各消防本部等は、応援用資機材・無線機、後方支援資機材、食料・飲料水（原則として72時間活動可能）等の整備に努めるものとする。

第4編 復旧・復興計画

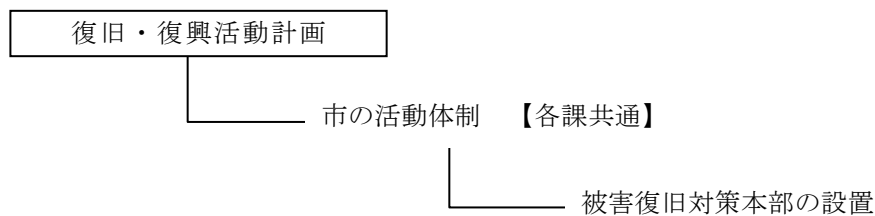
第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合には、多数の者が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会は大きな混乱に陥る可能性がある。

こうした社会の混乱を防ぎ、民心の安定と社会秩序の維持を図るには、被災者の生活再建を一日も早く図る必要があり、市をはじめとする防災関係機関は、協力して必要な措置を講じる。



第1節 市の活動体制

【 関係機関：各課共通 】

市長は、災害応急対策終了後、本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て復旧・復興対策を実施するとともに、その他の防災関係機関が処理する復旧・復興対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う。

第1項 被害復旧対策本部の設置

市長は、復旧・復興対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、市被害復旧対策本部を設置し、復旧・復興対策を実施する。

1 被害復旧対策本部

被害復旧対策本部は、災害対策本部に準じて設置する。

2 市被害復旧対策本部の廃止基準

市長は、本格的な復旧・復興対策のめどがたつたと認められるときは、市被害復旧対策本部を廃止する。

3 市被害復旧対策本部の設置(廃止)の通知等

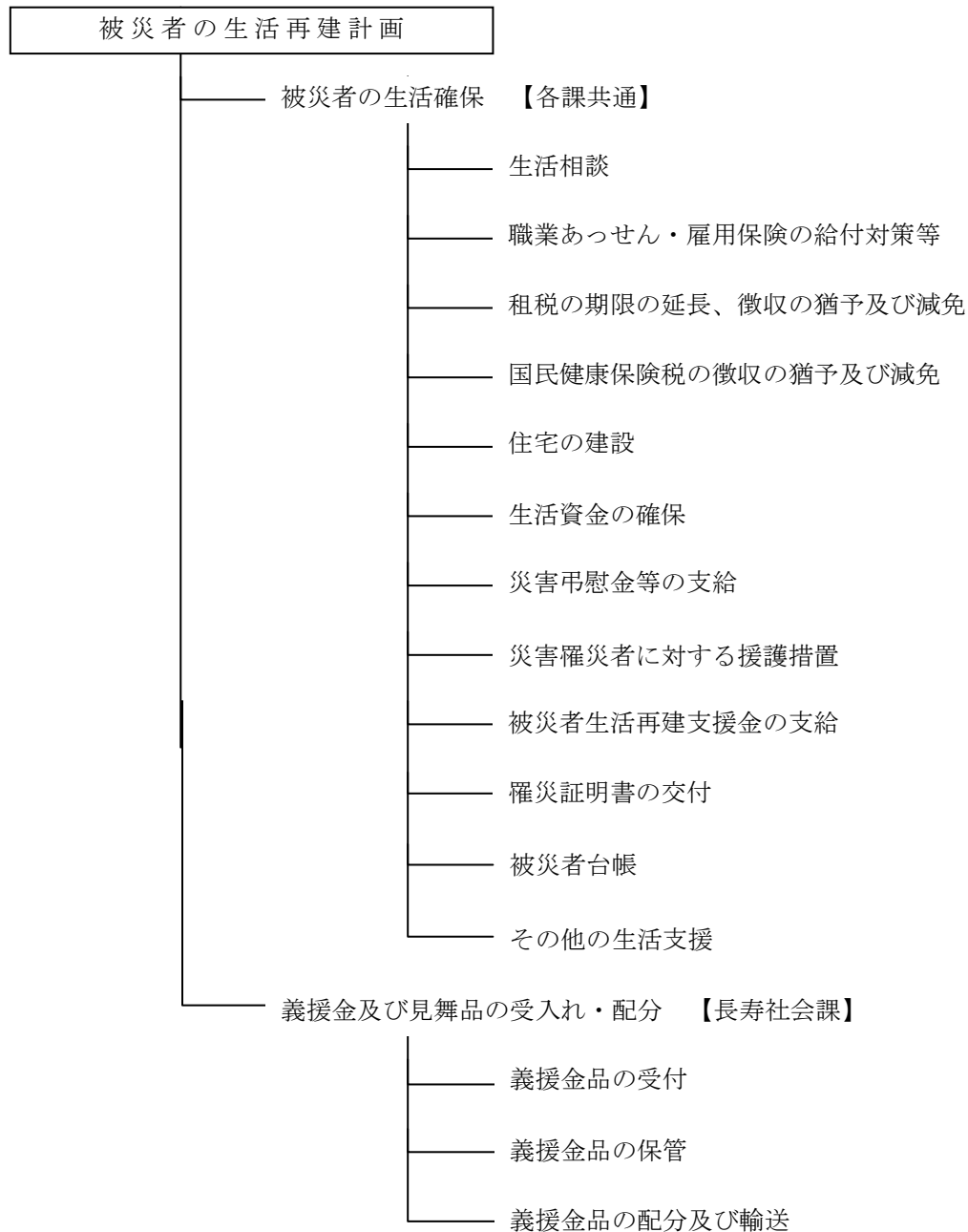
総務部長は、市被害復旧対策本部が設置(廃止)されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	担当課	方 法
県（防災危機管理課・消防保安課）	防災危機管理課	山口県総合防災情報ネットワークシステム
防災関係機関	〃	電話・FAX
報道機関	地域政策課	電話・FAX
市民等	〃	防災メール、市ホームページ

第2章 被災者の生活再建計画

基本的な考え方

市は、災害により被害を受けた市民等の速やかな再起が図られるよう、被災者に対する生活相談、職業のあっせん、租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免、住宅・援護資金の貸付等について必要な措置を講じる。



第1節 被災者の生活確保

【 関係機関：各課共通 】

第1項 生活相談

災害発生後から被災者、一般市民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに的確・迅速に応えるためには、総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、市、県及び防災関係機関は、次の措置を講じるものとする。

機関名	措 置 事 項
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市は、被災者のための相談所を庁舎、出張所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。また、市ホームページで各種支援制度を掲載し、周知を図る。 2 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。 3 県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。 4 市は被災者支援システムを活用して、円滑に市民の生活再建を支援する。
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種相談体制の確立 災害が発生した場合、応急対策実施と同時進行の形で、総合政策部を中心に、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 2 被害相談室の設置 被害復旧対策本部設置時に、相談、苦情等のたらい回しの防止及び各々が実施している応急対策等に係る情報を県民へ効果的に提供するとともに、情報提供・相談業務の一元化を図るため、地域振興部内に被害相談室を設置することができる。 3 発災初期の混乱が終息したとき、被災現地では地方県民相談室を窓口として、避難所等を巡回し又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係対策部に速やかに連絡する。 この場合の臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して、知事が決定する。 (1) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣し対応する。 (2) 市、防災関係機関と連携を密にし、相談体制の確立を図る。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人県民に対する相談体制を確立する。
警察	警察署、駐在所、若しくは現地の必要な場所に臨時相談所を設置して安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方公共機関	支店、営業所若しくは現地の必要な場所に臨時相談所あるいは案内書を設置し、所管業務の相談に当たる。

第2項 職業あっせん・雇用保険の給付対策等

災害により、失職した者の雇用確保のため、山口労働局、下松公共職業安定所、県（商工労働対策部）は、職業相談、求人開拓、職業のあっせん等を行うとともに、雇用保険の失業等給付及びこれに必要な措置を講じる。

第3項 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免

各機関の租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
市 (税務課)	市は、市が賦課する税目に関して、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）及び市条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予
県 (税務課) (市町課) (県税事務所)	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。 また、市においても適切な対応がなされるよう助言するものとする。

※ 地方税の減免基準については、総務省から各都道府県知事あてに「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」が出されており、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

第4項 国民健康保険税の徴収の猶予及び減免

市は、被災した納税義務者に対して、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）及び市条例等に基づき、国民健康保険税の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

第5項 住宅の建設

災害により居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

1 応急仮設住宅の建設

第3編 第12章「応急住宅計画」による。

2 災害公営住宅の建設

- (1) 市は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。
- (2) 県は、被害が甚大で、市において建設が困難な場合に、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

3 既設公営住宅等の修理

市及び県は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連住宅資金のあっせん

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関連融資として、「災害復興住宅融資」、「災害予防関連融資」がある。

また、これらの災害関連貸付けの対象外の被災者に対しても、個人住宅資金（一般住宅）について、特例として融資条件の優遇措置が行われる。

ア 災害復興住宅融資

地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

市及び県は、融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、罹災証明書の発行を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。

この場合、資金の融通を早くするため、市においては、被災者が住宅金融支援機構に対して負うべき債務を保障するよう努めるものとする。

イ 災害予防関連融資

a 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第24条第3項により知事の承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）第25条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

b 宅地防災工事資金融資

宅地造成等規制法（昭和36年11月7日法律第191号）第16条第2項、第17条第1項、第2項、第21条第2項、第22条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第9条第3項、第10条第1項、第2項又は建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第10条第1項、第3項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、改造等の防災工事を行うときに貸付けられる。

(2) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯及び母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の福祉資金（住宅）貸付け、母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

ア 生活福祉資金の福祉資金（住宅）

低所得者世帯又は身体障害者世帯が、住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要とする経費については、生活福祉資金の福祉資金（住宅）貸付けを受けることができる。

災害により特に必要な場合は、貸付限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

イ 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金、住宅資金の貸付けに際して、限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

第6項 生活資金の確保

災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種貸付制度が設けられている。市及び県は、これら資金の貸付けが円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行うものとする。

1 生活福祉資金の貸付け

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として設けられ、災害を受けたことにより臨時の経費を必要とする該当世帯に対して貸付けられるものとして、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）がある。

貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

(1) 資金の種類

資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 貸付限度額、期間等

貸付限度額、期間、利率等については山口県地域防災計画資料編による。

(3) 申込先

市社会福祉協議会

2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

(1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

ア 資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療・介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金がある。

イ 貸付限度額、貸付期間等

貸付限度額、期間、利率等については、山口県地域防災計画資料編による。

ウ 申込先

- ・ 市（子育て支援課）

※ 相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(2) 父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に20才未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

※相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者と死別、離婚した女子であって現に婚姻していない者、配偶者の生死が明らかでない女子等）に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様である。

3 縣市町中小企業勤労者小口資金

県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、貸付けは、県・市町・労働金庫が協調して貸付けを行う。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 貸付限度額 | 災害資金 100 万円以内 |
| (2) 償還期間 | 10 年以内 |
| (3) 利 率 | 年 1.63%（保証料別途） |
| (4) 申 込 先 | 中国労働金庫 |

4 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立直しに必要な資金を貸付けるもので、市が貸付けを行う。

貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
<p>救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が、次の額未満の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上</p> <p>730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額。ただし、住居が滅失した場合は1,270万円に緩和</p>	<p>(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)</p> <p>(2) 実施主体 市(条例)</p> <p>(3) 経費負担 国 2/3 県 1/3</p> <p>(4) 対象となる災害 県において救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>(1) 世帯主の1箇月以上の負傷 150万円以内</p> <p>(2) 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円以内 イ 住居の半壊 170万円以内 ウ 住居の全壊 250万円以内 エ 住居全体の滅失若しくは流出又はこれと同等と認められる特別の事情が認められる場合 350万円以内</p> <p>(3) 上記(1)と(2)が重複した場合 ア (1)と(2)のアの重複 250万円以内 イ (1)と(2)のイの重複 270万円以内 ウ (1)と(2)のウの重複 350万円以内</p> <p>(4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合 ア (1)に該当せず、(2)のイの場合 250万円以内 イ (1)に該当せず、(2)のウの場合 350万円以内 ウ (1)に該当し、(3)のイの場合 350万円以内</p>	<p>(1) 貸付申請時期 被害を受けた後3箇月以内</p> <p>(2) 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>(3) 償還期間 10年(うち据置期間3年)(特例:据置期間5年、償還期間5年)</p> <p>(4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>(5) 貸付利率 年3%以内で条例で定める額</p> <p>(6) 保証人 各市町の条例による</p>

第7項 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を市において支給する。

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給制限・方法等
災害弔慰金	1 一つの市域内において、住居滅失世帯数が5以上である場合 2 県内において、住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合 3 県内において、救助法が適用された市町が、1以上ある場合 4 救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が2以上ある場合	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体市(条例) 3 経費負担 国 2/4 県 1/4 市 1/4	死亡者の配偶者 // 子 // 父母 // 孫 // 祖父母 // 死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)	1 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内 2 それ以外の場合 250万円以内	1 支給の制限 (1) 死亡が本人の故意又は重大な過失による場合(市長の判断による。) (2) 次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 (3) その他市長が支給を不相当と認める場合 2 支給の方法等 市が被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する。
災害障害見舞金			対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき次に掲げる程度の障害を有する場合支給する。 ア 両眼が失明したものの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したものの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したものの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したものの ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内 2 それ以外の場合 125万円以内	

第8項 災害罹災者に対する援護措置

1 市の援護措置

市内において発生した災害に係る罹災者に対して「小災害罹災者に対する援護措置要綱（平成17年6月15日）」に基づき、見舞金を支給する。

対象となる事項	金	額
人 命	1人につき	50,000円
住 家（全壊又は全焼）	1世帯につき	30,000円
住 家（半壊又は半焼）	1世帯につき	20,000円
床上浸水	1世帯につき	10,000円

2 県の援護措置

県内において発生した災害に係る罹災者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

対象となる事項	金	額
住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき	100,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき	100,000円
死 亡	死亡者1人につき	100,000円
重 傷	重傷者1人につき	50,000円

第9項 被災者生活再建支援金の支給

災害により被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号以下「法」という。）の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱いについて必要な事項を定める。

1 被災者生活再建支援法の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（以下「法」という。）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民等の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

(2) 被災者生活再建支援法の適用

市の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続きを実施する。

ア 法の対象となる自然災害

a 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害

b 法の対象となる自然災害の程度

- a) 災害救助法施行令（昭和22年10月30日政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市の区域に係る自然災害

- b) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市の区域に係る自然災害
- c) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- d) a) 又は b) の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- e) a) から c) の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市の区域に係る自然災害
- f) a) 若しくは b) の市町を含む都道府県又は c) の都道府県が2以上ある場合で、5世帯（人口5万人未満の市町にあっては、2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害。

2 被災者生活再建支援制度

(1) 支援金の支給対象となる被災世帯

ア 支援金の支給対象となる被災世帯

前述の1(2) b a) から f) の自然災害により

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

イ 支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の支給額の金額は3/4の額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((1)ア①に該当)	解体 ((1)ア②に該当)	長期避難 ((1)ア③に該当)	大規模半壊 ((1)ア④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

3 支援金の支給申請等

(1) 申請期間

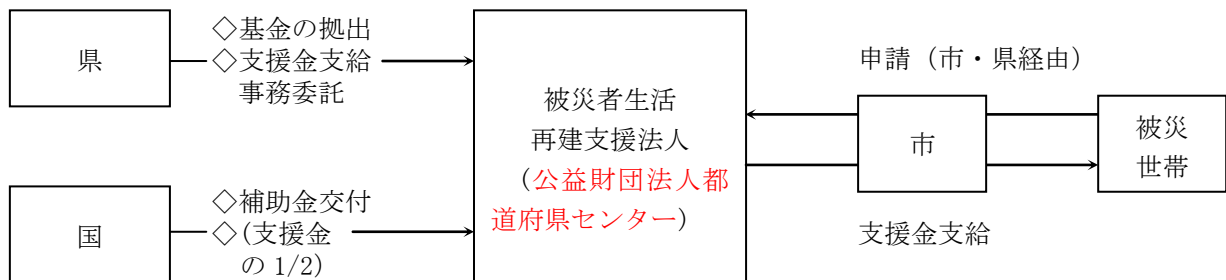
基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月以内とする。

(2) 申請時の添付書類

- ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票等
- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等

(3) 支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る市、県、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の事務等の概要は次に示すとおり。



4 山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度（国制度）の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額の支援を行う（負担割合 県1/2、市町1/2）。

第10項 罹災証明書の交付

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

第11項 被災者台帳

1 作成

市は、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 利用及び提供

市は、次の場合にあつては、被災者台帳に記載し、又は記録された情報を自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき又は本人に提供するとき
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第12項 その他の生活支援

1 物価安定対策

大規模災害等発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられる。このため、消費者保護の観点から、次の対策を講じる。

(1) 相談体制

ア 被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて、市民等からの苦情、相談に対応する。

イ 売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、是正指導を行う。

(2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

ア 市職員による調査・監視

生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査する。

イ 民間調査員による調査・監視

a 消費者団体の協力を得て、価格及び需給動向の調査をする。

b 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握について、県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請指導等を実施する。

(3) 国への要請

物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じて国に対し、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年7月6日法律第48号）及び国民生活安定緊急措置法（昭和48年12月22日法律第121号）の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

2 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、災害の態様及び被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便業務関係

ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 簡易保険業務関係

ア 保険料払込猶予期間の延伸

イ 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払い

ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払い

エ 解約還付金の非常即時払い

オ 保険貸付金の非常即時払い

3 放送受信料の免除

日本放送協会は、災害救助法による救助が行われた区域内で半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、2か月間放送受信料を免除。そのほか非常災害があった場合、総務大臣が認可した範囲及び期間に係る放送受信料の免除。

4 電話料金等の減免

電話事業者は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

第2節 義援金及び見舞品の受入れ・配分

【 関係機関：長寿社会課 】

大規模な災害が発生した場合、県内はもとより、全国、外国から多数の義援金品が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、市、県及び日本赤十字社山口県支部等がとる対応について、必要事項を定める。

第1項 義援金品の受付

- 1 義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想され、各機関は、状況に応じ発災後おおむね12時間以内に受付窓口を開設するものとする。
- 2 小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要なものに限定する。
- 3 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図るものとする。
- 4 受付に係る各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	措 置 内 容
市	(1) 市は、義援金品の受付窓口を開設する。 (2) 義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。
県	(1) 義援金品の受付のため、災害救助部は受付窓口を県庁内に開設する。 (2) 県が直接受領した義援金品について、原則として受領書を発行しない。 (3) 義援品の受入れについては、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。また、市町からの応援要請についても対処できる体制を確立する。
日本赤十字社 山口県支部等	県民及び他の都道府県から寄託された義援金について、日本赤十字社山口県支部において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

第2項 義援金品の保管

被災地に寄せられた義援金品は、被災者に配布するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

機 関 名	措 置 内 容
市	1 義援金 義援金については、被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座において、払出しまでの間預金保管する。 2 義援品 義援品は、市が直接受領したもの及び県が受入れ、配送されるものも併せて、防災拠点としてあらかじめ定めている下松市温水プール（下松スポーツ公園内）に保管する。ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。
県	1 義援金 災害救助部が受け付けた義援金については、日赤山口県支部等の口座に入金する。 2 義援品 他県及び外国等からの義援品については、あらかじめ定めている緊急輸送拠点（広域輸送基地）のうちから最も被災地に近い箇所を保管場所として、市町に配分するまでの間一時保管する。ただし、災害の状況によっては、県出先機関の庁舎等に一時保管することもある。
日本赤十字社 山口県支部等	義援金 日本赤十字社山口県支部等が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。

第3項 義援金品の配分及び輸送

義援金品の配分については、配分委員会等により公平かつ適正に行う。

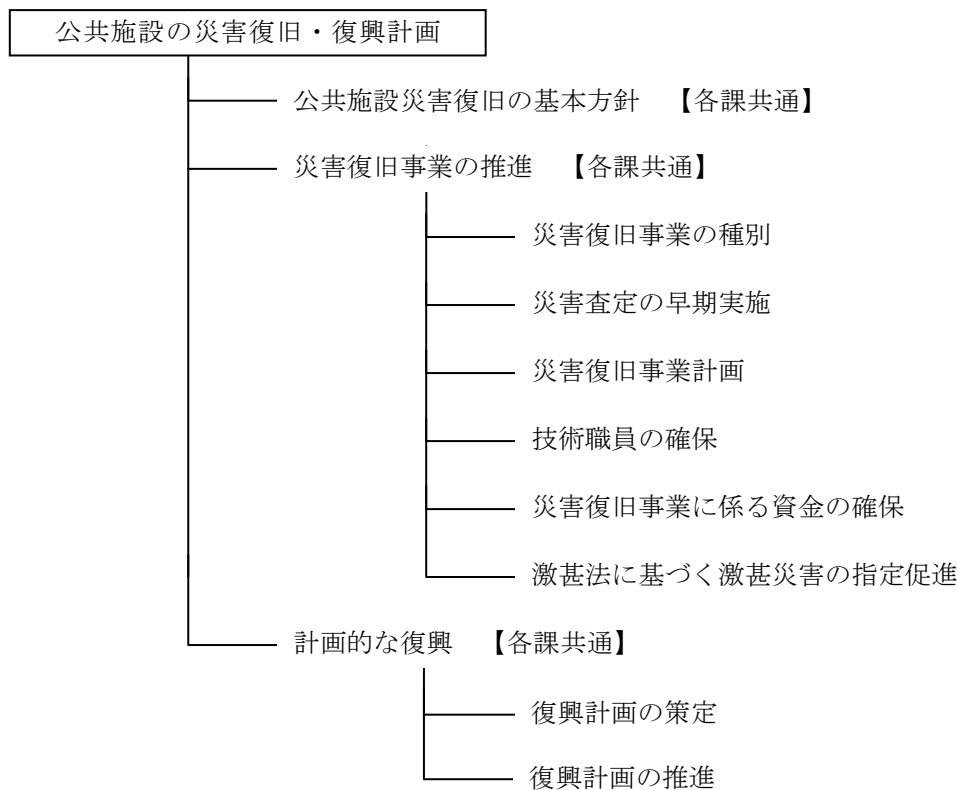
機 関 名	措 置 内 容
市	被災地の市長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布するものとする。 1 義援金 (1) 市に直接寄託された義援金及び県、日本赤十字社山口県支部等から送金を受けた義援金について、罹災証明書をもとに、被災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。 (2) 罹災証明書は、義援金配布時の証明書として、また、他の生活再建に必要な融資等を受ける際にも必要となるものであることから、これの発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続きの簡素化等の措置を講じるものとする。 2 義援品 (1) 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。 (2) 配布に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得るものとする。
県	1 災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町への配分決定は、配分委員会等において行う。 2 義援品は、必要車両を借り上げ、市町が指定する場所まで輸送し、市町に引き渡すものとする。
日本赤十字社 山口県支部等	1 日本赤十字社山口県支部等に寄託された義援金の市町への配分については、配分委員会において行う。 ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。 2 義援金は、上記の決定に基づき、市町へ送金する。

第3章 公共施設の災害復旧・復興計画

基本的な考え方

道路、河川、農業用施設、学校、社会福祉施設等の公共施設は、市民等の日常生活、また、公共の福祉施設の確保や農林水産業の維持等に欠くことのできない施設であり、災害により大きな被害を被った場合には、これら施設の迅速な復旧・復興が必要となる。

このため、災害復旧事業の実施責任者は、迅速に被害調査を実施の上、復旧・復興計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。



第1節 公共施設災害復旧の基本方針

【関係機関：各課共通】

災害により被害を被った公共施設の復旧は、第3編による応急対策を講じた後実施することになる。

被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、必要な改良復旧、耐震、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するように努めるものとする。

第2節 災害復旧事業の推進

【関係機関：各課共通】

市は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

第1項 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業

3 都市災害復旧事業

4 水道施設災害復旧事業

5 社会福祉施設災害復旧事業

6 公立学校災害復旧事業

7 公営住宅災害復旧事業

8 公立医療施設災害復旧事業

9 その他の災害復旧事業

第2項 災害査定の早期実施

市は、災害発生後できるかぎり速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、査定前着工、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努めるものとする。

なお、査定に当たっては、事前打合せを活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

第3項 災害復旧事業計画

- 1 災害復旧に当たっては、原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- 2 復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図る。なお、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

- 3 災害復旧に当たっては、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等市民等の健康管理についても配慮する。

第4項 技術職員の確保

市において、被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための技術職員に不足を生じたときは、被災を免れた他の市町又は県職員に応援派遣を求め、技術職員の確保を図るものとする。

この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県があつせん又は調整を行う。

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

市及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰り上げ交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年3月31日法律第97号）
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年8月27日法律第247号）
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法（昭和29年5月20日法律第119号）
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律第169号）
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- (10) 生活保護法
- (11) 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）
- (12) 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）
- (13) 知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第317号）
- (14) 売春防止法（昭和31年5月24日法律118号）
- (15) 老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）
- (16) 水道法
- (17) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成26年4月1日厚生労働事務次官通知）
- (18) 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）
- (19) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱（昭和50年2月18日厚生事務次官通知）

- (20) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
(平成13年8月1日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)
- (21) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱(昭和51年3月19日厚生事務次官通知)
- (22) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について
(昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知)

2 地方債

災害復旧事業等の対象となる地方債としては、次のとおり。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債
- (4) 地方公営企業災害復旧事業債
- (5) 火災復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん債等

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

激甚法の指定対象となる激甚災害が発生した場合、市及び県は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

1 激甚災害に関する調査

市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。

- (1) 市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。
- (2) 県(関係対策部)は、市からの被害報告を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、激甚法に定める必要な調査を行い、必要資料の調製等を行う。

2 激甚災害に対する特別な財政措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業

- エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - a 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業
 - b 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例（天災融資法が発動された場合適用）
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（政府系金融機関）
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 計画的な復興

【関係機関：各課共通】

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから、市は、復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし、計画的な復興を進める。

第1項 復興計画の策定

1 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。

2 計画策定の目標

再度災害防止により快適な都市環境を目指し、市民等の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

3 復興計画の策定

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り、進める。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。

4 市民等への情報提供

復興計画の策定に当たっては、市民等への情報提供をし、コンセンサスづくりに努めるものとする。

第2項 復興計画の推進

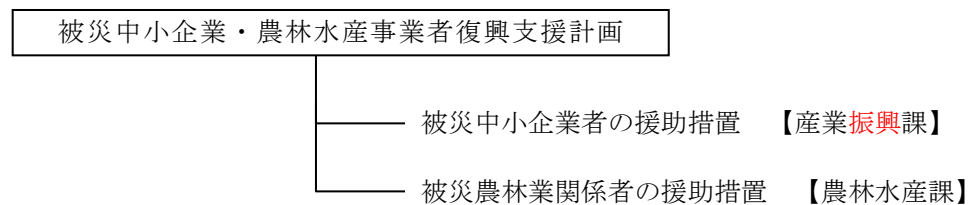
事業実施に当たっては、市、県等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

基本的な考え方

大規模災害等の発生時には、地域の中小企業、農林水産業等における生産施設設備についても大きな被害を被ることが考えられる。

地域の生産活動や雇用を支えるこれら事業者の活動の回復・維持と経営の安定は、被災後の社会生活の安定を図る上で重要なものとなることから、市、県及び関係機関は、協力して必要な措置を講じる。



第1節 被災中小企業者の援助措置

【関係機関：産業振興課】

市は、中小企業関係の被害状況、激甚法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

- 被災中小企業者に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図る。
- 県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。
- 信用力、担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
- 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

第2節 被災農林業関係者の援助措置

【関係機関：農林水産課】

市は、風水害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、経営の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林産業者の経営の安定を図る。

- 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- 株式会社日本政策金融公庫
- 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請。

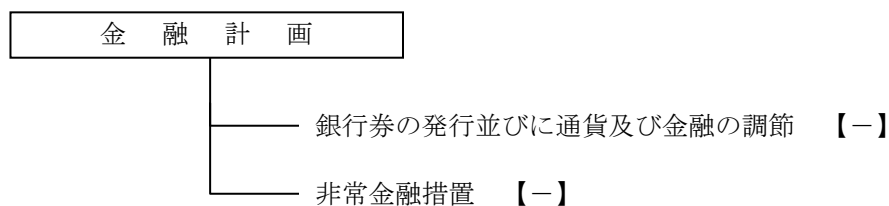
第5章 金融計画

基本的な考え方

大規模災害等の発生は、地域の産業、市民等に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地での早期の復旧復興に当たっては、通貨の円滑な供給、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営の金融対策が必要となる。

日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講じるものとする。



1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡の上、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 通貨及び金融の調節

必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講じることを要請する。

(2) 資金の貸付け

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議の上被災金融機関が早急に営業開始を行い得るよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、日本銀行は災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講じるよう要請する。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

5 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に市民等に提供するよう努める。

特に金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。